

笑顔あふれる

にぎわいとやすらぎのあるまち  
うしく

# 牛久市第4次総合計画 第2期基本計画

2025 ▶ 2028



# はじめに

本市は、令和3年3月に牛久市第4次総合計画を策定し、基本構想におけるまちづくりの将来像に「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」を掲げ、第1期基本計画を推進してまいりました。

第2期基本計画の策定に当たっては、第1期基本計画の達成度評価及び市民満足度調査や市民ワークショップなどの市民ニーズの把握を行い、第2期基本計画の4年間で取り組むべき方向を定めております。

また、本計画期間中である令和8年(2026年)には、市制施行40周年という節目の年を迎えることとなります。私たちは、これまで先人の方々が築き上げ、今日まで受け継いできた歴史や文化などの地域資源、市民の皆様の功績、豊かな自然環境など、市内外に誇れる素晴らしい資産を、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、歯止めのかからない少子高齢化や人口減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、緊迫化する国際情勢、世界的なエネルギー価格・物価高騰など、本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市においては、近年は、若年層の流出による少子化、高齢化による地域コミュニティの縮小など、様々な課題に直面しており、また、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、新たな地域課題や市民ニーズへの柔軟な対応が求められています。

このたび策定しました第2期基本計画では、様々な社会経済の変化に対応するとともに、各施策の取組の実行性をより高めていくため、人口ビジョン・総合戦略を一体的に策定し、両計画の効果的な運用を推進してまいります。さらに、計画期間の4年間において、市の持つ地域資源の磨き上げによる魅力向上、市民生活の面では子育て環境、公共交通の充実、市役所窓口の利便性向上、また、グローバル化や多様性への対応を強化し、本市に興味を持ち、魅力を感じ、住む人、働く人が一人でも多くなることを目指すという思いのもと、重点かつ戦略的に取り組むものとして、「7つの重点プロジェクト」を設定し、市政を推進いたします。本基本計画を、将来にわたって本市が発展するための指針とし、市民・事業者・行政が連携・協働することで、本市のまちづくりの将来像の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生推進会議の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位、そして市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

牛久市長 **沼田 和利**



## 目次

<b>序論</b> .....	1
1. はじめに .....	2
2. 計画について .....	2
3. 市の概要 .....	5
4. 基本構想の概要 .....	10
5. 牛久市の将来人口 .....	11
6. 時代の潮流 .....	12
7. 市民ニーズの把握 .....	14
8. 序論のまとめ .....	18
<b>基本計画</b> .....	21
基本計画の全体像 .....	22
施策体系 .....	24
重点プロジェクトについて .....	31
第1章【健康・医療・福祉】 .....	37
第2章【教育・文化】 .....	54
第3章【しごと】 .....	74
第4章【市民共創】 .....	88
第5章【生活基盤】 .....	102
第6章【環境】 .....	120
第7章【行政運営】 .....	130
<b>牛久市人口ビジョン</b> .....	144
1. 牛久市人口ビジョン改訂の背景 .....	145
2. 牛久市の人口の現状分析 .....	147
3. 牛久市人口ビジョンの検証 .....	154
4. 人口ビジョンの見直し .....	158
5. 人口の将来展望 .....	160
<b>牛久市デジタル田園都市構想総合戦略</b> .....	164
1. 策定の背景と趣旨 .....	165
2. 計画の期間 .....	166
3. 国が示すデジタル田園都市国家構想基本方針 .....	167
4. 牛久市人口ビジョンの概要 .....	169
5. 総合戦略策定にあたっての牛久市の課題と取組方針 .....	170
6. 総合戦略の施策体系 .....	172
7. 基本目標と施策 .....	173
8. 横断的目標と施策 .....	185
<b>資料編</b> .....	188

# 序 論

# 1. はじめに

---

## 1-1. 策定にあたって

---

本市では 2021（令和3）年に「牛久市第4次総合計画 第1期基本計画」を策定し、将来像である「笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまち」の実現に向けて市政運営を行ってきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動の停滞、国際紛争などに起因する社会情勢の不安定さなど、不確実で予測困難な社会状況が鮮明に認識されてきました。これらの社会状況の中、本市は、市民が安全と安心、幸せを実感することができ、より豊かに暮らせるまちを目指し、DX\*などの技術革新、グローバル化の進展、価値観やライフスタイルの変容など新たな視点を起点に、市民一人ひとりが自分らしく活躍できるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、国では、少子高齢化が予想を上回る早さで進行している状況を踏まえ、地方への人の流れをつくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方創生に取り組んできた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023（令和5）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。これにより、デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決を、より高度に、効率的に推進するものとしています。本市においても、人口減少対策には、健康・福祉、教育、産業など幅広い分野において、積極的に新たな技術を活用した取組が必要であることから、「第3期牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」として策定します。

さらに、政策・施策を網羅する総合計画と、人口減少対策の柱となる総合戦略の整合性を図りながら、両計画の効果的な運用を推進するべく、「牛久市第4次総合計画第2期基本計画」と「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定するものとします。

# 2. 計画について

---

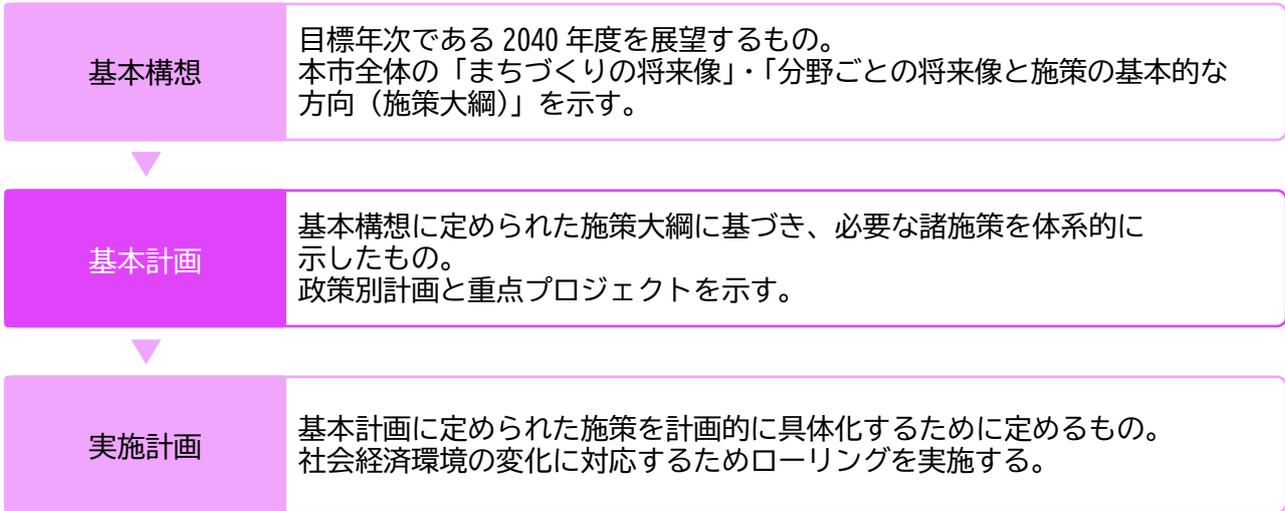
## 2-1. 総合計画とは

---

総合計画は、本市が策定する全ての行政計画の最上位に位置するもので、行政運営の総合的な指針となるものです。国や茨城県の動向や社会情勢、本市の現状を踏まえ、各分野に専門的な知識や経験を持つ方や市民の方々のご意見等を反映して作成します。

## 2-2. 計画の構成

総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されます。



## 2-3. 計画の期間

「基本構想」は 20 年の計画期間を見据えた長期的な構想となっています。「第 2 期基本計画」及び「デジタル田園都市構想総合戦略」の計画期間は 2025（令和 7）年から 2028（令和 10）年の 4 年間となっています。



## 2-4. 総合戦略とは

総合戦略は、全国的に進む人口減少と地方都市の衰退を食い止めるために、「まち」「ひと」「しごと」による地方創生の視点から、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会をつくることを目指した計画です。市民、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・土業（産官学金労言士）など、幅広い分野が連携し計画策定にあたります。

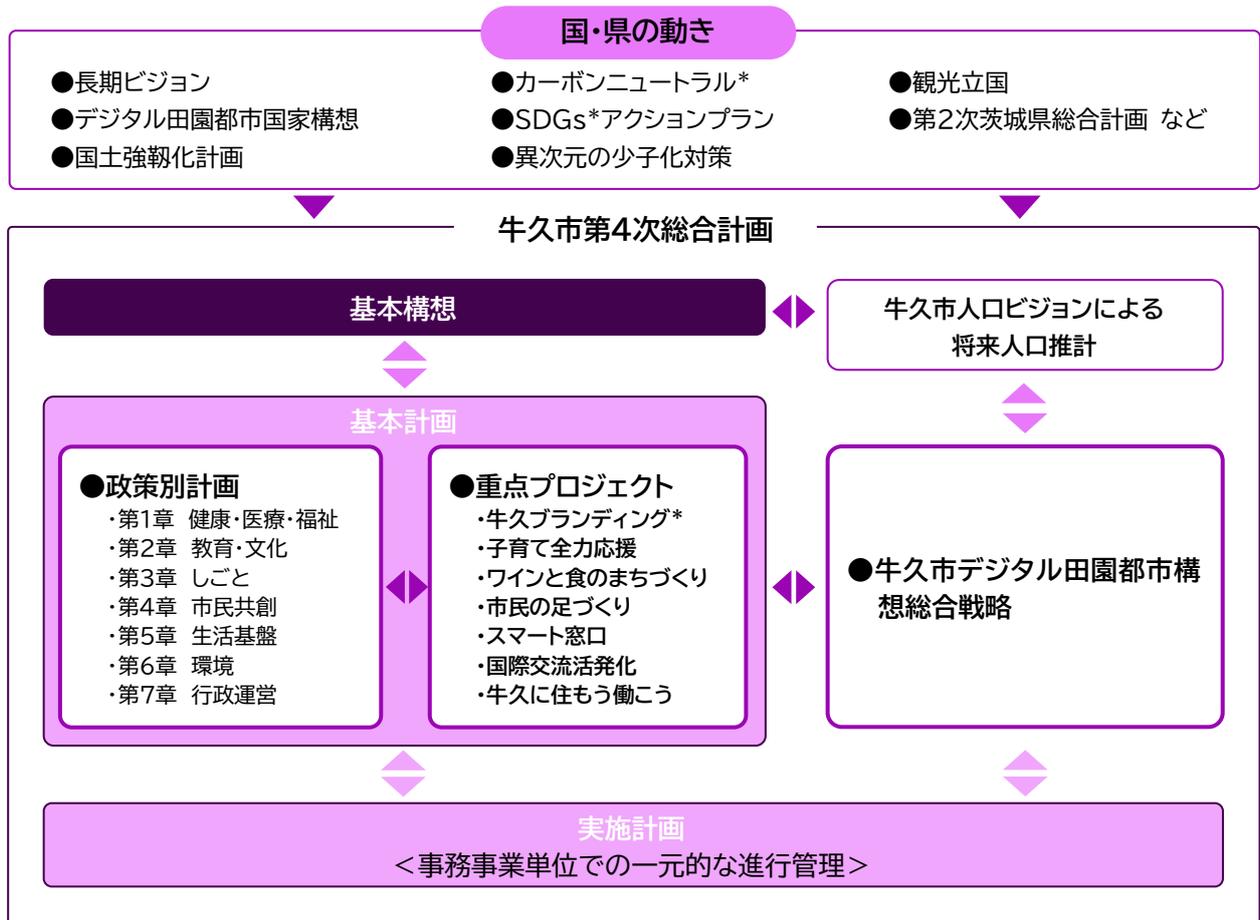
## 2-5. 人口ビジョンとは

本市の人口の現状を分析し、人口に関する認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。総合計画の将来人口推計は、人口ビジョンと整合を図るものとしします。

## 2-6. 総合計画と人口ビジョン、総合戦略の位置づけ

本市では 2024（令和6）年度に改訂作業を実施する「牛久市人口ビジョン」において、2060 年の将来目標人口を設定します。その中で推計する 2040 年の人口を、本計画の目標人口とします。

「牛久市第4次総合計画第2期基本計画」と「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定し、総合計画の施策体系のもと、一元的な進行管理による効果的・効率的な計画の実現を図ります。



## 3. 市の概要

### 3-1. 位置

本市は茨城県の南部、首都中央部から北東約 50 km、東経 140° 09′ 北緯 35° 58′ に位置し、県庁所在地の水戸市へは北へ約 50 km、本市の周辺に位置する土浦市やつくば市の中心部へは約 15 km の位置にあります。

周辺は、北側で土浦市、阿見町、東側で稲敷市、南側で龍ヶ崎市、西側でつくば市にそれぞれ隣接しています。

東京圏や隣接県とは、J R 常磐線、首都圏中央連絡自動車道・常磐自動車道で結ばれ、また、国道 6 号、国道 408 号や県道などにより周辺市町村との広域的な交通網が形成されています。

J R 常磐線の牛久駅やひたち野うしく駅は都心まで約 1 時間となっており、2015（平成 27）年に上野東京ラインが開通したことから、都心へのアクセスが更に向上しました。また、首都圏中央連絡自動車道の開通により、埼玉県や千葉県へのアクセスも向上しています。首都圏中央連絡自動車道 4 車線化の整備も進められており、交通利便性は更に高まっています。



### 3-2. 地勢

市域は面積 58.92 k㎡で、東西約 14.5km、南北約 10.7km となっています。

本市の中央部を流れる小野川周辺及び南西側の牛久沼周辺は沖積層の低層部となっており、その他の地域は関東ローム層の稲敷台地部によって構成され、平均海拔は概ね 20m前後です。

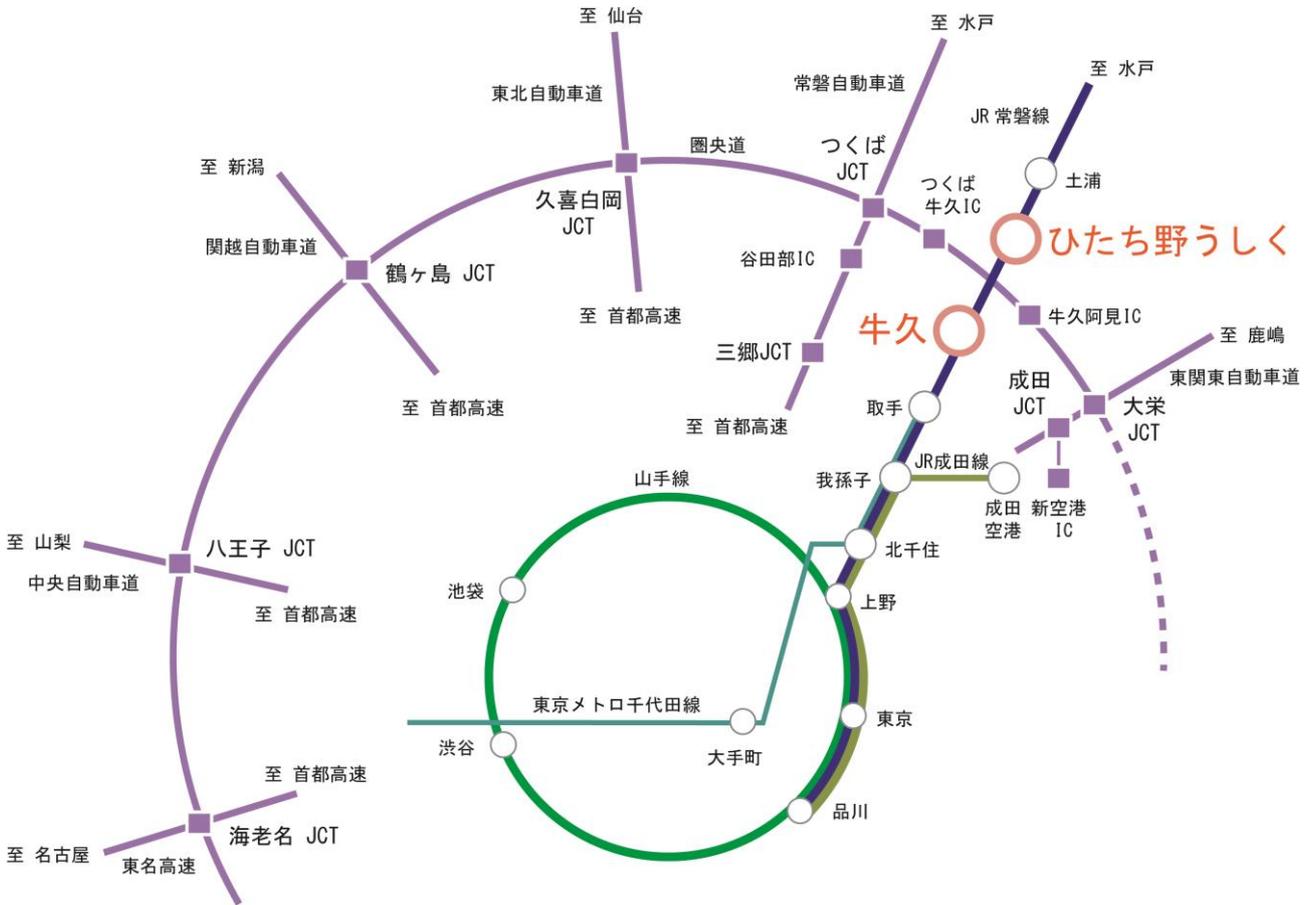
平坦な地域が多く、良好な住宅地が形成されていますが、小野川や稲荷川、牛久沼などの水辺空間、雑木林や谷津田などの里山景観も豊富にあり、水と緑に囲まれて、のびのびゆったりと過ごすことができる自然豊かな地域です。

### 3-3. 気象

水戸地方気象台龍ヶ崎観測所における、2023 年の平均気温は 16.0℃、平均風速が 2.6mで、年間雨量は 1,162.5mm となっています。

概して気候は温暖であり、豊かな自然により四季の移り変わりを感じることで恵まれた地域です。

[牛久市の広域交通網]



## 3-4. 沿革

### 古代

農耕を中心とした生活が営まれていたことが、数多くの古墳などの遺跡から明らかにされています。

### 中世・近世

中世から近世のころの「牛久のまち」の成り立ちをみると、平安時代以降、水戸を経て陸前に至る街道筋の集落が形成され、江戸時代には、旧牛久町に水戸街道（江戸と水戸を結ぶ）の牛久宿が形成されていました。

### 近代

明治時代以降は、旧牛久町として歩みを続けます。

1896（明治29）年に水戸から東京間の鉄道が開通し、その7年後の1903（明治36）年には初代神谷伝兵衛が日本初の本格的ワイン醸造所である牛久シャトーを建設、周辺を開墾して広大なぶどう園を経営しました。

第二次世界大戦後の1954（昭和29）年に旧牛久町と岡田村が合併、1955（昭和30）年には、奥野村と合併し、人口約15,000人となりました。

#### [町村合併の推移]

町村制施行前	牛久村 田宮村 城中村 遠山村 新地村 (含庄兵衛新田)	岡見村 柏田村 東大和田村 中根村 下根村 猪子村 結束村 東獺穴村 上太田村	奥原村 久野村 井ノ岡村 島田村 正直村 小坂村 桂村 大和田村
1889年(明治22年)4月1日 町村制施行	河内郡牛久村	河内郡岡田村	信太郡奥野村
1896年(明治29年)4月1日 郡制施行	稲敷郡牛久村	稲敷郡岡田村	稲敷郡奥野村
1954年(昭和29年)1月1日 町制施行	牛久町		
1954年(昭和29年)4月1日 第1次合併	牛久町(稲敷郡岡田村と合併)		
1955年(昭和30年)2月10日 第2次編入合併	牛久町(稲敷郡奥野村を編入合併)		
1957年(昭和32年)7月1日 編入	牛久町(阿見町大字福田の一部を編入)		
1986年(昭和61年)6月1日 市制施行	牛久市		

## 現代

1966（昭和 41）年に首都圏近郊整備地帯\*に指定され、ＪＲ常磐線、国道 6 号、408 号などによる広域交通利便性の高さもあいまって、東京圏のベッドタウンとして住宅建設が進みました。以降人口も増加し、1984（昭和 59）年には 5 万人を超え、1986（昭和 61）年に茨城県 19 番目の市として「牛久市」が誕生しました。その間、周辺地域では、筑波研究学園都市、龍ヶ崎ニュータウンなどの大規模な開発も進みました。

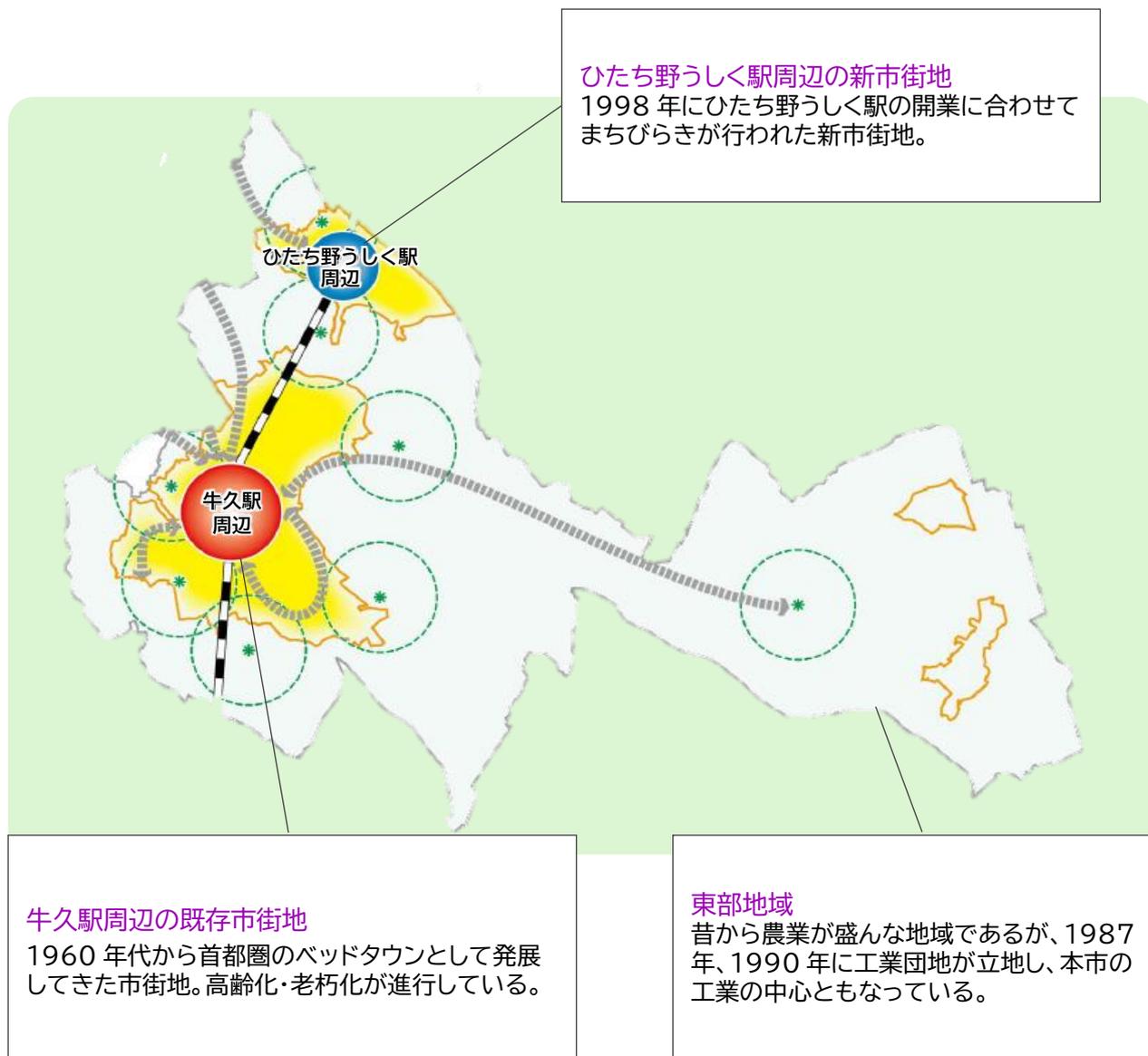
1987（昭和 62）年の第 4 次全国総合開発計画では、つくば市、土浦市と共に地域の中核を構成する拠点都市として、土浦・つくば・牛久業務核都市\*に位置づけられました。

その後、本市では、1998（平成 10）年にＪＲ常磐線ひたち野うしく駅が開業し、人人ニュータウンまちびらきが行われました。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）についても順調に整備が進められ、2007（平成 19）年 3 月には、つくば牛久 I C～阿見東 I C 間が開通し、インターチェンジが 2 か所設置されました。現在は、圏央道の 4 車線化の整備が進められており、2025（令和 7）年から順次開通し、2026（令和 8）年度までの全線開通を目指しています。

交通利便性の高さや、ベッドタウンとして成長してきたことによる生活利便施設の充実などにより、「住みやすいまち」として人口の流入が継続していましたが、ひたち野うしく駅周辺地区の住宅地の供給が落ち着いてきた影響もあり、2017（平成 29）年 12 月の 85,255 人をピークに人口減少に転じました。2024（令和 6）年 9 月時点では 83,806 人と減少傾向は続いています（住民基本台帳）。

### 3-5. 地域の特徴

駅周辺の市街地や、市域の東部など、地域ごとにそのなりたちが異なります。それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりが求められます。



## 4. 基本構想の概要

### 4-1. まちづくりの将来像

本計画においては、牛久市第4次総合計画の基本構想に定めるまちづくりの将来像「笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまち うしく」、基本目標「ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る」を継承します。

#### ■まちづくりの将来像と基本目標

【まちづくりの将来像】

笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく

【基本目標】

ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る

#### ■政策形成と推進の視点

- ・市民とにぎわいのあるまちを育てる
- ・市民一人ひとりが自分らしく生きる
- ・市民のやすらぎのある暮らしを守る

### 4-2. 施策の大綱

まちづくりの将来像と基本目標、政策形成と推進の視点を踏まえた本市の総合的な行政を進めていくにあたって、次の7つの政策分野を定めます。

#### ■7つの政策分野

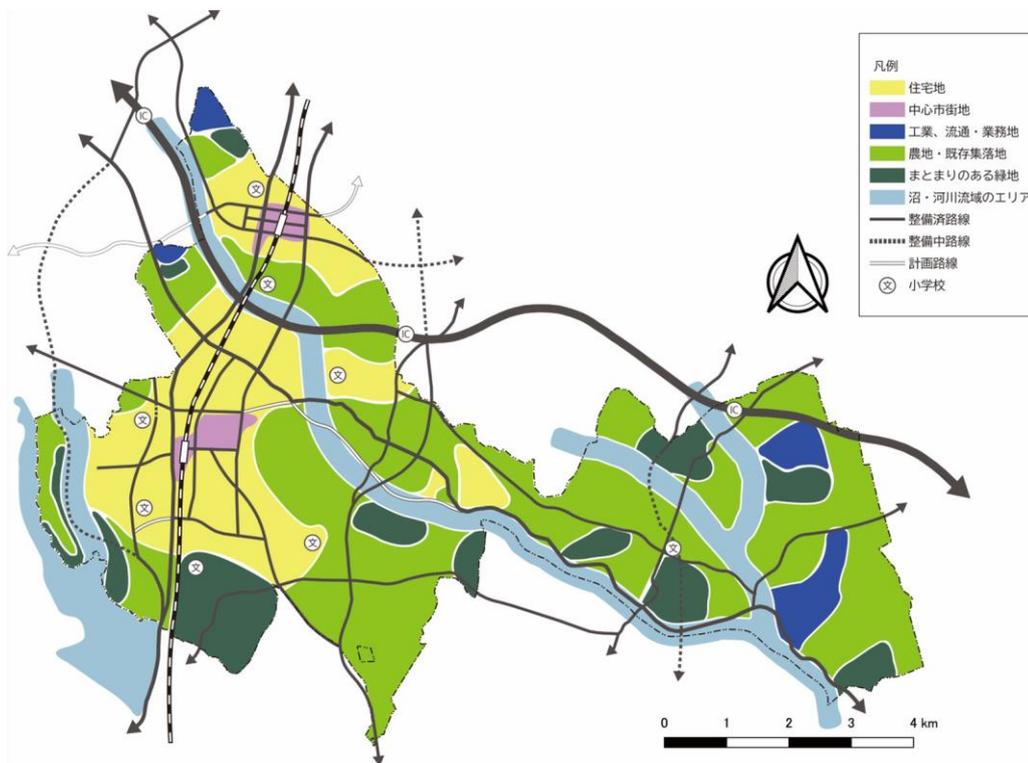
1	すべての人が生き生きとした人生を送るまち	健康・医療・福祉分野
2	未来を拓き、地域を担う人が育つまち	教育・文化分野
3	魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち	しごと分野
4	みんなの創意工夫で未来をつくるまち	市民共創分野
5	多様な世代が安心快適に住み続けられるまち	生活基盤分野
6	豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち	環境分野
7	行政が市民に信頼されているまち	行政運営分野

### 4-3. 土地利用の基本的考え方

本市の豊かな自然や地域文化とのつながり、市民のやすらぎのある暮らしを守るとともに、まちの機能の集約と連携によりにぎわいや活力を生み出すことで、多様な世代が安心快適に暮らせるまちをつくりまします。本市の土地利用においては、以下の基本的な考え方に基づき、持続可能なまちづくりに向けた土地利用を目指します。

〈土地利用の基本的な考え方〉

- (1) 市街地と自然環境の調和
- (2) 人口の変化を見通した持続可能な土地利用
- (3) 地域の特性に合わせた生活圏の形成



## 5. 牛久市の将来人口

2016（平成 28）年の「牛久市人口ビジョン」策定以降、本市を取り巻く環境は大きく変化してきました。社会情勢の変化や令和 2 年に実施された国勢調査の結果などを踏まえ、当該人口ビジョンの検証に基づき、新たな将来人口の目標を策定しました。

<b>2040 年将来人口</b>	<b>82,000 人</b>
<b>2060 年将来人口</b>	<b>81,000 人</b>

## 6. 時代の潮流

---

### 6-1. 人口減少・少子高齢化の進展

---

2020（令和2）年の国勢調査によると、我が国の人口は1億2,615万人で、2015（平成27）年と比べると95万人の減少（0.7%減少）となっており、人口減少は今後更に加速していくことが予測されています。このまま生産年齢人口が減少すると、労働力の不足、国内の経済・市場規模の縮小、社会保障の負担増など様々な社会的・経済的課題につながる事が想定されます。

地方における人口減少・少子高齢化の進展は、地域経済・産業の担い手不足、コミュニティの希薄化など、深刻な地域課題となっています。

### 6-2. 安全・安心なまちづくりと防災意識の高まり

---

近年、地球温暖化等を原因とした気候変動による異常気象が激甚化・頻発化しており、将来的に増加する可能性も指摘され、気象災害等に対するリスクの高まりが懸念されています。リスクに対応していくためには、治水や防災・減災、避難体制の確保などソフト・ハード両面からの対策が重要です。

また、2024（令和6）年1月に発生した「能登半島地震」はM7.6、最大震度7で人的被害や家屋等の倒壊、津波や火災、土砂災害等の甚大な被害をもたらしました。将来発生が予測される南海トラフ巨大地震や首都直下地震においても、広範囲にわたる人的・物的被害の発生が予想されています。

### 6-3. 環境問題・エネルギー問題への対応

---

地球温暖化や気候変動等の影響が世界共通の課題となる中、2015（平成27）年の「パリ協定」の採択を契機に各国で「カーボンニュートラル\*」への認識が広がり、脱炭素化\*の取組が進められています。

我が国においても2020（令和2）年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。また、化石エネルギーからクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション\*」（以下「GX\*」という。）の実現に向けた方針がとりまとめられ、GXによる経済成長等が期待されています。

### 6-4. 先端技術の進展による社会変革

---

近年、AIやIoT\*、ビッグデータ、ブロックチェーン\*などの先端技術の進展により社会全体が大変革期を迎えています。これらの技術をあらゆる産業や社会生活に活用することにより、新しい価値やサービスが創出され、人々に豊かさをもたらす未来社会「Society5.0\*」を実現し、様々な社会課題の解決と経済社会の進展を目指しています。

多くの社会的課題を抱える地方自治体においても、「自治体デジタルトランスフォーメーション」（以下「自治体DX\*」という。）を推進し、技術を活用して行政サービスの効率化と地域住民の利便性の向上、更には地域社会の維持・発展につなげていくことが求められています。

## 6-5. 持続可能なまちづくりへの取組の広がり

2015（平成 27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標（SDGs\*：Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）は、2030（令和12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として掲げられました。17のゴールと169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

我が国では2016（平成28）年5月にSDGs推進本部を設置し、毎年「SDGsアクションプラン」を策定して取組を進めており、近年では地方創生に向けたSDGsの推進が重点事項となっています。

## 6-6. 多様化の進展と共生社会の実現

人生100年時代を迎え、働き方やライフスタイル、価値観、家族の姿は多様化しています。また、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、価値観、キャリアなどの多様な属性を持つ人々が生活を営んでおり、これらの人々を包摂し、誰もが尊厳が守られる共生社会を形成することが重要です。社会全体では、多様な人が希望に応じて家庭や仕事で活躍できる環境づくり、誰もが平等に尊重され多様性が受容されるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン\*（多様性・公平性・包摂性）の推進に取り組むことが求められています。これらの実現により、人々の幸福(Well-being)や社会の活力の向上にもつながるものと考えられます。

## 6-7. 教育のICT\*化と生涯を通じた学びの推進

近年、技術革新による「Society5.0\*」の時代や、自然災害、感染症の拡大、国際情勢の変化など、予測困難な時代が到来し、教育を取り巻く環境が変化しています。

我が国では2019（令和元）年より「Society5.0」の時代に対応する「GIGAスクール構想\*」を推進し、教育におけるICT活用が加速しました。より変化する社会に対応するためには、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和時代の日本型学校教育」とデジタル技術等を活用し、教育現場を変革していく「教育DX\*」の推進が重要となっています。また、生涯学習分野でも、社会人の学び直し（リカレント教育）\*や新たな時代に求められるスキルを取得する（リスキリング\*）ための機会、インターネット等を活用した学習機会の提供など時代に応じた学びの在り方が重要となっています。

## 6-8. 地方創生の深化のための取組

我が国においては2014（平成26）年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方が成長力を確保して活力を取り戻し、人口減少問題を克服すること（地方創生）を目標に、国や地方をあげて取組を進めてきました。

地方創生におけるDX推進の動きは加速化し、AI、IoT\*等のデジタル技術を活用して地方の社会課題を解決することを目的に、2022（令和4）年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しています。全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、デジタルインフラ整備や自治体DXの推進を掲げています。

# 7. 市民ニーズの把握

## 7-1. 市民満足度調査

2024（令和6）年2月に実施した市民アンケート「牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査」において、「市政全般における実感度」並びに「もっと充実してほしい施策」などについて、市民がどのように感じているかを捉える調査を実施しました。

### 実感している施策 TOP 3

> > >

1	施策分類 ▶ 健康・医療 すべての市民が健康的な生涯を過ごすことができ、感染症流行時にも迅速に命が守られる地域づくりを進めている	48.8%
2	施策分類 ▶ 生活インフラ 道路や下水道の計画的な整備やバリアフリー対応によって、快適に暮らせるまちづくりを進めている	40.4%
3	施策分類 ▶ 景観・公園 牛久シャトーなどの歴史的建造物や街並み、牛久沼などの自然資源を活かした景観づくりを進めている	39.1%

1

施策分類 ▶ 景観・公園

市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する

23.2%

2

施策分類 ▶ 中心市街地活性化

牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり

22.6%

3

施策分類 ▶ 観光振興

日本遺産\*「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築する

22.5%

### もっと充実してほしい施策 TOP 3

< < <

## 総合計画策定にあたって着目すべき点 TOP 5

1	健康・医療	47.4%
2	高齢福祉	44.1%
3	駅周辺の活性化	37.1%
4	子ども福祉	36.1%
5	地域交通	30.3%

「健康・医療」では、居住年数が10年未満の方が全体平均と比較してやや高い割合に。

「子ども福祉」は 10歳代・20歳代・40歳代が、「高齢福祉」は 60歳代以上が全体平均と比較してやや高い割合となっています。  
市民のライフステージに合わせた福祉が求められています。



## 分野別にみた もっと充実してほしい施策TOP3



### －健康・医療・福祉－

1	医療体制の充実により市民の安心を確保する	20.8%
2	医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する	19.4%
3	高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する	16.3%

### －教育・文化－

1	安心して通学と学習ができる環境をつくる	21.7%
2	教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える	16.9%
3	より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる	14.6%

### －しごと－

1	日本遺産*「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築する	22.5%
2	市の魅力を知ってもらう機会を増やす	19.1%
3	観光客に訪れてもらう仕組みをつくる	18.0%

### －市民共創－

1	市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する	12.6%
2	すべての世代がほどよく助け合えるまちづくりを推進する	12.3%
2	市民の市政や選挙への関心を高める	12.3%

### －生活基盤－

1	牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり	22.6%
2	交通弱者等の移動手段の確保・充実を推進する	21.6%
3	夜間や人通りの少ない場所における安全を確保する	18.3%

### －環境－

1	市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する	23.2%
2	騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する	16.4%
3	歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する	15.6%

### －行政運営－

1	合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する	22.1%
2	正確な公金管理を推進する	19.7%
3	市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する	16.8%

- 牛久シャトーを軸とした観光、牛久駅周辺のにぎわいづくりなど、拠点を活かした活性化への期待が高くなっています。
- 公園・緑地など、居心地の良い公共空間が求められています。
- 市からの分かりやすい情報発信が求められています。

## 7-2. ワークショップ

計画策定に市民の声を活かすため、まちを支える“地域で活躍する人”と交流しながら、まちづくりについて学び、今後の取組のアイデアについて話し合うワークショップを開催しました。

テーマ：『みんなが笑顔になるまちってどんなまち？  
～牛久市のまちを研究してみよう！～』

参加者：10歳代～70歳代の市民21名、地域で活躍する人7名  
(認知症の人と家族の会茨城県支部副代表2名、牛久市文化協会会長、牛久市近代農業促進協議会会長、牛久市区長会会長、牛久市国際交流協会料理部会長、牛久市防災会防災士\*部会副委員長)、地域コーディネーター1名



### ■ワークショップの内容

参加者は5テーブルに分かれ、各「テーブルテーマ（政策分野）」の本市の取組状況や、地域で活躍する人の話を聞き、良いと感じた点や気づいたことや困っていること（問題点）、また、まちの現状を踏まえて笑顔になれるまちのイメージなどについて話し合いました。

下記は、まちの現状について各テーブルで出た主なご意見を整理したものです。

#### 健康・医療・福祉 テーブル

- 大小問わず医療機関が多い。一方で、働く世代は受診の時間が合わない。かかりつけ医制度の活用ができていない（オンラインなど）。
- 認知症予防、介護予防教室など高齢者の取組が充実しているが、地域差がある。
- 子育て支援（特に助成面）は厚いが、充実度に地域差がある。
- 相談体制が身近に整備されており、地区社協の動きは活発。一方で民生委員の高齢化などが課題。



#### 教育・文化 テーブル

- 学校教育の新しい取組や配慮が必要な子への支援が様々ある。
- 子どもたちの遊び場・交流の場が少ない（図書館や公園等を利用しやすいものに）。
- 地域の農産物を使用した学校給食が美味しい（野菜が美味しい）。
- 牛久シャトーなどの文化財に関する教育やPRが十分でない。



## しごと テーブル

- 牛久シャトーをはじめ、牛久のシンボルとなる観光資源はあるが、活用しきれていない（ターゲットが不明確、情報発信、ハード整備など）。
- 新規就農者や外国人就業者が増加している。
- 牛久駅周辺に個性的な個人商店がないため、活気がない。
- 若者が魅力的に感じる仕事や就業機会がない。車がないと仕事ができない。



## 市民共創・行政運営 テーブル

## 【市民共創】

- 日本語を教えるだけでなく、海外の文化を学ぶ姿勢も必要。
- 地域で活躍するスキルを持っている人の活躍の場が少ない。
- リタイアした人の活躍の場が少ない。
- 行政区などのコミュニティに関わらない人が増えてきた。
- 行政がリーダーシップを持って、市民同士をつなぐ役割を担い、市民同士の活動をサポートしてほしい。

## 【行政運営】

- 市民の声が届きやすく、対応が早い。
- 市の取組が知られていない。
- 市民や団体の活動の連携を、市がつなぐ役割を担ってほしい。



## 生活基盤・環境 テーブル

## 【生活基盤】

- 駅周辺に商店や公共施設を立地させ利便性を向上させたい。
- 「かっぱ号」、「うしタク」をもっと気軽に、便利に移動できるようにしたい。
- かっぱメール、防災アプリで手軽に緊急時の情報取得が可能に。一方で、高齢者の中にはツールを使えない人もいる。
- 災害が少ないことはメリットだが、防災意識の低さや対策不足を感じる。

## 【環境】

- 自然が豊か。散歩も楽しい。自然保護活動している人も多いと感じる。
- 公園はあるが周知されていない。ひたち野みずべ公園は以前より汚くなった印象。
- クリーンセンターがあるので便利。ごみが捨てやすい。
- バイオマス\*タウン構想について住民にもっと知ってもらいたい。



## 8. 序論のまとめ

### 8-1. 課題の整理

市の概要や時代の潮流、市民ニーズの把握などから、政策別計画ごとに市の課題を整理し、課題を踏まえた視点を整理します。

#### ■課題の分析

政策分野	課題の分析結果
<b>1 健康・医療・福祉</b> すべての人が生き生きとした人生を送るまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポストコロナの対応</li> <li>●地域と連携した福祉人材の確保とサービスの充実</li> <li>●高齢化に対応した公共交通の充実</li> <li>●高齢者・障がい者の持つ知識や技能を活かせる場づくり</li> <li>●子育てがしやすい環境づくり</li> </ul>
<b>2 教育・文化</b> 未来を拓き、地域を担う人が育つまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT*の活用や校務のデジタル化など教育DX*の推進</li> <li>●世界的視野で行動する力を育む国際教育の推進</li> <li>●経済的な支援などによる教育格差の解消</li> <li>●地域と連携した学びの充実</li> <li>●ヤングケアラー*等配慮を必要とする子どもの支援</li> <li>●社会教育の担い手の確保と新たな人材の育成</li> </ul>
<b>3 しごと</b> 魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若い世代が働きたくなる環境づくり</li> <li>●中小企業の支援</li> <li>●企業誘致による地域経済の活性化と雇用の創出</li> <li>●担い手の確保による農業の振興</li> <li>●牛久シャトーの運営の発展的見直し</li> <li>●牛久シャトーを軸とした観光振興の推進</li> </ul>
<b>4 市民共創</b> みんなの創意工夫で未来をつくるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で活動する人材の発掘とネットワークづくりによる地域活動の支援</li> <li>●元気な高齢者が活躍できる場づくり</li> <li>●年齢・性別にかかわらず、誰もが能力を発揮できる社会の実現</li> <li>●多文化共生の地域づくりや多様性を認め合う社会づくり</li> </ul>
<b>5 生活基盤</b> 多様な世代が安心快適に住み続けられるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用と居住の場の整備による人口流入政策の推進</li> <li>●牛久シャトーや駅周辺のにぎわいづくりの推進</li> <li>●「かっぱ号」や「うしタク」を活用した公共交通の利便性向上</li> <li>●災害に強いまち・防災対策の充実</li> </ul>
<b>6 環境</b> 豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の魅力である限りある自然環境の保全・活用</li> <li>●市民が集い、やすらげる公園など快適な公共空間の創出</li> <li>●循環型社会の実現に向けた取組の推進</li> <li>●不法投棄などの環境衛生問題への対応</li> </ul>
<b>7 行政運営</b> 行政が市民に信頼されているまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体 DX の推進による市民サービスの向上や市役所機能の高度化</li> <li>●市民目線に立った、市民に届く情報発信</li> <li>●人口減少時代に対応した合理的・効果的な行財政運営</li> <li>●公共施設の長寿命化や老朽化施設の計画的な更新</li> </ul>

## ■基本計画策定に向けた視点

### 第1章 健康・医療・福祉

誰もが健康で幸せな暮らしを送ることができる社会を構築するためには、安心して医療・福祉を受けることができる体制づくり、高齢者福祉体制の充実、障がい者の自立・就労・社会参加支援に取り組むことが必要です。また、子育て家庭の負担を軽減する経済的支援や相談体制の充実など、子育てしやすい環境づくりが求められています。

### 第2章 教育・文化

未来を自分らしく生き、課題解決ができる人材を育むためには、グローバル化、共生社会に対応した国際教育の強化、教育DX\*の推進を通して、時代の変化に対応した教育の推進が必要です。また、困難な立場にある親、子どもを早期発見し、心身の健康を守り・寄り添う取組や教育格差の解消に向けた取組が重要です。社会教育においては、主体的な活動を継続するための人材育成、市民の誰もが豊かに学び続けられる機会の充実が求められています。

### 第3章 しごと

魅力ある仕事とにぎわいの創出を目指し、圏央道の4車線化など広域的な波及効果を活かした産業振興に取り組んでいくことが必要です。若い世代が働きたくなる環境づくりや、地域の活力につながる市内中小企業の経営支援による雇用の確保も重要です。また、農業においては、担い手が高齢化するなか、稼げる農業の振興、特産品の開発など、持続可能な農業に向けた取組が求められています。観光においては、牛久シャトーを軸とした観光振興が期待されています。

### 第4章 市民共創

市民が共創し、よりよいまちを目指すために、市民の主体的な活動の活性化をサポートする人材ネットワークづくりが求められています。また、元気な高齢者が経験や知識を活かして活躍できる社会、性別にかかわらず誰もが公平に能力を発揮できる社会の実現に取り組む必要があります。さらに、多様なバックグラウンドを持つ人々がお互いに理解し合える地域づくりが求められています。

### 第5章 生活基盤

多様な世代が安心して快適に住み続けられるよう、人口流入政策として、空家の利活用や中古住宅の再生、雇用の創出と連動した住宅供給に取り組むとともに、牛久駅周辺や牛久シャトーを中心としたにぎわいの創出を図っていく必要があります。また、高齢者などの交通弱者の暮らしを支える公共交通の充実が求められています。さらに、災害時に誰一人取り残さない防災体制の充実を図り、安心して住み続けられるまちづくりに取り組む必要があります。

### 第6章 環境

本市の豊かな自然を守り、共生していくために、自然・歴史・文化についての学びや体験の機会を提供するなど、豊かな自然を次の世代へ継承していく必要があります。まちなかにおいては、市民が集い、やすらげる公園など市民の憩いの場となる緑豊かな公共空間の創出が求められています。また、地球温暖化による気候変動が激甚化・頻発化するなか、循環型社会（ゼロカーボンシティ\*）の実現に向けた取組の充実が求められています。

### 第7章 行政運営

より信頼されるまちを目指して、自治体DXの推進により、窓口サービス等の市民の利便性向上や、市役所機能の高度化・専門化を進めていくことが重要です。また、市民への情報発信にあたっては、デジタル技術を活用し、積極的に様々な情報発信に取り組むとともに、時代の変化に対応した合理的・効果的な行財政運営が求められています。また、公共施設の長寿命化や老朽化した公共施設の計画的な更新など、長期的な視点で安定した公共サービスの提供に取り組む必要があります。



# 基本計画

# 基本計画の全体像

## 基本計画の構成

基本計画は、序論 4-2 に示す 7 つの政策分野ごとに施策、施策の展開方向、取組内容を示しており、以下のように「章・節・項・目」と分類しています。

<b>章</b>	大分類。「健康・医療・福祉」「教育・文化」「しごと」「市民共創」「生活基盤」「環境」「行政運営」の7つの政策分野に分類しています。
<b>節</b>	中分類。例えば「健康・医療・福祉」分野では、「地域福祉」「地域福祉・地域医療」「子ども福祉」「高齢者福祉・介護保険」「障がい福祉」「健康・医療」の6つの施策に分類しています。
<b>項</b>	小分類。施策ごとの具体的な「展開方向」。例えば「地域福祉」分野では、「地域福祉に関する理解促進」「市民主体の地域福祉活動の支援」「社会福祉サービスの充実」の3つの方向性に分類しています。
<b>目</b>	細分類。施策の「展開方向」を更に具体化した「取組内容」を記載しています。

次項より、政策分野から施策、施策の展開方向までの一覧を掲載しています。

「節」ごとの記載内容は以下の通りです。

施策分類(節・中分類)

節ごとの目標

**第1節 無理なく、ほどよく助け合える地域づくり**

地域福祉

基本構想の施策大綱で示している取組の方向性

参照指標	基準値	目標値

現状・課題等

節ごとの目標に向かって進んでいるかどうかを検証する際に参照する指標

- 
- 
- 
- 

本節に関連する現状や課題などを記載

---

本節に関連する統計データなどを記載

**施策の展開方向と取組内容**

(1) 施策の展開方向(項・小分類)

- ① 取組内容(目・細分類)
- ②
- ③

(2) ●●●●●●●●●●●●●●●● (■□■□■)

- ① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
- ② △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△。
- ③ □□□□□□□□□□□□□□。

(3)

- ①
- ②
- ③

## 指標設定の基本的な考え方

### 趣旨:

- ・総合計画に登載した政策・施策の効果を把握し、達成状況を適正に評価することを目的に、基本施策ごと、行政活動の成果を測る指標を設定するとともに、計画期間内における目標値を定めるものです。
- ・指標設定により、市民へ施策の進み具合を分かりやすく示すとともに、行政内部で指標を確認することで施策の進行管理、経済性や効率性の状況の把握が可能となります。

### 基準値:

- ・主に令和5年度の実績を数値で示しています。

### 目標値:

- ・過去からの傾向や、他市の情報などを参考としながら目標値を設定しています。
- ・目標値は、高すぎたり低すぎたりすることなく、施策の手段である事業の実施によって達成可能な値とした上で、事業による状況の改善などの積極的な効果を加えたものとします。
- ・目標値は、担当各課に継続的に確認し、進行管理を行うものとします。

# 施策体系

章	節	項
1	すべての人が生き生きとした人生を送るまち(健康・医療・福祉)…P37	
1	無理なく、ほどよく助け合える地域づくり(地域福祉)…P38	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民みんなで支え合う意識を醸成する(地域福祉に関する理解促進)</li> <li>(2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する(市民主体の地域福祉活動の支援)</li> <li>(3) 支援の必要な市民の暮らしを守る(社会福祉サービスの充実)</li> </ul>	
2	すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり(地域福祉・地域医療)…P40	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する(地域包括ケアシステム*の充実)</li> <li>(2) 制度・分野の枠を超えた福祉サービスを展開する(分野横断型支援の充実)</li> <li>(3) 医療体制の充実により市民の安心を確保する(地域医療体制の充実)</li> </ul>	
3	すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり(子ども福祉)…P42	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 親子のこころと生活の安定を支援する(出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援)</li> <li>(2) 安心して子どもを預けられる体制を整える(保育・預かりサービスの充実)</li> <li>(3) 地域ぐるみの子育て活動を促進する(市民による子育て活動の支援)</li> <li>(4) すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る(支援が必要な家庭の早期発見と対策)</li> </ul>	
4	すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり(高齢者福祉・介護保険)…P44	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者の生きがいづくりを支援する(社会参加、生涯学習支援)</li> <li>(2) 高齢者の心身の健康維持・向上を支援する(介護予防・生活支援)</li> <li>(3) 認知症を理解し、予防、支援する(認知症対策の充実)</li> <li>(4) 高齢者と介護者の暮らしの不安を軽減する(高齢者福祉サービスの充実)</li> <li>(5) 高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する(介護保険サービスの充実)</li> </ul>	
5	すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり(障がい福祉)…P47	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる(障がいに対する理解促進、市民協働の推進)</li> <li>(2) 障がいのある子どもの育ちと学びを支援する(障がい児保健・療育・教育支援の充実)</li> <li>(3) 障がいのある人の生きがいづくりを支援する(障がい者の就労、地域活動への参加促進)</li> <li>(4) 障がいのある人の安定した生活を支援する(障がい者の日常生活支援)</li> <li>(5) 障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する(障がい福祉サービスの提供体制の整備)</li> </ul>	
6	すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり(健康・医療)…P50	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民の生涯を通じた健康づくりを推進する(「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進)</li> <li>(2) すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する(妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実)</li> <li>(3) 年代や障がい等の特性にあわせた保健サービスを提供する (成人期・高齢期と障がい者の保健サービスの充実・障がい者等に対する医療費支援)</li> <li>(4) こころの健康の維持・向上を促進する(精神疾患・自殺対策の推進)</li> </ul>	

2 未来を拓き、地域を担う人が育つまち(教育・文化)・・・P53

1 「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ(学校教育)・・・P54

- (1) 確かな資質・能力を育む教育を推進する(確かな資質・能力の育成)
- (2) 豊かな心を育む教育を推進する(豊かな心の育成)
- (3) 健やかな身体を育む教育を推進する(健やかな身体の育成)
- (4) 時代の変化に対応できる教育を推進する(変化に対応する力の育成)

2 多様なニーズに対応する教育の推進(多様な教育ニーズ)・・・P57

- (1) 特別な配慮の必要な児童生徒を組織的・計画的に支援する(個々の教育ニーズへの対応)
- (2) 地域の人々との協働により子どもたちの学びの質を高める(地域人材による教育の推進)
- (3) 安心して通学と学習ができる環境をつくる(学校安全の推進)
- (4) 教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える(教員の資質・能力の向上と働き方改革の推進)
- (5) 時代の変化にあわせて学校施設を整備する(学校施設・設備の計画的な整備)

3 人格形成の基礎を培う就学前教育と家庭教育の推進(就学前教育・家庭教育)・・・P60

- (1) 義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成する(就学前教育の充実)
- (2) 親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくる(家庭教育の支援)

4 一人ひとりが豊かに学び続ける生涯学習の推進(生涯学習)・・・P62

- (1) だれもが学びに向かうことのできる環境を整える(学習機会の提供と活動支援)
- (2) 人生をより豊かに生きるための生涯学習を推進する(多様な生涯学習の推進)
- (3) 市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼りになる図書館」をつくる(図書館サービスの充実)
- (4) 学校運営協議会制度を導入している学校(コミュニティ・スクール\*)の充実と地域とともにある学校づくりを推進する(地域と学校の連携強化)
- (5) 地域とのつながりで子どもたちを守り育てる(青少年の健全育成)
- (6) だれもが快適に学べる生涯学習施設・設備を整備する(生涯学習施設・設備の計画的な整備)

5 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり(文化芸術)・・・P66

- (1) 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる(文化芸術活動への参加促進)
- (2) 文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する(文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信)
- (3) 郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ(文化遺産の保存活用と地域文化の伝承)
- (4) 文化芸術施設を整備し交流を促進する(文化芸術施設の計画的な整備)

6 生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり(生涯スポーツ)・・・P69

- (1) 市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する(スポーツ活動の情報発信)
- (2) より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる(スポーツ活動機会の提供・活動支援)
- (3) 子どもたちのスポーツの充実(子どもたちのスポーツの充実)
- (4) スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する(スポーツ人材・組織の育成)
- (5) プロスポーツ団体や近隣市町村との連携を強化する(プロスポーツ団体・近隣自治体との連携・活用)
- (6) 多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する(スポーツ施設の計画的な整備)

3 魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち(しごと)…P73

1 若者等が働きたくなる「しごと」づくり(商工業振興)…P74

- (1) 市内企業の魅力を高める(経営力向上支援)
- (2) 魅力ある事業の継続を支援する(事業継続支援)
- (3) 市民の暮らしやすさを高める「しごと」を支援する(市民生活の向上に資する事業の支援)

2 すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり(就業環境整備)…P76

- (1) 市内で安心して働ける環境を整える(労働環境の向上)
- (2) 市内雇用を維持・拡大し、就業を促進する(市内就業の促進)
- (3) 職業能力向上により市民の就業機会を増やす(職業訓練等による就業支援)

3 新しい「しごと」が生まれるまちづくり(創業支援・企業誘致)…P78

- (1) 新しい「しごと」にチャレンジする市民を応援する(起業・創業支援)
- (2) まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する(企業誘致)
- (3) 立地特性を生かした企業誘致により雇用機会を拡大する(IC周辺地域への企業誘致)

4 未来へとつながる農業と担い手づくり(農業振興)…P80

- (1) 農業者の経営基盤を強化する(農業生産環境の整備)
- (2) チャレンジする農業者を育成・支援する(収益力向上支援)
- (3) 次代の農業を担う若者を確保・育成する(新規就農者の支援)
- (4) 地域の農産物の消費を拡大する(地産地消・地産外消の促進)
- (5) 農村地域の魅力で多様な交流を促進する(農村交流の促進)
- (6) 貴重な農村の環境を保全する(農村環境の保全)

5 市民も市外の人にも楽しめるにぎわいのあるまちづくり(観光振興)…P83

- (1) 日本遺産\*「牛久シャトー」を軸とした『ワインと食』による観光振興事業を推進する(観光振興事業の推進)
- (2) 地域の観光資源を磨き上げ活用する(観光資源の整備・活用)
- (3) 観光客に訪れてもらう仕組みをつくる(観光ルート形成、回遊促進)
- (4) 市の魅力を知ってもらう機会を増やす(イベント等による集客促進)

章 節 項

4 みんなの創意工夫で未来をつくるまち(市民共創)・・・P87

1 すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり(市民参加)・・・P88

- (1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する(市民や団体の主体的な活動支援)
- (2) 市民活動に参加しやすい環境を提供する(市民活動への参加促進)
- (3) すべての世代が暮らしやすい地域をつくる(多世代共生の推進)

2 多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり(地域コミュニティ)・・・P90

- (1) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する(地域活動支援)
- (2) 多世代交流を促進する地域コミュニティ拠点の運営を支援する(地域コミュニティ拠点の運営支援)
- (3) 市民による地域課題の解決を支援する(地域の課題解決支援)

3 誰もが個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり(男女共同参画\*)・・・P92

- (1) 性別にかかわらず活躍できる社会をつくる(あらゆる分野への男女共同参画の推進)
- (2) 多様なライフスタイルを可能にする環境を整備する(結婚・出産・子育てしやすい環境づくり)
- (3) 男女の人権尊重を推進する(男女間の暴力やハラスメント、差別などのない社会づくり)

4 国籍や文化等の違いを認め合い個々の能力を発揮できる社会づくり(多文化共生)・P94

- (1) 市民の異文化との交流を活性化する(異文化交流の促進)
- (2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える(多文化共生の推進)
- (3) 多様性を認め合うダイバーシティ社会をつくる  
(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン\*(多様性・公平性・包摂性)の推進)

5 産学官連携による地域の将来を担う人材づくり(産学官連携)・・・P96

- (1) 地域の高校生・大学生、社会人による地域課題の解決を推進する(将来人材の育成)
- (2) 専門的な知見をまちづくりに活用する(大学・企業の知見活用)

6 市民の声が市政に生きるまちづくり(情報共有・情報公開、市民参画)・・・P98

- (1) 市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する(市民との情報交換と施策への反映)
- (2) 市政への関心を高める(主権者意識\*の醸成)
- (3) 地域の統計情報を多面的に収集し活用する(統計情報の収集・活用)
- (4) 情報の適正な管理・共有化を推進する(情報の適正管理)

章 節 項

5 多様な世代が安心快適に住み続けられるまち(生活基盤)…P101

1 「多極ネットワーク型コンパクトシティ\*」による持続可能な都市づくり(立地適正化)・P102

- (1) 牛久駅周辺地域に高次・広域的な都市機能と居住を誘導する(中心拠点の充実)
- (2) ひたち野うしく駅周辺地域に日常生活を支える都市機能と居住を誘導する(地域拠点の充実)
- (3) 地域コミュニティ拠点における生活利便性を維持・活性化する(地域生活圏の形成)
- (4) 空家等を活用した世代循環形成と地域コミュニティの活性化を推進する(空家活用の推進)
- (5) 市民ニーズを活かし、時代にあった土地活用を推進する(適切な土地利用の推進)

2 まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり(交通ネットワーク)…P105

- (1) まちの拠点と地域生活圏との交通ネットワークを整備・改善する(市内公共交通ネットワークの整備)
- (2) 近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する(広域公共交通ネットワークの整備)
- (3) 交通弱者等の移動手手段の確保・充実を推進する(交通弱者等の移動支援)
- (4) 駅利用者の利便性を向上させる(JR常磐線利用環境の向上)
- (5) 市民の快適な自転車利用を促進する(自転車利用環境の整備)

3 にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり(中心市街地活性化)…P108

- (1) 牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり(牛久駅周辺の活性化)
- (2) ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり(ひたち野うしく駅周辺の活性化)

4 すべての人が快適に暮らせるまちづくり(生活インフラ)…P110

- (1) 便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する(主要道路・幹線道路の整備)
- (2) 安全で快適に利用できる道路環境を整備する(生活道路等の安全確保)
- (3) 集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する(雨水排水施設の整備)
- (4) 市内どこでも安心して上水道が利用できる環境を整備する(水道水の安定供給)
- (5) 生活排水・事業用排水の適正な処理を推進する(下水施設等の設置・保全促進)
- (6) 集落地で安心して暮らせる環境を整備する(集落地の環境整備)
- (7) 住宅セーフティネット\*を構築する(市営住宅の整備)

5 事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり(安全安心)…P113

- (1) 交通安全・事故防止対策を推進する(交通安全対策の実施)
- (2) 犯罪のおこらない地域づくりを推進する(防犯対策・防犯活動の推進)
- (3) 安全な消費生活のための環境づくりを推進する(消費者行政の推進)

6 すべての人の命を守る災害に強いまちづくり(国土強靱化)…P116

- (1) 平時において防災への意識向上を促進する(防災に関する啓発)
- (2) 災害時等に迅速に対応し、誰一人取り残すことのない体制づくりを推進する(防災・救急体制の強化)
- (3) 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する(防災施設・設備の整備)
- (4) 広域連携等による災害への対応力強化を推進する(防災分野での連携・協力体制整備)

章	節	項
---	---	---

6	豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち(環境)・・・P119	
---	--------------------------------	--

1	多様な自然と人々が共に生きるまちづくり(自然環境)・・・P120	
---	----------------------------------	--

- (1) 自然や生き物を大切にすることを意識を高める(環境保全に関する啓発)
- (2) 自然や生き物と市民が共生する里山づくりを推進する(里山保全活動の推進)
- (3) まちにうるおいをもたらす水辺環境を保全する(水質改善対策の推進)

2	市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり(景観・公園)・・・P122	
---	--------------------------------------	--

- (1) 歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する(景観形成)
- (2) 市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する(公園・緑地の計画的整備)

3	資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり(循環型社会)・・・P124	
---	-------------------------------------	--

- (1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する(環境に関する普及啓発)
- (2) 省エネルギー対策やエネルギー等の地産地消を推進する(省エネルギー対策・バイオマス\*タウン構想の推進)
- (3) ごみを減らし、再資源化する取組を推進する(ごみの減量、再資源化の推進)
- (4) 適切なごみ処理体制の確立を推進する(ごみ処理体制の確立)

4	人と地球にやさしいまちづくり(環境衛生)・・・P127	
---	-----------------------------	--

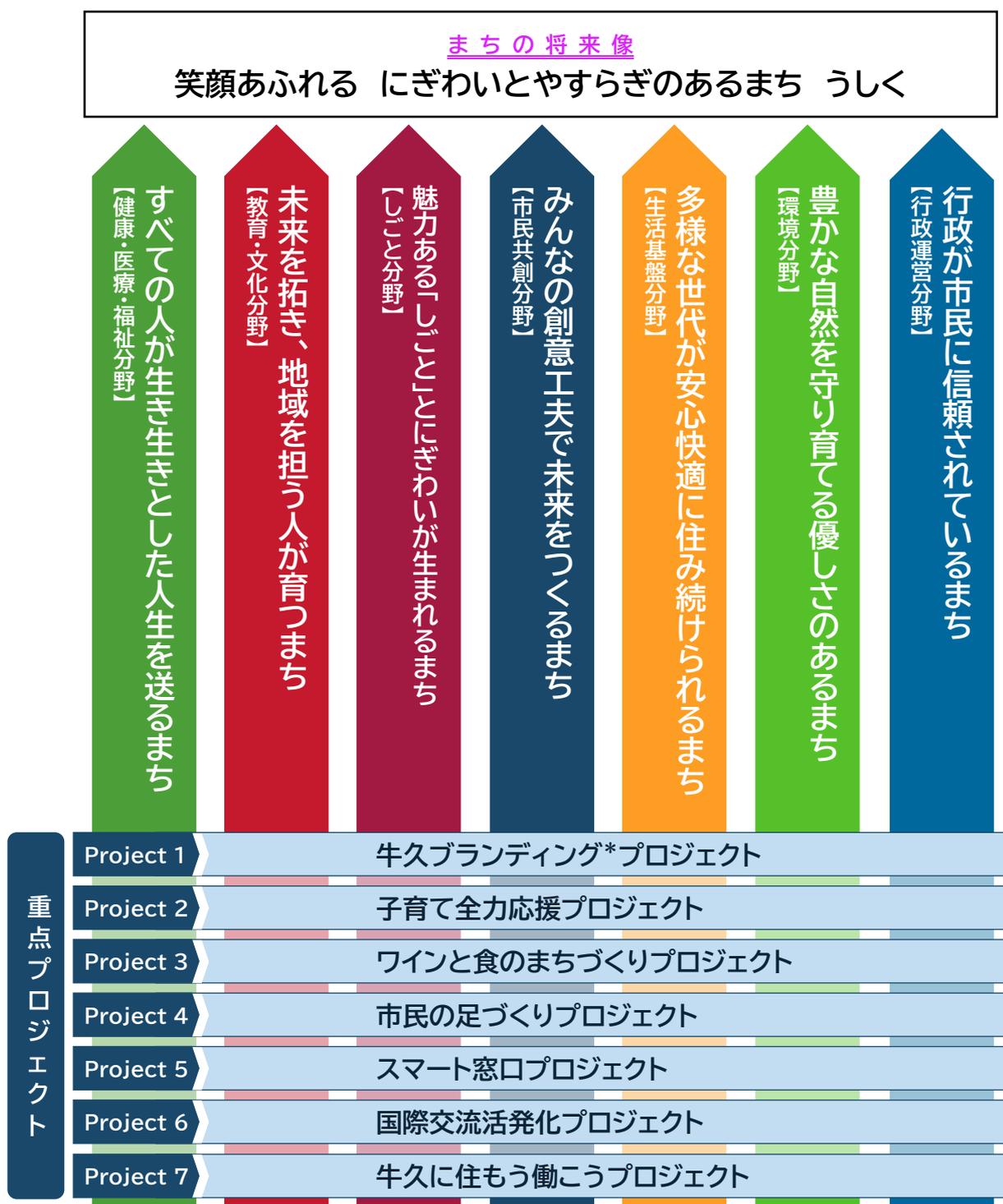
- (1) 空気のきれいなまちづくりを推進する(大気環境の保全)
- (2) 騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する(公害対策の推進)
- (3) 動物と市民がともに暮らせるまちづくりを推進する(動物愛護・適正飼育)
- (4) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する(墓地や埋火葬の適正管理)

<b>7</b>	<b>行政が市民に信頼されているまち(行政運営)・・・P129</b>
<b>1</b>	<b>市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり(窓口サービス)・・・P130</b>
	(1) 自治体DX*の推進により市民サービスの利便性向上を図る(自治体DX推進による利便性向上) (2) 市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する(窓口サービスの満足度向上)
<b>2</b>	<b>地域に密着した職員、コンプライアンス*重視の組織づくり(行政組織)・・・P132</b>
	(1) 多様化する課題やニーズに柔軟に対応できる組織をつくる(組織体制の整備) (2) 行政サービスの質を高める職員を採用する(計画的な職員採用) (3) 市民に信頼され課題に挑戦する職員を育成する(人財の育成)
<b>3</b>	<b>近隣市町村や民間との連携による時代にあったサービスづくり(広域行政・民間委託)・P134</b>
	(1) 市民ニーズと時代の変化に対応した広域行政を推進する(広域行政の推進) (2) 民間のノウハウ活用による経済性とサービスの向上を推進する(民間委託の推進)
<b>4</b>	<b>公共施設の整備による安定した行政サービスの提供(公共施設)・・・P136</b>
	(1) 予防保全による公共施設の長寿命化を推進する(公共施設長寿命化の推進) (2) 市民ニーズや時代にあった施設整備を推進する(公共施設利用環境の整備) (3) 公共施設、公用車等を適切に維持管理、運用する(公共施設、公用車の管理運用)
<b>5</b>	<b>課税や契約行為における公平性や透明性の確保(課税・契約)・・・P138</b>
	(1) 税の公平性を維持し自主財源を確保する(市税等の公平な賦課徴収) (2) 適正な監査や検査、審査により公平性、透明性、経済合理性を確保する(適正な監査、検査等の実施)
<b>6</b>	<b>財政運営の透明性、納得性の確保(財政運営)・・・P140</b>
	(1) 正確な公金管理を推進する(正確な公金管理) (2) 合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する(適切な財政運営)

# 重点プロジェクトについて

## 重点プロジェクトの位置づけ

基本構想に定めるまちづくりの将来像、「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」の実現を先導するため、4年間の第2期基本計画期間において重点的かつ戦略的に取り組む『7つのプロジェクト』を掲げました。重点プロジェクトは、7つの政策分野から分野横断的に取り組むものとして位置づけ、市民や企業・団体など地域の力と行政が協働しながら推進します。



## 第2期基本計画重点プロジェクト

# 7つの重点プロジェクトを進めます

### Project 1

## 牛久ブランディング\* プロジェクト

本市の自然・歴史・文化・産業を、ここにしかない地域資源として磨き、ブランド力を高めていきます。そのため、特産品のトップセールス、オリジナリティのある新たなイベントなどに、積極的にチャレンジします。

第2章

【産業・文化】

第3章

【しごと】

第5章

【生活環境】



### Project 2

## 子育て全力応援 プロジェクト

次代を担う子どもたちを守り、育てていくため、子育て支援の更なる充実を推進します。子どもの医療費と給食費の無償化などにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。子どもを持つ親が安心して働けるサービスの充実を進めます。

第1章

【健康・医療・福祉】

第2章

【産業・文化】

第3章

【しごと】

第4章

【市民生活】



### Project 3

## ワインと食のまちづくり プロジェクト

本市の観光・産業・文化の地域資源である牛久シャトーの再生を核とした、ワインと食のまちづくりを進めます。ワインと食を本市の特色として打ち出し、市民が誇れる文化とにぎわいを創出します。

第2章

【産業・文化】

第3章

【しごと】

第5章

【生活環境】

第6章

【健康】



### Project 4

## 市民の足づくり プロジェクト

かっぱ号・うしタクの見直し、地域連携公共ライドシェア\*の導入により、誰もが利用できる公共交通を実現します。高齢者の増加に備え、交通弱者や移動困難者を生み出すことがないよう、市民の生活を支える公共交通の充実に取り組みます。

第1章

【健康・医療・福祉】

第5章

【生活環境】



まちづくりの将来像に掲げる、

## 『笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく』

の実現を先導するため、重点的かつ戦略的に取り組む『7つのプロジェクト』を設定しました。

### Project 5

#### スマート窓口 プロジェクト

市役所窓口の待ち時間ゼロを目指し、デジタル技術を活用した柔軟で利便性の高い窓口サービスを提供します。デジタル化の浸透に応じて、デジタル人材の確保・育成に取り組み、市民の誰もが享受できる自治体 DX\*を推進します。

第2章

第7章



### Project 6

#### 国際交流活発化 プロジェクト

国際姉妹都市・友好都市の交流により、身近な国際化を実現します。グローバル化、共生社会に対応した国際教育の強化に取り組み、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン\*(多様性・公平性・包摂性)の実現を推進します。

第2章

第4章



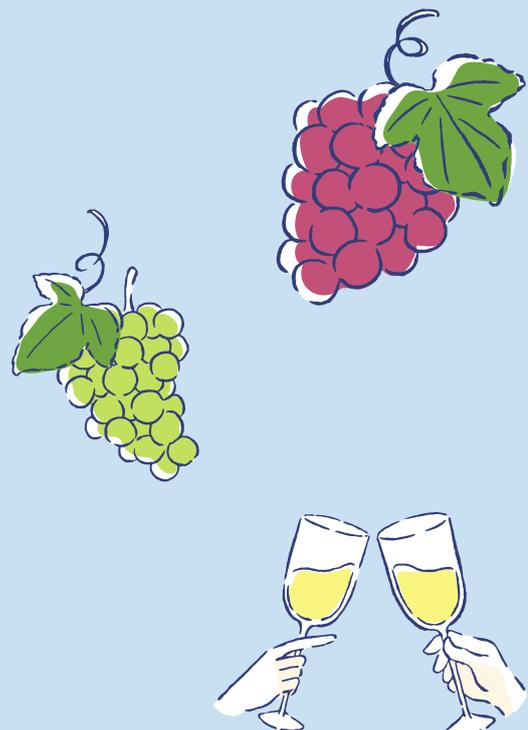
### Project 7

#### 牛久に住もう働こう プロジェクト

新たな住宅地整備や空家バンクの活用などによる移住定住の促進や地域防災対策の充実により、住み良い地域社会を目指します。企業や事業所の誘致による働く場所の創出や市内企業の経営支援などによる市内経済の活性化に取り組みます。

第3章

第5章



# 重点プロジェクトを推進するための施策

## Project 1 牛久ブランディング\*プロジェクト

- 地域資源や歴史・文化・自然、イベントなどの効果的な情報発信…………… 3章5節、5章3節
- 特産品の開発とトップセールスによる特産品の認知度向上…………… 3章4節、3章5節
- 市内で開催される祭りなどのイベントの内容充実や広報活動の支援…………… 3章5節
- フィルムコミッション\*の推進…………… 3章5節
- ふるさと納税返礼品の拡充…………… 3章4節
- 小川芋銭\*、住井すゑ\*ら郷土の偉人の功績の継承…………… 2章5節  
など

## Project 2 子育て全力応援プロジェクト

- 子どもの医療費の負担軽減…………… 1章3節、1章6節
- 学校給食費の無償化…………… 1章3節、2章3節
- こども家庭センター\*による妊娠・出産・子育て期への切れ目ない支援…………… 1章3節、1章6節
- 安心して子どもを預けられる保育・預かりサービスの充実…………… 1章3節
- 誰もが育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり…………… 3章2節、4章3節
- 教育格差の解消に向けた環境づくり…………… 2章1節、2章2節、2章3節
- いじめや不登校の対策の推進…………… 2章1節、2章2節
- 児童虐待やヤングケアラー\*の早期発見など…………… 1章3節、2章2節、2章3節、2章4節
- 部活動の地域連携によるスポーツ・文化芸術分野の活動機会創出…………… 2章2節、2章6節  
など

## Project 3 ワインと食のまちづくりプロジェクト

- 市民の財産である牛久シャトーの再生を検討…………… 2章5節、3章5節
- 地域や事業者と連携した「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進…………… 3章5節
- 市内におけるワイン産業の振興…………… 3章5節
- ワインと食を巡る観光の推進…………… 3章5節
- 地元企業や農業者等との連携による特産品の開発…………… 3章4節
- 牛久駅と牛久シャトー周辺間の「歩いて楽しめるまちづくり」の推進…………… 3章5節、5章3節
- 既存の公園などを活用した居心地のよい公共空間の創出…………… 6章2節  
など

## Project 4 市民の足づくりプロジェクト

- 市民ニーズに基づいたコミュニティバス\*かっぱ号の改善…………… 5章2節
- 民間タクシーと連携した乗合タクシーうしタクによる市民の移動手段の拡充…………… 5章2節
- 地域連携公共ライドシェア\*による市民の移動手段の拡充…………… 5章2節
- ボランティア等による移送サービスの支援…………… 5章2節
- 高齢者や障がいのある人など、移動困難者の外出支援…………… 1章1節、1章4節、5章2節  
など

## Project 5 スマート窓口プロジェクト

- 申請書類の一元化、オンライン申請、書かない窓口の導入による待ち時間ゼロの実現 … 7章1節
- 自治体DX\*推進による業務の効率化・省力化 …………… 7章1節
- マイナンバーカードを活用した手続申請の簡略化 …………… 7章1節
- デジタルスキルを高める研修の推進 …………… 7章2節
- デジタル教育の推進によるデジタル人材の育成 …………… 7章2節
- 校務のDX化などの教育DXの推進 …………… 2章1節  
など

## Project 6 国際交流活発化プロジェクト

- 新たな都市間交流の推進 …………… 4章4節
- 生徒の相互訪問などによる姉妹都市との交流 …………… 2章1節、4章4節
- 小中連携したカリキュラムによる英語教育の充実 …………… 2章1節
- ALT\*の配置等による英語でのコミュニケーション能力の育成 …………… 2章1節
- グローバル社会に対応できる国際教育の推進 …………… 2章1節
- 異なる文化を尊重し、共生できる資質の育成 …………… 4章4節
- 国際理解のための市民活動を通じて多文化共生を推進 …………… 4章4節  
など

## Project 7 牛久に住もう働こうプロジェクト

- 新たな市街地開発などによる良好な住環境の形成 …………… 5章1節
- 空家・空地バンク制度の活用による空家の流通促進 …………… 3章4節、5章1節、5章4節
- 圏央道の広域的な波及効果を活かした企業誘致 …………… 3章3節
- 牛久市商工会などと連携した市内企業の就業促進 …………… 3章2節
- クーポン券発行などによる市内商業の活性化 …………… 3章1節
- エスカードビルへの商業施設の誘致 …………… 3章3節、5章3節
- ひたち野うしく駅周辺への商業・業務機能の誘致 …………… 3章3節、5章3節
- 高齢化に対応した農業の担い手の確保と育成 …………… 3章4節
- 地元農産物の消費拡大支援 …………… 3章4節
- 農業の効率化・安定化による生産拡大と所得の向上 …………… 3章4節  
など



# 第1章

【健康・医療・福祉】

すべての人が生き生きとした  
人生を送るまち

参照指標	基準値	目標値
主観的幸福度の高い市民の割合	66.6% (2023年度) 市民満足度調査により設定	68.0%



## 第1節 無理なく、ほどよく助け合える地域づくり

### 地域福祉

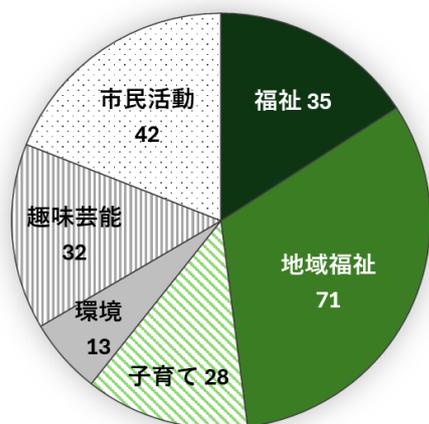
多様な個性や特性を持ったあらゆる世代の市民が互いを認め合い、それぞれの役割を持って、「無理なく、ほどよく」助け合える地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
ボランティア団体数・加入者数	221 団体、5,075 人（2023 年度）	221 団体、5,075 人
地域の中で助け合いが行われていると感じる市民の割合	32.2%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	33.0%

### 現状・課題等

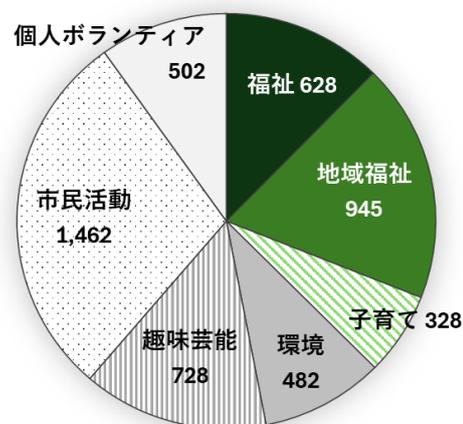
- 本市では、市民・団体等による福祉・地域福祉に関するボランティアや市民活動が活発であり、多様な取組を展開しています。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等で活動人数が減少すると同時に、高齢者や要介護認定者、障がい児・者、貧困状態の世帯などの支援が必要な市民が増加しており、また、このような市民や地域を支える側についても高齢化等により、担い手の確保が困難になってきています。
- 地域の中での見守りや支え合いの活動を維持していくためには、あらゆる世代が「無理なく、ほどよく」地域福祉に参加できる機会や、地域をサポートできる環境づくりが必要です。また、支援を必要とする方が安心して地域で過ごせるよう、適切な支援につないでいくことが求められます。
- さらに、市民・各種団体との連携を強化し、医療の担い手を育成していくことが重要です。

ボランティア登録団体数（221 団体）



2024年3月現在 資料：牛久市社会福祉協議会

ボランティア登録人数（5,075 人）



2024年3月現在 資料：牛久市社会福祉協議会

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民みんなで支え合う意識を醸成する（地域福祉に関する理解促進）

- ① 家庭や学校、地域において、福祉体験や交流活動、研修会などの福祉学習の取組を促進します。
- ② 学校教育や市民活動などにおいて、世代等の異なる人々の交流を促進します。
- ③ 地域や事業所等と連携し、幅広い世代が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを進めます。
- ④ 市の福祉施設を拠点とした人々のつながりづくりを促進します。

### (2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する（市民主体の地域福祉活動の支援）

- ① 民生委員児童委員\*活動の支援や「見守り台帳\*」の整備などにより、地域による見守り支援を促進します。
- ② 行政区への加入促進や「地域コミュニティ活性化事業(たまり場\*活動)」への支援などにより地域の連帯感を醸成します。
- ③ 小学校区単位の地区社会福祉協議会\*の活動支援、地域福祉活動の拠点整備を進めます。
- ④ 市社会福祉協議会の運営を支援し、市民協働による福祉活動を推進します。

### (3) 支援の必要な市民の暮らしを守る（社会福祉サービスの充実）

- ① 成年後見制度を含めた権利擁護の利用環境を整備し、高齢者や障がいのある人の権利と利益を守ります。
- ② 官民の移送サービスの充実により、高齢者や障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進します。
- ③ 高齢者、障がい者、ひとり親世帯など住宅確保要配慮者の把握に努め、住宅セーフティネット\*の支援につなげます。
- ④ 感染症や自然災害などにより生活が困難となった市民に対する迅速な支援を行います。
- ⑤ 困窮状態にある市民に対し、衣食住の支援などの基礎的な行政サービスを提供します。
- ⑥ 戦没者の遺族、旧軍人、行旅病人\*などの援護が必要な人を支援します。

## 第2節 すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり

地域福祉  
・  
地域医療

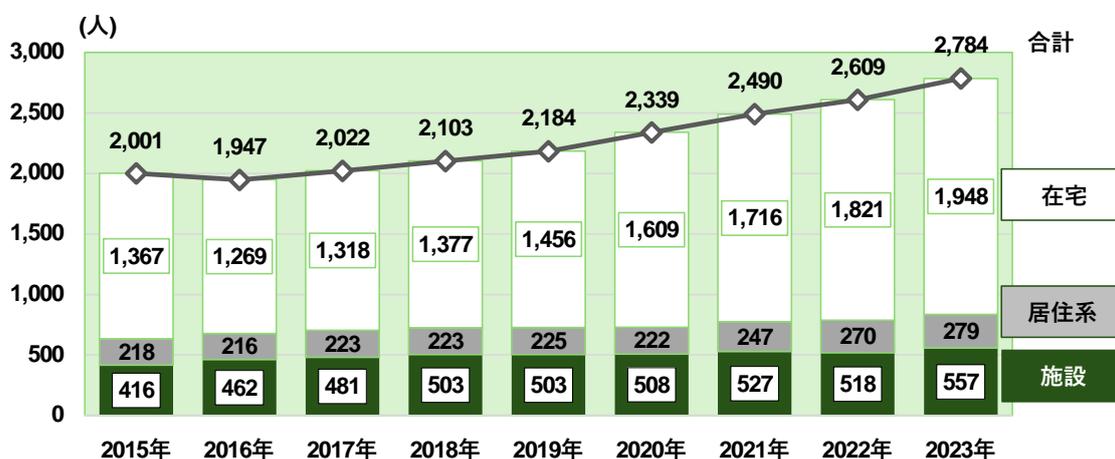
行政、市民、医療・福祉事業者などが連携、協働した包括的・横断的な健康・医療・福祉サービスの提供体制を整え、すべての人に必要な支援が届く地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
人口10万人当たり医師数	222.1人（2020年度）	223人
医療・福祉が充実していると感じる市民の割合	37.4%（2023年度） 市民満足度調査により設定	38.0%

### 現状・課題等

- 誰もが生きがいや役割を持ち、地域で助け合いながら暮らせる「地域共生社会\*」の実現を目指し、本市においても、地域の多様な課題に対応するため、医療・福祉・介護の関係機関や事業者や市民などが連携し、相談・支援体制づくりと連携強化に努めてきました。
- 本市では高齢化の進展の中、介護サービス受給率が年々増加しています。また、福祉や介護、生活保護などの各種制度が整備されてきている一方で、貧困やひきこもり、虐待、社会的孤立といった複雑・多様化した問題を抱える人がますます増加しています。
- 市民満足度調査の結果において「医療・福祉が充実している」と感じる市民が3割に留まっており、医療と福祉の充実に向け、市民誰もがより安心して過ごせる地域づくりが重要となります。
- 「地域包括ケアシステム\*」をより深化し、高齢者福祉だけでなく対象を拡大し、医療・福祉・教育など多分野が連携して支援する「重層的支援体制\*」の構築やDX\*の推進が重要であり、行政や市民、事業者間で地域課題を共有し、人材の確保・育成を含む連携・協働の更なる強化が必要です。

介護サービス受給者数



各年12か月の平均 資料：厚生労働省（介護保険事業状況報告）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する（地域包括ケアシステム\*の充実）

- ① 市社会福祉協議会や民間事業者等との連携による、総合的な相談支援と情報提供を推進します。
- ② 地域包括支援センター\*において、質の高い相談・支援体制を構築し、高齢者一人ひとりに必要な支援につなぎます。
- ③ 地域ケア会議\*により個別ケースの課題分析と対応の実績を積み重ね、地域特有の課題を見出し施策の形成につなぎます。
- ④ 在宅医療・介護連携、住まいや移動など日常生活に関する多様な連携により、高齢者や障がいのある人の地域生活を支えます。
- ⑤ 高齢者と障がいのある人を対象とした共生型サービス\*の整備など、地域包括ケアシステムによる支援対象の拡大を図ります。
- ⑥ 福祉人材の育成を推進するとともに事業者の協力を仰ぎ、利用者が安心してサービスを受けられる体制整備を促進します。

### (2) 制度・分野の枠を超えた福祉サービスを展開する（分野横断型支援の充実）

- ① 家庭や個人の様々な相談を受け止め、制度・分野の枠を超えて対応する、又は関係機関につなぐ機能を整備します。
- ② 地域において、高齢者や障がいのある人、児童等への虐待の未然防止、早期発見のための啓発活動を行うとともに、虐待を行った養護者または保護者が抱える課題の解決を支援します。
- ③ 既存の制度や地域資源を活用しながら、生活困窮者や障がいのある人、ひきこもりの人などの就労や社会参加を支援します。
- ④ 介護分野と障がい福祉分野の連携により、高齢の障がい者等への適切な福祉サービスの提供を進めます。

### (3) 医療体制の充実により市民の安心を確保する（地域医療体制の充実）

- ① 医師会及び近隣市町村と協力し、夜間・休日などの診療体制、小児救急医療体制等の拡充を支援します。
- ② AED配備による救急救命体制の充実を図ります。
- ③ 新型ウイルス等への感染リスクの低減対策や、万一の事態を想定した医療体制の確保、連絡・相談体制の確保などについて、「牛久市新型インフルエンザ行動計画」の見直しを図るとともに、県や近隣市町村と連携して、実施体制の整備を進めます。

## 第3節 すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり

### 子ども福祉

すべての子どもと親が地域の中で温かく見守られながら、安心して健やかに生まれ育つことのできる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
出生者数	418人（2023年度）	376人
保育園待機児童数（国基準）	0人	0人
放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
子育てしやすい地域だと感じる市民の割合	24.3%（2023年度） 市民満足度調査により設定	29.3%

### 現状・課題等

- 本市では、母子保健、児童福祉、幼児教育・保育、学校教育等の分野が連携し、妊娠期から出産期、子育て期を通した全ての子どもと子育て家庭の支援に取り組んでいます。
- 本市の共働き世帯は年々増加していますが、保育園の待機児童数は2020（令和2）年度から0人で推移しています。また、一時預かりや延長保育、放課後児童クラブ等のニーズは高く、保育士や放課後児童支援員\*等の確保は依然として課題となっています。
- 育児不安や孤立化、児童虐待やひとり親家庭等での生活困窮、心身の発達や健康等の問題など、子育て家庭を取り巻く問題が複雑・多様化している中で、様々な悩みを持つ家庭を見逃すことなく適切な支援につなぐためにも、「こども家庭センター\*」の設置など、身近な相談環境の整備が求められています。
- さらに、市民協働による子育て支援のネットワークや交流の場づくりの支援、子育て支援の情報提供など、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりが重要です。

家庭児童相談における相談件数（対応実人数）



2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度

各年3月集計 資料：こども家庭課

## 施策の展開方向と取組内容

(1)

### 親子のこころと生活の安定を支援する

(出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援)

- ① 一人ひとりに寄り添うことにより、子育てに関する情報を的確に提供し必要な子育てサービスにつながります。
- ② 子育て広場\*や保育施設における地域子育て支援拠点\*事業を運営し、身近な地域での交流や相談のできる機会を提供します。
- ③ 妊婦のための支援給付金、出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当、医療福祉費支給などにより、出産・育児に関する経済的な負担を軽減します。
- ④ ひとり親家庭に対する総合的な自立支援により、親子の健康で文化的な生活を確保します。
- ⑤ 「こども家庭センター\*」を設置し、子どもの健やかな成長を目指して、子どもやその保護者に寄り添った妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

(2)

### 安心して子どもを預けられる体制を整える (保育・預かりサービスの充実)

- ① 保育需要に合わせて受入れ体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のための処遇改善に努めます。
- ② 「病児・病後児保育」「延長保育」「一時預かり」などの保育サービスの充実により、仕事と家庭の両立や在宅保育者等を支援します。
- ③ 保育士や放課後児童支援員\*などの研修により、資質の向上を図り、子どもの個性や発達状況に応じた保育を提供します。
- ④ 放課後児童クラブの運営により、共働き世帯などを支援します。

(3)

### 地域ぐるみの子育て活動を促進する (市民による子育て活動の支援)

- ① ファミリー・サポートセンター\*事業の協力会員や市民ボランティアの育成などにより、子育て支援のネットワークづくりを促進します。
- ② 子育て支援団体等の活動の場の提供や周知などにより、活動の活発化を促進します。

(4)

### すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る (支援が必要な家庭の早期発見と対策)

- ① 関係機関と連携し、子どもに関する相談に対応し支援します。
- ② 行政、学校、児童相談所、警察などの関係機関や地域との連携、要保護児童対策地域協議会\*の充実・強化により、児童虐待を未然に防止するとともに、早期発見と早期対応を推進します。
- ③ 相談支援や保護者の自立支援、子ども食堂の活動支援など、子どもの貧困対策を推進します。

## 第4節 すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり

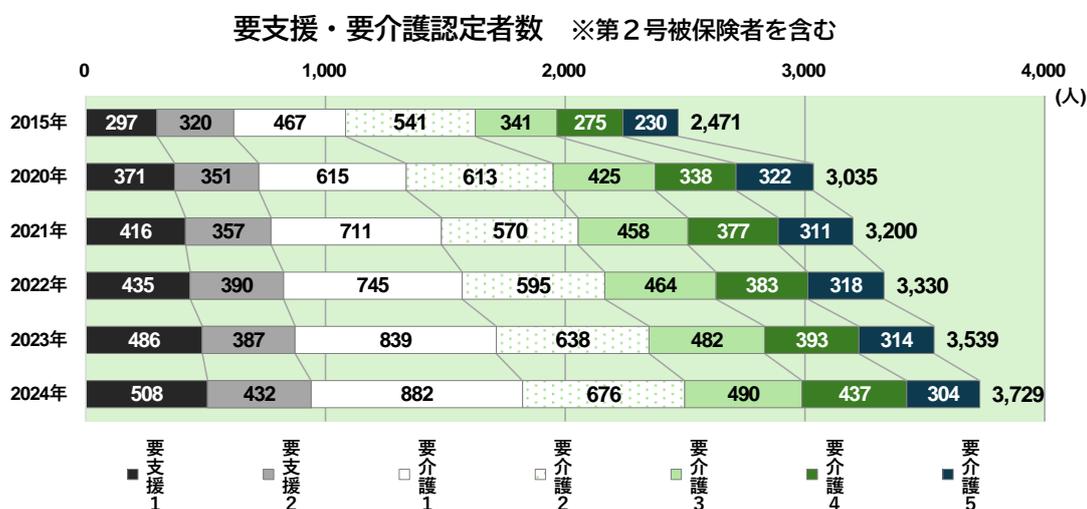
### 高齢者福祉 ・ 介護保険

高齢者が個々の意欲や能力に応じて活躍できる地域、すべての市民が安心して生涯を過ごすことのできる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
要支援・要介護認定率	14.3% (2023年度)	17.2%
主観的幸福度の高い高齢者の割合	62.9% (2023年度) 市民満足度調査により設定	63.5%

### 現状・課題等

- 本市では、高齢者の生きがいづくりや健康維持、認知症対策、福祉・介護サービスの充実を通じて、高齢者とその介護者、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。市民満足度調査の結果においても「主観的幸福度が高い」高齢者が6割超となっています。
- 本市の一人暮らし高齢者は年々増加し、閉じこもりがちになる高齢者の増加が懸念されるほか、介護保険事業における要支援・要介護認定者も年々増加し、社会保障費が増加しています。
- 高齢者が心身共に健康で活躍できるよう、生きがいを持てる機会や能力を活かす環境づくりとともに、介護予防、生活習慣病等の予防を進めることが重要です。また、認知症の早期対応や地域での見守り体制の整備充実が求められています。
- 福祉・介護サービスにおいては、関係機関の連携を強化し、適切な支援を図っていくとともに、DX\*を推進するなど、一層の充実を図ることが重要です。また、在宅介護者の負担軽減等の支援も必要です。



各年3月末集計 資料：厚生労働省（介護保険事業状況報告）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 高齢者の生きがいづくりを支援する（社会参加、生涯学習支援）

- ① 社会活動、地域交流・世代間交流の促進などによる、高齢者の生きがいづくりを支援します。
- ② 「元気シニアバンク\*」への登録を促進し、「茨城シニアマスター\*」として活動できるよう必要な情報を提供するなど、高齢者が長年にわたり培ってきた能力を、地域活動等に活かせる機会づくりを推進します。
- ③ ハローワークやシルバー人材センターとの連携などにより、高齢者の就労を支援します。

### (2) 高齢者の心身の健康維持・向上を支援する（介護予防・生活支援）

- ① 要介護状態になるリスクの高い人を把握し、早期の介護予防につなげます。
- ② ボランティアの支援や専門職等の活用により、地域における介護予防の取組を強化します。
- ③ 介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備し、健康に不安のある高齢者の自立した生活を支援します。

### (3) 認知症を理解し、予防、支援する（認知症対策の充実）

- ① 認知症予防のための運動や検査等、情報提供により、市民の認知症予防に向けた主体的な取組を促進します。
- ② 「認知症カフェ\*」を増設し、認知症の人やその家族の地域交流や悩みごと相談などにより、地域生活の継続を支援します。
- ③ 「認知症ケアパス\*」による情報・制度の周知や「認知症サポーター\*」の養成などにより、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めます。
- ④ 「認知症初期集中支援チーム\*」の活動で、認知症の早期発見、対応力強化、見守り体制の充実などを図り、認知症の人とその家族を支援します。
- ⑤ 徘徊行動のある認知症の人を介護している家族に携帯用位置情報検索機(GPS)を貸与し、行方不明時の早期発見を図ります。

(4)

高齢者と介護者の暮らしの不安を軽減する（高齢者福祉サービスの充実）

- ① 在宅の要介護高齢者や一人暮らし高齢者への配食サービスの提供により、生活の質の確保とともに安否を確認します。
- ② 一人暮らし高齢者や高齢者世帯に緊急通報システム\*を提供し、急病や災害等の緊急時には迅速かつ適切に対応します。
- ③ 外出支援用具の購入費助成や訪問理美容サービスなどにより、高齢者の心身の健康維持を図ります。
- ④ 介護者が交流する場の提供により、介護者相互の情報交換や心身のリフレッシュを図ります。
- ⑤ 寝たきりの人や認知症の人の介護者に慰労金を支給します。
- ⑥ 高齢者の通院や買物等の外出などにおける移動手段として、ボランティアや団体等による移送サービスを支援するとともに、乗合タクシーうしタクやコミュニティバス\*かっぱ号等の公共交通の維持・利便性の向上を推進します。

(5)

高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する（介護保険サービスの充実）

- ① 居宅介護サービス、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、要介護認定者等の住み慣れた地域での生活の継続を支援します。
- ② 施設介護サービスにより、要介護認定者等の施設における生活を支援します。
- ③ 要介護認定者の増加見込みを踏まえて、必要な施設の公募を行い、効果的に配置していきます。
- ④ 介護保険料の適切な賦課・徴収、適切な介護認定、介護給付の適正化により、介護保険制度を健全に運営していきます。

## 第5節 すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり

### 障がい福祉

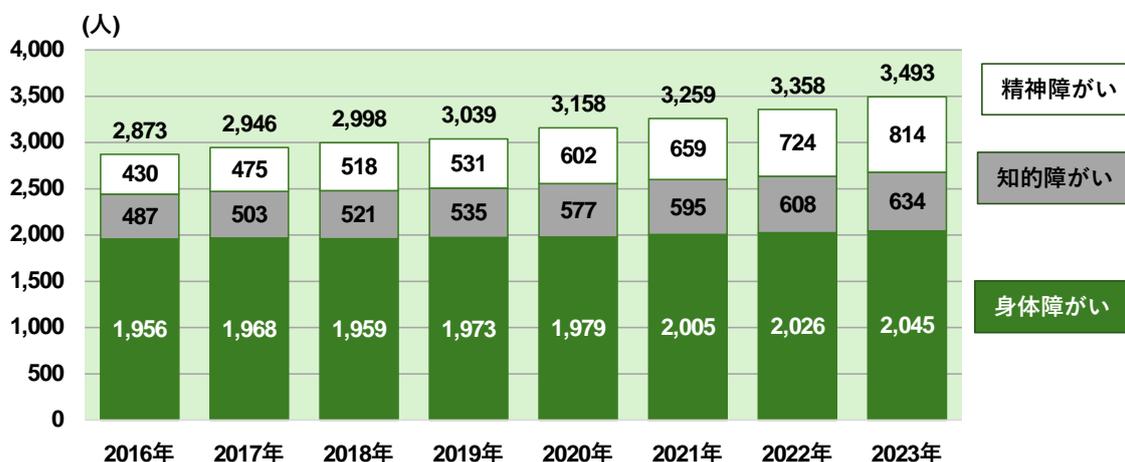
すべての障がい児・者本人の意思が尊重され、それぞれのライフステージにおいて主体的に社会に参加し、個性や特性を最大限発揮することのできる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	4人	8人
未就学児のうち児童発達支援を利用している児童の割合	5.1%	8.0%

### 現状・課題等

- 障がい者の権利保障に向けて、2006(平成18)年の国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は2014(平成26)年に本条約を批准しました。また、2024(令和6)年4月からは「障害者差別解消法」に基づき事業者による「合理的配慮\*の提供」が義務化しています。
- 本市では、障がい者とその家族が地域で共生できるよう、障がいに対する理解促進、就労や地域活動参加の促進、各種支援の提供と福祉サービスの充実等に努めています。
- 本市では、障がいのある人が増加傾向にあり、高齢化や障がいの重度化もみられます。また、障がいのある人を高齢の家族が介助しているケースも増加しています。こうした中、保健・医療・福祉、教育、雇用、住まいなど幅広い分野で、きめ細かい支援と居場所づくりが求められています。
- また、市民満足度調査の結果において、「地域で暮らしていきたい」と考える障がい児・者は4割に留まっています。「地域共生社会\*」の実現を目指し、障がいのある人もない人も、一人ひとりの個性や意思が尊重され、共に地域で安心して暮らしていくための環境づくりが重要です。

障害者手帳所持者数



各年度末現在 資料：社会福祉課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる（障がいに対する理解促進、市民協働の推進）

- ① 障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人に対する理解を促進します。
- ② 障害者自立支援協議会や福祉事業所等と連携・協力し、障がいのある人に対する虐待や身体拘束の防止・差別の解消を図ります。
- ③ 市職員の障がいに関する知識取得促進や手話通訳者の設置など、合理的配慮\*のある行政サービスを提供します。
- ④ ボランティアや市民団体、地区社会福祉協議会\*などへの支援により、地域住民主体の福祉活動や交流を促進します。

### (2) 障がいのある子どもの育ちと学びを支援する（障がい児保健・療育・教育支援の充実）

- ① 妊産婦・乳幼児の定期健康診査などによる障がいの早期発見と、相談体制の充実などによる早期療養を促進します。
- ② 「こども発達支援センター\*のぞみ園」の専門機能を活用し、地域の療育支援を整備します。
- ③ 全ての子どもが初等教育を受けることができるよう、質の高い乳幼児の発達支援やケア、就学前教育・家庭教育を進めます。
- ④ 重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な人に対する支援について、福祉・医療・教育等の関連機関と共通の理解を持って支援できるような体制づくりに努めます。

### (3) 障がいのある人の生きがいづくりを支援する（障がい者の就労、地域活動への参加促進）

- ① 障がいのある人の社会生活に対する啓発活動などにより、市民や企業等の理解と協力を得られる地域づくりを促進します。
- ② 福祉的就労\*を提供する事業所やハローワーク、民間事業者等との連携などにより、障がいのある人のしごとづくりや就労を促進するとともに、職場への定着を支援します。
- ③ 「地域活動支援センター\*」の運営により、障がいのある人の自立や社会参加の促進、居場所づくりを支援します。
- ④ 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進します。

**(4) 障がいのある人の安定した生活を支援する（障がい者の日常生活支援）**

- ① 相談支援や自立支援、地域生活支援などの充実により、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう支援します。
- ② 年金・手当等の金銭給付や優遇措置、貸付に関する情報提供などにより、障がいのある人の経済的な自立を支援します。
- ③ グループホームの整備の促進、施設のバリアフリー化の推進などにより、障がいのある人の暮らしやすい環境をつくります。
- ④ 市営住宅のバリアフリー化や優先入居などにより、障がいのある人の暮らしやすい環境をつくります。

**(5) 障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する（障がい福祉サービスの提供体制の整備）**

- ① 市民・行政・福祉事業所との連携により、障がいのある人とその家族に対する適切な情報提供・相談対応・サービス提供を進めます。
- ② 福祉事業所との連携により、日中活動系サービスやデイサービス事業などの障がい福祉サービスを提供する場の確保を促進します。
- ③ 発達障がい\*や高次脳機能障がい\*、難病に対する福祉サービス情報の提供、利用支援、支援内容の拡充を推進します。
- ④ 障害福祉事業所職員への研修や、市民向けの手話講習会や手話サロンの開催などにより、福祉に関わる人材を育成します。
- ⑤ 基幹相談支援センター\*を設置し、質の高い相談や、障がいのある一人ひとりに必要な支援の充実を図ります。
- ⑥ 保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

## 第6節 すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり

健康  
・  
医療

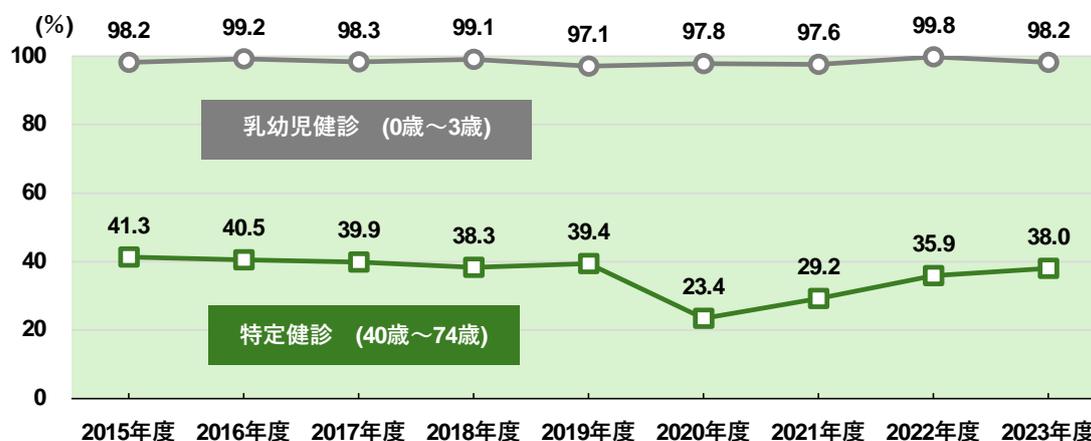
すべての市民が命を大切にし、心豊かに自分らしく健康的な生涯を過ごすことができる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
国民健康保険医療費 (被保険者1人当たり)	370,000円(2023年度)	370,000円
自分が健康だと感じている市民の割合	83.7%(2023年度) 市民満足度調査により設定	87.0%

### 現状・課題等

- 本市では、生涯を通じた健康づくりや子育て支援、各年代、障がい等の特性に応じた保健・医療サービスの提供等、誰もが健やかに生涯を過ごせるよう、各種取組を進めています。
- 市民満足度調査の結果において、「自分が健康だと感じている(主観的健康感が高い)」市民は5割となっておりますが、人生100年時代、健康長寿のためには健康と感じる市民の割合を増やす必要があります。
- 特定健診(中高年)の受診率が低く、生活習慣病の早期発見等の観点から、改善が求められます。
- また、新型コロナウイルス感染症の流行後、リモートワーク\*等働き方が多様化した一方、孤立感や交流不足等により、うつ病やアルコール依存症などの心の病気が増加していると言われております。さらに、年々若年層で自殺のリスクが高まっており、適切な支援の方法を検討する必要があります。

乳幼児健診・特定健診受診率



資料：健康づくり推進課、医療年金課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民の生涯を通じた健康づくりを推進する（「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進）

- ① 適度な運動や良い食生活、規則正しい生活の習慣化、健康阻害要因の抑制など、日常生活における健康づくりを推進します。
- ② 各種健康診査の受診率向上により、生活習慣病等の発症予防と重症化予防を図ります。
- ③ 乳幼児期から高齢期までの世代に応じた歯科検診や歯磨き指導など、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。
- ④ 保健センターを健康づくりの拠点として、市民に身近な保健サービスを総合的に実施します。
- ⑤ 予防接種等、感染予防対策の徹底により、子どもや高齢者等の各種感染症の発症予防や重症化防止を図ります。

### (2) すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する（妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充

- ① 妊娠期から乳幼児期、学童期や思春期といったライフステージに応じた保健対策を推進します。
- ② 子どもの発育の基礎となる乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を促進します。
- ③ 「こども家庭センター\*」を設置し、子どもの健やかな成長を目指して、子どもやその保護者に寄り添った妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。（1-3-(1)-⑤の再掲）
- ④ 乳幼児の健やかな成長発達の確認と育児支援、及び発育発達の遅れの早期発見と療育支援を推進します。
- ⑤ 医療福祉費支給制度(マル福)における小児の自己負担無償化、不育症に対する治療費の助成、子どもの予防接種自己負担費用の助成など、妊娠期から子育て期の経済的負担の軽減を図ります。

(3)

### 年代や障がい等の特性にあわせた保健サービスを提供する

(成人期・高齢期と障がい者の保健サービスの充実・障がい者等に対する医療費支援)

- ① 特定健康診査や各種がん検診等の健診体制や保健指導の充実を図るとともに、健康・医療に関する教室・講演会・相談の実施などにより、市民の主体的な健康づくりを促進します。
- ② 「特定健康診査等実施計画」、「牛久市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、国保データベースシステム\*を活用して、生活習慣病の発症や重症化予防などの保健事業を推進します。
- ③ 高齢者の介護予防事業、健康増進事業の実施により、高齢者保健の充実を図ります。
- ④ 高齢者に対する個別的支援、通いの場等への積極的な関与などにより、保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。
- ⑤ 未熟児養育医療費給付、自立支援医療給付、医療福祉費支給、難病福祉見舞金の給付など、年代や障がいの特性に合わせた医療・福祉・保健サービスを提供します。

(4)

### こころの健康の維持・向上を促進する (精神疾患・自殺対策の推進)

- ① 市民の精神的健康の維持・向上と、心の病気への理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 「こころの健康相談」の実施や市内外の各種相談窓口の紹介などにより、思春期特有の心と体の問題、出産・育児や仕事、介護等により生じた精神的な不調などの改善を支援します。
- ③ 心の不調を抱える人や自殺に傾くサインに気づき、専門機関につなぐことのできる「ゲートキーパー\*」を養成します。
- ④ 統合失調症やアルコール依存症などへの支援として、適切な医療機関への受診を促すとともに、家族会等の自助グループと連携を図ります。

# 第2章

【教育・文化】

未来を拓き、地域を担う  
人が育つまち

参照指標	基準値	目標値
未来を拓き、地域を担う人づくり が進んでいると感じる市民の割合	市民満足度調査により設定 (2025年度から)	24.0%



## 第1節 「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ

### 学校教育

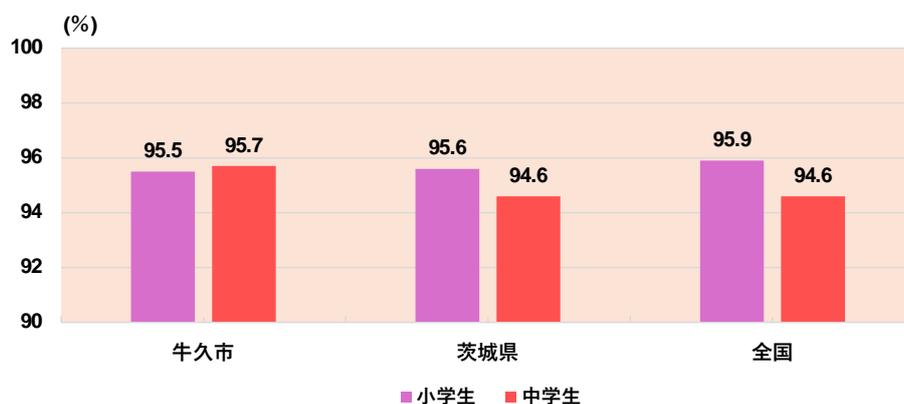
知徳体のバランスのとれた教育や時代の変化に対応できる教育の推進により、児童生徒の「生きる力」を育む教育の充実及び「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指した取組を推進します。

参照指標	基準値	目標値
授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていたと感じる児童生徒の割合	小学生：84.3% 中学生：74.6% (2024年度全国学力・学習状況調査の結果により設定)	小学生：85.0% 中学生：81.0%
中学3年生におけるCEFR A1*レベル以上の取得率	62.0%	65.0%

### 現状・課題等

- 本市の児童生徒の学力をみると概ね良好であり、2024(令和6年)年の全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学生(国語・算数・数学)いずれも、全体の平均正答率が県平均より高くなっています。しかしながら、中学生と比較して小学生の学力はやや低下気みであるなど、学年差、学校差が顕著となっています。今後は、学年、学校ごとの課題に向けた対策を検討し、適切に取り組んでいく必要があります。
- 知徳体のバランスの取れた教育を推進する上では、豊かな心を育む教育の推進が大変重要です。本市においては、児童生徒一人ひとりの資質・能力向上に向けた意識や、自己有用感・自己肯定感、地域課題解決に向けた取組意識の希薄化などの課題の一つ一つ取り組んでいくことが求められています。
- 児童生徒の体力については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより低下しており、茨城県平均を下回っています。
- 教育のデジタル化については一人一台端末やICT\*機器の導入が進み、環境が整いつつあります。今後は児童生徒がICT機器を文房具のように使いこなせるよう、更なる活用を図っていく必要があります。

### 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（2023（令和5）年度全国学力・学習状況調査）



資料：教育支援課

## 施策の展開方向と取組内容

## (1) 確かな資質・能力を育む教育を推進する（確かな資質・能力の育成）

- ① 全国学力・学習状況調査や県学力診断テストの結果を各学校における教育内容・方法に照らして分析し、具体的な指導の改善・充実を目指します。
- ② 主体的に学びに向かい、自ら学習状況を把握し、粘り強く学習に取り組む態度と学びを柔軟に自己調整する力を育成します。
- ③ 学校図書館ネットワークの活用や学校司書の資質向上などにより、読書に親しみ図書を活用し、学び続ける子どもを育成します。
- ④ 授業の中で「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進するとともに、「主体的・対話的で深い学び\*」の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメント\*の確立により、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。

## (2) 豊かな心を育む教育を推進する（豊かな心の育成）

- ① 特別活動において、学校行事や学級活動を計画的に位置づけたり、係・当番活動を充実させたりすることで自己有用感や自己肯定感を醸成します。
- ② 「特別の教科 道徳」を核として、道徳教育や人権教育を充実させ、家庭や地域との連携を深めながら、豊かな心を育む教育を推進します。
- ③ 芸術鑑賞などの体験学習や交流活動を通じた直接体験やふれあい、また、郷土教育、平和教育などに取り組むことで、他者への思いやりや豊かな感性などを育みます。
- ④ 個別面談や各種アンケート調査等により、悩みや不安を抱える子どもを早期に発見し、問題行動等への未然防止、早期対応に努めるなど、生徒指導・支援の充実を図ります。
- ⑤ 他者を思いやる心や多様性を尊重する態度を育み、児童生徒が互いに支え合う学級経営に努め、全ての子どもの居場所づくり・絆づくりを推進した小中連携を図り、義務教育9年間の学びを支えます。
- ⑥ いじめ・虐待等に対しては、関係機関等と連携して早期発見に努めるとともに、学校及びスクールカウンセラー・スクールロイヤー\*（弁護士）等の専門家や、警察・児童相談所・市保健福祉部、教育センター等の専門機関と連携し、組織的な対応による早期解消を図ります。

**(3)****健やかな身体を育む教育を推進する（健やかな身体の育成）**

- ① 児童生徒が心身共に健やかに成長できるよう、学校体育、健康教育の推進により、生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。
- ② 地場産食材を多く取り入れた自校式給食や栄養教諭・栄養士の指導などにより、安心安全なおいしい給食を提供するとともに、児童生徒の健康増進を目指した食育を推進します。
- ③ 定期的な健康診断や健康管理指導により、児童生徒、職員の健康を維持します。
- ④ 安全教育の推進により、登下校中や日常生活における交通事故の防止に努めるとともに、災害や犯罪対策を強化し、児童生徒の安全確保を図ります。

**(4)****時代の変化に対応できる教育を推進する（変化に対応する力の育成）**

- ① 小中連携したカリキュラムによる英語教育(外国語教育)の充実に努めるとともに、外国人の英語指導助手(ALT)\*の配置等により、子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成します。
- ② グローバル社会に対応するため、異なる文化を尊重し、共生できる資質を育むとともに、自国の文化を相対的に把握し、表現する力を身に付けます。
- ③ 教員及び児童生徒がICT\*を「文房具」のように、日常のかつ最大限に活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に図り、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ④ 大型提示装置、デジタル教科書、一人一台端末、ICT支援員、必要なネットワーク速度の確保などについては、国の次期ICT環境整備方針を踏まえて整備を継続します。
- ⑤ 統合型校務支援システム\*など、ICT\*の活用による業務効率化と効果的な情報共有、教育活動の高度化を推進します。
- ⑥ キャリア教育の充実に図り、社会的・職業的に自立し、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成します。
- ⑦ 社会の創り手となる人材を育成するため、総合的な学習の時間や各教科における探究的な学習活動などの充実に図り、STEAM教育\*をはじめとした教科等横断的な学習に取り組みます。
- ⑧ 市政運営をテーマとした小中義務教育学校生・高校生議会などにより、小中義務教育学校生のうちから主権者教育\*を実施します。
- ⑨ 総合的な学習の時間などを通して、地域課題をもとにした学習課題の設定、地域環境や地域人材・専門家の活用等により、持続可能な社会の実現に必要な知識や社会で求められる資質や能力を育成します。

## 第2節 多様なニーズに対応する教育の推進

多様な  
教育ニーズ

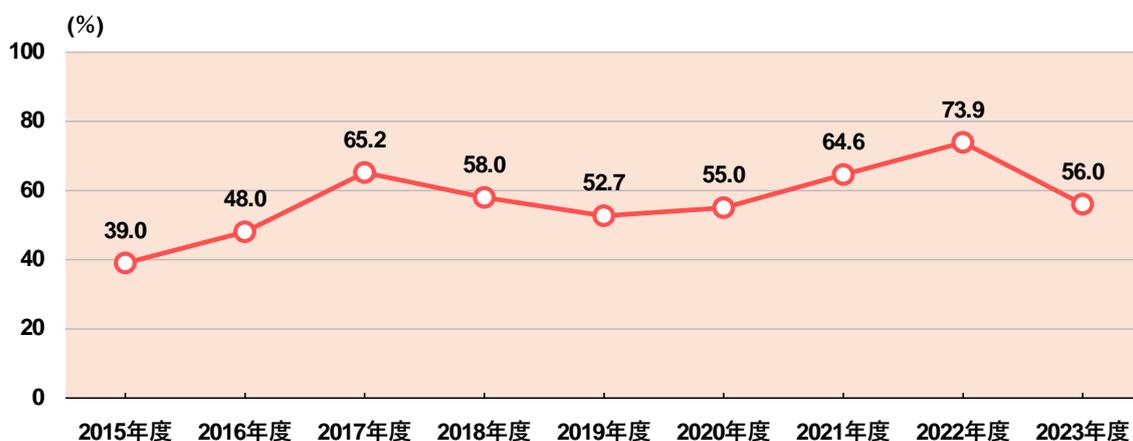
個々の教育ニーズへの対応や教員の資質・能力の向上など、すべての児童生徒が学校や地域のなかで安心して学べる教育の充実を目指します。

参照指標	基準値	目標値
授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていたと感じる児童生徒の割合（再掲）	小学生：84.3% 中学生：74.6% （2024年度全国学力・学習状況調査の結果により設定）	小学生：85.0% 中学生：81.0%
学校施設長寿命化計画・短期計画の年度末事業達成率	38.0%（2023年度）	54.0%

### 現状・課題等

- 教育センター「きぼうの広場」\*を利用した児童生徒のうち、学校に復帰した児童生徒の割合をみると、近年では半数以上が復帰できていることが分かります。教育センターでは、不登校や特別支援に関する相談、適応指導教室\*、教職員等への配慮を必要とする子どもに関する研修などを実施しています。
- 本市ではスクールアシスタント\*や学校支援ボランティア\*を積極的に活用しています。2024（令和6）年度のスクールアシスタントは延べ80人で、主に学級担任の補助や教科支援、日本語の支援などを担っています。
- 本市では全学校の防犯カメラ設置や通学路の点検、防災教育など学校安全に取り組んでいます。
- 児童生徒がのびのびと学ぶためには、教職員がいきいきと教育活動に取り組んでいる姿を実現することが大切です。働き方改革と併せて教員の資質・能力の向上に取り組んでいくことが重要です。
- 学校施設については、学校施設長寿命化計画等に基づき、維持管理・更新を図る必要があります。

教育センター「きぼうの広場」を利用した児童生徒のうち学校に復帰した児童生徒の割合



資料：教育支援課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 特別な配慮の必要な児童生徒を組織的・計画的に支援する（個々の教育ニーズへの対応）

- ① 適応指導教室\*により不登校児童生徒の居場所をつくり、集団への適応能力を高め、学校復帰、社会的自立を支援します。
- ② 中学校におけるフリースクール\*や図書館において、不登校児童生徒等の居場所づくりに取り組みます。
- ③ 特別な教育的支援が必要な子どもの行動観察・発達検査・保護者面接等を、臨床心理士等の専門家と共に指導主事が授業参観やフィードバックを行うことで、授業づくりを通じた適切な教育環境の整備を推進します。
- ④ 小学校入学前の幼児を対象に、幼児教育施設へ訪問しての見取り、巡回相談による情報の収集と整理、関係機関との連携を通して、教育的ニーズに応じた就学相談を行います。
- ⑤ 配慮を必要とする子どもに関する研修により、教職員等やスクールアシスタント\*、放課後児童支援員\*等の資質向上を図ります。
- ⑥ 保育園・幼稚園への巡回相談、就学相談等を通して、特別な教育的支援の必要な子どもの早期発見・早期支援及び就学の円滑化を図ります。
- ⑦ 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切な指導や支援が受けられるよう、特別支援学級や通級指導教室、通常学級など、適切な学びの場の検討・見直しを図ります。
- ⑧ 学校訪問、教育相談等を通して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の継続的な見取りと支援を推進します。

### (2) 地域の人々との協働により子どもたちの学びの質を高める（地域人材による教育の推進）

- ① 地域の人材をスクールアシスタントとして学校へ派遣し、教職員と連携しながら教育的支援の必要な子どもの支援や学校運営に関わる支援を行います。
- ② 優れた知識や技能を持った地域の人材を、学校サポーター\*として学校へ派遣し、学習指導や部活動指導の充実、教職員の働き方改革を図ります。
- ③ 学校支援ボランティア\*の発掘、育成、活用により、放課後や土曜日も含めた教育や子どもの見取りの充実を図ります。
- ④ 保護者や地域へ学校の情報を発信し、相互理解を図ることで、子どもたちの育ちの姿を共有します。
- ⑤ 学ぶことや働くこと、また、地域に対する理解や愛着を深めてもらえるよう、市内企業との連携による職場体験を実施し、キャリア教育を推進します。

**(3) 安心して通学と学習ができる環境をつくる（学校安全の推進）**

- ① 市内各小中義務教育学校及びPTAや地域と連携し、子どもが犯罪被害に遭遇した場合に安心して避難できる場所となる「こどもを守る110番の家\*」の周知を図ります。
- ② 警察による防犯カメラの設置に関する助言等により、学校の防犯力を強化します。
- ③ 各学校において、児童生徒の安全確保を図るため、防災対策、危機管理の充実に努めます。
- ④ 通学路交通安全プログラムにより、関係各課が連携して通学路の危険箇所を調査し、安全確保のための改良を推進します。
- ⑤ 保護者やボランティア等との連携により、子どもの登下校時の見守りを推進します。
- ⑥ 通学用ヘルメットを市内全児童に配布します。

**(4) 教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える  
（教員の資質・能力の向上と働き方改革の推進）**

- ① 学校ごとに組織目標を設定し、その目標を保護者や地域住民と共有しながら、教育現場の組織的で継続的な改善を図ります。
- ② 教育委員や指導主事、専門家等が小中義務教育学校を訪問し、校長との意見交換や授業支援を行うことで、授業の質の改善を図ります。
- ③ 自主課題研修を設定し、グループでの討論を通して教員の学びを深め、指導力を高めていきます。
- ④ 新しい時代の教育にも対応していけるよう、適切な教科書や教材を選定し、提供していきます。
- ⑤ 校内業務の見直しや学校事務の業務改善を行い、教職員が児童生徒と向き合うための時間の創出を図ります。
- ⑥ 校長等のマネジメント能力の育成や教職員の意識改革などにより、適正な勤務時間の設定と運用の定着を図ります。
- ⑦ 地域の団体・クラブとの協働により学校部活動の地域連携を推進します。

**(5) 時代の変化にあわせて学校施設を整備する（学校施設・設備の計画的な整備）**

- ① 誰もが豊かに学ぶための教育指導体制の充実や学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ② 教室の空調設備の更新や体育館のLED照明化を計画的に進めます。また、緑のカーテン、スプリンクラーなどによる熱中症対策等の取組を進めます。
- ③ 学校施設長寿命化計画等に基づき、学校施設の改築や大規模改修を計画的に実施していきます。
- ④ 市立小中義務教育学校において、給食施設を整備し、計画的に維持管理していきます。

## 第3節 人格形成の基礎を培う就学前教育と家庭教育の推進

就学前教育  
・  
家庭教育

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指した就学前教育の充実に努めるとともに、家庭の教育力の向上に取り組みます。

参照指標	基準値	目標値
うしく放課後カッパ塾の参加者数	7,000人	7,500人
子どもの教育には地域の大人の協力が必要だと考える市民の割合	80.3% (2024年度)	85.0%

### 現状・課題等

- 市民満足度調査の結果をみると、「子どもの教育には地域の大人の協力が必要だと考える市民の割合」が約80%と高く、幼児期の教育や家庭教育に地域が関わっていくことが求められています。
- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。子どもの教育の一義的な義務は家庭にあります。都市化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などの背景から、親の過保護・過干渉や放任、育児不安など、様々な問題が出てきています。特に先のコロナ禍では、乳幼児期に外出が制限され、人とふれあう機会が減少するなどの課題も顕在化しました。
- 本市では、「家庭教育学級\*」において、子育ての悩みや苦勞を参加者と共に話し合う、親自身の学びの場を提供しています。家庭教育学級の活動状況を見ると、対象学級生数は減少傾向にありますが、延べ参加者は2022(令和4)年以降増加に転じており、依然として重要な役割を果たしています。
- このような中、本市では、市内全ての幼児教育施設において、質の高い教育を行うことを目指して、茨城大学教職大学院の協力のもと、研修や相談体制の充実を図るとともに、これらの取組を円滑に進めるため、幼児教育センター\*を設置しており、今後とも取組の充実を図っていく必要があります。

家庭教育学級の活動状況



資料：生涯学習課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成する（就学前教育の充実）

- ① 本市幼児教育センター\*の機能の強化を図り、保幼小教職員の情報交換や研修、保護者への学びの機会の提供等を通して、遊びから学びへつながる幼児教育を提供します。
- ② 保幼小の幼児・児童の交流活動、教職員の相互参観、研修を通して、幼児期の遊びを小学校の学びへと円滑な接続を推進します。

### (2) 親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくる（家庭教育の支援）

- ① 子どもの成長段階に合った親の学びの場の提供により、家庭の教育力向上と子どもの健やかな成長を支援します。
- ② 訪問型家庭教育支援を実施し、外国籍の保護者への個別相談や情報提供を行います。
- ③ 放課後児童クラブの着実な運営により、全ての児童の安全・安心な遊び場や生活の場を確保します。
- ④ うしく放課後カッパ塾において学びの場を提供し、児童生徒における学習の基礎・基本の着実な定着と学習習慣の確立を促進します。
- ⑤ うしく土曜カッパ塾において、体験活動などを提供し、地域とのつながりを深めていきます。
- ⑥ 児童生徒への奨学金の給付や就学援助などの支援により、全ての児童生徒の教育を支えます。
- ⑦ 学校給食費の無償化を拡充し、保護者の経済的負担の軽減に努めながら、安心安全な栄養バランスの取れた学校給食を提供します。
- ⑧ 行政、学校、児童相談所、警察などの関係機関や民生委員児童委員\*や地域等との連携などにより、ヤングケアラー\*の早期発見と早期把握に努めるとともに、適切な支援につなげます。

## 第4節 一人ひとりが豊かに学び続ける生涯学習の推進

### 生涯学習

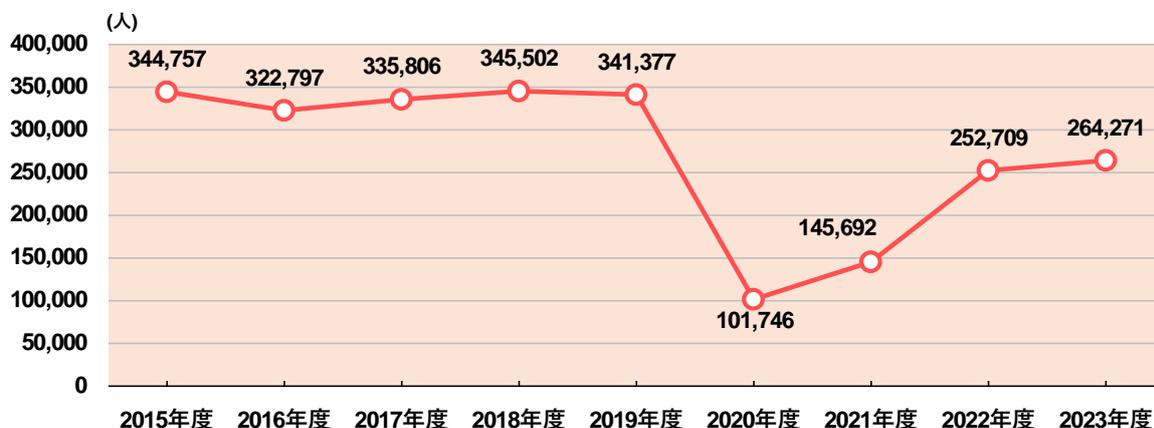
すべての市民が、様々な機会を通して、生涯にわたって学び続けることができ、より豊かな学びを実現する生涯学習社会を目指します。

参照指標	基準値	目標値
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	49.4% (2023年度) 市民満足度調査により設定	55.0%

### 現状・課題等

- 市民満足度調査の結果をみると「生涯学習に取り組んでいる市民の割合」は約50%となっており、多くの市民が日常的な学びを実践しています。今後も多様な生涯学習プログラムの提供や、郷土教育、持続可能な開発の促進、学び直し\*や人権教育など多様な学習機会の提供が求められています。
- 図書館サービスの状況をみると、コロナ禍の影響で減少した貸出冊数やレファレンス件数が共にわずかながら回復傾向となっています。今後も頼りになる図書館を目指したサービスが求められています。
- 本市では、2018(平成30年)に全ての学校で、学校運営協議会が設置されました。地域と学校が連携して「地域とともにある学校づくり」を進めています。また、地域学校協働活動\*により「学校を核とした地域づくり」も一体的に推進され、様々な活動が地域と学校の連携により実施されています。さらに、地域による青少年健全育成活動として、青少年育成牛久市民会議によるふれあいキャンプや牛久市青少年相談員連絡会による啓発活動や市内パトロール等の見守り活動を実施しています。
- 本市には中央生涯学習センターをはじめ、5館の生涯学習センターがあり、様々な講座や自主的なサークル活動時に利用されています。また、コロナ禍の影響により減少した利用者数は、現在回復傾向にあります。

生涯学習施設の利用者数



資料：生涯学習課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) だれもが学びに向かうことのできる環境を整える（学習機会の提供と活動支援）

- ① 多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応し、若者から高齢者までが学び始めるきっかけづくり、仲間とつながりながら楽しく学ぶ機会づくりを進めます。
- ② 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進します。(1-5-(3)-④の再掲)
- ③ 市民の自発的・自主的な講座の開催について、支援内容を継続します。
- ④ 利用者に使いやすい施設運営を行い、より多くの市民の利用を促進します。

### (2) 人生をより豊かに生きるための生涯学習を推進する(多様な生涯学習の推進)

- ① いばらきっ子郷土検定の開催の支援などにより、茨城県及び本市に対する愛着や誇りを持った人材を育成します。
- ② 持続可能な開発目標(SDGs\*)の促進や変化の激しい社会への対応、地域社会への貢献など、人生100年時代を豊かに生きるための学びを支援します。
- ③ 市民が人生をより豊かに生きるために、学校教育終了後の市民の主体的な学び直し(リカレント教育)\*や新しい知識・スキルの習得(リスキリング\*)を支援します。
- ④ 互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他の人の人権にも配慮した行動を取ることができるよう、地域や学校における人権教育を推進し、市民の人権感覚を高めます。

(3)

市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼りになる図書館」をつくる（図書館サービスの充実）

- ① 図書館での各種おはなし会やイベントの開催、地域での読書活動など、幼年期から全ての子どもが読書活動を経験する機会づくりを進めます。
- ② ティーンズ(ヤングアダルト)コーナーの設置や、中学校や高等学校との連携強化により、読書離れが進む中高生の読書活動を推進します。
- ③ 市内の学校の学びのサポートとして、図書館見学や職業体験の受入れを行うとともに、学校図書館ネットワーク事業により、学校教育のための資料提供を支援します。
- ④ 講座の開講や学習室の提供などにより、市民の自主的・自発的な学びを支援します。
- ⑤ 乳幼児とその保護者、高齢者、障がい者、外国人など、多様な利用者のニーズに合わせたサービスを提供します。
- ⑥ 司書の専門性を活かし、利用者が求める資料を的確に探し出し、解決策を提供するレファレンスサービス\*の充実を図ります。
- ⑦ 出前講座\*を積極的に実施し、図書館の利用促進を図ります。
- ⑧ 地域を支える情報拠点として市民に役立つ資料が提供できるよう、郷土資料や図書雑誌、視聴覚資料等の充実を図ります。
- ⑨ 電子書籍の導入や地域資料のデジタルアーカイブ化など、図書館DX\*の推進を検討します。
- ⑩ NPO\*や市民ボランティアとの連携体制強化により、図書館サービスの拡大を図ります。

(4)

学校運営協議会制度を導入している学校(コミュニティ・スクール\*)の充実と地域とともにある学校づくりを推進する（地域と学校の連携強化）

- ① 学校運営協議会を充実させることにより、学校が地域と一体となって子どもたちを育む教育活動を展開する地域とともにある学校づくりを推進します。
- ② 学校運営協議会による学校経営への参画を通じた多様な地域人材との連携から、学校マネジメント力の向上と教職員の専門性の向上を図ります。
- ③ 学校の授業づくりに様々な地域人材や地域教材を取り入れることによって、新たな地域とのつながりを生み出し、地域の活性化につながる素地をつくれます。
- ④ 地域学校協働活動推進員\*の研修や活動を支援することにより、地域と学校との連携・協働のためのコーディネート機能を強化し、学校を核とした地域づくりを推進します。
- ⑤ 地域の人材、団体、機関と連携・協働し、地域学校協働活動の継続的・安定的な活動を推進します。

(5)

## 地域とのつながりで子どもたちを守り育てる（青少年の健全育成）

- ① 青少年育成牛久市民会議の活動支援などにより、地域社会と青少年との結び付きを強化します。
- ② スマートフォンやインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。
- ③ 地域での見守りに加え、民生委員児童委員\*、保護司会等との連携により、各種キャンペーンや啓発活動、市内店舗へ訪問し、青少年の健全育成に協力を促す活動等を行います。
- ④ 行政、学校、児童相談所などの関係機関と地域との連携、要保護児童対策地域協議会\*の充実・強化により、児童虐待の早期発見と早期対応を推進します。

(6)

## だれもが快適に学べる生涯学習施設・設備を整備する（生涯学習施設・設備の計画的な整備）

- ① 市民の誰もが快適に利用できるよう、施設の適切な保守管理を継続します。
- ② 市民ニーズを踏まえ、施設の整備を行います。
- ③ 生涯学習施設の管理運営について、市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の活用を検討します。
- ④ 地域の学びの拠点施設として継続して活用していけるよう、計画的に修繕・補修を実施していきます。

## 第5節 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり

### 文化芸術

心豊かな市民生活の形成を図るため、文化芸術とのつながり、ひととのつながり、まちとのつながりに着目し、愛し誇れる文化芸術のまちづくりを推進します。

参照指標	基準値	目標値
市民文化祭の見学者数(入場者数)と 作品出展・舞台出演の参加者数の合計	7,000人	7,500人
文化芸術に親しんでいる市民の割合	市民満足度調査により設定 (2025年度から)	60.0%

### 現状・課題等

- 市民満足度調査の結果をみると、「文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合」は、約30%となっており、より多くの市民が文化芸術に触れ、活動に取り組めるような機会の提供が求められています。
- 本市の市民文化祭の参加者数はコロナ禍の影響で減少しましたが、回復傾向にあり、今後、積極的な活動支援を図っていくことが重要です。
- 本市の文化芸術活動をけん引する牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数をみると、コロナ禍において最も減少した2021(令和3年)年以降、わずかながら増加に転じていますが、人口の減少、会員の高齢化などの課題に対応していくため、団体の支援を継続していく必要があります。
- 市民の郷土に対する愛着を醸成し、地域づくりにつなげていくためには、文化財を保存・活用し、また、市固有の文化を継承していく取組が重要です。牛久シャトーなどの文化財を観光資源として活用し、まちづくりに活かしていくなどの取組が求められています。
- 文化芸術施設については、文化財の保存や文化芸術の展示等を継続的に行う場であることから、市民サービスの向上の観点から、民間活力の活用も含めた適切な維持管理、計画的な整備を検討していきます。

牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数



資料：生涯学習課

## 施策の展開方向と取組内容

## (1) 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる（文化芸術活動への参加促進）

- ① 多種多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進します。
- ② 多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成します。
- ③ 未来を担う子どもの育成には、小中学生の頃から多くの文化芸術に触れる機会を設けることが効果的であることから、小中学校を対象としたアウトリーチ\*（体験・鑑賞等の芸術普及活動）の充実などにより、子どもの感性を育む取組を推進します。
- ④ 文化芸術分野の総合的な知識と経験を培うため、文化芸術団体同士の協力体制の強化や分野の異なる団体間の連携強化などにより、地域独自の文化芸術活動を支援します。

(2) 文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する  
（文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信）

- ① 文化芸術を軸とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりを目指します。
- ② 市内外への情報発信を強化することにより、文化芸術活動における多様な交流につなげていきます。

## (3) 郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ（文化遺産の保存活用と地域文化の伝承）

- ① 郷土の歴史・伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財・歴史的資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていきます。
- ② 市内の文化財・歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築、誰もがアクセス可能なコンテンツの制作など、多面的な普及、公開活用を推進します。
- ③ 学校教育の場における文化財などの積極的な活用により、次世代への継承とともに子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。
- ④ 文化財及び文化財を取り巻く環境を次世代へ継承していけるよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進していきます。
- ⑤ 民間の文化芸術施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援します。
- ⑥ 市内の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究や、日本遺産\*認定牛久シャトー等の文化財の保存活用を推進し、地域活性化につなげます。

(4)

文化芸術施設を整備し交流を促進する（文化芸術施設の計画的な整備）

- ① 本市所有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携によって、市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築します。
- ② 文化芸術施設の管理運営について、市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の削減を図るため、民間活力の導入を推進します。
- ③ 文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。
- ④ 既存施設の有効利用を踏まえつつ、文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備します。
- ⑤ 市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどを活用し、文化芸術コミュニティの創出を支援します。

## 第6節 生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり

### 生涯スポーツ

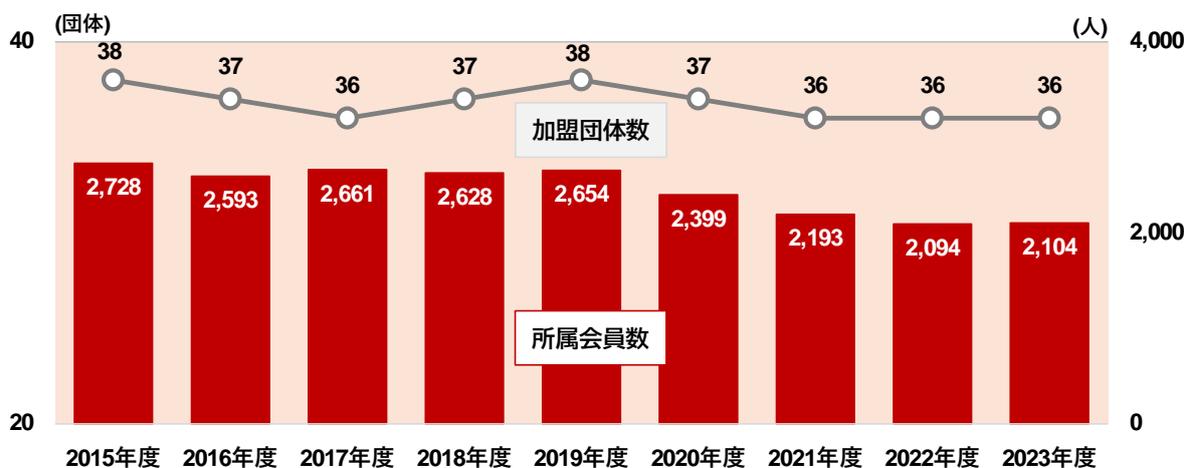
スポーツを通じた健康づくりや多様なスポーツニーズへの対応、スポーツを育む文化を発展させるなど、スポーツ文化の振興により、健康的で活気のある地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
週1回30分以上の運動をしている市民の割合	57.3% (2023年度) 市民満足度調査により設定	60.0%

### 現状・課題等

- 市民満足度調査の結果をみると「週1回30分以上の運動をしている市民の割合」は約57%と、国の調査結果52%と比較して高い割合となっています。今後は、更に市民の意欲を高めていくことや、誰もが手軽にスポーツに取り組める環境づくりを進めていくことが重要です。
- 本市のスポーツ活動を支えるスポーツ協会の加盟団体数や所属会員数をみると、微減の状況にあり、組織運営を支える人材の育成が課題となっています。
- 子どもが安心して遊べる環境の整備や学校部活動の地域連携への取組などが求められています。
- 本市では野球、サッカー、バスケットボールなどのプロスポーツとの連携を進めており、今後も取組の強化が求められています。
- 本市のスポーツ施設は、牛久運動公園をはじめ、4つの運動広場などが広く市民に活用され、防災拠点としても重要な役割を担っています。今後は、施設の老朽化への対応や利用者のニーズに合わせた施設の更新、柔軟な運営体制などに取り組んでいく必要があります。

牛久市スポーツ協会の加盟団体数と所属会員数



資料：スポーツ推進課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する（スポーツ活動の情報発信）

- ① 市民のスポーツ活動の状況やニーズなどを調査し、それに応じた地域のスポーツ情報を提供します。
- ② プロ野球の公式戦など、市内でスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心を高めます。

### (2) より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる (スポーツ活動機会の提供・活動支援)

- ① 手軽に参加できるスポーツイベントを開催し、生涯スポーツに取り組むきっかけをつくりま
- ② コミュニティスポーツなど、子どもや高齢者、障がい者等が参加できるスポーツをはじめ、誰もが参加し交流できるスポーツの普及・振興を推進します。
- ③ 社会活動や生涯学習、スポーツ活動への参加などによる、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを支援します。
- ④ 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進します。(1-5-(3)-④の再掲)

### (3) 子どもたちのスポーツの充実(子どもたちのスポーツの充実)

- ① 幼児期においては、親子で楽しみながら子どもの体力向上に資する事業の充実を図ります。
- ② 子どもたちが安全に安心して遊べる環境づくりを進めます。
- ③ スポーツ少年団の活動との連携を図りながら、学校部活動の地域連携を積極的に進め、地域総ぐるみで子どもの体力向上を図ります。

### (4) スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する（スポーツ人材・組織の育成）

- ① スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。
- ② スポーツ組織における指導者やスポーツ推進委員、ボランティアの育成などにより、競技者の育成や、競技者の増加を図ります。
- ③ 学校部活動の地域連携に対応するため、指導者の育成を図ります。また、指導員養成にプロスポーツ選手の活用を検討します。
- ④ 一流スポーツ選手によるトップスポーツ教室の実施など、より高い技術の獲得を目指す市民ニーズに対応します。

**(5) プロスポーツ団体や近隣市町村との連携を強化する（プロスポーツ団体・近隣自治体との連携・活**

- ① 地域に根ざしたプロスポーツ団体との連携を強化し、市民がトップレベルのスポーツ、競技や指導に触れる新たな機会の拡充を図ります。
- ② 近隣市町村の特徴、資源を最大限に活用した広域的な取組を推進します。

**(6) 多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する（スポーツ施設の計画的な整備）**

- ① 市内スポーツ施設の計画的な改修・整備、学校体育施設の活用、新たな運動施設の整備を推進します。
- ② 健康増進や生涯スポーツの促進、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用など、多目的利用に配慮した施設整備と連携体制の整備を推進します。
- ③ スポーツ施設の管理運営について、市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の導入を推進します。
- ④ 施設ごとの利用目的に合わせて、計画的な修繕・補修を実施していきます。
- ⑤ 利用者に対する調査を定期的に行い、分析することなどにより、利用者の増加を促す利用者本位の施設運営を推進します。



# 第3章

【しごと】

魅力ある「しごと」と  
にぎわいが生まれるまち

参照指標	基準値	目標値
市内に魅力的な「しごと」がある と感じる市民の割合	5.4% (2023年度) 市民満足度調査により設定	5.9%



## 第1節 若者等が働きたくなる「しごと」づくり

### 商工業振興

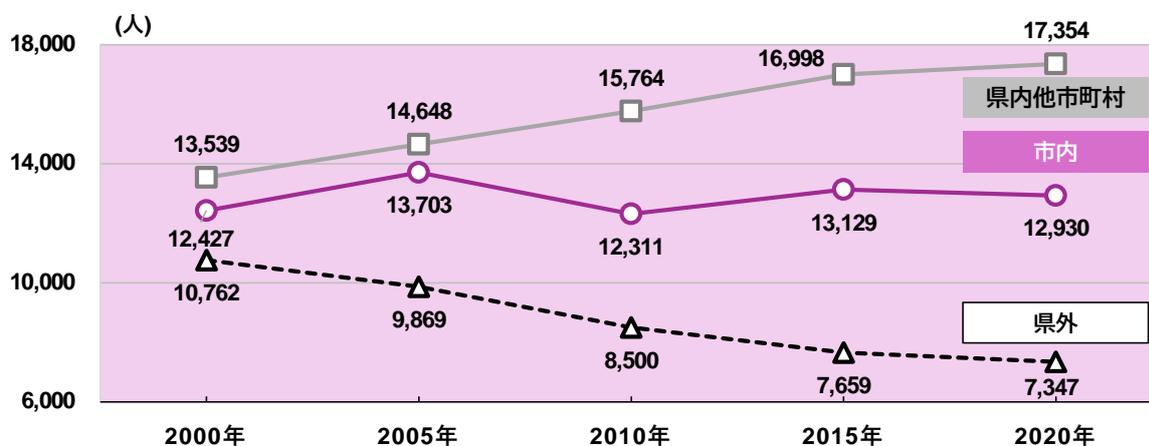
本市の就業者の割合が高いサービス産業等の生産性向上などにより、市内企業の魅力を高め、その魅力を感じてもらうことで、若者等の市内就業を促進します。

参照指標	基準値	目標値
市内従業率	35.0% (2020年国勢調査)	35.0%
中小企業退職金共済新規加入者数	58人 (2023年度)	70人

### 現状・課題等

- 国においては、多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を進めているところですが、若い世代においては“しごと”に対して求める考え方が従来と変わってきている状況にあり、働きやすく安定的な企業や社会課題に取り組む企業が興味・関心を持たれている傾向にあります。
- 本市の市民意向調査結果をみると、市内に魅力的な「しごと」があると感じていない人が半数を超えている状況です。
- このような状況を受け、次代を担う若者をはじめとして、本市で働きたいと思える魅力ある企業を創出していくために、市内企業の経営力向上や事業継続を支援する取組を進めることで、若者等が本市の企業で働くことにより、安定した生活を送ることができると感じてもらえるようにすることが重要です。
- また、本市の課題解決(ニーズ)に合った企業を支援することにより、若者等が働きがいを持てるようにすることも求められます。

### 市民の従業地



資料：国勢調査

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市内企業の魅力を高める（経営力向上支援）

- ① 牛久市商工会が取り組む経営改善普及事業などとの協働により、市内中小企業の経営基盤強化を促進します。
- ② 牛久市商工会や金融機関と連携した各種融資制度や助成金の活用支援などにより、市内投資拡大による生産性向上を図ります。
- ③ プレミアム付き商品券(ハートフルクーポン券)事業の支援など、物価高騰対策による市民の負担軽減と市内商業の活発化を促進します。
- ④ 市内企業間のマッチングによる市内取引拡大と市内消費拡大により、地域経済循環\*の改善を図ります。
- ⑤ D2C(ダイレクト トウ コンシューマー)\*やEコマース\*の取組支援などにより、商品の付加価値向上や販売促進を図ります。

### (2) 魅力ある事業の継続を支援する（事業継続支援）

- ① 感染症や自然災害等により事業の縮小・中断を余儀なくされた場合などにおいて、緊急融資等の情報を迅速に収集し、周知広報や相談対応にあたるなど、事業継続に向けた支援を行います。
- ② 牛久市商工会や金融機関との連携により、市内の事業者の緊急事態発生時の対応強化や、後継者不在で廃業を検討せざるを得ない経営者の事業承継等の支援を行います。

### (3) 市民の暮らしやすさを高める「しごと」を支援する（市民生活の向上に資する事業の支援）

- ① 牛久市商工会と連携し、地域ニーズに合った商業やサービス業に取り組む事業者を支援します。

## 第2節 すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり

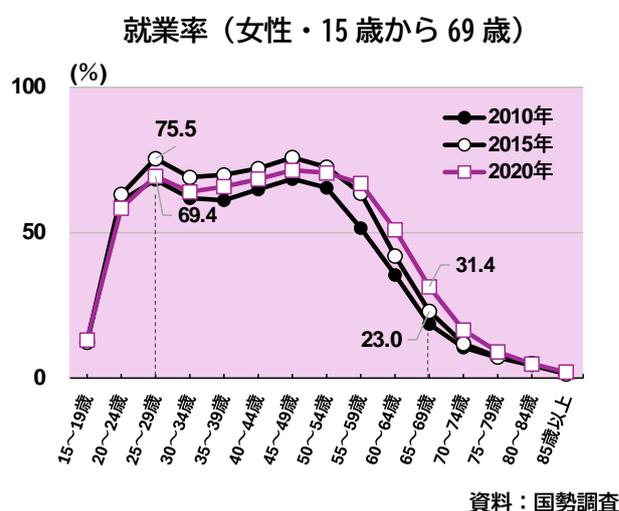
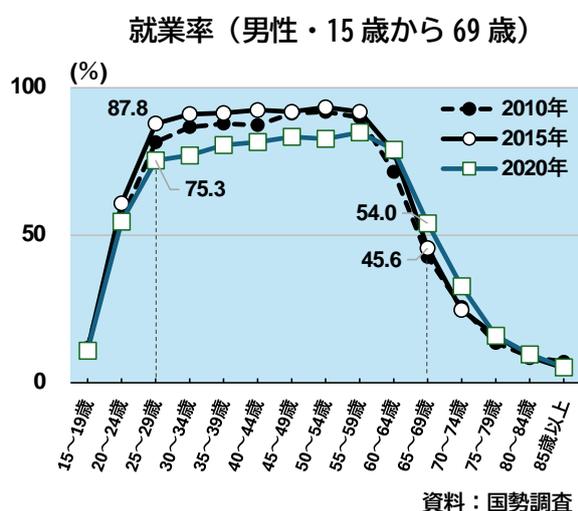
### 就業環境整備

多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえた多様な働き方への支援、若者や女性、高齢者など、だれもが自分らしく働き続けることができる就業環境づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
市内従業者数	12,930人（2020年国勢調査）	13,129人
中小企業退職金共済新規加入者数（再掲）	58人（2023年度）	70人

### 現状・課題等

- 本市の2020（令和2）年の15歳から69歳の就業率をみると、2015（平成27）年の就業率と比較して、男性では25歳から59歳までで10ポイント程度、女性では20歳から49歳までで5ポイント程度低くなっています。
- 女性では、出産・育児期に低下するM字カーブが依然としてみられますが、女性と男性の就業率を比較すると、2020（令和2）年では30歳から74歳までで10%～30%程度低い水準となっています。
- 高齢者では、男性では65歳から74歳、女性では60歳から69歳で8ポイント程度高くなっていることが分かります。
- このような状況を踏まえ、出産・育児期の保護者や高齢者などが身近な場所で安心して働けるよう、引き続き市内企業の雇用拡大や労働環境の向上に努めることが重要です。
- 全国的に就業率が上昇する中、市内の働き世代の就業率が低下していることから、ライフスタイルやワークスタイルの変化等を踏まえた、労働環境の向上や職業能力の向上に向けた取組を進めていくことが重要です。



## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市内で安心して働ける環境を整える（労働環境の向上）

- ① 労働条件の改善や労働福祉向上のための啓発活動の充実を通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。
- ② 中小企業退職金共済への加入促進などにより、市内企業の雇用条件の改善、向上を図ります。

### (2) 市内雇用を維持・拡大し、就業を促進する（市内就業の促進）

- ① 既存の工業団地の操業環境の維持、立地企業との連絡調整などにより、大規模な雇用の維持に努めます。
- ② 商業地域の活性化並びにまちのにぎわい及び魅力の創出につながる企業の立地を促進し、特定のエリアにおいて、新規開業及びこれに伴う新規雇用を行う事業者に対し、助成を行います。
- ③ 市内企業の就職フェアの開催や、ハローワーク、民間事業者等との連携により、市内企業の魅力発信と求人・求職のマッチング支援を強化します。

### (3) 職業能力向上により市民の就業機会を増やす（職業訓練等による就業支援）

- ① 市内企業が求める技能等を修得するため、職業訓練などの受講に関する情報提供を行うことにより、市内企業への就業を促進します。
- ② ひとり親の方が、就業に有利な資格を取得する際の支援を行うことにより、就業と家庭の経済的安定を促進します。
- ③ ICT\*の活用能力向上支援などにより、就業機会の拡大を図ります。

## 第3節 新しい「しごと」が生まれるまちづくり

創業支援  
・  
企業誘致

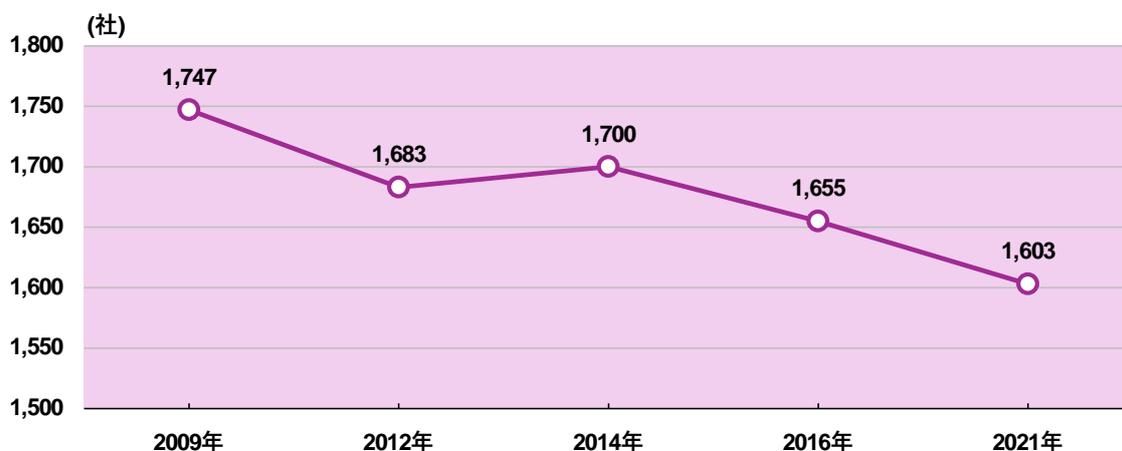
地域の課題を解決する「しごと」を起こす市民の支援や地域ニーズにあった事業者の誘致により、まちの魅力を高めていきます。

参照指標	基準値	目標値
創業支援対象者数	36人（2023年度）	39人

### 現状・課題等

- 本市においては、市内企業数は2014（平成26）年度以降減少し続けており、2021（令和3）年では1,603社となっています。
- 本市では、駅周辺の商業機能等の誘致やにぎわい創出に向けて取り組んでいるところですが、市民満足度調査の結果によると、総合計画策定にあたって着目すべき点として「駅周辺の活性化」を望む方が約4割と、依然として駅周辺のにぎわい創出への着目度が高いことがうかがえます。
- 市民の生活利便性の向上やまちの活性化を図っていくためにも、引き続き、中心市街地の空き店舗への飲食店や商店の創業支援や誘致を進めていく必要があります。また、本市全体として、創業者を増やしていくため、創業塾を開催する牛久市商工会との連携を進めます。
- 市内の雇用拡大、地域経済の活性化を図るため、圏央道のインターチェンジ周辺という地域特性を活かした流通・業務地としての企業誘致を引き続き進めていくことが重要です。

市内の企業数



資料：経済センサス

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 新しい「しごと」にチャレンジする市民を応援する（起業・創業支援）

- ① 創業塾を開催する牛久市商工会との連携などにより、創業希望者を支援します。
- ② 市内の空き店舗と創業希望者のマッチングの支援を検討し、市内での起業・創業を促進します。

### (2) まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する（企業誘致）

- ① 市内経済や雇用、まちづくりの観点などから、まちの将来に必要な様々な企業(産業)を検討し、誘致活動を推進します。
- ② 牛久駅周辺の空き店舗への商業機能等の誘致や開業支援の検討により、生活利便性の向上やにぎわい創出を図ります。
- ③ ひたち野うしく駅周辺へ商業・業務機能等を誘致することにより、住まいの近くで買物や仕事のできる環境づくりの促進やにぎわい創出を図ります。

### (3) 立地特性を生かした企業誘致により雇用機会を拡大する（IC周辺地域への企業誘致）

- ① 土地利用方針との整合性を図りながら、企業の立地が円滑に進むよう、土地の取得や各種許認可のサポートを行うなど、企業誘致を推進します。
- ② つくば牛久IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。
- ③ 阿見東IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、既存の工業団地や、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。

## 第4節 未来へとつながる農業と担い手づくり

### 農業振興

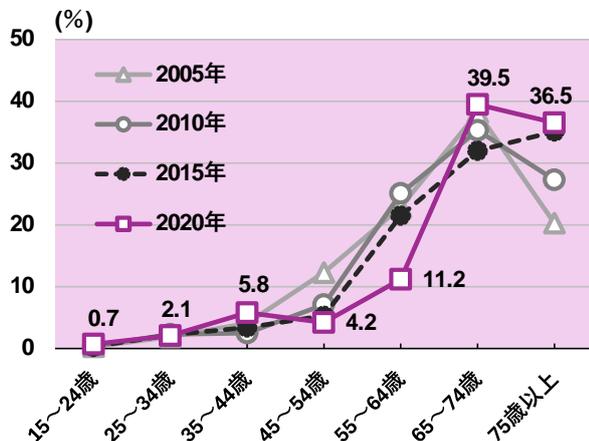
農地の集約やスマート農業等による生産性の向上や、都市農村交流等の新たな収入源の確保などにより、農業の魅力向上と担い手の育成・確保を促進します。

参照指標	基準値	目標値
農業者数	1,079人（2020年農林業センサス）	1,079人
農業産出額	30.6億円（2020年農林業センサス）	30.6億円
牛久市認定農業者及び認定新規就農者数	105人（2023年度）	105人

### 現状・課題等

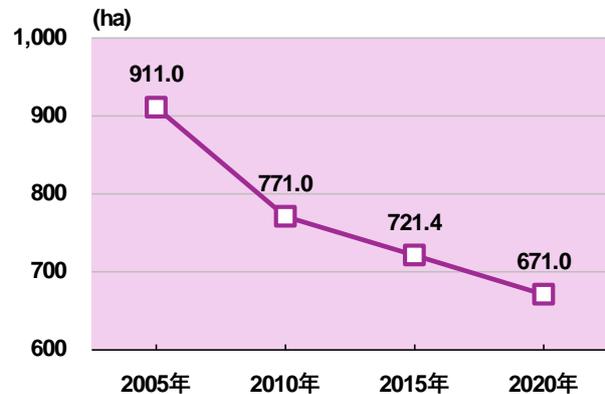
- 主に、本市の東部地区で営まれる農業の分野では、野菜、米、花き、豆類の生産、畜産などが行われています。気候が良く多種多様な農作物が育つ土地柄で、野菜類では河童大根、河童西瓜がブランド化しています。また、農薬・化学肥料を通常の半分以下に抑えてつくった河童米も、県の特別栽培農産物認証を受けています。
- 市の農業の状況を見ると、高齢化などに伴う廃業により、農業者数や経営耕地面積の減少が続いており、離農の抑制や新規就農者の確保が課題となっています。
- そのため、農地の集約・集積化による生産性の向上や、付加価値の高い品種の生産などによる収益力の向上、新規就農者定着のために技術指導や地域住民との交流の機会を設けるなど、意欲ある農業者を引き続き支援していくことにより、後継者や新規就農者を確保していくことが重要です。
- このほか、学校給食や農産物直売所等での地元農産物の消費や、特産品開発、農業体験等の農村交流の推進などにより、本市の内外に本市の農業に関心を持つ人を増やしていくことも必要です。

基幹的農業従事者の年齢



資料：農林業センサス

構成経営耕地面積（総面積）



資料：農林業センサス

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 農業者の経営基盤を強化する（農業生産環境の整備）

- ① かんがい施設の整備、機械化体系の確立、農道及び圃場等の条件整備などにより、生産性の高い作物への転換を促進します。
- ② 農地を貸したい農家から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ、農地貸与を行い、農地の集約・集積化を進めます。また、労働力提供における協力関係構築を支援します。
- ③ 水稻農家、畜産農家、野菜農家、果樹農家、花き農家等の連携強化により、地域が一体となった環境保全型農業\*を促進します。
- ④ 農業資材の廃棄や農薬使用について、全ての農業者がルールを遵守するよう周知徹底し、循環型農業\*を促進します。
- ⑤ 市内農業団体の運営により、市内農業者の経営安定、高齢零細農家の保護、学校給食への地場農産物の利用促進を図ります。

### (2) チャレンジする農業者を育成・支援する（収益力向上支援）

- ① 認定農業者や今後認定を受けようとする農業者などを重点的に支援し、農業の効率化・安定化による生産拡大と所得の向上を促進します。
- ② 特定農業法人\*及び特定農業団体制度\*の普及啓発などにより、農業の組織化、法人化を促進します。
- ③ 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者等の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。
- ④ 施設園芸農家や露地野菜農家の作型・品種の改善による高収益化や、加工部門の導入による高付加価値化を支援します。
- ⑤ 借入金の利子補給や農業用資材の購入費用補助などの経費支出削減支援により、設備投資や経営規模拡大を促進します。

### (3) 次代の農業を担う若者を確保・育成する（新規就農者の支援）

- ① 農業後継者や新規就農希望者に対する農地の紹介や技術指導など、就農から定着までのきめ細かな支援により、若手農業者の育成を図ります。
- ② Iターンなどによる新規就農希望者に対する空家の紹介や農地の仲介により、市内への移住定住を促進します。
- ③ 農業ヘルパー制度\*により農業者の労働環境の改善を図るとともに、農業への参入に関心を持つ若者の増加を図ります。

(4)

**地域の農産物の消費を拡大する（地産地消・地産外消の促進）**

- ① 学校等給食使用や農産物販売所等での直売などにより、地元農産物の市内での消費拡大を促進します。
- ② 地元企業や市民団体等と農業者の連携などによる特産品の開発や、販路開拓、市内観光等での消費促進を支援します。
- ③ 本市の品質の高い特産品をふるさと納税（ふるさと牛久広援寄附）の返礼品として活用し、本市の農産品の認知度向上を図るとともに、返礼品の品質向上に向けた取組も進めます。

(5)

**農村地域の魅力で多様な交流を促進する（農村交流の促進）**

- ① 本市の農産物の魅力を消費者に直接伝えるために、農業体験など、地域資源を活かした体験型観光メニューの開発及び実施を支援します。
- ② 首都圏立地の強みを活かし、観光農園や貸し農園としての農地活用を促進します。
- ③ 元気農園の活用などにより、農業者以外の市民にも農業に関わる機会をつくり、地元農業に対する理解と農村交流を促進します。

(6)

**貴重な農村の環境を保全する（農村環境の保全）**

- ① 市民やNPO法人\*、民間企業などとの協働により、本市の貴重な自然環境を保全します。
- ② 農地の利用状況調査・利用意向調査を実施し、高齢化や後継者不在等による遊休農地の発生防止につなげます。また、再生利用が困難な農地については非農地化を進め、他の用途での土地活用を図ります。
- ③ 農地パトロールの実施により、違反転用の早期発見、早期是正を図り、遊休農地への不法投棄などを防止します。
- ④ 有害鳥獣や外来種の駆除により、農地や自然環境への悪影響の低減を図ります。

## 第5節 市民も市外の人も楽しめるにぎわいのあるまちづくり

### 観光振興

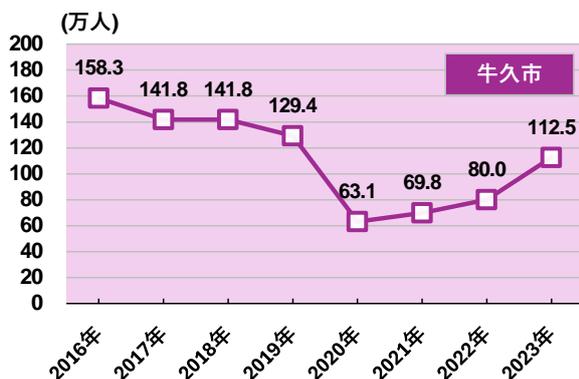
文化財や商業地、自然などの地域資源を活用した市民や市外の人々との交流促進により、まちのにぎわいづくりと市民の郷土愛の醸成を図ります。

参照指標	基準値	目標値
観光入込客数 (牛久シャトー・牛久大仏・ポケットファームどきどき)	774,130人(2023年度)	812,000人
楽しいイベントが増えたと感じる市民の割合	22.4%(2023年度) 市民満足度調査により設定	30.0%

### 現状・課題等

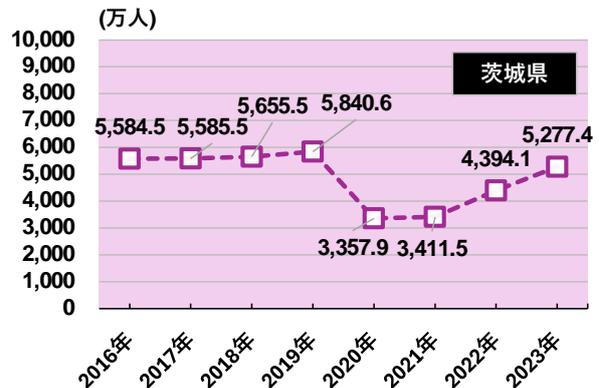
- 円安の影響もあって、全国的なインバウンド需要が高まっています。昨今においては、外国人観光客からに限らず、その土地ならではの文化や自然を体験でき、食を楽しめることが求められています。
- こうした中、本市の魅力である日本遺産\*「牛久シャトー」については、市民と共に活性化に取り組んでいるところですが、市民満足度調査の結果をみると、もっと充実させてほしい施策として、日本遺産「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築することが挙げられています。
- こうした状況を受け、牛久シャトー及び牛久駅から牛久シャトー周辺においては、日本遺産の歴史的・文化的ストーリーを活用し、商業そして国際交流も視野に入れた交流等を活性化していくことが重要です。
- 本市には牛久シャトー以外にも、牛久大仏、小川芋銭\*、住井す糸\*の遺産や牛久自然観察の森など、魅力的な資源があることから、これら地域資源と連携を図り、市民や観光客に本市内を存分に楽しんでもらえるよう取り組んでいくことが求められます。
- これら観光資源を盛り上げていくことは、郷土愛の醸成にもつながります。まずは市民が楽しむこと、そしてそれを発信して人を呼び込むことで、市内での持続的な観光消費を促進していくことが必要です。

観光入込客数(延べ人数) 牛久市



資料：茨城県(観光客動態調査報告)

観光入込客数(延べ人数) 茨城県



資料：茨城県(観光客動態調査報告)

## 施策の展開方向と取組内容

(1)

### 日本遺産\*「牛久シャトー」を軸とした『ワインと食』による観光振興事業を推進する

(観光振興事業の推進)

- ① 「ワイン文化日本遺産協議会\*」が中心となった甲州市との広域的な観光振興体制を整備します。
- ② 牛久シャトー内及び牛久駅・牛久シャトー周辺において、飲食店や小売店などと協力し、「歩いて楽しめるまちづくり」を推進します。
- ③ ワインや食に関するイベント等の開催支援など、「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進します。
- ④ ワインをはじめとした地産品の流通と消費を支援します。

(2)

### 地域の観光資源を磨き上げ活用する (観光資源の整備・活用)

- ① 日本遺産である牛久シャトーの積極的な活用を進め、その魅力を国内外に伝えていくとともに、そのほかの県や本市指定の文化財、小川芋銭\*や住井すゑ\*の遺産などについても観光資源として活用を進めます。
- ② 里山や牛久沼周辺の自然環境、史跡などの連携を図り、観光資源としての活用を進めます。
- ③ 牛久沼周遊ルートにより、自転車や徒歩による観光資源の利活用や交流増加を促進します。
- ④ 観光案内所、物産展の運営支援により、観光客の滞在時間の増加と特産品等の消費促進を図ります。

(3)

### 観光客に訪れてもらう仕組みをつくる (観光ルート形成、回遊促進)

- ① 牛久沼周辺や牛久シャトーを中心とする市街地、牛久大仏や牛久自然観察の森、本市に隣接するアウトレットモールなど、市内や周辺に立地する観光資源の回遊による相乗効果を高めるため、それらを結ぶ道路の整備や誘導サインの整備を図ります。
- ② 分かりやすい案内板や情報通信基盤の整備などにより、観光客が安心して滞在できる環境をつくれます。
- ③ 充実した道路交通網を活かし、県内外と連携した観光ルート形成により、外国人観光客等の増加を図ります。
- ④ 旅行代理店等と連携し、観光プラン等の造成を図り、県外や外国からの観光客の誘致促進を図ります。

(4)

市の魅力を知ってもらう機会を増やす（イベント等による集客促進）

- ① うしくかっぱ祭り、うしくWaiワイまつり、うしく鯉まつり、うしく菊まつりなどのイベントの内容充実や広報活動の支援により、市内外からの集客増加を促進します。
- ② フィルムコミッション\*の推進により、本市の魅力を効果的に発信し、ロケ地などを訪れる観光客の増加を促進します。
- ③ 歴史・文化や自然、イベントなどの本市の魅力となる資源については、SNSなどをはじめ、多様な媒体を活用した効果的なPR展開により、市民の地域への愛着と誇りを高めるとともに、まちに人を呼び込み、市内外の人々の交流を促進します。



# 第4章

## 【市民共創】

みんなの創意工夫で  
未来をつくるまち

参照指標	基準値	目標値
市民の力でまちはより良くできると考える市民の割合	77.8%（2023年度） 市民満足度調査により設定	82.0%



# 第1節 すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり

## 市民参加

NPO\*や市民活動団体など、より多くの市民がそれぞれの希望する地域づくり活動に参加できる環境を提供し、幅広い世代の人材が活躍できる環境づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
ボランティア団体数・加入者数（再掲）	221 団体、5,075 人（2023 年度）	221 団体、5,075 人
地域づくり活動に参加している市民の割合	19.3%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	22.0%

## 現状・課題等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた行政区や地区社会福祉協議会\*、NPO\*、ボランティア等による市民活動は、近年活動再開の兆しがみえてきました。NPO法人数も回復してきています。
- 数多くある団体やNPOなどの横の連携が取れていない、活動の意欲や能力がある人材の情報が共有できていないなどの要因から、活動に必要な人材の確保が十分にできていない状況があります。
- そこで、行政においては、市民や団体が活動しやすい環境や、参加しやすい情報を提供することで、活動を支援していくことが求められています。
- 地域間や世代間の人と人をつなぐネットワークの要になる役割を担い、多様な人材が活躍できる場を広げていくことが求められています。

NPO 法人数



資料：市民活動課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する（市民や団体の主体的な活動支援）

- ① 様々な媒体による市民活動団体やボランティア団体への情報提供や団体間のつながりづくりを支援します。
- ② 市民活動等の拠点として、既存の公共施設や教育施設などの適正利用を促進します。
- ③ 市民活動団体などの活動中の事故による傷害や第三者に対して与えた損害について、法律上の賠償責任を負った場合にこれを補償する制度として、市民活動災害補償制度を備えます。

### (2) 市民活動に参加しやすい環境を提供する（市民活動への参加促進）

- ① 行政区や地区社会福祉協議会\*、NPO\*、ボランティア等による市民活動を、多様な媒体を用いて広く周知します。
- ② 市民活動への参加のきっかけづくりとして、活動希望者と活動団体の橋渡しを支援します。
- ③ 各種表彰制度の活用などにより、市民のまちづくりへの参画意識の更なる向上を促進します。

### (3) すべての世代が暮らしやすい地域をつくる（多世代共生の推進）

- ① 全国各地で展開されている共助につながるコミュニティ活動などの情報を、積極的に収集・発信します。
- ② 全ての世代が暮らしやすい地域づくりを目指し、子育て中の親同士や高齢者同士、高齢者から子どもへ、若い世代から高齢者へなど、世代間交流の場づくりを支援します。

## 第2節 多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり

地域  
コミュニティ

共助・公助の考え方を踏まえ、だれもが利用できる多世代交流の場づくりや、多様な人々との交流やつながりで支え合う体制づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
行政区加入率	63.7% (2023年度)	64.0%
「地域コミュニティ活性化事業(たまり場*活動)」参加者数	162,144人 (2023年度)	165,900人
地域の中で異なる世代の人との交流がある市民の割合	26.2% (2023年度) 市民満足度調査により設定	30.0%

### 現状・課題等

- 本市では、行政区や地区社会福祉協議会\*が中心となって、地域住民主体の活動が行われています。
- 行政区の加入率は減少傾向が続き、2023(令和5)年には63.7%まで減少しています。地域の活動を担う役員の高齢化、担い手の確保が困難な状況が続いています。
- 本市の行政区の特徴的な活動として、地区の集会所を「地域コミュニティ活性化事業(たまり場活動)」で活用し、多世代の居場所づくりを進めています。
- 各行政区集会所などの地域コミュニティ拠点の充実を図ることで、市民が自主的に地域の課題を解決する体制づくりを進めていく必要があります。

行政区加入率



資料：市民活動課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する（地域活動支援）

- ① 行政区や地区社会福祉協議会\*などの、活動に必要な情報を適切に提供します。
- ② 行政区や地区社会福祉協議会などの、活動主体間の情報交換等による地域活動の高度化を支援します。
- ③ 行政区活動に参加しやすい環境づくりと行政区への加入を支援します。
- ④ 地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、行政区活動への適切な支援を実施します。

### (2) 多世代交流を促進する地域コミュニティ拠点の運営を支援する （地域コミュニティ拠点の運営支援）

- ① 行政区の運営や地域の拠点となる集会所の新設や修理などにより、地域コミュニティの活動拠点づくりを支援します。
- ② 地域の集会所で、「地域コミュニティ活性化事業(たまり場\*活動)」を行う行政区を支援し、幼児から高齢者まで多世代の居場所づくりを促進します。

### (3) 市民による地域課題の解決を支援する（地域の課題解決支援）

- ① 地区社会福祉協議会を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。
- ② 区長会研修や市と区長との協議を通して、「地域の問題を解決する」支援をします。

## 第3節 誰もが個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり

### 男女共同参画\*

女性も男性も全ての市民が、お互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会づくり、結婚・出産・子育てなどライフステージに応じた生き方がかなえられる社会づくりを進めます。

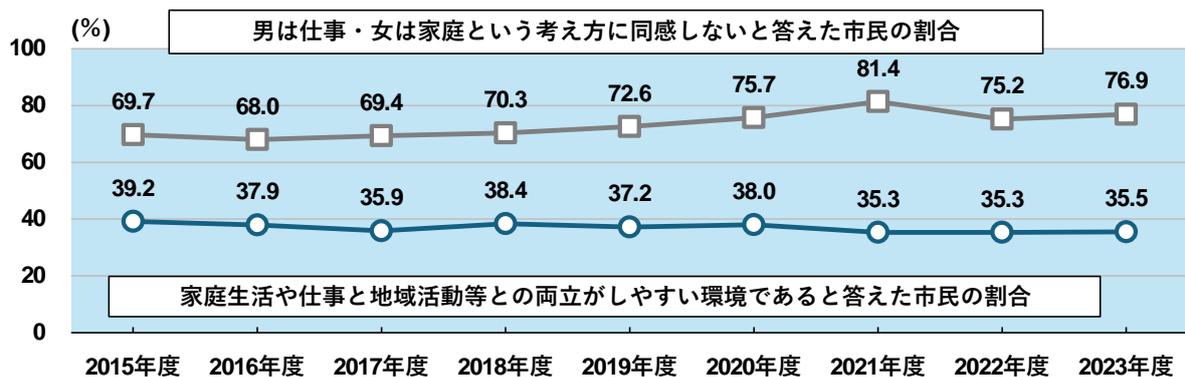
参照指標	基準値	目標値
本市職員（男性）の育児休業取得率	50.0%（2023年度）	60.0%
審議会等における女性委員の割合	27.6%（2023年度）	30.0%
本市職員の女性管理職の割合	25.7%	30.0%
男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない市民の割合	76.9%（2023年度） 市民満足度調査により設定	80.0%

### 現状・課題等

- 少子高齢化の進行、人口減少、価値観の多様化など、大きく変化する社会に対応し、持続可能で活力ある社会を形成するため、誰もが個性と能力を発揮することのできる社会の実現が求められています。
- 地方都市においては、若い女性の流出が多い傾向があり、女性の働く機会や働きやすい環境が得られないなどの要因のほか、性別役割意識が根強いといった背景が原因となっていると言われています。
- 本市では、2003(平成15)年度に「牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画」を策定して以来、男女共同参画社会に向けた取組を進めてきましたが、事実上の男女間の格差など、解決すべき問題が多く残されています。

行政においては、審議会等における女性委員の登用の促進や男性の育児休業取得率の向上などに率先して取り組み、市民に公表し、意識の啓発を図っていくことが必要です。

男女共同参画社会に関する市民意識



資料：政策企画課（市民満足度調査）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 性別にかかわらず活躍できる社会をつくる（あらゆる分野への男女共同参画\*の推進）

- ① 職場や家庭、学校、地域など、あらゆる機会を通じた男女共同に関する意識啓発活動を推進します。
- ② 本市における女性の管理職への登用を促進します。
- ③ 政策形成に関わる審議会や委員会等において、女性の委員としての参加を推進します。

### (2) 多様なライフスタイルを可能にする環境を整備する（結婚・出産・子育てしやすい環境づくり）

- ① 出会いの場を提供する団体を支援し、結婚を希望する方を応援します。
- ② 妊産婦が安心して働ける職場環境づくりや男性の育児・家事への参加を促進します。
- ③ 子育て中の親が、それぞれの能力を活かして活躍できるよう、デジタルツールを活用した子育て支援や多様な働き方への支援を推進します。
- ④ 性別に関わりなく、誰もが育児休業や介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進します。

### (3) 男女の人権尊重を推進する（男女間の暴力やハラスメント、差別などのない社会づくり）

- ① ドメスティック・バイオレンス\*、ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など、あらゆる暴力に関する防止対策の推進を図ります。
- ② 男女が互いに尊重し合える社会環境をつくるため、あらゆる暴力に関する相談・支援体制の充実を図ります。
- ③ 広報紙、ホームページ、ワークショップや講座等により、男女共同参画の意識づくりを図ります。

## 第4節 国籍や文化等の違いを認め合い個々の能力を 発揮できる社会づくり

### 多文化共生

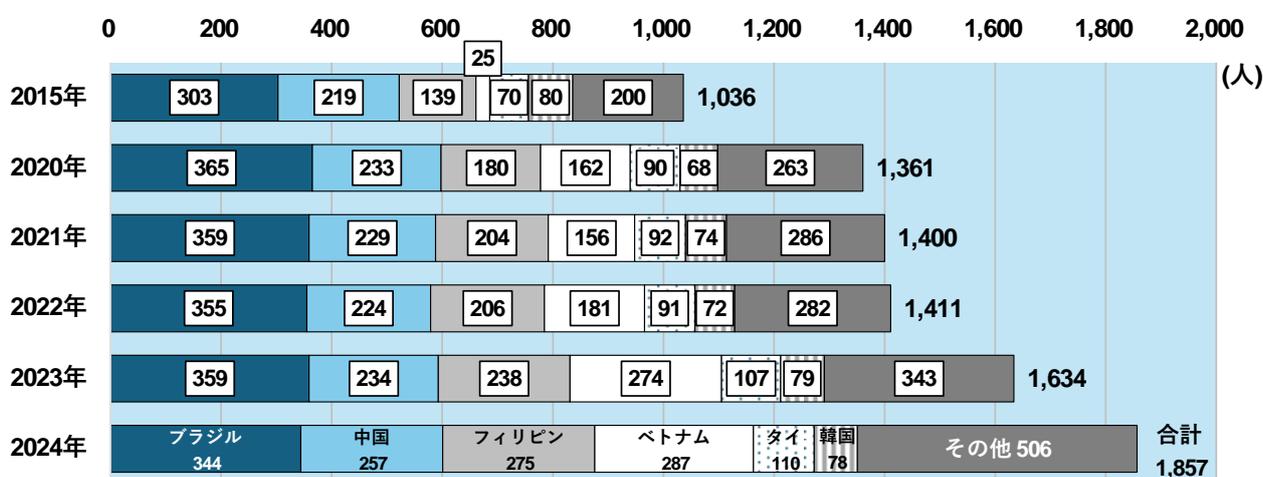
国籍や価値観が異なる人々が集まる中で、多様性を認め合い、ともに地域社会を形成し、だれもが個々の能力を発揮できる社会づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
青少年派遣事業応募者数	0人（2023年度）	16人
国際交流協会会員数	127人（2023年度）	130人
文化の違う外国人と交流することが楽しいと感じる市民の割合	46.3%（2023年度） 市民満足度調査により設定	47.0%

### 現状・課題等

- 本市には様々な国籍の市民が居住しており、多様な文化交流が可能な環境となっています。
- 2015(平成27年)から2024(令和6)年に至るまで、外国人住民数は増加を続けており、2024(令和6)年では1,857人と、これまでで最も多い人数となっています。
- 国際理解を深めることは、自国への理解を深め、郷土愛の醸成にもつながるものであり、様々な機会により交流を図っていくことが必要です。
- 更に、国籍や価値観が異なる人同士が、多様性を認め合い、公平な社会を実現していくダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン\*(多様性・公平性・包摂性)の周知や意識啓発による、共生社会の実現が求められています。

国別の外国人住民数



各年3月末集計 資料：総合窓口課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民の異文化との交流を活性化する（異文化交流の促進）

- ① 姉妹都市・友好都市への青少年団や市民団の派遣・受入れを推進します。
- ② 姉妹都市・友好都市のイベントなどへ継続的に参加し、各都市との良好な関係の維持・向上を図ります。
- ③ 外国人の英語指導助手(ALT)\*の配置等により、子どもの英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、異なる多文化を尊重し、共生できる資質を育みます。

### (2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える（多文化共生の推進）

- ① ボランティアによる日本語教室の開催により、地域の外国人の日本語学習を支援します。
- ② ホームページやSNSなどを通じて、地域の外国人へ行政・生活情報を適切に発信します。
- ③ 英語通訳者による窓口での手続援助や、県や市の国際交流協会と連携し、日本で生活する上での相談体制を構築します。
- ④ 世界家庭料理の会や国際理解教育講座など、地域の外国人と市民との交流を通じて、多文化共生を推進します。

### (3) 多様性を認め合うダイバーシティ社会をつくる (ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン\*(多様性・公平性・包摂性)の推進)

- ① 県等と連携し、性的マイノリティに対する相談体制の充実を図ります。
- ② 県と連携し、一方又は双方が性的マイノリティである二者が互いを人生のパートナーとして宣誓する「いばらきパートナーシップ宣誓制度」について、広く周知を図ります。
- ③ 社会活動、地域交流・世代間交流の促進などによる、高齢者の生きがいづくりを支援します。(再掲 1-4-(1)-①)
- ④ 障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人に対する理解を促進します。

## 第5節 産学官連携による地域の将来を担う人材づくり

### 産学官連携

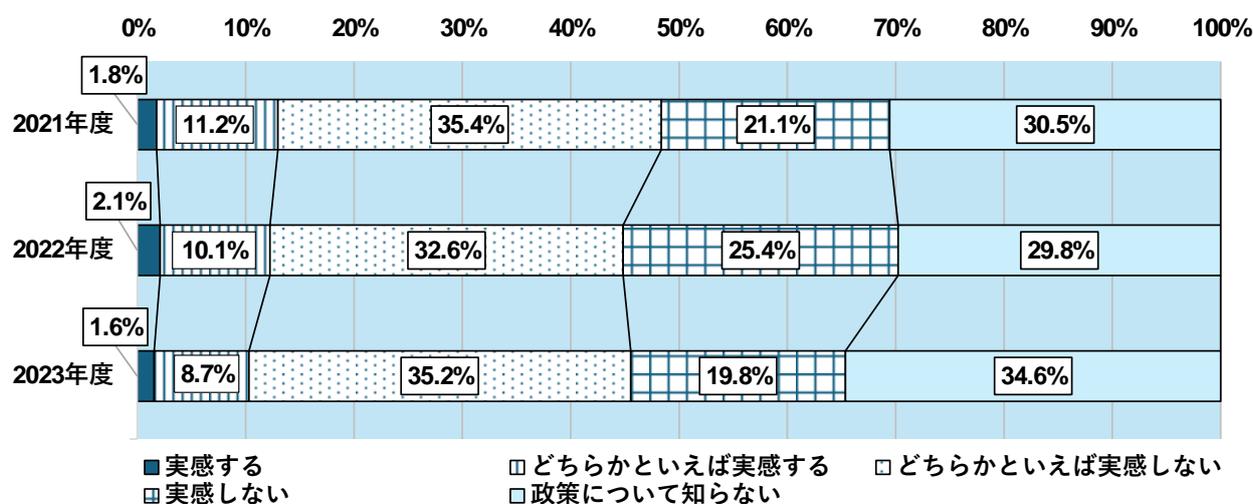
地域の高校や専門学校、大学等と市民や地域企業と連携した地域学習や地域の課題解決に取り組むことで、地域の将来を担う人材づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
産学官連携事業や政策形成に参加した高校・専門学校・大学生の数	30人	80人（累計）

### 現状・課題等

- 本市は、鉄道の利便性が高く、都心へのアクセスが良い立地にもかかわらず、大学進学タイミングで転出した若者が地元に戻ってこない、という傾向があります。
- 若いうちから地元のことを学び、地域の人と関わりを持ち、活躍する体験をすることで、地域に必要とされていることを実感し、将来地元に戻ってくる若者や、市外にいても出身地として関わり続ける若者を育てていくことができると考えられます。
- 本市には4つの高校、1つの専門学校があり、筑波大学とは連携・協力に関する協定を締結しています。これらの学校の生徒や学生を巻き込んで、地域課題を解決するプロジェクトに取り組むなど、人材の育成を視野に入れた取組が必要です。
- 地域の高校や専門学校、大学と、民間企業やNPO\*と本市が連携し、それぞれの立場や専門性を活かした取組を進めていくことが求められます。

「市民共創」の政策についての実感度（産学官連携）



資料：政策企画課（市民満足度調査）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 地域の高校生・大学生、社会人による地域課題の解決を推進する（将来人材の育成）

- ① 高校・専門学校・大学、民間企業やNPO\*と本市が連携し、地域課題を解決する取組を進めます。
- ② データに基づいた地域課題の共有が促進されるよう、オープンデータ\*の整備やRESAS\*の活用を推進します。
- ③ 政策形成の過程において、地域の高校生や大学生の参画を推進します。

### (2) 専門的な知見をまちづくりに活用する（大学・企業の知見活用）

- ① 連携協定を結ぶ大学や企業との連携・協力により、専門的な知見を活かした地域課題への適切な対応、活力ある地域社会の形成に取り組めます。

## 第6節 市民の声が市政に生きるまちづくり

情報共有・  
情報公開、  
市民参画

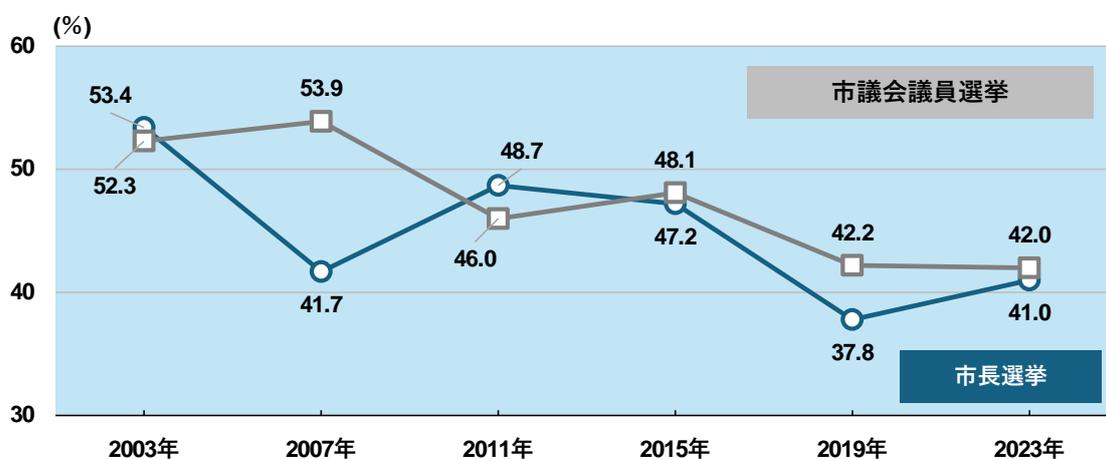
情報の収集・公開・発信、意見交換などにおいて多様な手法の効果的・積極的な活用と市政に活かす仕組みの構築により、市民と行政の相互理解に基づいた「協働」「共創」のまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
牛久市公式 SNS (X、Instagram、Facebook、LINE 等) 総フォロワー数	18,830 人	22,000 人
市政に市民の意見が反映されていると感じる市民の割合	11.3% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	15.0%

### 現状・課題等

- 市民の満足度や幸福度の高い「協働」「共創」のまちづくりを進めていくためには、市民と行政の相互理解を深め、市民の声が行政に活かされていることを、市民が実感できていることが大切です。
- 一方で、選挙の投票率をみると、2023(令和5)年では 41.0%~42.0%と半数以下となっています。本市では、ホームページやメールだけでなく、SNSなどの新たなツールを活用し、市政への関心を高めるための適切な情報発信に取り組んでいます。情報発信の強化を望む意見も多く見られます。
- SNS などの双方向のツールや、タウンミーティング\*、意見交換会など、情報発信だけでなく、情報交換の場を設け、より多様な手法で市民の意見を市政に活かしていく仕組みづくりが必要です。
- 適切な情報発信、意見交換の積み重ねにより、市民と行政の相互理解が深まり、市民の積極的な市政への参加を促すものと考えられます。

市長選挙・市議会議員選挙投票率



資料：総務課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する（市民との情報交換と施策への反映）

- ① タウンミーティング\*や行政区役員との意見交換会、毎年の市民満足度調査などにより、市民ニーズを積極的に把握します。
- ② 広報紙、ホームページ、かっぱメール(牛久市メールマガジン)、コミュニティFMやSNSなど、情報に応じた適切なツールを活用し、市政に関する積極的な情報発信を行います。
- ③ 公共施設への「市長への手紙」ポストの設置など、市民からの市政に対する意見や提案を多様な方法で受付し迅速に回答します。
- ④ 各種行政計画策定時において、市民アンケートやパブリックコメントなどの実施により、市民ニーズや意見を把握します。
- ⑤ 審議会や委員会等の傍聴や議事内容の公表により、市民に政策形成過程の共有を図ります。

### (2) 市政への関心を高める（主権者意識\*の醸成）

- ① 議会だよりの発行や議会の傍聴、ホームページやインターネットライブ動画配信などにより、積極的に議会活動を発信します。
- ② 議会報告会や意見交換会の開催など、市議会議員の活動報告や市民との意見交換の場づくりを進めます。
- ③ 選挙に関わる制度の周知や啓発活動などの実施により、市民の選挙への理解を促進します。
- ④ 主権者教育\*や模擬議会などにより、小中学生期からの市政への関心を高めます。

### (3) 地域の統計情報を多面的に収集し活用する（統計情報の収集・活用）

- ① 各種統計調査の実施により、地域の課題等を定量的に把握します。
- ② データに基づいた地域課題の共有が促進されるよう、オープンデータ\*の整備やRESAS\*の活用を推進します。(再掲 4-5-(1)-②)

### (4) 情報の適正な管理・共有化を推進する（情報の適正管理）

- ① ファイリングシステム\*などの活用により、行政文書を適正に管理し、庁内の情報共有環境の維持向上を図ります。
- ② 公表制度の適正な運用により、市政等に関する情報を市民と積極的に共有します。
- ③ 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の適正な取扱いにより、個人の権利と利益の保護を推進します。



# 第5章

## 【生活基盤】

多様な世代が安心快適に  
住み続けられるまち

参照指標	基準値	目標値
安心快適に暮らせるまちだと感じる市民の割合	47.9% (2023年度) 市民満足度調査により設定	50.0%



# 第1節 「多極ネットワーク型コンパクトシティ\*」による 持続可能な都市づくり

## 立地適正化

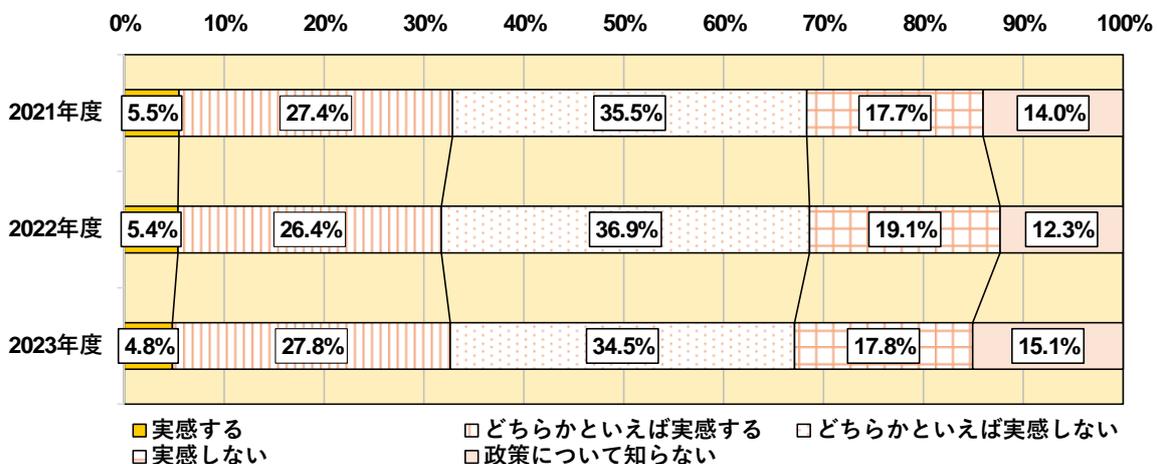
2つの駅を核とした都市機能の誘導や小学校区単位の地域生活圏、これらをつなぐ公共交通軸の形成などによる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を推進し、持続可能な都市づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
DID人口密度	64.2人/ha（2020年国勢調査）	64.2人/ha
市街地に生活利便施設が充実していると感じる市民の割合	34.7%（2023年度） 市民満足度調査により設定	37.0%

## 現状・課題等

- ひたち野うしく駅周辺地区においては、子育て世帯の転入により人口が増加し、多くの商業施設が立地しています。
- 牛久駅周辺地区や東部地区においては、高齢化と人口減少が進行していることから、空家の増加、商業店舗の撤退などが続いています。
- こうした流れを食い止めるために、行政や医療・福祉、商業など、生活に必要なサービスを一定のエリアに集約（コンパクト化）して効率性を確保していくとともに、各地域を各種の交通ネットワークで結び、全ての市民が必要なサービスにアクセスできる環境（「多極ネットワーク型コンパクトシティ」）を整備していきます。
- 空家や空き店舗については、地域の資産として、移住定住促進や子育て支援、多世代交流の拠点など、地域の世代循環形成のために官民で有効活用していく視点が重要です。

「生活基盤」の政策についての実感度（立地適正化）



資料：政策企画課（市民満足度調査）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 牛久駅周辺地域に高次・広域的な都市機能と居住を誘導する（中心拠点の充実）

- ① 本市の中心拠点として、また本市のにぎわい創出拠点として、牛久駅周辺に商業施設をはじめ、交流や福祉サービス等の集積を促進します。
- ② 国の支援策等の活用や本市独自の支援により、必要な都市機能を提供する民間施設の立地や公共施設の整備を推進します。
- ③ 公共交通によって、中心市街地へ快適にアクセスできるような取組を積極的に推進します。

### (2) ひたち野うしく駅周辺地域に日常生活を支える都市機能と居住を誘導する（地域拠点の充実）

- ① 本市の北部の地域拠点として、便利で快適な生活を送るための商業等都市機能の集積を促進します。
- ② 地区計画を活用した良好な街並みの誘導を図り、自然環境と調和した職住近接型の住宅地の整備を進めます。
- ③ 市街地に隣接する市街化調整区域においては、必要に応じて将来の市街化区域編入も視野に入れながら整備を検討します。

### (3) 地域コミュニティ拠点における生活利便性を維持・活性化する（地域生活圏の形成）

- ① 小学校を中心とした生活圏のほか、店舗や集会施設など一定程度の生活関連機能が集積し、周辺を含めた生活圏を形成している地域を地域コミュニティ拠点に位置づけ、都市計画制度を踏まえながら、周辺地域の生活利便性の維持・向上を図ります。
- ② 市街化調整区域の集落地においては、小学校区単位でのコミュニティ拠点の形成、道路や公園等生活基盤の維持、駅周辺の拠点地域との交通ネットワーク構築などを図ります。

### (4) 空家等を活用した世代循環形成と地域コミュニティの活性化を推進する（空家活用の推進）

- ① 空家・空地バンク制度の活用などにより、若い世代や本市出身者のUターンや田舎暮らし希望者のIターンへの空家等の流通を促進します。
- ② 空家等を地域資源と捉え、地域住民のコミュニティ活動などへの活用を図ります。
- ③ 空家等の管理や賃貸・売買、相続等についての相談窓口を設置し、業者や専門家の紹介により、管理不全な空家等の発生を防止します。
- ④ 管理不全空家\*等や特定空家\*等の発生、対応に関しては、国の法律である「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、各々の措置を実施しながら、改善・解決を図ります。

(5)

市民ニーズを活かし、時代にあった土地活用を推進する（適切な土地利用の推進）

- ① 都市計画基礎調査に基づき、用途地域などの継続的な見直し・管理を行います。
- ② 地区計画制度の活用や開発行為、建築行為や太陽光発電の設置への適切な協議・指導などにより、地域住民の意向や実情に合わせたまちづくりを推進します。
- ③ 市内の町名や地番等の見直しにより、分かりやすい町名・地番の整理を進めます。

## 第2節 まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり

### 交通ネットワーク

公共交通事業者との連携、スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどの公共交通事業者以外の輸送サービスや自家用有償旅客運送の活用などにより、まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
うしタクお断り件数	86 件/月 (2023 年度)	60 件/月
地域性に合わせた公共交通が整備されていると感じる市民の割合	27.1% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	40.0%

### 現状・課題等

- 本市では、2つの駅を核とした都市機能の誘導や小学校区単位の地域生活圏、これらをつなぐ公共交通軸の形成(多極ネットワーク型コンパクトシティ\*)を推進しています。
- 高齢化による運転免許証返納者の増加や、バス運転手の減少などにより、交通に対して不便に感じている市民も多く、交通ネットワークの拡充が求められています。
- 本市独自の公共交通として、市街地を循環するコミュニティバス\*「かっぱ号」をはじめ、乗合タクシー「うしタク」などを運行していますが、これからもより一層、市民の交通利便性を向上させる必要があります。
- 市内から市外への広域的な移動に関しても、路線バスとコミュニティバスの結節性向上や、JR駅の利用環境向上などにより、広域的で利便性の高いネットワークづくりが求められています。

コミュニティバス「かっぱ号」の利用者数



資料：政策企画課

## 施策の展開方向と取組内容

(1)

### まちの拠点と地域生活圏との交通ネットワークを整備・改善する

(市内公共交通ネットワークの整備)

- ① コミュニティバス\*かっぱ号等と連携した路線バスの利用促進などにより、路線バスの存続、拡充を図ります。
- ② コミュニティバスかっぱ号の運行路線や便数・運行時間について、市民ニーズや利用状況を定期的に評価し、改善します。
- ③ 総合福祉センター巡回バスや病院の送迎バスとコミュニティバスかっぱ号との結節性を高め、市民の公共交通での移動を促進します。
- ④ 民間タクシー会社と連携した乗合タクシーうしタクの運行により、市民の移動手段を拡充します。
- ⑤ 一般のドライバーによる地域連携公共ライドシェア\*の運行により、交通空白地\*における市民の移動手段を拡充します。

(2)

### 近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する (広域公共交通ネットワークの整備)

- ① 隣接市と本市を結ぶ路線バス等と、市内公共交通ネットワークの結節性を高めます。
- ② 広域移動手段の拡充を図るため、牛久駅及びびたち野うしく駅から、つくばエクスプレス乗車駅等への路線バスの便数増加を要望していきます。

(3)

### 交通弱者等の移動手段の確保・充実を推進する (交通弱者等の移動支援)

- ① ボランティア等による移送サービスへの支援により、経済的な事情からバス、タクシーの利用が困難な市民の足を確保します。
- ② 福祉有償運送を行う団体への支援により、介護が必要な人や障がいのある人の外出を支援します。
- ③ 駅周辺、バス停の公共交通利用環境のバリアフリー化を推進し、誰もが移動しやすい環境をつくれます。

(4)

### 駅利用者の利便性を向上させる (JR常磐線利用環境の向上)

- ① 東京方面への通勤・通学者などの利便性向上を図るため、特急及び中距離電車の東京駅・品川駅乗り入れ便の増加を要望していきます。
- ② 駅周辺駐車場・駐輪場の整備などにより、自家用車や自転車からの乗り換え利便性向上を図ります。

(5)

市民の快適な自転車利用を促進する（自転車利用環境の整備）

- ① シェアサイクル\*などにより、市民が安全で手軽に自転車を利用できる環境を整備します。
- ② 駅前の放置自転車対策の強化や自転車利用者のマナー向上を促進し、自転車と歩行者が安全に共存できる環境を整備します。

## 第3節 にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり

### 中心市街地 活性化

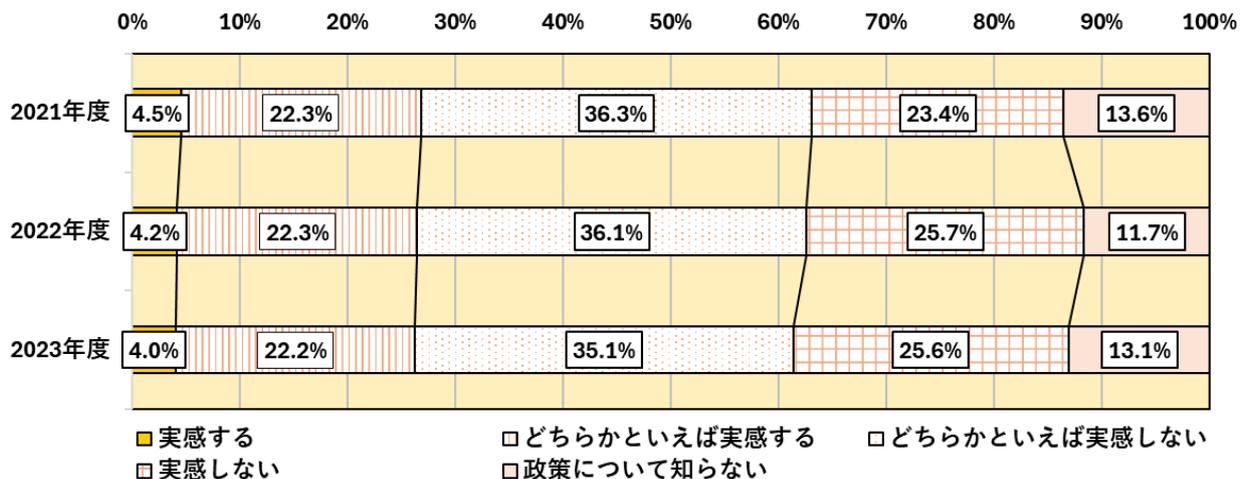
官民連携による都市空間を活用した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出や、空家・空き店舗等の遊休資産の再生・活用などにより、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
牛久駅前イベント開催件数	4件 (市補助団体主催)	5件
牛久駅を中心とした市街地の活性化が進んでいると感じる市民の割合	13.4% (2023年度) 市民満足度調査により設定	15.0%

### 現状・課題等

- 本市では、2つの駅を核としたにぎわいある魅力的なまちを目指しています。特に、牛久駅周辺では「エスカード牛久」と「牛久シャトー」の有効活用に力を注いでいます。
- エスカード牛久については、食品スーパーやその他テナントを誘致し、牛久シャトーについては本市の出資法人を設立し、飲食店及び物販店を一部再開するなど、復活に向けて取組を進めています。
- 市民の方々による、にぎわいづくりのための活動も行われており、牛久市商工会青年部主催の「うしくピザフェスタ」をはじめとして、高校生のアイデアによる牛久シャトーの活性化など「ワインと食の街うしく」を目指す取組が進んでいます。
- ひたち野うしく駅周辺においても、行政内や、行政と市民が連携して、道路環境や景観の整備、飲食店や商業店舗の誘致などを進めていくと同時に、地域住民の交流促進を図り、歩いて楽しく過ごせるまちなかを目指します。

「生活基盤」の政策についての実感度（中心市街地活性化）



資料：政策企画課（市民満足度調査）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり（牛久駅周辺の活性化）

- ① 牛久駅から市役所に至る一帯において、牛久シャトーを中心に、市民も観光客も楽しめるまちづくりを進めます。
- ② エスカード牛久ビルへの商業店舗等の誘致を進め、市民の生活利便性向上を図るとともに、新たな人の流れづくりを進めます。
- ③ 通学で牛久駅を利用する学生をターゲットにした施設の整備やサービスの誘致などにより、将来本市に住みたいと思う若者の増加を図ります。
- ④ 牛久駅周辺の歩道整備や沿道の商業活性化など、市民と行政の連携による魅力的なメインストリートづくりを推進します。
- ⑤ まちづくり団体や商店会、商工会（青年部）等による自発的なイベントの開催支援などにより、市民主体のまちのにぎわいづくりを促進します。

### (2) ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり（ひたち野うしく駅周辺の活性化）

- ① ひたち野うしく駅周辺地区への小売店や企業の誘致により、住まいの近くで買物やしごとのできる環境づくりを促進します。
- ② 駅前広場の活用などにより、ひたち野うしく駅周辺地区における地域住民の交流促進を図ります。
- ③ 施設の整備やサービスの誘致により、若者が滞留する環境づくりに努めます。

## 第4節 すべての人が快適に暮らせるまちづくり

### 生活インフラ

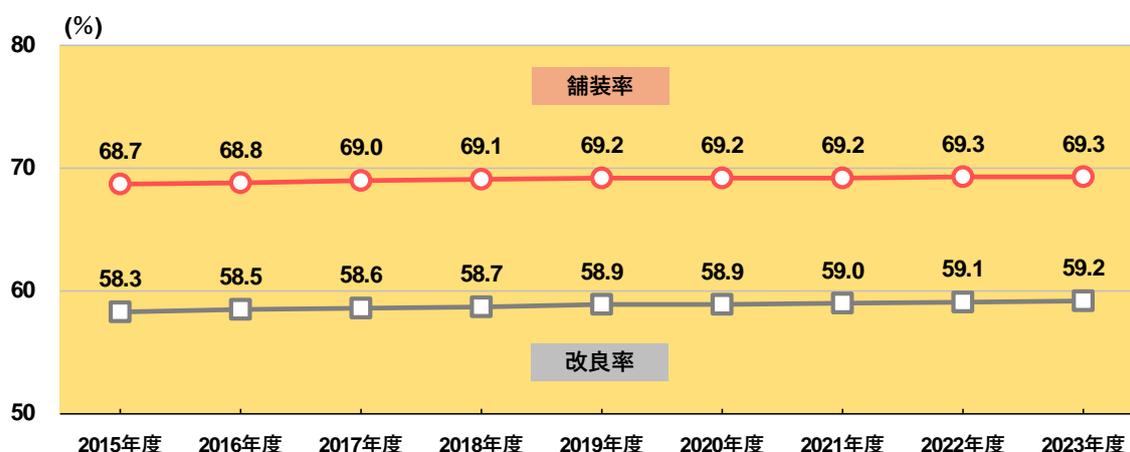
道路や雨水排水施設、上下水道など、日常生活の基盤となる施設の計画的な整備やバリアフリー対応などにより、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
市道舗装率	69.5%	70.0%
道路や上下水道が適切に整備されていると感じる市民の割合	76.1% (2023年度) 市民満足度調査により設定	76.1%

### 現状・課題等

- 生活基盤である道路(主要道路、幹線道路、生活道路)については、着実に整備、改良が進んでおり、バリアフリーで安心安全な通行環境が確保されてきています。
- 雨水排水施設や下水道施設においては、年代の早い時期に整備された市街地で老朽化が進んでいることから、計画的な更新を行うことで、ライフサイクルコスト\*の低減を図っています。
- 市街化調整区域の集落地については、各地域の生活環境の維持・向上を図るとともに、人口減少に対応するため、それぞれの集落地の魅力を田舎暮らし希望者等にPRしていくことも必要となっています。
- 市営住宅については、低額所得者、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯等の住宅セーフティネット\*として、計画的な改修や建て替えなどにより、維持していく必要があります。

### 市道の整備状況



資料：道路整備課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する（主要道路・幹線道路の整備）

- ① 国道6号牛久土浦バイパスの整備要望により、国道6号の渋滞緩和及び首都圏中央連絡自動車道(圏央道)のアクセス向上を図ります。
- ② 幹線道路の整備により、市内の交通の分散化を促進します。
- ③ 茨城県や沿線自治体と連携し、圏央道の暫定2車線の4車線化について早期開通の要望活動を実施します。
- ④ 近隣市町村との連携により、市域を越えた広域的な移動の利便性向上と地域経済の活性化に資する道路交通網を整備します。

### (2) 安全で快適に利用できる道路環境を整備する（生活道路等の安全確保）

- ① 幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備により、緊急車両の通行確保や防災性の向上を図ります。
- ② 拡幅整備が困難な狭あい道路については、待避所の設置により、自動車などの通行環境を整備します。
- ③ 生活道路や市道の損傷の早期発見・修繕など、各道路の適正な維持管理を進めます。
- ④ 通学路や危険箇所への歩道整備などにより、安全な歩行空間を確保します。
- ⑤ 道路環境のバリアフリー化により、高齢者やベビーカー利用者などが歩きやすい環境をつくれます。

### (3) 集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する（雨水排水施設の整備）

- ① 雨水管や排水施設の整備を推進し、集中豪雨などによる浸水被害防止を図ります。
- ② 調整池\*機能を持った緑地広場などの整備により、浸水被害の改善と下流施設への負担軽減を推進します。

### (4) 市内どこでも安心して上水道が利用できる環境を整備する（水道水の安定供給）

- ① 茨城県南水道企業団に、上水道の未整備地域への給水要請を行うことにより、水道水の安定供給を推進します。
- ② 水道水を大切にすることを広報活動や、小規模水道等の管理及び地下水の安全利用などに関する啓発活動を継続的に実施します。
- ③ 地下水水質の汚染が明らかになった地点周辺で、必要に応じ県と協力し、住民への周知及び地下水の汚染状況の調査を実施します。

(5)

生活排水・事業用排水の適正な処理を推進する（下水施設等の設置・保全促進）

- ① 下水道未整備地域における高度処理型合併処理浄化槽\*の設置を助成し、生活排水の水質浄化や衛生環境の向上などを促進します。
- ② 家庭や事業所から排出される、生活排水の水質に対する監視・指導により、管渠等污水排水施設の保全と水質汚濁の防止を促進します。
- ③ 下水道施設の持続的な機能確保とライフサイクルコスト\*の軽減のため、ストックマネジメント\*計画に基づき、老朽化した下水道施設の計画的な点検・調査及び修繕・改築を行います。
- ④ 正確な原価計算と適切な料金算定に基づき、公営企業として安定した下水道事業の継続を図ります。

(6)

集落地で安心して暮らせる環境を整備する（集落地の環境整備）

- ① 市域の中央に位置し生活利便施設が集積する小坂団地を、地域コミュニティ拠点と位置づけ、生活環境の維持・向上を図ります。
- ② 奥野生涯学習センター周辺地域を、地域コミュニティ拠点と位置づけ、情報通信、交通手段等、生活環境の基盤整備を推進します。
- ③ 歴史・文化的資源や豊かな自然のある新地地区や遠山地区、城中地区等においては、道路等を整備し、居住者と散策者の快適性を高めます。
- ④ それぞれの集落地の魅力や空家情報をとりまとめ、集落地での暮らしを希望する人や事業者へPRしていきます。

(7)

住宅セーフティネット\*を構築する（市営住宅の整備）

- ① 住宅確保要配慮者の最低限の居住水準を確保するため、市営住宅と民間賃貸住宅との連携などにより住宅セーフティネットの充実を図ります。
- ② DV\*被害者や被災時の一時的住宅困窮者等に対する空住戸の提供など、緊急時に対応した住宅を確保します。
- ③ 老朽化している市営住宅については、改修による長寿命化や建て替えなどを計画的に実施していきます。
- ④ 福祉施策との連携により、介護がしやすく、高齢者や障がいのある人にも使いやすい住宅の供給を図ります。

# 第5節 事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり

## 安全安心

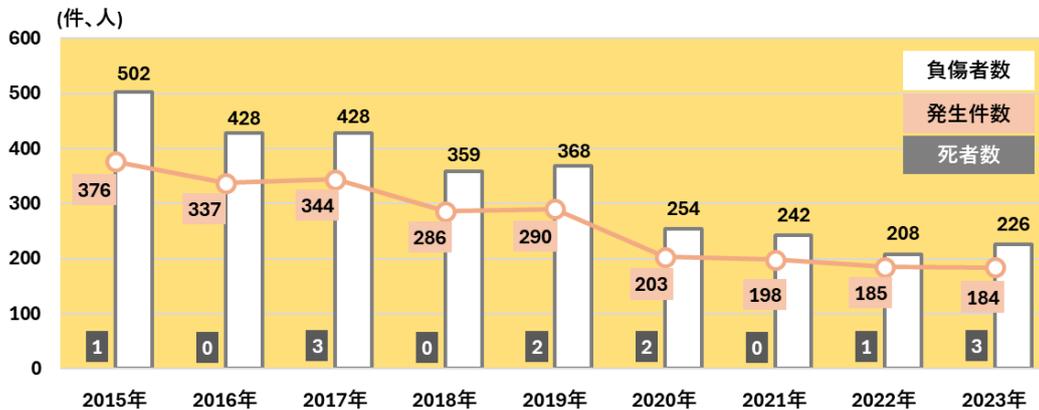
交通安全、防火、防犯などを市民と協働で取り組むことにより、安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、消費者被害に関する知識の普及啓発や支援の取組により、すべての人の健全な消費活動を支えます。

参照指標	基準値	目標値
交通事故発生件数	184 件 (2023 年)	158 件
刑法犯認知件数	557 件 (2023 年)	478 件
交通ルール・マナーを守って生活している市民の割合	94.3% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	96.0%
犯罪被害にあわないよう注意して生活している市民の割合	84.1% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	86.0%

### 現状・課題等

- 本市では、警察等と連携した防犯カメラの設置や防犯灯の設置、交通危険箇所における交通安全施設の整備、市民との協働による防犯活動などを進めています。
- その効果もあり、交通事故発生件数や負傷者数は年々減少していますが、今後も交通安全や防犯に関する意識啓発を推進していく必要があります。
- 市民による防犯パトロールや防犯教室など自主防犯活動を支援することで、地域の防犯力向上を促進し、誰もが安心して住み続けられるまちを目指します。
- 高齢化に伴い、消費者被害の増加も懸念されていることから、意識啓発を推進するとともに、被害が発生した場合に早期解決を図るための相談体制の充実・強化が求められています。

交通事故発生件数



資料：地域安全課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 交通安全・事故防止対策を推進する（交通安全対策の実施）

- ① 交通安全指導隊\*などの協力により、街頭指導や交通安全キャンペーンなどを実施します。
- ② 交通安全教室を保育園や幼稚園、学校、シニアクラブ等で実施します。
- ③ 交通事故防止対策の重点施策として、子どもや高齢者をはじめとする全ての道路利用者の安全を確保するため、自転車の交通ルール遵守及び夜間外出時の反射材の着用等について啓発活動を推進します。
- ④ 牛久市交通安全対策協議会による協議をもとに、啓発活動を実施し、施設の更新、カーブミラーや交差点マークの設置等、交通安全施設の整備を進めます。
- ⑤ 幼児2人同乗用自転車の購入を助成し、子育てをする者が自転車を利用して外出するときの安全性を高めます。
- ⑥ 県民交通災害共済の制度周知と加入促進などにより、交通事故当事者の経済的な負担軽減を図ります。
- ⑦ 交通事故に関する相談窓口の充実により、交通事故当事者の精神的な負担軽減を図ります。

### (2) 犯罪のおこらない地域づくりを推進する（防犯対策・防犯活動の推進）

- ① 街頭防犯キャンペーンや防犯診断などの市民と行政、警察の協働による啓発活動を推進します。
- ② 広報紙やかっぱメール(牛久市メールマガジン)などによる情報提供により、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- ③ 高齢者を狙った詐欺や窃盗、悪質商法による被害を未然に防ぐため、警察や防犯連絡員協議会と協力し、広報や訪問指導、シニアクラブ向け防犯教室などの防犯啓発活動を推進します。
- ④ 市民による防犯パトロールや防犯教室など自主防犯活動を支援し、地域の防犯力向上を促進します。
- ⑤ 関係団体との連携により、地域での盗難防止や少年非行の抑止、暴力排除運動などの活動を推進します。
- ⑥ 高齢者や重度障がい者の安全を確保するためにも、緊急通報システム\*や見守り台帳\*を活用します。
- ⑦ 行政区と連携し、効果的な防犯灯の整備を推進します。
- ⑧ 公園や公共施設、まちなかへの防犯カメラ設置などにより、犯罪の予防や早期発見に取り組みます。

(3)

安全な消費生活のための環境づくりを推進する（消費者行政の推進）

- ① 消費生活講座や座談会などの消費者教育\*の推進によって、消費者意識を啓発し、自主的かつ合理的に選択できる消費活動を行える消費者を育成します。
- ② 消費者問題に関する知識の普及により、市民の消費に関わるトラブルの未然防止を図ります。
- ③ 消費相談体制の充実・強化により、消費者被害が発生した場合の迅速かつ適切な処理を促進します。

## 第6節 すべての人の命を守る災害に強いまちづくり

### 国土強靱化

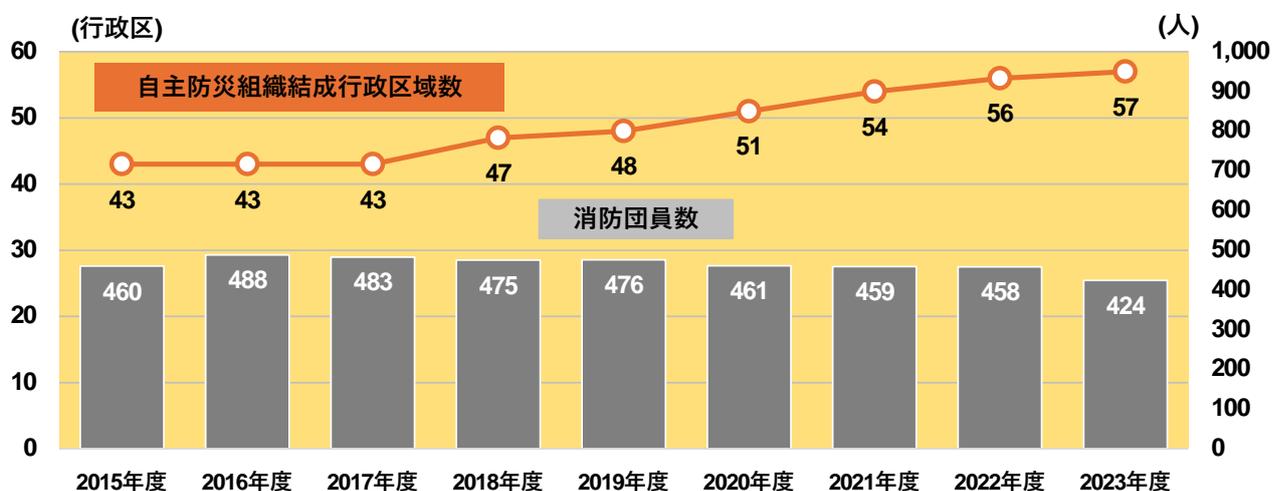
大規模災害などにおいて、すべての人の命・身体・財産が適切に保護される災害に強いまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
自主防災組織*の組織数	57	67
自主防災組織の組織率	85.1%	100%
市の防災・救急体制が整っていると 感じる市民の割合	36.5% (2023年度) 市民満足度調査により設定	40.0%

### 現状・課題等

- 東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとする過去の教訓を踏まえ、災害による被害を最小化する「減災」の取組を推進しています。
- 地域防災力の強化、発災時の応急対策の充実、市民の防災意識の向上、情報伝達手段の確保、防災設備の配備、発災時の生活支援や救護体制の整備など、総合的に推進する必要があります。
- 近隣市町村や民間企業等との連携・協力体制の確保などについても、実際に起こり得るリスクを想定した上で、適切な備えをしておくことが求められています。
- 本市では、行政区ごとに自主防災組織が形成され、また地域の防災リーダーとなる防災士\*資格を取得する市民も多いことから、こうした自発的な取組が市内全域に広がるよう、これからも活動資金や資格取得資金などを支援していきます。

自主防災組織結成行政区域数と消防団員数



資料：防災課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 平時において防災への意識向上を促進する（防災に関する啓発）

- ① 広報紙やパンフレット、防災アプリやSNS、コミュニティFMなどの活用による防災情報の発信や防災訓練並びにイベントでのPR活動により、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。
- ② 防災の専門家を活用した防災や危機管理に関する助言、意見交換会、講演などを実施し、官民の防災意識や災害への備えの強化を促進します。
- ③ 災害リスクの特定や分析を行い、災害に対する課題や対応方策を明確にすることにより、防災意識や防災対策の強化を促進します。

### (2) 災害時等に迅速に対応し、誰一人取り残すことのない体制づくりを推進する (防災・救急体制の強化)

- ① 自主防災組織\*の活動支援や防災士\*資格取得支援などにより、地域主体の防災体制の育成・強化を促進します。
- ② 消防団の運営及び補助、資機材の整備などにより、災害時に迅速、的確な消防団活動を行える体制を整備します。
- ③ 消防署、消防団、警察、自主防災組織、行政区や行政機関などの関係団体・機関の連携により、地域防災力の強化を推進します。
- ④ 防災行政無線、防災アプリ、SNSやコミュニティFMなど、多様な情報伝達手段を活用し、必要な情報を市民に伝えます。
- ⑤ AEDの配備や救命講習会の実施などにより、災害発生時に地域で救命活動を行うことができる体制を整備します。
- ⑥ 避難行動等に配慮の必要な市民(要配慮者)への支援活動が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿の整備・活用を図るとともに、民生委員児童委員\*や自主防災組織などの支援者との連携・連絡体制を整備します。
- ⑦ 農地の荒廃や地域経済へ影響を及ぼす風評被害などの二次災害を発生させないよう、関係団体・機関との連携体制を整備します。
- ⑧ 感染症の流行等も想定した、自然災害が発生した場合の避難所運営や避難方法について、検討、周知します。

(3)

災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する（防災施設・設備の整備）

- ① 耐震化に関する市民意識の啓発及び耐震化へ寄与する事業を実施します。
- ② 地域コミュニティ単位に配慮し、災害時に救援や救護の拠点となる公共施設、避難所などの耐震化や機能の充実を推進します。
- ③ 消火栓や防火水槽の適切な場所への新設・維持管理、防災資機材や備蓄品の購入・管理により、災害時における被害軽減を図ります。
- ④ 行政区集会所への井戸の設置や小・中学校の井戸に揚水施設を整備し、非常用の水源を確保します。
- ⑤ 各公共施設が災害時に電源を確保できるよう、太陽光発電や蓄電池、電気自動車などにより、非常用の電源を確保します。
- ⑥ 市内河川の越水危険箇所について、堤防の点検・補強などの防止策を講じるよう管理団体に要請します。
- ⑦ 道路や污水处理施設等を管轄している部局と連携を図り、災害時においても企業や市民に必要な最低限のインフラを確保します。

(4)

広域連携等による災害への対応力強化を推進する（防災分野での連携・協力体制整備）

- ① 稲敷広域消防への運営参加により、常備消防の消防力・防災力の一層の強化を推進します。
- ② 茨城県広域避難計画に基づき、避難元市町村や関係団体などと協議・調整し、広域避難者の受入れ・支援体制の構築を図ります。
- ③ 救援物資の供給、電力供給、情報伝達、福祉避難所の設置などにおいて、民間企業等との協力体制を整備します。
- ④ 感染症流行時に、自然災害が発生した場合における被災者支援、医療体制の確保などについて、県や近隣市町村と連携した体制強化を進めます。

# 第6章

【環境】

豊かな自然を守り育てる  
優しさのあるまち

参照指標	基準値	目標値
環境に配慮した取組を行っている 市民の割合	71.0% (2023年度) 市民満足度調査により設定	100%



# 第1節 多様な自然と人々が共に生きるまちづくり

## 自然環境

市民、事業者、行政が、「自然との共生」「生物多様性\*の確保」といった、環境の保全や活用に必要な知識を学び、個々ができることや、協力しあってできることを考え、本市の財産である自然環境の保全に向けた取組を進めます。

参照指標	基準値	目標値
フクロウが繁殖活動を行っている箇所数	4か所（2023年度）	4か所
河川のBOD、湖沼のCOD （75%値）	小野川（小野川橋）2.8 mg/ℓ、 小野川（東端穴）1.7 mg/ℓ、 稲荷川 1.5 mg/ℓ、 牛久沼 10.0 mg/ℓ	小野川（小野川橋）2.0 mg/ℓ以下、 小野川（東端穴）2.0 mg/ℓ以下、 稲荷川 3.0 mg/ℓ以下、 牛久沼 8.1 mg/ℓ以下
生物多様性を保全する取組を行っている市民の割合	14.8%（2023年度） 市民満足度調査により設定	20.0%

## 現状・課題等

- 本市の市街地には、計画的な開発による公園や街路樹などの緑が多くあり、市街地の周辺にある豊かな里山や水辺環境、農地などには、様々な生態系が存在しています。
- 手入れされずに放置されている山林や耕作放棄地の増加や、市内を流れる多くの河川が流入している湖沼（牛久沼や霞ヶ浦）の富栄養化による水質汚濁などが問題となっています。
- 本市の貴重な自然環境を未来に受け継いでいくために、行政、市民、事業者が環境保全や活用に関する知識を学び、それぞれが日々環境に配慮した行動を続けることが必要です。
- 地域住民やボランティア、NPO法人\*、民間企業等との連携・協働による環境保全活動を推進していきます。

牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化



資料：環境政策課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 自然や生き物を大切にする意識を高める（環境保全に関する啓発）

- ① 「自然観察の森」を利用した自然環境学習及び自然体験学習支援、市民参加型の自然環境調査などの実施により、自然にふれあう機会を提供します。
- ② 市内の自然環境や、貴重な生態系、種の多様性についての調査を実施し、本市の自然環境に関する実態把握を推進します。
- ③ 市民・事業者・行政などが、生物多様性\*の価値についての知識を共有し、里山や農地、河川を守る取組を進めます。
- ④ 外来生物に関する現状を周知するとともに、「入れない・捨てない・拡げない」という外来生物被害予防三原則を啓発していきます。

### (2) 自然や生き物と市民が共生する里山づくりを推進する（里山保全活動の推進）

- ① 「市民の森」「みどりの保全区」を設定し、自然環境における生態系の保護と生息空間の保全を図ります。
- ② NPO法人\*や民間企業との協働により、谷津田の保全再生事業を推進します。
- ③ 市内における「緑の少年団\*」やボランティアの活動を支援します。

### (3) まちにうるおいをもたらす水辺環境を保全する（水質改善対策の推進）

- ① 市内を流れる河川について、定期的なモニタリング調査を実施します。
- ② 小野川散策や牛久沼でのうなぎの放流・自然観察会などを実施し、市民が水質改善について考えるきっかけづくりを推進します。
- ③ 流域の市町村などで構成される霞ヶ浦問題協議会や牛久沼流域水質浄化対策協議会の取組を推進します。
- ④ 遠山川や結束川などの準用河川における改修・整備を推進します。

## 第2節 市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり

### 景観 ・ 公園

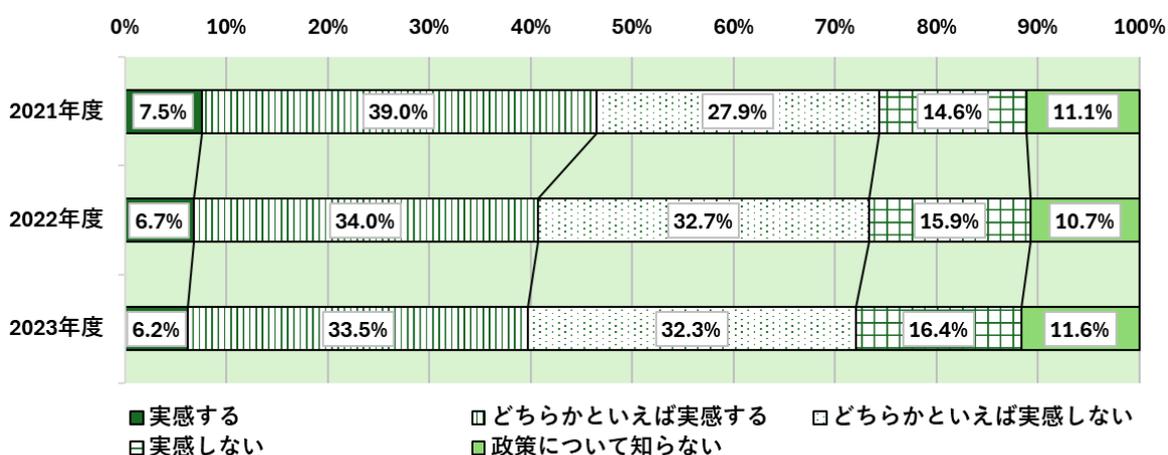
牛久シャトーなどの歴史的建造物や宿場町の街並みや身近な公園や緑地、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源を活かした、市民がやすらげる、自慢できる景観づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
牛久市公園里親団体数	18 団体	20 団体
牛久市道路里親団体数	1 団体	5 団体
景観を維持・改善する取組を行っている市民の割合	48.4% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	50.0%

### 現状・課題等

- 市街地には、牛久シャトーなどの歴史的建造物や宿場町の街並み、身近な公園や緑地があり、市街地の周辺には、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源があります。
- 牛久市景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、開発や建築等の行為に際して、外観や色彩等に関する届出によって、地域の特性に応じた良好な景観の形成を誘導しています。
- 行政区や自治会は、身近な公園や緑地を里子にみだてて、清掃・美化、花壇の手入れ、除草等の管理活動を行っており、市はこうした取組を支援しています(牛久市公園里親制度)。
- 良好な景観は、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成し、観光客の誘致などの地域活性化にもつながるため、市民が自慢でき、やすらげる景観づくりを進めます。
- 市民や事業者との協働による、歴史や文化、自然資源を活かした「景観まちづくり」を積極的に進める必要があります。

「環境」の政策についての実感度(景観公園)



資料：政策企画課（市民満足度調査）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する（景観形成）

- ① 景観形成に関する啓発や広報等による情報提供などを積極的に実施し、市民主体の景観形成を促進します。
- ② 牛久市景観計画に基づく建築物や開発行為などへの指導・誘導、違反屋外広告物に対する適正指導により、歴史や文化、自然と調和の取れた街並みの形成を促進します。
- ③ 生垣の設置や壁面緑化により、市街地における「みどり」の確保を推進します。
- ④ 雑草が繁茂して景観悪化や近隣の住環境の悪化を招いている空地について、所有者への指導や所有者からの依頼を受け、専門業者へ除草の依頼を行います。
- ⑤ 市民や来訪者に分かりやすく、景観にも配慮したサイン(記号・表示・標識)を整備します。

### (2) 市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する（公園・緑地の計画的整備）

- ① 市街地における緑地や都市公園の計画的な配置や機能の充実により、地域の防災避難場所の確保や市民の憩いの場の充実を図ります。
- ② 公園の里親活動への支援などにより、市民参加による公園・緑地・街路樹の維持管理を促進します。
- ③ 自然環境保全活動を行う市民と土地所有者の円滑なコミュニケーションを支援し、適正な緑地の維持を促進します。

## 第3節 資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり

### 循環型社会

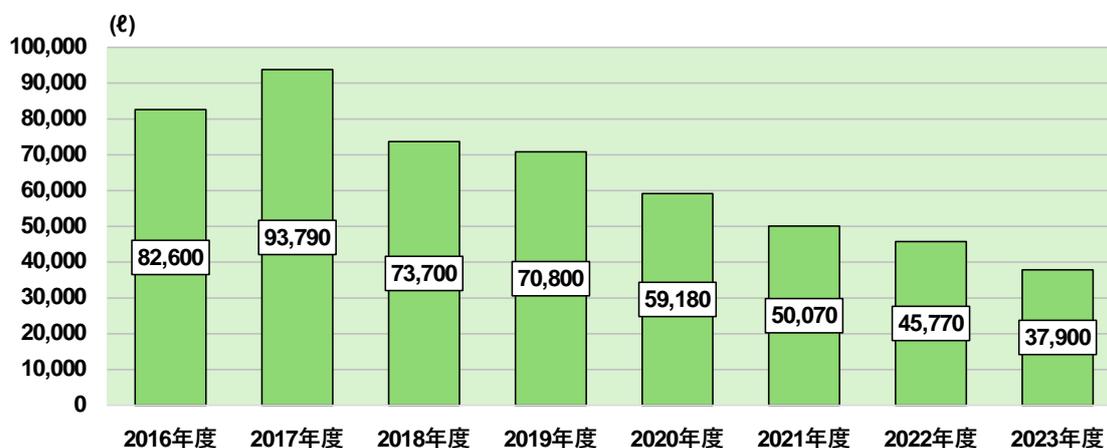
2050年までに地球温暖化の原因である二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを旨とする(ゼロカーボンシティ\*の表明)とともに、ごみの減量、資源化、再生可能エネルギーや新エネルギー\*利用への取組などにより、資源循環型社会\*の構築を目指します。

参照指標	基準値	目標値
省エネ・再エネ対策によるCO <sub>2</sub> 排出量	513千t-CO <sub>2</sub> (2013年度)	342千t-CO <sub>2</sub> (2030年度)
市公用車の電動化率	8.0%	12.0%
省エネ・再エネのための取組を行っている市民の割合	62.9% (2023年度) 市民満足度調査により設定	90.0%

### 現状・課題等

- 廃棄物の発生を抑制し、再利用、再資源化することや、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用などといった、「資源循環型社会」の構築が求められています。
- 本市では、以前から資源循環型社会の構築に向けた取組を推進しており、2008(平成20)年に「バイオマス\*タウン構想」を公表し、2013(平成25)年には国から「バイオマス産業都市\*」の認定を受けています。
- 廃食用油を燃料化して、公用車や発電に利用する資源循環などの取組を進めてきました。また、ごみの減量、資源化にも取り組んでおり、市民1人当たりのごみ排出量は、少しずつ減少しています。
- これからも「ゼロカーボンシティ」として、低炭素、脱炭素化\*を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を行い、実践を支援していく必要があります。

廃食用油のバイオディーゼル燃料\*製造量



資料：環境政策課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する（環境に関する普及啓発）

- ① 市民や事業者に対して、循環型社会の形成に関する取組の普及啓発を推進します。
- ② 「うしくエコオフィス行動計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を率先して実行します。

### (2) 省エネルギー対策やエネルギー等の地産地消を推進する （省エネルギー対策・バイオマス\*タウン構想の推進）

- ① 市民と事業者向けのセミナー開催やパンフレットの配布などにより、省エネルギー対策の普及啓発を推進します。
- ② 温室効果ガスの削減に寄与する住宅用省エネルギー設備を設置する家庭に対し、設置費用を助成します。
- ③ 事業者に対し、国の支援制度を活用した省エネルギー診断や資源利用効率の向上のための設備、クリーン技術の導入などをあっせんします。
- ④ コミュニティバス\*かっぱ号の利便性向上により、市民の自家用車利用から公共交通への転換を図ります。
- ⑤ 市民や事業者から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料\*を製造し、燃料として利用します。
- ⑥ 伐採木や建築端材などから製造された木質ペレットを、市内の公共施設等の空調の燃料として利用します。

### (3) ごみを減らし、再資源化する取組を推進する（ごみの減量、再資源化の推進）

- ① 広報紙やホームページなどを活用し、市民や事業者に対するごみの減量、再資源化に関する積極的な情報提供と意識啓発を図ります。
- ② 清掃工場見学や出前講座\*、小・中学生を対象としたごみの減量や資源化に関するポスター募集などの環境教育を実施し、ごみに関する意識向上を促進します。
- ③ 公共施設におけるごみ排出量の削減や、環境負荷の少ない製品の購入、普及を推進します。
- ④ 生ごみ処理器を購入した世帯への補助や子ども会・行政区のリサイクル事業への補助など、ごみの発生抑制や再資源化に関する取組への支援を充実し、市民の取組の更なる普及、拡大を促進します。

(4)

適切なごみ処理体制の確立を推進する（ごみ処理体制の確立）

- ① ごみの収集方法やごみ集積所の場所などの見直しを適宜実施し、収集業務の安全性・効率性等の向上を促進します。
- ② 周辺自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を構築し、大規模災害時におけるがれきなどの廃棄物の適正処理を図ります。
- ③ 本市は、焼却灰の最終処分場を有しないため、今後も複数の受入れ体制を維持します。
- ④ 牛久クリーンセンターの定期的な点検整備と、維持補修工事を行い、適切な廃棄物処理を継続します。

## 第4節 人と地球にやさしいまちづくり

### 環境衛生

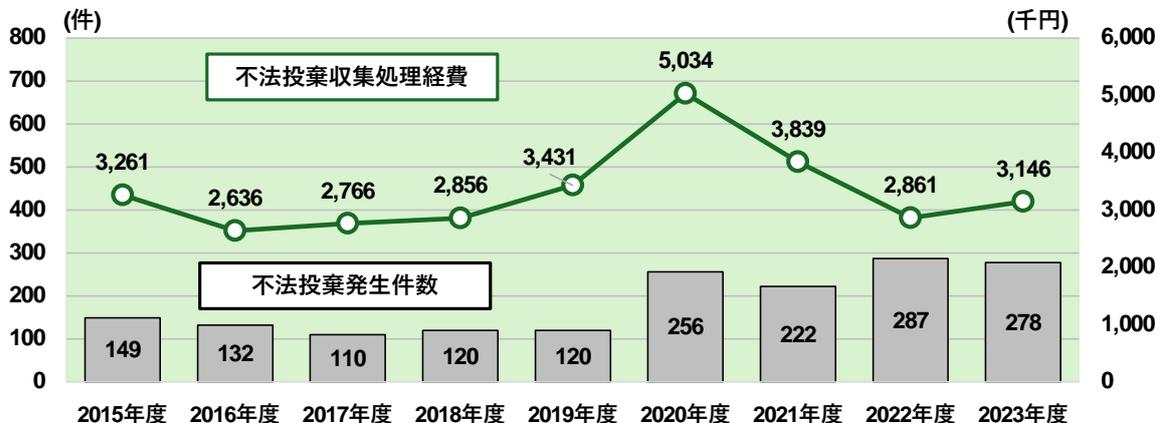
大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、不法投棄など、環境悪化につながる問題に取り組むことにより、人と地球にやさしいまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
騒音・振動・悪臭等の相談件数	9件（2023年度）	0件
狂犬病予防注射接種率	75.5%	77.0%
街をきれいにする取組をしている市民の割合	48.4%（2023年度） 市民満足度調査により設定	49.0%

### 現状・課題等

- 市民生活の多様化や生活利便性の追求などにより、市民の生活環境は向上している一方で、環境汚染などが懸念されます。
- 自動車の騒音や排気ガスによる大気汚染、廃棄物の不法投棄、屋外焼却や畜産に由来する悪臭等、日常生活を要因とする都市生活型公害が発生しており、その対策が求められています。
- 工場などから発生する有害性のある物質については、これらの正しい情報を収集するとともに、正しい使用をすることで、各種汚染を予防することが必要です。
- 動物愛護については、飼い主としてのマナー等の啓発や、飼育放棄による生態系の破壊などの害の周知などにより、市民と動物が共生できる社会づくりを進めることが必要です。

不法投棄発生件数と収集処理経費



資料：廃棄物対策課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 空気のきれいなまちづくりを推進する（大気環境の保全）

- ① PM2.5や自動車排気ガスなどによる大気汚染の状況について、正確な情報を収集し、公表します。
- ② エコドライブやアイドリングストップ、公共交通や自転車利用の促進など、大気環境にやさしい取組を推進します。
- ③ 牛久クリーンセンター（ばい煙発生施設）の監視、屋外焼却行為などに対する指導を推進します。
- ④ 道路や交差点の整備等により渋滞緩和を促進し、自動車排気ガスの排出量の抑制を図ります。

### (2) 騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する（公害対策の推進）

- ① 自動車騒音や振動などについて定期的なモニタリングを実施し、警察等との連携により対策を講じます。
- ② 工場や建設現場などから発生する騒音や悪臭、振動などに対する監視・指導を推進します。
- ③ ダイオキシンなどの有害化学物質や放射能に関する情報を収集し、問題が発生した場合は適切に対処します。
- ④ 茨城県や周辺自治体、警察などとの連携を強化し、不法投棄に関する情報網の構築や不法投棄への対応強化を推進します。

### (3) 動物と市民がともに暮らせるまちづくりを推進する（動物愛護・適正飼育）

- ① 畜犬の登録や狂犬病の予防接種など、ペットに関する飼育のルールを周知を図ります。
- ② ペットの飼い主に対する飼育マナー向上などの啓発活動を実施し、市民と動物が共生できる環境をつくれます。
- ③ 飼い犬や猫の去勢又は不妊手術費用の一部を助成することにより、無秩序な繁殖による近隣への被害や迷惑を予防します。

### (4) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する（墓地や埋火葬の適正管理）

- ① 墓地に関する情報を適正に管理します。
- ② うしくあみ斎場の安定的な管理運営に努めます。

# 第7章

## 【行政運営】

### 行政が市民に信頼 されているまち

参照指標	基準値	目標値
行政運営が適切に行われていると 感じる市民の割合	25.9%（2023年度） 市民満足度調査により設定	30.0%

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第1節 市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり

### 窓口サービス

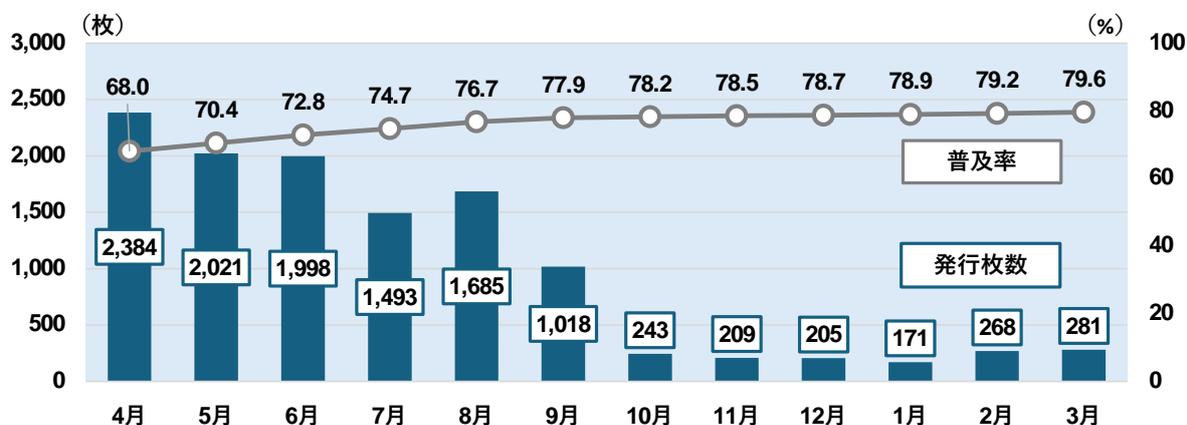
自治体DX\*を推進し、市役所機能の高度化・専門化を進めるとともに市民の利便性を向上させ、多様な相談に適切に対応できる窓口づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
マイナンバーカード普及率	79.6% (2024年3月)	100%
オンラインで申請可能な行政手続数	73件 (2023年度)	86件
コンビニ発行可能な諸証明の コンビニにおける発行率	22.7%	50.0%
窓口の対応が以前より親切になった と感じる市民の割合	59.2% (2023年度) 市民満足度調査により設定	60.0%

### 現状・課題等

- 市役所の各担当窓口で必要となる申請や届出について、届出証明、税金や福祉、保険・医療福祉などの一部については、インターネットによる電子申請が可能となっています。
- 電子申請の種類に応じて、マイナンバーカードが必要となっているほか、手続のデジタル化・ワンストップ化を更に推進していく上でも、マイナンバーカードの普及が不可欠です。一方で、2023(令和5)年度時点では、市民への普及率は80%未満に留まっています。
- 自治体DX\*を通じて、来庁せず利用できるサービスを拡大し、市民の利便性向上に努めるとともに、マイナンバーカードの利便性を周知し、普及啓発を進めることが必要となります。
- また、市民の多様な相談に適切に対応できる窓口づくりを進めるためにも、自治体DXを通じて職員の業務の効率化を図っていくことが重要です。

マイナンバーカード発行枚数と普及率 2023年度



資料：総合窓口課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 自治体DX\*の推進により市民サービスの利便性向上を図る（自治体DX推進による利便性向

- ① 必要な手続申請書類の一元化やオンライン申請、混雑状況の発信の充実と、予約システムの導入などにより、申請業務の効率化と申請者の負担軽減を図る自治体窓口のDXを推進します。
- ② マイナンバーカードを活用したオンライン申請や証明書等のコンビニ交付など、来庁せずにできる手続の拡充による利便性の向上を図ります。
- ③ 地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく標準準拠システムを導入し、同時に、自治体DXに係る取組を推進することで、人的・財政的負担を抑制します。

### (2) 市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する（窓口サービスの満足度向上）

- ① 自治体DXを通じた業務の効率化により、市役所機能の高度化、専門化を進め、来庁者が満足できる体制整備を進めます。
- ② 土曜日・日曜日の市役所及び出張所での業務等について、取扱い業務や開庁時間の見直しなどを通じて、市民が窓口を利用しやすい環境づくりに取り組みます。

## 第2節 地域に密着した職員、コンプライアンス\*重視の組織づくり

### 行政組織

人員の適正配置やDX\*等の積極的な推進により事務作業を効率化し、職員が地域により密着した仕事に取り組める環境づくりを進めます。また、新たな発想で挑戦できる職員の育成や、コンプライアンスを重視した組織づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
常勤職員数	353人（2023年度）	460人
何かあったら相談できる市の職員がいる市民の割合	10.1%（2023年度から） 市民満足度調査により設定	11.5%

### 現状・課題等

- 本市の職員の年齢構成は比較的バランスが取れており、適正化が図られています。
- 同規模の自治体と比べると職員数が少なく、安定した行政サービスを提供するためには、計画的な職員採用が必要となります。また、地域課題や市民ニーズの多様化に対応するため、部署間の連携を強化するとともに、職員の育成も重要です。
- 国では「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、2025（令和7）年までに地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を進め、新基準に適合したシステムへの移行を目指としています。これにより、維持管理や制度改正時の負担軽減、新たな行政サービスの迅速な提供が期待されています。
- また、国では自治体が重点的に取り組む事項を記載した「自治体DX\*推進計画」を策定しています。本市においても、自治体DXの推進や民間委託を進め、業務の効率化等を図り、職員が地域密着型の仕事ができる環境整備が求められています。

市の職員数



資料：人事課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 多様化する課題やニーズに柔軟に対応できる組織をつくる（組織体制の整備）

- ① 業務の棚卸しや内容精査により、業務の標準化や自動化を図るとともに、外部委託やICT\*の活用を進めます。
- ② 各部課等の業務の横断的な把握・管理、組織の新設・統廃合などにより、多様化する地域課題や市民ニーズに適切に対応できる組織体制を整備します。
- ③ 緊急かつ重要な課題が生じた場合には、特定プロジェクトの設置による全庁協力体制の構築などにより、柔軟かつ効果的・効率的な対応を推進します。

### (2) 行政サービスの質を高める職員を採用する（計画的な職員採用）

- ① 再任用職員\*や会計年度任用職員\*を含めた人材の計画的な配置により、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応できるよう努めます。
- ② 豊富な経験、専門的な知識を有した人材の確保と、年齢層のバランスを図り、これからの本市行政を担う力や志を持った職員の採用に積極的に取り組みます。

### (3) 市民に信頼され課題に挑戦する職員を育成する（人財の育成）

- ① 市民に信頼される行政運営を行えるよう、監査の実効性や独立性・専門性を向上させ、効率的な行政の執行及び適正な財務の執行に向けた監査を実施することで、職員の育成指導を進め、行政事務の適法性・適正性の確保に努めます。
- ② 行政職員として必要な法令等の知識、倫理観、公平・中立な姿勢を備えた職員を育成するため、職員研修を積極的に実施します。
- ③ デジタルスキルを高める研修を推進し、広い視野と新たな発想を持って挑戦できる職員の育成を図ります。
- ④ 積極的な能力開発や納得性の高い人事評価と配置、健全な勤務条件の確保、福利厚生充実などにより、職員が心身共に健康で、高い意欲を持って働くことができる職場環境づくりを推進します。

## 第3節 近隣市町村や民間との連携による時代にあったサービスづくり

広域行政  
・  
民間委託

広域行政サービスの展開、事業の民間委託、指定管理者制度の活用などにより、経済合理性を高めつつ、市民ニーズに対応していきます。

参照指標	基準値	目標値
公共施設の民間活力の導入件数	4件	5件

### 現状・課題等

- 本市では、消防・救急や上水道など広域行政サービスを提供しており、災害時等においては、近隣市町村との相互応援協定などを締結しています。
- 人口減少や財政的な制約、地域課題や市民ニーズが多様化する中、単独の自治体で全ての行政サービスを提供することが難しくなっており、広域連携がより一層重要となっています。
- 広域行政サービスを推進するにあたっては、自治体間等の連携の強化を図り、役割分担を明確にする必要があります。
- また、民間の資本やノウハウを活用することで、質の高いサービスの提供や地域雇用の拡大にもつながることから、業務の見直しと適切な手法による委託を実施していくことが求められます。

### 現在実施されている広域行政サービス

行政サービス名	実施機関
1. 消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合
2. 救急	稲敷地方広域市町村圏事務組合
3. 水防	利根川水系県南水防事務組合
4. 上水道	茨城県南水道企業団
5. 火葬場	牛久市・阿見町斎場組合
6. 斎場	牛久市・阿見町斎場組合
7. し尿処理	龍ヶ崎地方衛生組合

2024年3月現在 資料：政策企画課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 市民ニーズと時代の変化に対応した広域行政を推進する（広域行政の推進）

- ① 消防・救急や上水道、し尿処理施設、火葬場・斎場などの広域行政によるサービスを継続的に実施します。
- ② 周辺市町村等との連携強化などにより、市民ニーズや時代の変化に対応した新たな広域行政サービスを検討し、推進します。
- ③ データ連携基盤の整備により、多様なデータ連携を活用したサービスの充実を推進します。

### (2) 民間のノウハウ活用による経済性とサービスの向上を推進する（民間委託の推進）

- ① 事業の民間委託、指定管理者制度の活用、公設民営方式の導入などにより、民間資本とノウハウによる経済合理性とサービスの質の向上を図ります。
- ② 業務のアウトソーシング\*などにより、地域の雇用増加や市民の視点によるサービスの改善に取り組みます。

## 第4節 公共施設の整備による安定した行政サービスの提供

### 公共施設

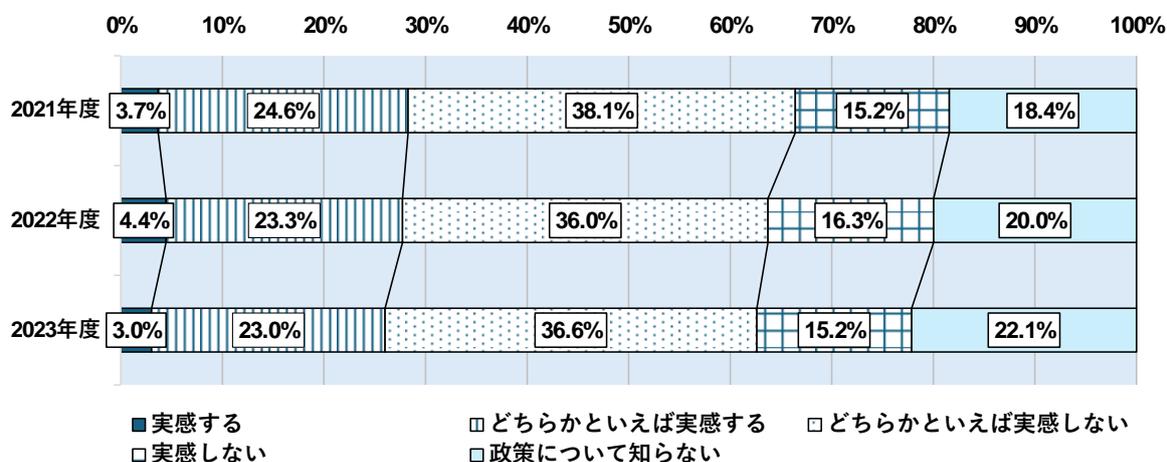
公共施設等の市有財産について、施設の長寿命化や配置・規模の適正化、民間資金の活用や受益者負担\*の適正化などにより、将来にわたって安定した公共サービスを提供していきます。

参照指標	基準値	目標値
ネーミングライツ*導入施設数	0施設	3施設
公共施設が適切に管理・整備されていると感じる市民の割合	31.5% (2023年度) 市民満足度調査により設定	36.5%

### 現状・課題等

- 本市では「牛久市公共施設等総合管理計画」と整備計画や長寿命化計画等の個別施設計画に基づき、公共施設等の適切な維持管理・整備に努めています。
- 市民満足度調査の結果によると、公共施設の政策についての実感度(どちらかといえば含む)は、3割となっています。また、本市の多くの公共施設やインフラは老朽化が進行しており、今後、少子高齢化による税収減や財政状況が厳しくなることも予測されます。さらに、地域によって求められる機能やニーズも異なっています。
- 安全で安心して利用できる施設を提供するためには、予防保全をもととした計画的な維持管理や、更新等にかかる費用抑制により、財源負担を軽減していくことが必要です。
- 地域や市民ニーズ、ユニバーサルデザイン\*等の社会変化に対応した、施設機能の向上・サービス提供を進めていくためには、民間活力の導入や、ネーミングライツ等の活用も重要となります。

「行政運営」の政策についての実感度(公共施設)



資料：政策企画課（市民満足度調査）

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 予防保全による公共施設の長寿命化を推進する（公共施設長寿命化の推進）

- ① 施設や設備の劣化や損傷等の状況に応じた対策を行い、施設性能の低下や事故を未然に防ぐとともに、財政負担を抑制します。
- ② 施設の劣化状況や利用状況等を勘案した優先度を設定し、長期的な財政状況を踏まえて、計画的に修繕・改修、更新、処分等を実施します。

### (2) 市民ニーズや時代にあった施設整備を推進する（公共施設利用環境の整備）

- ① 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン\*を推進し、時代や市民ニーズに即した施設性能の向上に努めます。
- ② 民間活力の導入により、民間の視点による施設の利用環境の向上や経営の効率化を促進します。

### (3) 公共施設、公用車等を適切に維持管理、運用する（公共施設、公用車の管理運用）

- ① 公共施設の維持管理にかかるコストの縮減と財源確保を図り、利用者が快適に利用できる施設運営に努めます。
- ② 感染症の発生に備え、備品の確保・点検等を行うとともに、衛生的な環境の維持に努めます。
- ③ スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどとして活用しているバスや公用車について、適切な維持管理、配車や運行管理により、トータルコストの削減を図ります。
- ④ ネーミングライツ\*事業の導入による自主財源の確保により、施設等の良好な運営を図ります。

## 第5節 課税や契約行為における公平性や透明性の確保

課税  
・  
契約

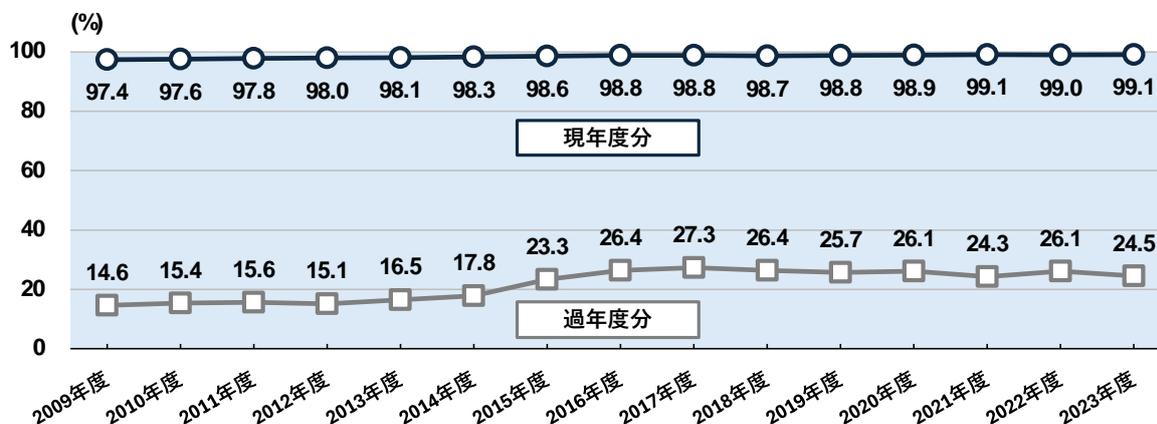
適切な課税と徴収により、税負担の公平性を維持し、安定した自主財源を確保します。また、入札や契約行為における適正な監査・検査により、公平性と経済合理性を確保します。

参照指標	基準値	目標値
ふるさと牛久応援寄附金受入れ額	777,193,065円	1,200,000,000円
課税や契約行為の状況がわかりやすく公表されていると感じる市民の割合	14.5% (2023年度) 市民満足度調査により設定	20.0%

### 現状・課題等

- 本市では、市税の納付方法について、口座振替、コンビニ納付、スマートフォンアプリ、eL-QR\*対応の金融機関等が利用可能であり、利便性向上に努めています。また、休日相談・夜間相談の実施により、滞納者等の徴収率向上に取り組んでいます。
- 人口減少に伴う市税の減収が今後の課題であり、市民サービスの維持に向けて、市税等の徴収率向上の積極的な取組や、受益者負担\* (使用料等)の適正化、ふるさと納税の拡充等、自主財源の確保に努めることが重要です。
- 市民から信頼を得る行政運営を進めるためには、公平性や透明性、経済合理性の確保が重要であり、本市においても、入札や契約行為等の情報公開が進められています。
- また、国の「第三次・担い手3法\*」により、建設業の働き方改革や生産性向上が進んでおり、本市は発注者として、適切な工期や施行時期の調整、社会保険加入状況等の確認などにより、建設業者と労働者が適切な環境で、適切な品質の工事ができる契約締結を進める必要があります。

市税収納率



資料：収納課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 税の公平性を維持し自主財源を確保する（市税等の公平な賦課徴収）

- ① 課税客体の的確な把握による公平な賦課徴収を実施します。
- ② 市民等納税者が納付しやすい環境の整備を推進し、滞納者に対しては納税相談の実施や積極的な滞納整理を行い、滞納額を減少させることにより、徴収率の向上を図ります。
- ③ 税以外の保険料など、各種料金においても公平性を担保する対策を講じます。
- ④ ふるさと納税（ふるさと牛久広援寄附）の返礼品や活用内容の充実、積極的な情報発信に取り組み、財源の確保につなげます。
- ⑤ 国民健康保険の適切な運用とともに医療費の適正化に取り組み、制度運営の安定化を図ります。

### (2) 適正な監査や検査、審査により公平性、透明性、経済合理性を確保する （適正な監査、検査等の実施）

- ① 入札や契約行為、監査、検査を適切に行い、公平性や透明性、経済合理性の確保を図ります。
- ② 第三次・担い手3法\*に基づき、公共工事等の価格、工期などにおける適正な契約を行うことにより、建設業者等の働き方改革や生産性の向上、工事の品質確保などを促進します。

## 第6節 財政運営の透明性、納得性の確保

### 財政運営

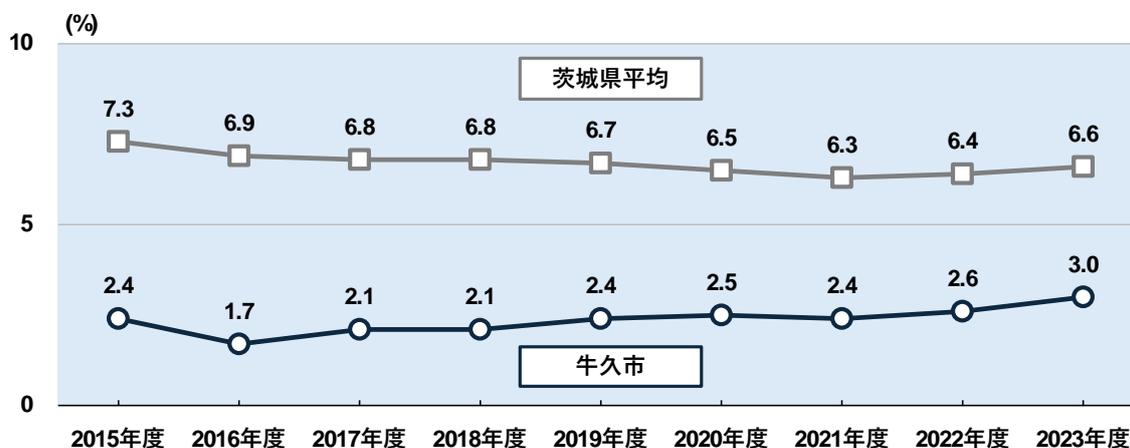
財務書類を適切に作成し、経年変化や類似団体間比較を資産管理や予算編成などに活用していきます。また、市民等への分かりやすい財政情報開示に取り組むなど、透明で納得性の高い財政運営を進めます。

参照指標	基準値	目標値
積立金残高比率*	54.4% (2023年度決算値)	55.0% (2027年度決算値)
実質公債費比率*	3.0% (2023年度決算値)	3.4% (2027年度決算値)
市の財政状況がわかりやすく公表されると感じる市民の割合	16.1% (2023年度) 市民満足度調査により設定	20.0%

### 現状・課題等

- 市民の税金を適正に管理・使用することは行政の基本であり、予算や決算の審査と公表が重要です。補助金の支出も目的に沿った支出がなされているか厳重にチェックする必要があります。本市においても、適切な予算・決算の公表に努めており、補助金の適正化について検証をしています。
- 本総合計画は、市の事業を結び付けることができるよう施策を体系化していますが、体系に合わせて予算・決算を公表するなど、より市民に分かりやすい方法で財政運営状況を公表する必要があります。
- 少子高齢社会において、税収減と社会保障費の増加が懸念される中で、「選ばれるまち」であり続けるためには、歳出削減を図りながら、戦略的な投資をしていくことが求められています。経年変化や類似団体比較の活用などにより、合理的、効果的な予算を編成し、執行していくことが重要です。

実質公債費比率



資料：財政課

## 施策の展開方向と取組内容

### (1) 正確な公金管理を推進する（正確な公金管理）

- ① 公金や物品管理のシステム化により、正確性と効率性を高めます。
- ② 決算などが地方公会計基準\*に準拠して作成され、予算の執行又は事業が効果的かつ効率的に行われるよう取り組みます。
- ③ 事業の実態を踏まえた補助がなされているかをチェックする体制を強化し、有効かつ適正な補助金の交付に努めます。

### (2) 合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する（適切な財政運営）

- ① 経年比較や類似団体間比較を予算編成や資産管理などに活用します。
- ② 民間の手法を取り入れた事業の設計や見直しなどにより、合理的かつ効果的な予算編成と執行を推進します。
- ③ 事業の経済性・効率性・有効性等の視点を踏まえ、業務改善に向けた実効性ある監査、検査などを推進します。
- ④ 感染症の流行や自然災害などに備え、基金残高を確保します。併せて、市債残高についてもバランスを図りながら管理します。
- ⑤ 総合計画の施策に合わせた予算・決算の公表など、市民に分かりやすい方法で財政運営状況を公表します。



# 牛久市人口ビジョン

# 1. 牛久市人口ビジョン改訂の背景

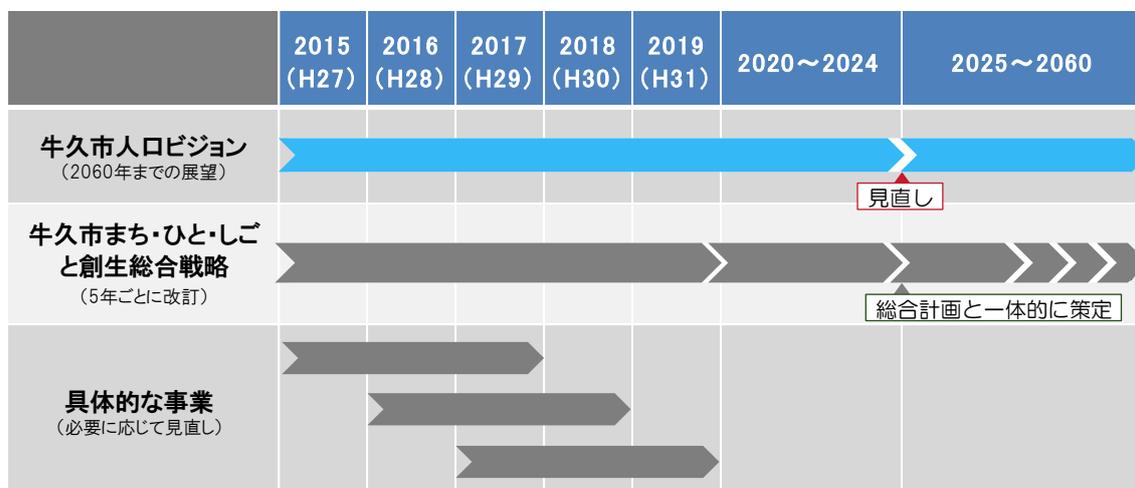
## 1-1 牛久市人口ビジョンとは

首都圏への一極集中を是正し、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するため、2014（平成26）年12月に国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（国の長期ビジョン）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国の総合戦略）を閣議決定しました。

本市においても、人口の現状と将来目標、目指すべき将来の方向を示す「牛久市人口ビジョン」と、これを実現するための「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。2016（平成28）年3月の「牛久市人口ビジョン」策定以降、本市を取り巻く環境は大きく変化してきました。社会情勢の変化や2020（令和2）年に実施された国勢調査の結果などを踏まえ、当該人口ビジョンを検証・改訂する必要があります。

## 1-2 対象期間

「牛久市人口ビジョン」は、策定時から45年後の2060年までを対象期間とします。人口ビジョンを踏まえた人口減少対策を示す「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」と名称を改め、2024（令和6）年度に総合計画と一体的に策定を行い、総合計画基本計画と同一の計画期間とします。具体的な事業は必要に応じた見直しを適宜実施します。

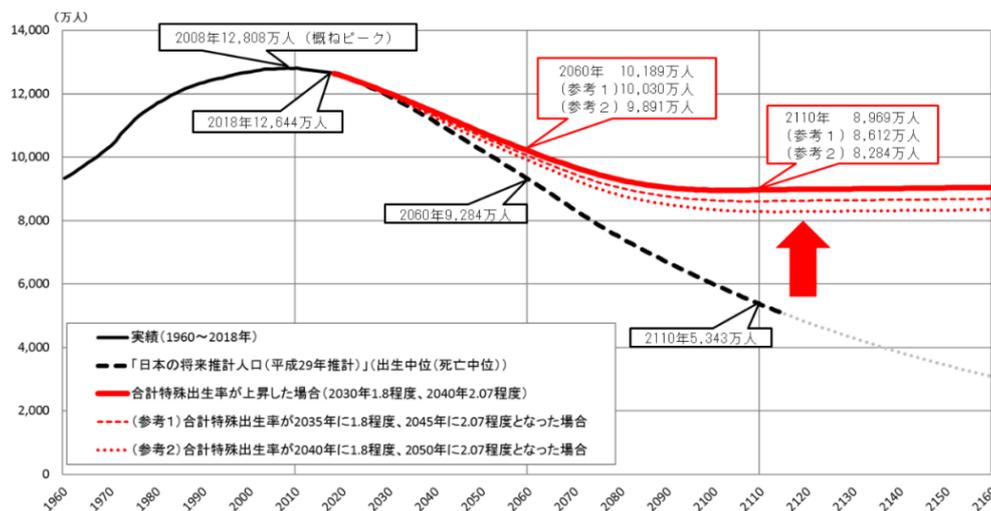


### 1-3 国の長期ビジョン

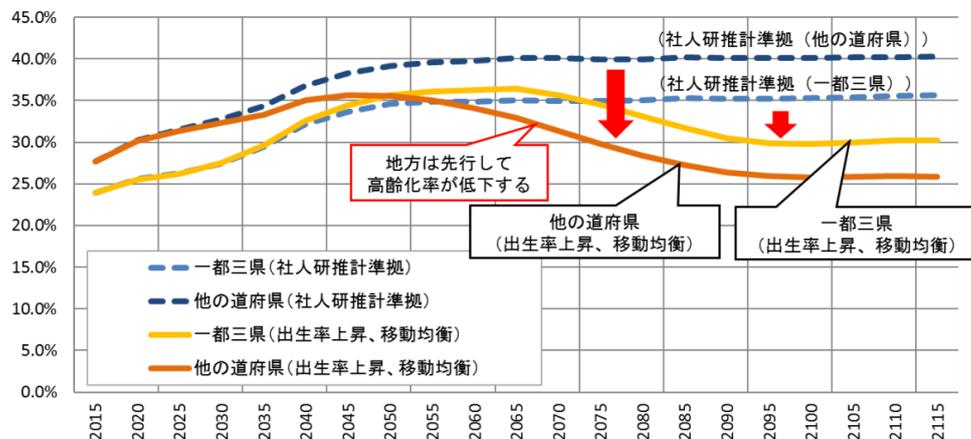
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「将来推計人口（平成 29 年推計）」において 2060 年の日本の総人口が約 9,300 万人にまでに落ち込むと推計されたことを受け、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」を策定しています。仮に 2040 年に出生率が人口置換水準と同程度の値である 2.07 まで回復するならば、2060 年に総人口 1 億人程度を確保し、その後 2100 年前後には人口が定常状態になるという長期的な見通しを立てています。

また、地方の人口減少に歯止めがかかるならば、既に高齢者数がピークを迎えている地方の方が、東京圏など大都市圏に比べ、先行して高齢化率が低下し、人口構造が若返ることになります。このことから、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」では、仮に出生率の全国平均値が 2040 年までに 2.07 に回復するとした場合、地方が東京圏より先行して若返っていくことが予想されています。

図－国の人口の推移と長期的な見通し



図－一都三県（東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県）、他の道府県別高齢化率の見通し



※「社人研推計準拠」は、社人研「地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」の 2045 年までの傾向を延長して、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計したもの。

※「出生率上昇、移動均衡」は、上記「地域別将来推計人口」のデータを用いて、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ、全国の合計特殊出生率の水準が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度と上昇し、かつ、2040 年までに移動が均衡した場合（純移動率がゼロとなった場合）について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったもの。

出典：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）（内閣府地方創生推進事務局）

## 2. 牛久市の人口の現状分析

### 2-1 牛久市の総人口の動向

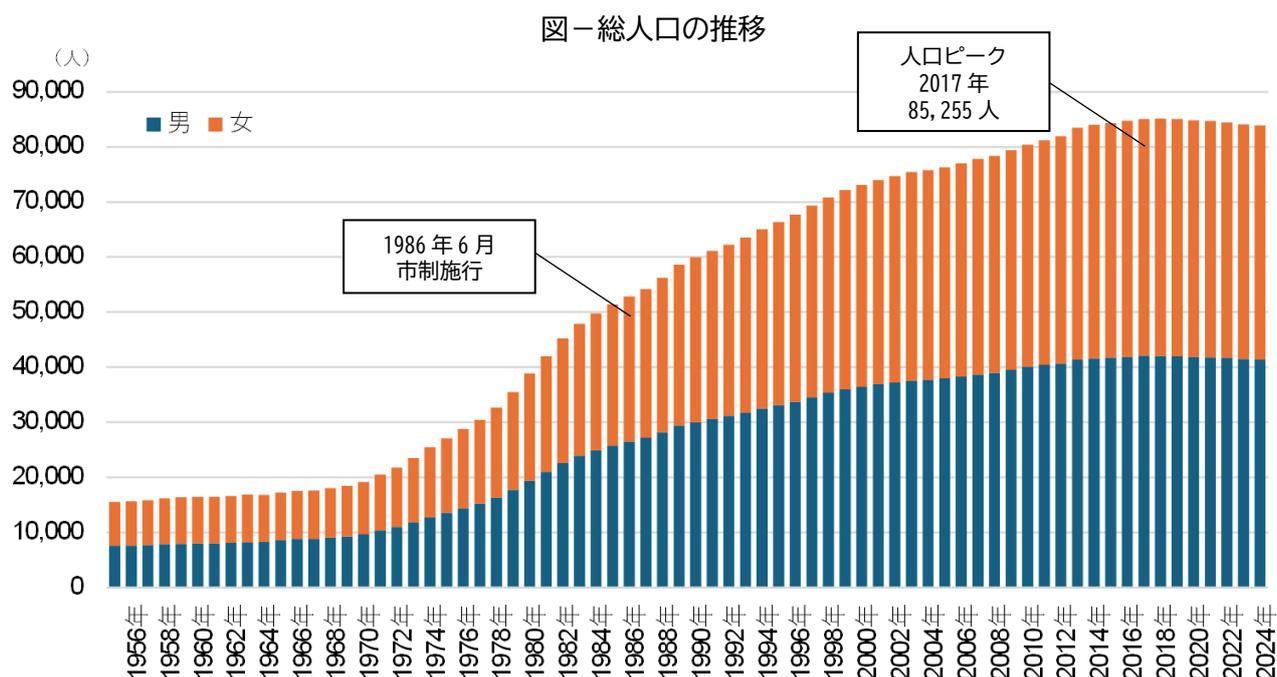
#### 2-1-1 総人口の推移

■牛久市の総人口は、2017（平成 29）年 12 月に 85,255 人でピークを迎え、その後減少傾向となっています。

- 1966（昭和 41）年に首都圏近郊整備地帯\*として指定を受けた後、土地区画整理事業や民間宅地造成が進み、1970 年代に入ると 1 年間の人口増加数が 1 千人を超えるようになり、市政が施行された 1986（昭和 61）年時点では、総人口が 5 万人を超えています。
- 2017（平成 29）年までは人口増加が継続していましたが、同年 12 月の 85,255 人をピークに、減少に転じています。
- 2023（令和 5）年 3 月末の総人口は 84,113 人となっており、2018（平成 30）年から 5 年間で約 1,000 人減少しています。

#### ■主な出来事

- 1955 年 15,000 人
- 1966 年 首都圏近郊整備地帯に指定
- 1986 年 市制施行
- 1987 年 土浦・つくば・牛久業務核都市\*に位置づけ
- 1998 年 ひたち野うしく駅開業 人人ニュータウンまちびらき
- 2007 年 圏央道つくば牛久 I C～阿見東 I C 開通
- 2017 年 85,255 人をピークとして人口減少が始まる



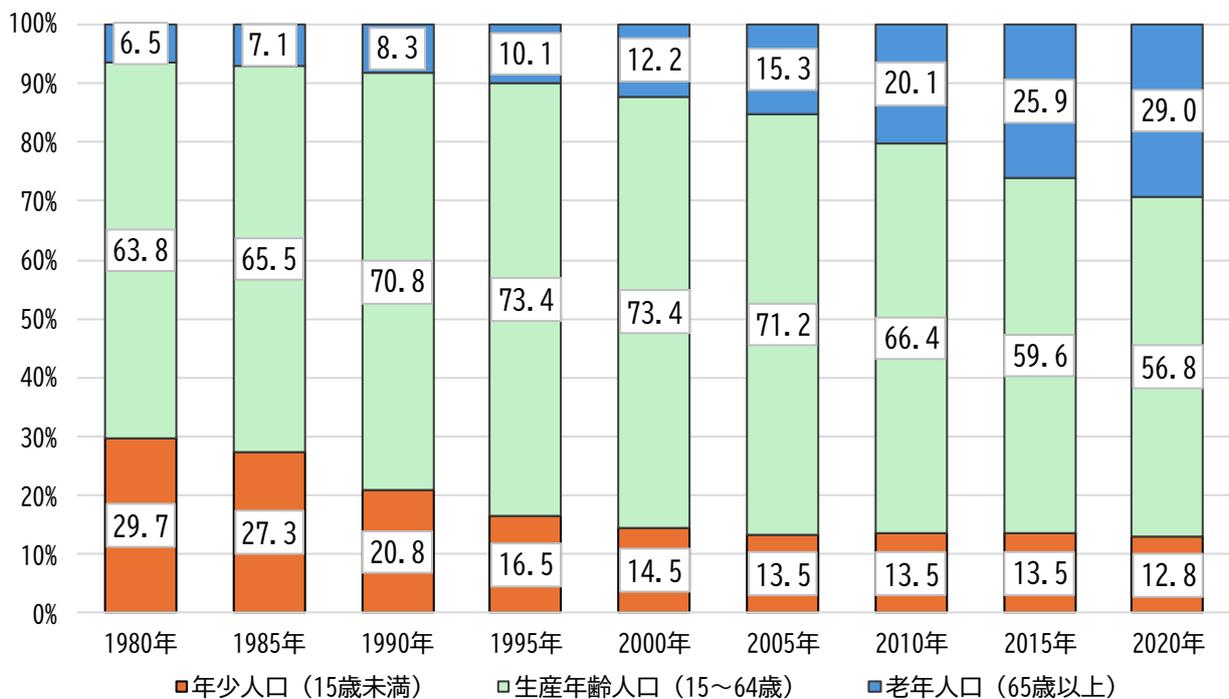
資料：住民基本台帳（3月末人口）

## 2-1-2 年齢3区分別人口割合の推移

■年少人口割合の減少と老年人口割合の増加が継続しており、少子高齢化が進行しています。

- 年少人口割合は、1980（昭和 55）年から 2000（平成 12）年にかけて大きく減少しており、その後横ばいの状態となっていますが、2020（令和 2）年においては、12.8%と最も低くなっています。
- 生産年齢人口割合は、1980（昭和 55）年から 1995（平成 7）年にかけて増加傾向でありましたが、2000（平成 12）年から 2020（令和 2）年にかけて減少傾向となっており、2020（令和 2）年では、56.8%と最も低くなっています。
- 老年人口割合は、1980（昭和 55）年から 2020（令和 2）年にかけて増加傾向となっており、年々増加率も上昇しています。2020（令和 2）年では、最大の 29.0%となっています。

図一年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

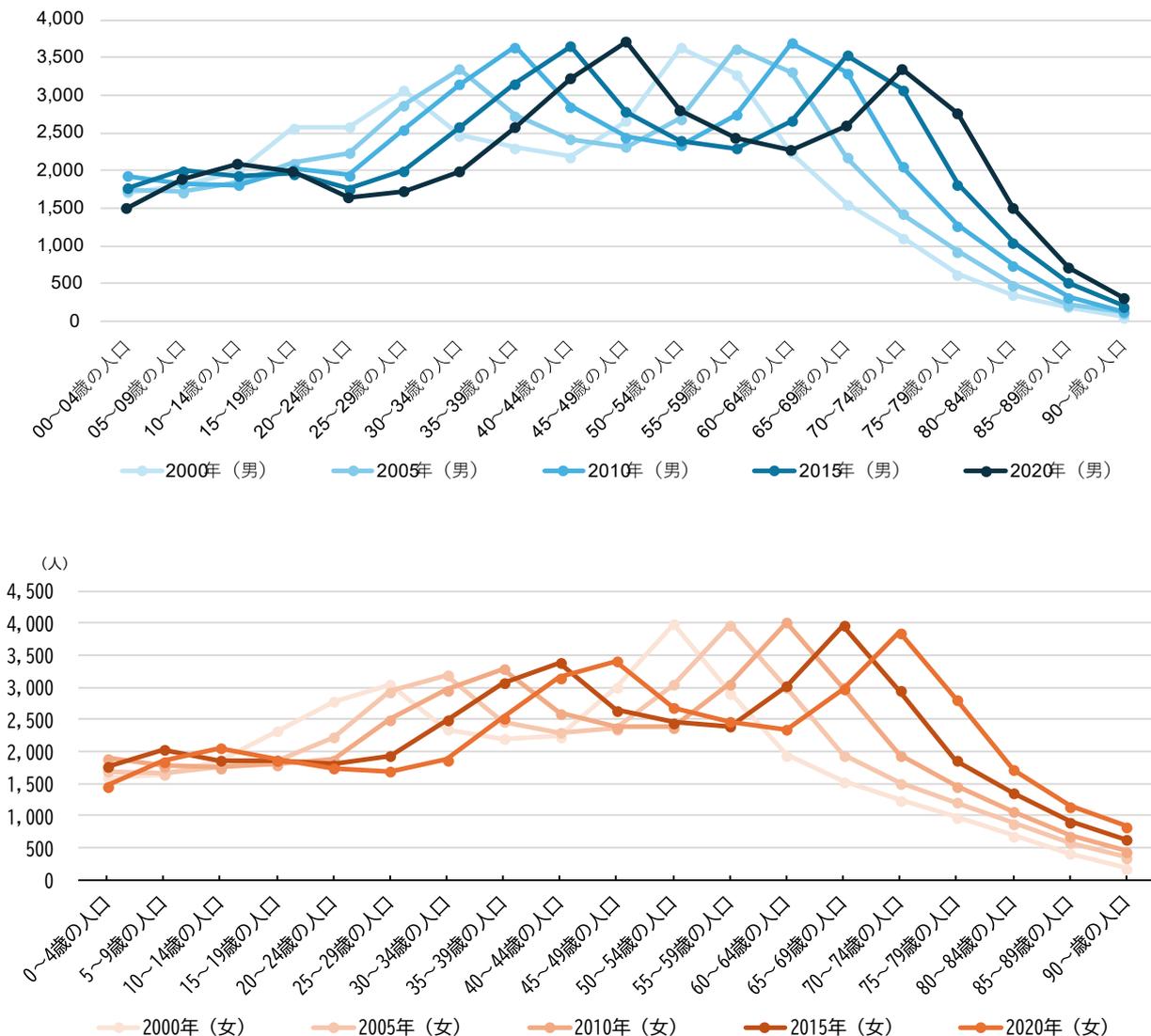
※年齢不詳は含まない

### 2-1-3 年齢5歳階級別人口の推移

■人口構成が変わることなく、高齢化が進んでいる様子がみられます。国民の5人に1人が後期高齢者（75歳以上）となる「2025年問題」を迎え、超高齢化社会がさらに進行することが分かります。

- 2000（平成12）年から2020（令和2）年までの年齢5歳階級別人口の推移をみると、2000（平成12）年に50～54歳人口となる団塊の世代と25～29歳人口となる団塊ジュニア世代をピークとして、ほぼ同じ構成で人口が推移しています。
- また、2020（令和2）年に10～14歳人口となる団塊ジュニアのジュニア世代は、緩やかなピークを形成しています。またピークの年齢差をみると、団塊の世代と団塊ジュニア世代は25歳でしたが、団塊ジュニア世代とそのジュニア世代では35歳と大きくなっています。

図一年齢5歳階級別人口の推移



資料：国勢調査

※年齢不詳は含まない

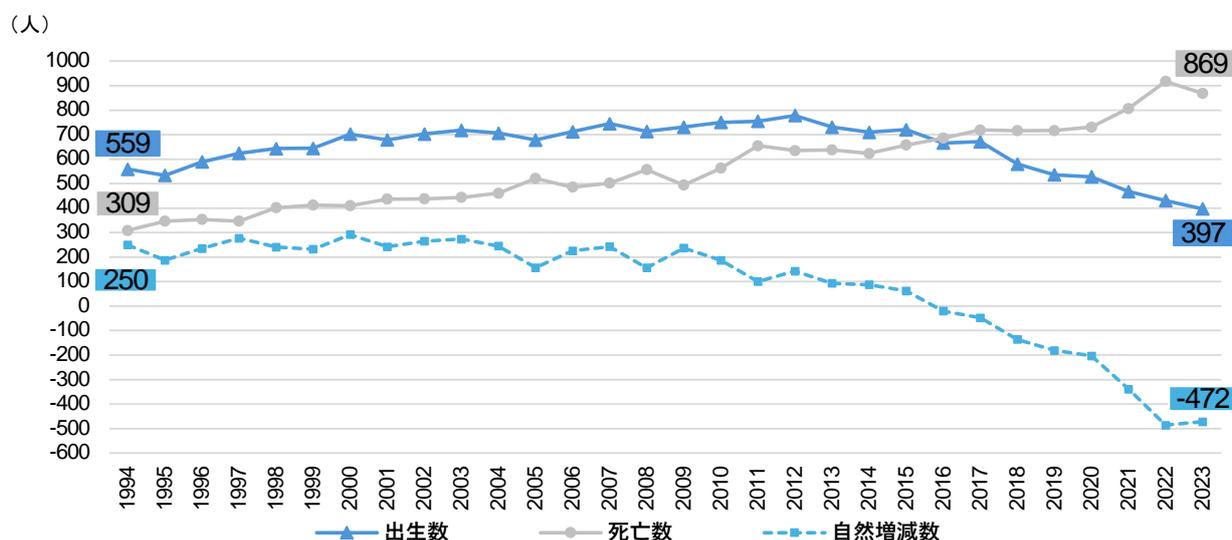
## 2-2 牛久市の自然増減と社会増減

### 2-2-1 自然増減

■長年にわたって出生数の方が死亡数よりも大きい「自然増加」が続いてきましたが、2016（平成 28）年から「自然減少」に転じた後は、出生数と死亡数の差は大きくなり続けています。

- 出生数の推移をみると1994（平成6）年から2012（平成24）年にかけて微増傾向にありましたが、2012（平成24）年にピーク（778人）を迎えてからは、2023（令和5）年（397人）まで減少傾向となっています。一方で、死亡数は通年で微増傾向となっており、2020（令和2）年から2023（令和5）年にかけては概ね増加傾向がみられます。

図－自然増減数の推移



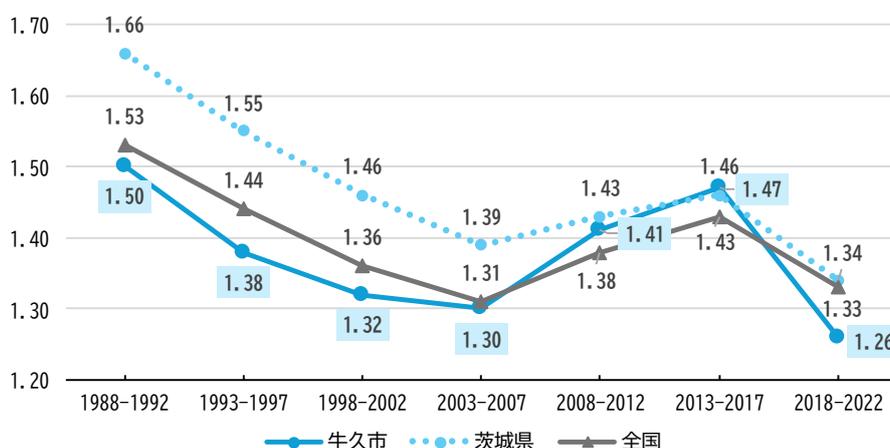
資料：茨城県常住人口調査

## 2-2-2 合計特殊出生率

■減少傾向であった合計特殊出生率（バイズ推定値※）は、2008（平成 20）年から 2017（平成 29）年にかけて一転、増加傾向となりましたが、直近の 2018（平成 30）年から 2022（令和 4）年では大幅な減少となっています。

- 5年ごとの合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移をみると、1988（昭和 63）年から 2007（平成 19）年まで低下を続け 1.30 になりましたが、2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年では増加に転じています。
- 2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年では 1.47 となり、全国及び茨城県の合計特殊出生率を上回っていますが、2018（平成 30）年から 2022（令和 4）年では 1.26 と大幅に減少し、全国及び茨城県の合計特殊出生率を下回る結果となっています。

図－合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移



資料：厚生労働省人口動態統計、茨城県常住人口調査

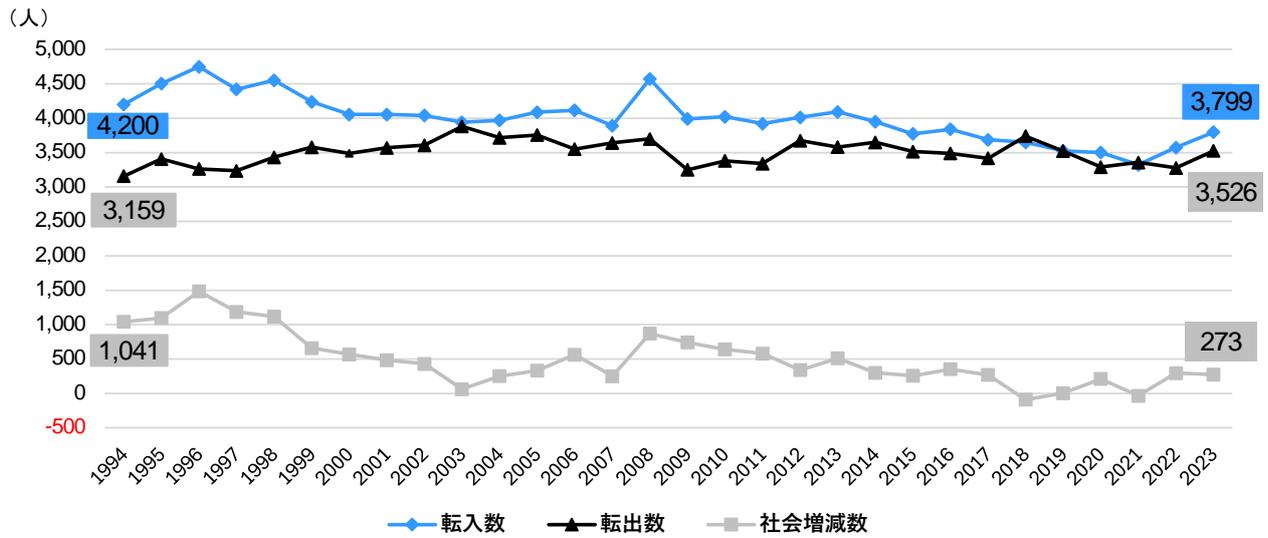
※バイズ推定値：小地域における合計特殊出生率を算出する場合、観測データが少ない場合に数値が大幅に上下し、その地域の動向を把握することが困難であるとされている。厚生労働省では、合計特殊出生率の算出にあたって、広域の情報を統合して安定的な推定が可能なバイズ推定の手法を用いている。

### 2-2-3 社会増減

■社会増減については、2018（平成 30）年に増加から減少に転じましたが、近年は増減を繰り返しています。

- 本市の社会増減は、転入数が転出数を上回る「社会増加」が継続していましたが、2008（平成 20）年以降、転入数の緩やかな減少が続き、2018（平成 30）年に転出者数が転入者数を上回る「社会減少」に転じました。その後は転入数、転出数共に増減を繰り返しています。

図－社会増減数の推移



資料：茨城県常住人口調査

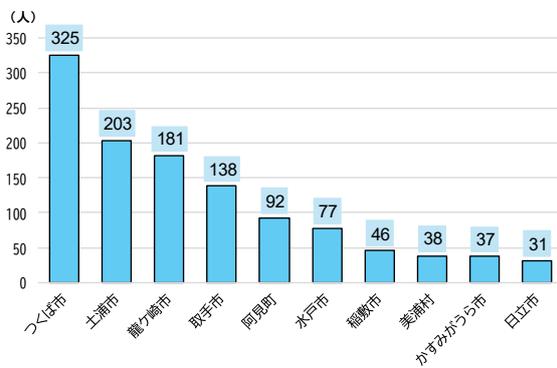
## 2-3 人口の自治体間移動

### 2-3-1 県内市町村との人口移動

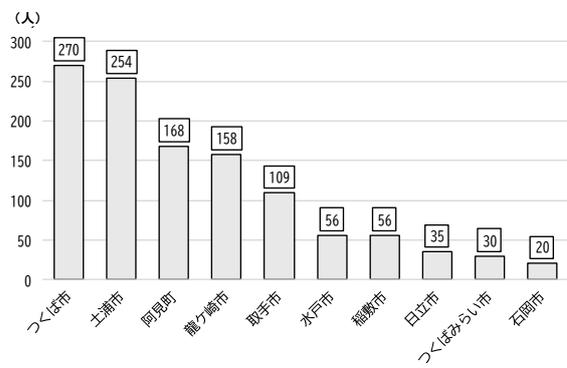
■転入転出共につくば市、土浦市が多い傾向となっており、龍ヶ崎市からの転入と阿見町への転出が多いことが特徴的になっています。

- 本市内に転入してくる人口を県内市町村別に比較すると、つくば市が 325 人と最も多く、次いで土浦市が 203 人、龍ヶ崎市が 181 人となっています。
- 本市内から転出していく人口を県内市町村別に比較すると、つくば市が 270 人と最も多く、次いで土浦市が 254 人、阿見町が 168 人となっています。

図－県内市町村との人口移動（転入）



図－県内市町村との人口移動（転出）



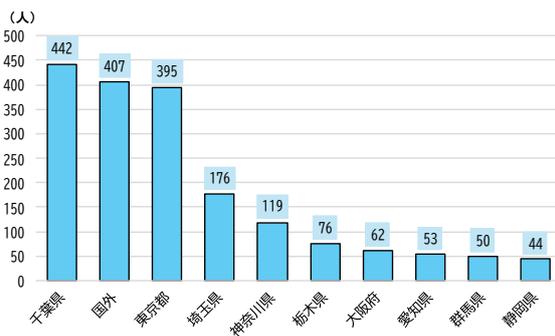
資料：茨城県常住人口調査（令和5年1月～12月）

### 2-3-2 他都道府県との人口移動

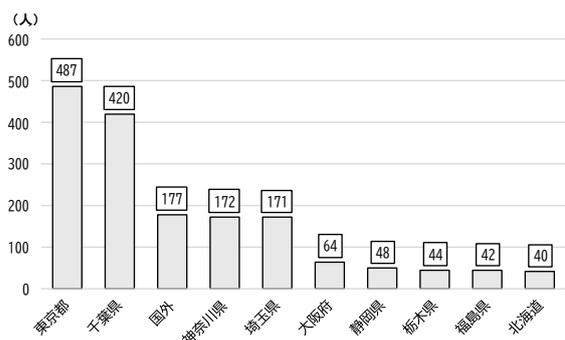
■転入転出共に東京都と千葉県が比較的多くなっているほか、国外への転入も多い結果となっています。

- 本市内に転入してくる人口を他都道府県別に比較すると、千葉県が 442 人と最も多く、次いで国外が 407 人、東京都が 395 人となっています。
- 本市内から転出していく人口を他都道府県別に比較すると、東京都が 487 人と最も多く、次いで千葉県が 420 人、国外が 177 人となっています。

図－他都道府県との人口移動（転入）



図－他都道府県との人口移動（転出）



資料：茨城県常住人口調査（令和5年1月～12月）

# 3. 牛久市人口ビジョンの検証

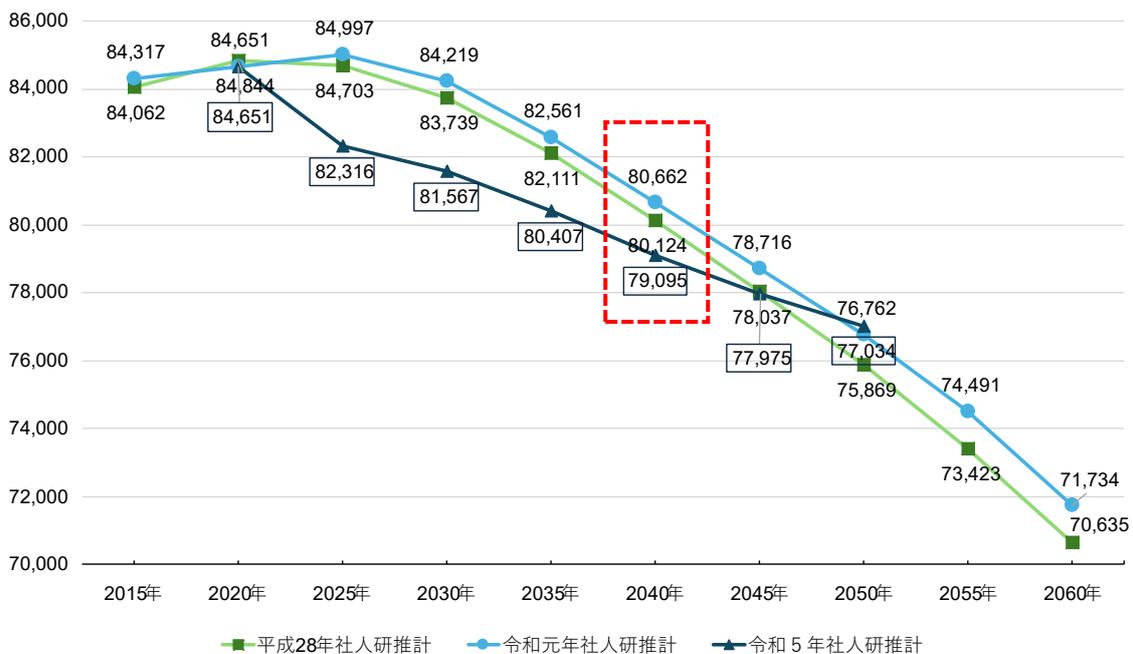
## 3-1 牛久市人口ビジョンの概要

### 3-1-1 社人研推計の比較

牛久市人口ビジョン策定当時は、2016（平成 28）年に公表された社人研による推計を基データとしていました。その後、2019（令和元）年、2023（令和 5）年に市町村別の人口推計が公表されており、現状の変化を反映した更新がされています。

2023（令和 5）年に公表された社人研による推計（令和 5 年推計）は、2020（令和 2）年国勢調査の実績を反映しています。これまでの社人研による推計と比べると、2025 年までに大きく減少した後、減少の速度は緩やかになり、2050 年以降はこれまでの推計値を上回ると推計されています。

図－社人研推計の比較（2016（平成 28）年、2019（令和元）年、2023（令和 5）年）



資料：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

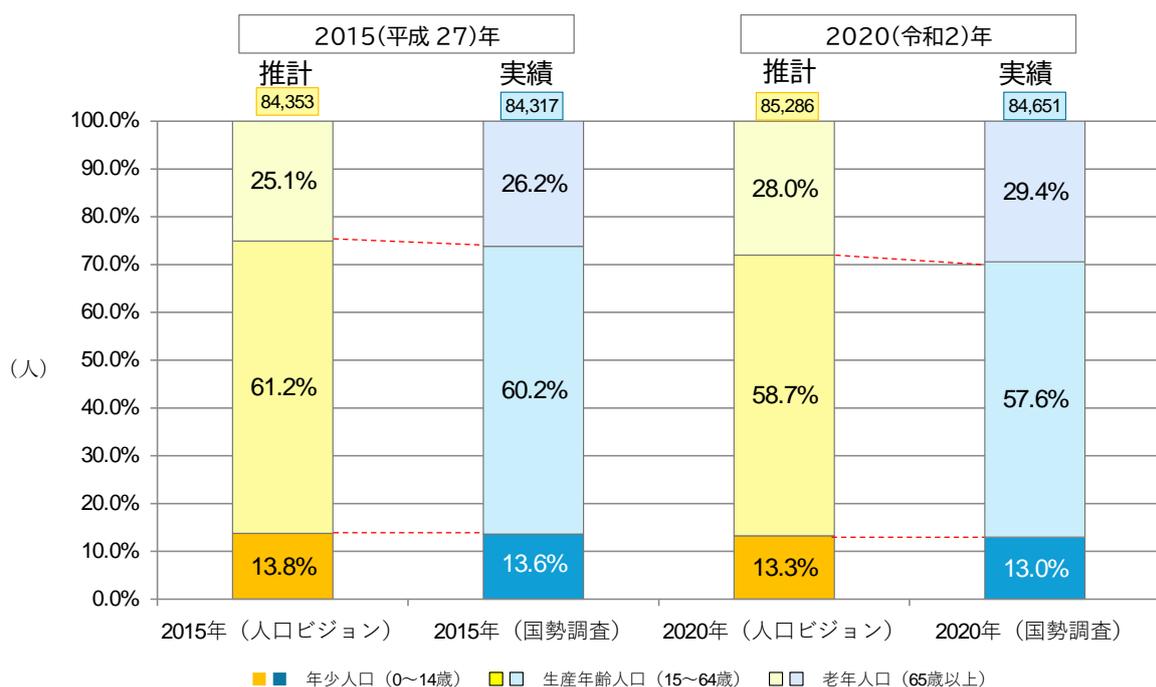
## 3-2 牛久市人口ビジョンの検証

### 3-2-1 2020（令和2）年国勢調査実績による将来推計人口の検証

■牛久市人口ビジョンによる推計よりも少子化・高齢化が進行しています。

年齢3区分の割合を比較すると、国勢調査の実績は老年人口割合がやや多く、年少人口・生産年齢人口割合がやや下回っています。少子化、高齢化の傾向が、人口ビジョンでの想定よりも進行しています。

図－国勢調査実績と牛久市人口ビジョンの年齢3区分人口割合の比較



資料：牛久市人口ビジョン、国勢調査

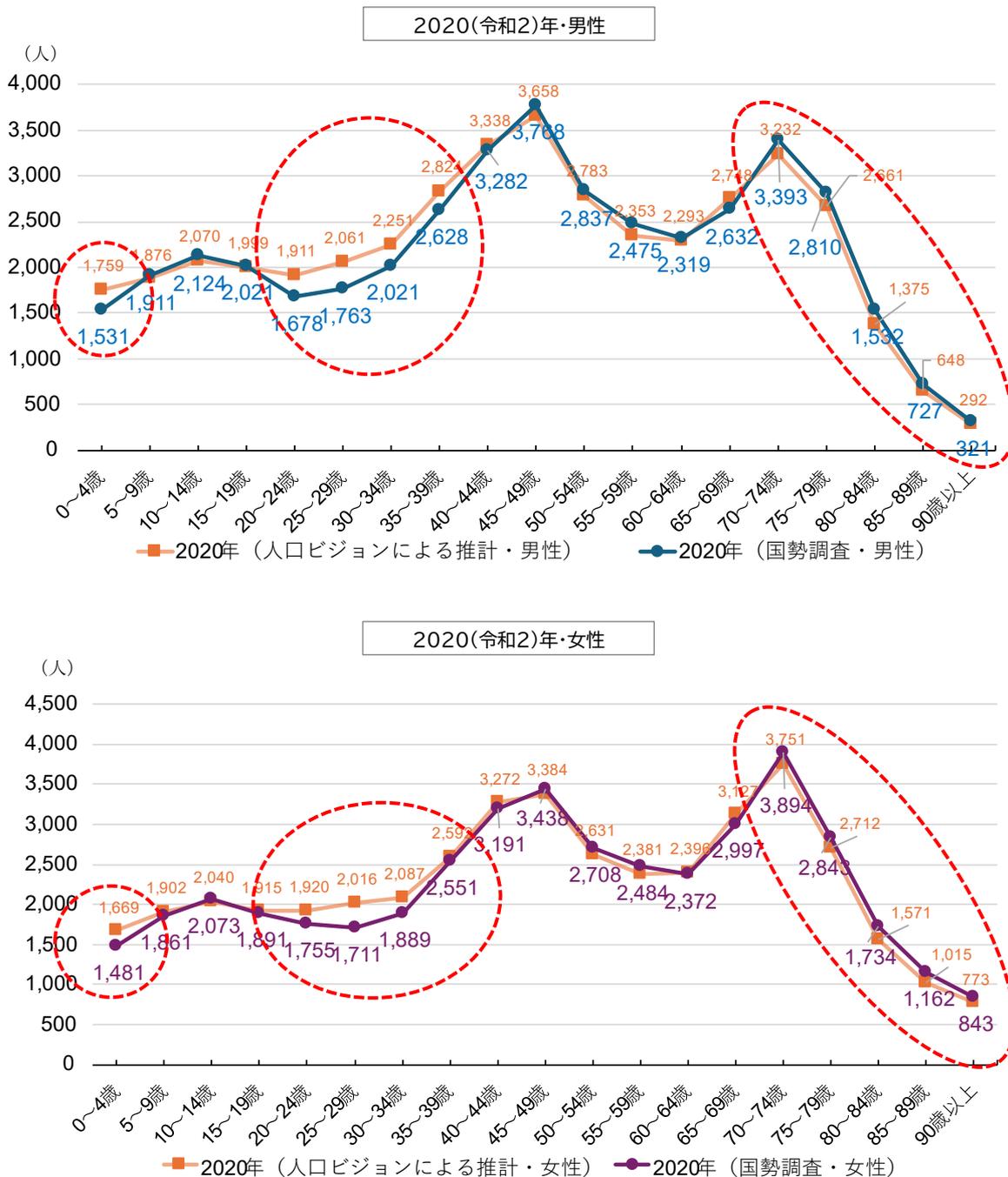
※年齢不詳補完値を使用

※年齢不詳補完値：集計結果に含まれる「年齢不詳人口」を、「年少人口」「生産年齢人口」「老年人口」の割合で按分することで、補完した数値のこと。

■乖離の主な要因は、20～30歳代を中心とした減少と、70歳以上の増加が考えられます。

2020（令和2）年の人口を5歳階級別にみると、男女共に20～34歳の世代が人口ビジョンによる推計よりも少なくなっていることが分かります。このため、その子ども世代の0～4歳の世代も少なくなっています。また、70歳以上は全体的に微増しています。若年層の減少と高齢者の増加の差により、2020（令和2）年時点では総人口の乖離は大きくはありませんが、年齢別の誤差が将来的な乖離につながっていると考えられます。

図－国勢調査実績と牛久市人口ビジョンの5歳階級別人口割合の比較

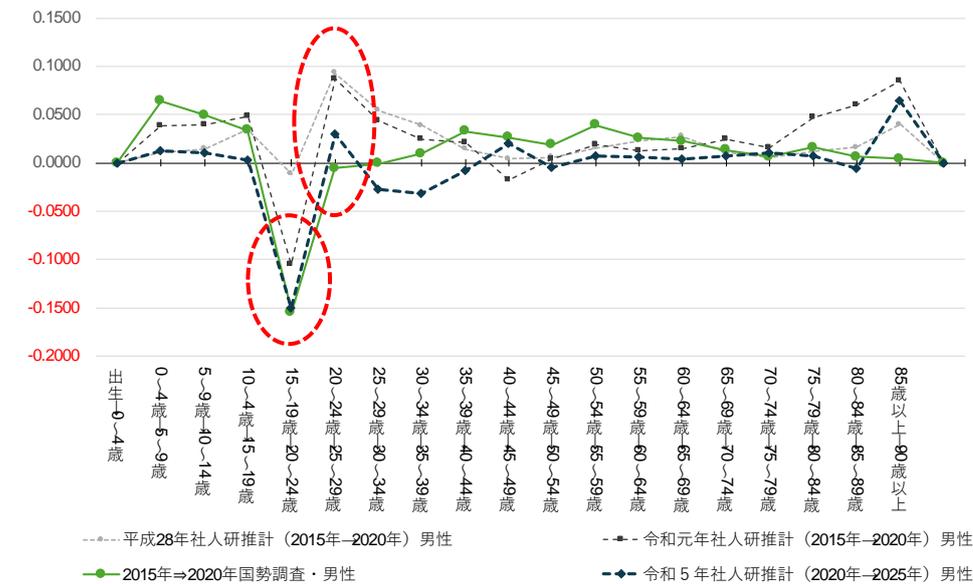


資料：牛久市人口ビジョン、国勢調査

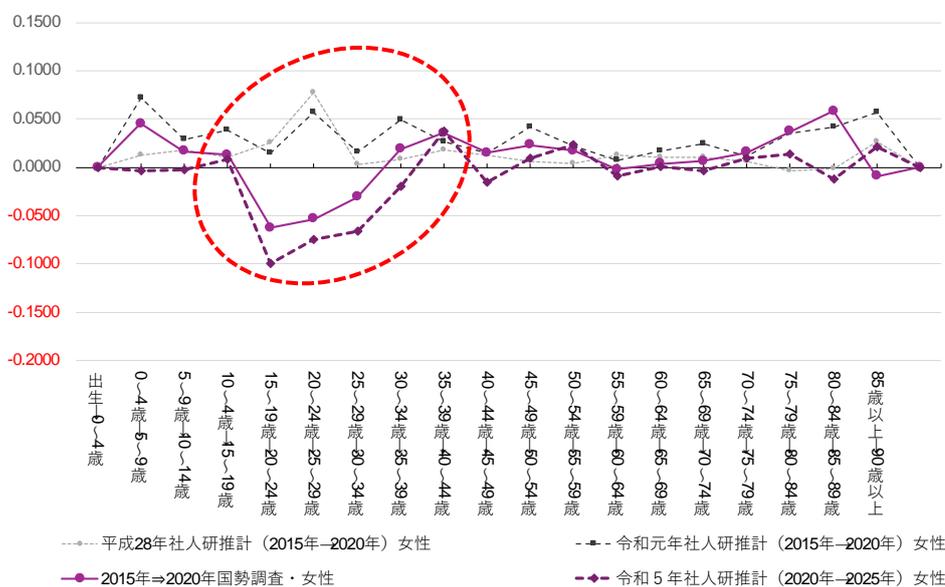
■乖離の主な要因は、若者世代の移動率の変化が考えられます。

2020年（令和2）年の年齢別の移動率でみると、男性では15～19歳に転出のピークを迎えた後、20～24歳で転入が大きく増えることはなくなっています。女性では、15～30歳前半までの幅広い世代で転出が多くなっています。

図一 社人研による推計に用いられた純移動率と国勢調査の移動率の比較（男性）



図一 社人研による推計に用いられた純移動率と国勢調査の移動率の比較（女性）



資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

## 4. 人口ビジョンの見直し

### 4-1 人口ビジョン見直しの視点

#### 4-1-1 人口ビジョンの検証結果のまとめ

実績との比較から、現行牛久市人口ビジョンを検証した結果を以下に示します。

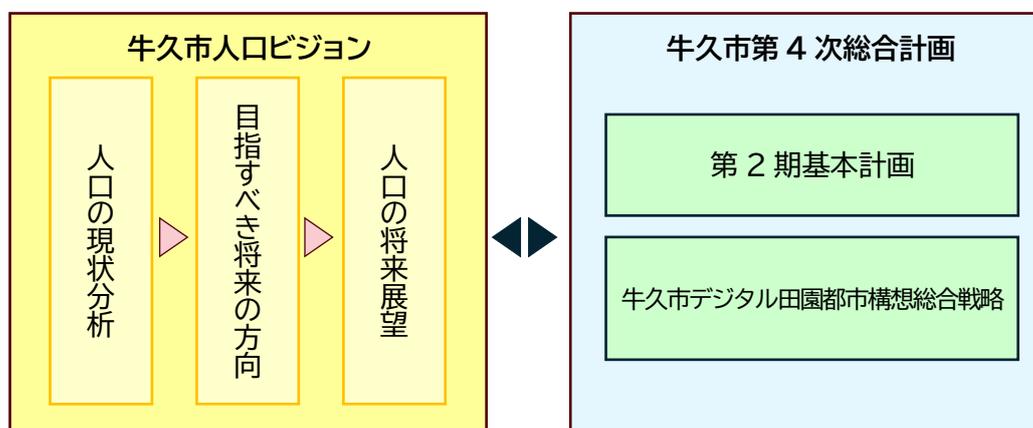
- ◆2020（令和2）年の人口は、人口ビジョンにおける想定人口に比べて約600人少ない。2060年には約4,000人の乖離が予想される。
- ◆想定を上回るペースで、出生率の低下と高齢化が進行している。
- ◆人口ビジョンでの想定よりも、20歳代から30歳代の減少が大きく、将来的な誤差につながっている。
- ◆2020（令和2）年の国勢調査の実績を反映した社人研による推計（令和5年推計）が、最も実績の傾向に即した推計となっている。

#### 4-1-2 人口ビジョンの見直しの視点

現行牛久市人口ビジョンの検証の結果を踏まえ、想定を上回る出生率の低下と高齢化の実態に即した対応が必要であると考えられます。本市の人口ビジョン策定当時の人口は増加しており、減少への転換がイメージしづらかった状況でしたが、人口がピークを超えて減少局面に入っており、人口減少時代における地方創生が求められています。国勢調査による実績値との乖離を検証し、実績により近い社人研による推計（令和5年推計）を基礎推計とした条件の見直しを行うものとします。

また、本市の人口ビジョンで提示する人口の将来展望を踏まえ、若者の定住促進や雇用対策、結婚・出産・子育ての支援、地域の魅力の創出などの人口減少対策に重点を置いた総合戦略を、総合計画と一体的に策定し、実行性の高い取組を推進するものとします。

図ー人口ビジョンと総合計画・総合戦略の位置づけ



## 4-2 目指すべき将来の方向

本市の現況、市民満足度調査等を踏まえて本市の人口ビジョンにおいて目指すべき将来の方向を以下のように整理します。

### 4-2-1 基本的な考え方

人口の増加が続いていた前回の策定時と比べて、ベッドタウンとして鉄道駅を中心に発展してきた本市は、まとまった世代が高齢化するとともに、人の流れやまちの機能が大きく変化してきました。こうした変化に対応しつつ、多世代が活躍できる社会、暮らしの場、働く機会の充実により、人口減少の抑制を図ります。

また、ソフト・ハードのあらゆる面から若い世代の転入や出生数の増加に取り組むことを前提に、現実的な将来展望を見極めます。

### 4-2-2 目指すべき将来の方向

市民の笑顔があふれる魅力的なまちを創造し、住む人、転入した人、訪れた人が「住んでよかった、訪れてよかった」と感じられるまちをつくります。

#### ●まちづくり

- 首都圏へのアクセスの良さを活かした住環境の充実
- 高齢化に対応した公共交通の充実
- 牛久シャトーや駅周辺のにぎわいづくりの推進
- 豊かな自然環境や歴史・文化を活かした魅力づくり
- 新規住宅開発と旧市街地のリノベーションによる転入の受け皿づくり
- 空家・空地の活用
- 大型公園などの快適な公共空間の創出

#### ●ひとづくり

- 年齢・性別に関わりなく、誰もが能力を発揮できる社会の実現
- 質の高い教育の推進と教育環境の地域格差の解消
- 地域の社会教育の担い手の確保と育成
- 多文化が共生する地域づくり

#### ●しごとづくり

- 若い世代の女性が働きたくなる環境づくり
- 企業誘致による雇用の創出
- 高齢化する農業の担い手の確保と育成
- 雇用と居住の場の整備による移住・定住の促進

# 5. 人口の将来展望

## 5-1 牛久市独自の将来人口推計

現行の牛久市人口ビジョンの検証を踏まえて本市の目標人口を定めるにあたり、令和5年社人研推計による人口推計を基礎推計として、以下に示す本市独自の条件を加味した将来人口推計を行います。

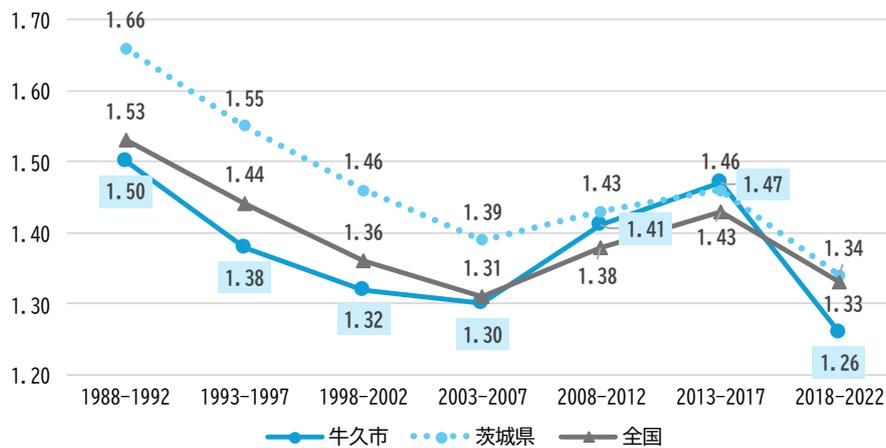
### ①合計特殊出生率の設定

現行人口ビジョンにおける合計特殊出生率の仮定値の設定は1.41から2.10まで段階的に上昇することを前提としています。合計特殊出生率の実績から、ピーク時である1.5程度を目標とするのが望ましいと考えます。本市の人口ビジョンの見直しにあたっては、令和5年社人研推計で用いられている子ども女性比をもとに算出した合計特殊出生率を用います。

表－合計特殊出生率の設定値

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
現行人口ビジョン	1.41	1.41	1.58	1.76	1.93	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10
新たに算出する牛久市人口ビジョン		1.26	1.52	1.53	1.53	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54

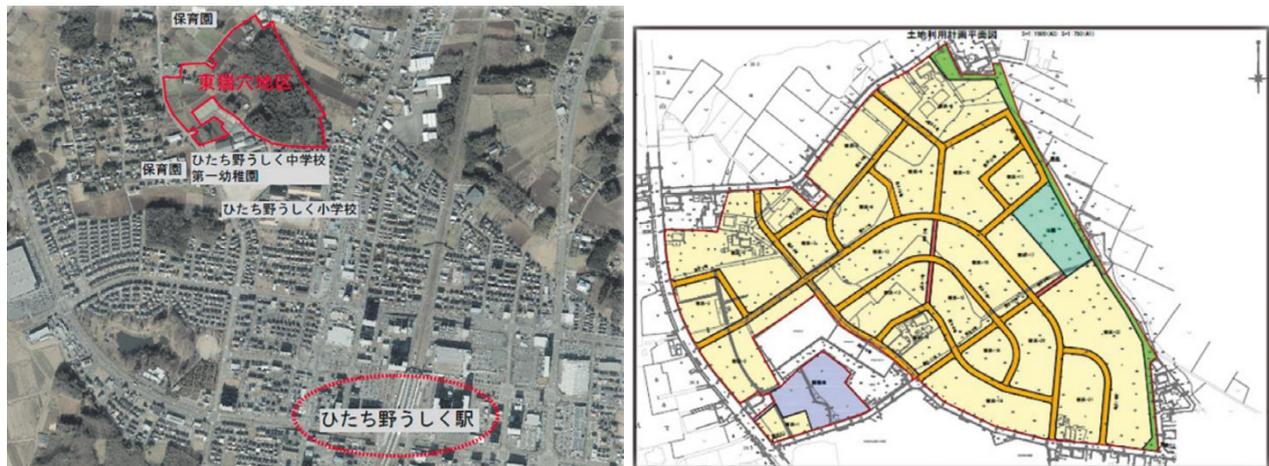
図－合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移



資料：厚生労働省人口動態統計、茨城県常住人口調査

## ② 東狹穴地区の市街化区域編入と宅地開発による移動数の設定

常磐線ひたち野うしく駅周辺の人口増に応えるため、市では 2024（令和 6）年 2 月に市街化調整区域である東狹穴地区 16.2ha を市街化区域に編入しました。土地区画整理事業により整備が進められており、2028 年に事業完了予定です。対象区域 10.6ha のうち住宅用地は、8.1ha となっており、宅地は 450 区画程度で、約 1,000 人の増加を想定しています。



資料：都市計画課

他市事例から、計画人口のうち4分の1が市内からの転居であると想定し、750 人を転入数として設定しました。分譲戸建住宅の場合、住宅購入者（世帯主）の年齢は 40 歳代までが約9割を占めていることから、30 歳未満～40 歳代及びその子ども世代の転入を見込み、移動数に加算しました。また、分譲戸建ての世帯構成の調査から高齢者の同居が 12%程度であることから、60 歳以上の高齢者も約1割程度を見込み、移動数に加算しました。事業完了から約 10 年間で建設・販売・入居が完了すると想定し、2030～2035 年の期間を転入のピークとしています。

	2025⇒2030年		2030⇒2035年		2035⇒2040年		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
0～4歳→5～9歳	13	13	24	24	4	4	82
5～9歳→10～14歳	15	14	26	26	4	4	89
25～29歳→30～34歳	15	15	39	36	6	5	116
30～34歳→35～39歳	14	15	31	33	6	6	105
35～39歳→40～44歳	15	15	29	30	5	6	100
40～44歳→45～49歳	18	18	30	30	5	5	106
60～64歳→65～69歳	11	11	23	23	4	4	76
65～69歳→70～74歳	11	11	23	23	4	4	76
合計	112	112	225	225	38	38	750

### ③ その他の転出抑制・転入促進に関する取組による純移動率の設定

本市が、総合計画、総合戦略において位置づける転出抑制・転入促進に関する取組を実施することで、若者世代の減少抑制を目指します。

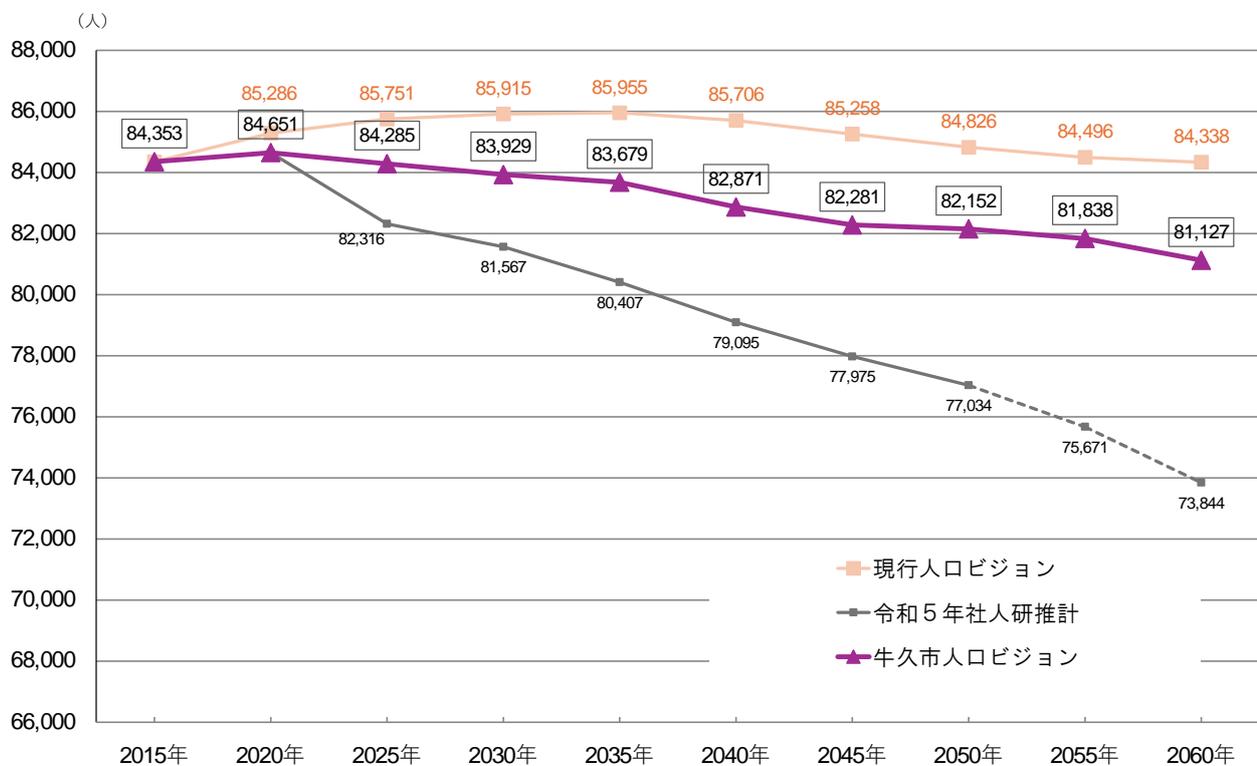
	転出抑制・転入促進の考え方	純移動率の設定
2030年 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て・教育などの施策の充実により、30歳代以下の転出を、2015⇒2020年の移動傾向と同程度に維持する</li> <li>高齢者の地域活躍の場づくりなどの施策の充実により、40歳以上の転出を2015⇒2020年の移動傾向と同程度に維持する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0～14歳世代の純移動率(転入超過)を維持する</li> <li>15歳～30歳代の純移動率は、2015⇒2020年と同程度を維持し転出を改善する</li> <li>40歳代以上の純移動率は、2015⇒2020年と同程度を維持し転出を改善する</li> </ul>
2030年 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の活性化、雇用の創出などの施策の充実により、2030年以降の若年層の転出超過を転入転出均衡(移動が±0になる状態)とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15歳～30歳代の転出超過を全て転入転出均衡とする</li> </ul>

#### ④牛久市人口ビジョン

合計特殊出生率、社会移動率の考え方に基づき、本市の将来人口の見通しを以下に示します。合計特殊出生率及び社会移動率の上昇を促進する取組の実施により、目標年次における人口の確保を目指します。

**2040年将来人口 82,000人**  
**2060年将来人口 81,000人**

図－牛久市人口ビジョン



表－牛久市の人口ビジョンの合計特殊出生率・社会移動の考え方

合計特殊出生率の設定	社会移動の設定	
	移動数の設定	移動率の設定
1.26⇒1.54	開発による付加人口を想定する	<2030年まで> ・0～14歳世代の転入超過を維持する ・15歳～30歳代の転出を改善する ・40歳代以上の転出を改善する <2030年以降> ・15歳～30歳代の転出超過を全て転入転出均衡とする

# 牛久市デジタル田園都市構想総合戦略

# 1. 策定の背景と趣旨

我が国においては、人口減少・少子高齢化が、今後加速度を増して深刻化していくことが予想され、2014（平成26）年に日本創成会議が、子どもを産む中心になる年齢層の20歳～39歳の若年女性人口の減少率が50%を超える自治体を「消滅可能性自治体」として公表するなど警鐘が鳴らされてきました。しかし、東京圏への一極集中の進行、出生数の低下に歯止めがかからず、危機的な状況が続いています。

国では、2014（平成26）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に関する施策を総合的・かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を策定し、実施することを定め、都道府県と市町村においても同計画を策定することを努力義務としました。しかし、その取組の効果が限定的であったことを踏まえ、地方への人の流れをつくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方創生に取り組んできた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023（令和5）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。これにより、デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決を、より高度に、効率的に推進するものとしています。

本市においては、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度を計画期間とする「第2期牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が終了し、新たに第3期計画を策定するにあたり、人口減少対策には、健康・福祉、教育、産業など幅広い分野において、積極的に新たな技術を活用した取組が必要であることから、「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」として策定するものとします。

さらに、政策・施策を網羅する総合計画と、人口減少対策の柱となる総合戦略の整合性を図りながら、両計画の効果的な運用を推進するべく、「牛久市第4次総合計画第2期基本計画」と「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定するものとします。

## 2. 計画の期間

第2期基本計画及びデジタル田園都市構想総合戦略の計画期間は、2025（令和7）年度から2028（令和10）年度の4年間となっています。



# 3. 国が示すデジタル田園都市国家構想基本方針

## 3-1 国が示すデジタル田園都市国家構想基本方針

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとし、2022（令和4）年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023（令和5）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。

### デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

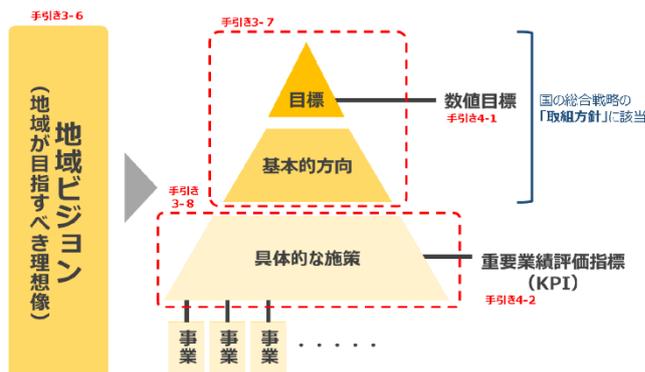


出典：デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

地方においては、国と地方が連携・協力しながら取組を推進することが必要であり、デジタル技術の浸透・進展などの状況に適切に対応し、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略の策定、改訂に努めることが求められています。

## 3-2 地方版総合戦略の全体的な構成

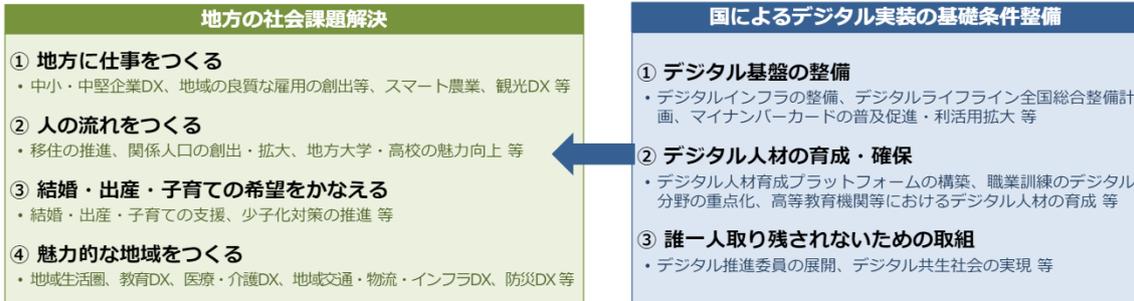
まち・ひと・しごと創生法では、地方版総合戦略の内容として「①目標」、「②講ずべき施策に関する基本的方向」、「③具体的な施策」を規定しています。また、政策分野ごとの「数値目標」、施策ごとの「重要業績評価指標（KPI）\*」を設定し、施策の効果を客観的に検証し、対外的な説明を可能とすることが求められています。



出典：地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き

### 3-3 目標と基本的方向

各地方公共団体においては、各地域の社会課題解決や魅力向上を図るため、デジタルの力を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められています。

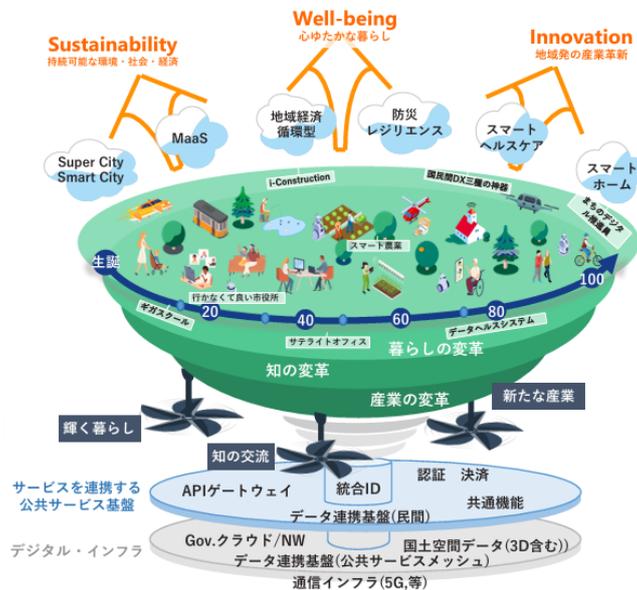


出典：デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）

### 3-4 デジタル田園都市国家構想における Well-being の考え方

国では、「デジタル田園都市国家構想」の中で、地域の「暮らしや社会」、「教育や研究開発」、「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した社会の構築を構想しています。

構想の実現により、「心ゆたかな暮らし」（Well-being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現し、地域で暮らす人々の心ゆたかな暮らし（Well-being）の向上と、地方都市の持続可能性の確保を目指すことで、東京圏への一極集中の是正を図るものとしています。



出典：デジタル田園都市国家が目指す将来像について

## 4. 牛久市人口ビジョンの概要

---

2016（平成 28）年度の「牛久市人口ビジョン」策定以降、本市を取り巻く環境は大きく変化してきました。社会情勢の変化や 2020（令和 2）年度に実施された国勢調査の結果などを踏まえ、当該人口ビジョンの検証に基づき、新たな将来人口の目標を策定しました。

### 4-1 人口ビジョン見直しの視点

---

牛久市人口ビジョンの検証の結果を踏まえ、想定を上回る出生率の低下と高齢化の実態に即した対応が必要であると考えられます。本市の人口ビジョン策定当時の人口は増加しており、減少への転換がイメージしづらかった状況でしたが、現在、人口がピークを超えて減少局面に入っており、人口減少時代における地方創生が求められています。国勢調査による実績値との乖離を検証し、実績により近い国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和 5 年推計）を基礎推計とした条件の見直しを行っています。

### 4-2 牛久市の将来目標

---

検証に基づく人口ビジョンの見直しから、本市の将来人口を以下のように示します。合計特殊出生率及び社会移動率の上昇を促進する取組の実施により、目標年次における人口の確保を目指します。

<b>2040 年将来人口</b>	<b>82,000 人</b>
<b>2060 年将来人口</b>	<b>81,000 人</b>

## 5. 総合戦略策定にあたっての牛久市の課題と取組方針

本市の基礎的調査、市民満足度調査、ヒアリング等から、各分野における現状と課題を整理し、取組方針をまとめます。

### 結婚・出産・子育てに関する現状と課題

- ・結婚を希望する若者の減少、希望する子ども数の減少の社会的な傾向がより顕著になっている。
- ・市民満足度調査の結果では、教育環境への充実希望度が高く、子育て世代を中心により質の高い教育が求められている。
- ・これまでの取組においては、ワーク・ライフ・バランス\*の推進の達成度が低く、取組の内容の充実が求められる。
- ・多様な家庭を支援するため、子ども食堂などの取組が求められている。



- 若者全体で見ると結婚への関心は低くなっているが、結婚を希望する層が確実に夢をかなえられる環境をつくる必要がある。
- 民間のマッチングアプリなどを利用した婚活が浸透している。行政ができることを提供する必要がある。
- 教育環境に対する充実希望度が高い。教育環境を理由とした近隣市町への転出を抑制するため、高い学力水準のPRと地域格差の解消に向けた取組が必要である。
- 子育て世代が働きやすい環境は、定住促進への効果が期待できることから、より一層の充実を図るべきである。

### 新たな人の流れの創出に関する現状と課題

- ・景観・公園、中心市街地活性化、教育環境などの充実が望まれている。
- ・ひたち野うしく駅周辺の住宅地の開発が概ね完了しており、周辺市町の住宅開発が増加している。
- ・15歳～30歳代の若い世代の女性の流出が多い。
- ・ベッドタウンとして発展した住宅団地が、まとまって高齢化しており、空地・空家が増えている。
- ・うしくかっぱ祭りなど大きなイベントがあることがまちの活性化に寄与している。
- ・牛久シャトーや牛久沼をはじめとする、文化財などの地域資源が活かされていない。



- 近隣市町への流出を抑制するとともに、住宅購入層の移住・定住を促進する受け皿として、良質な宅地供給の検討を進める必要がある。
- 若者世代のニーズを教育、雇用、娯楽など様々な側面から検討し、流出を抑制するための施策の展開が必要である。
- 職住近接の環境づくりが求められる。
- 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化を契機とした、働き方の変化に対応した施策が必要である。
- 本市の貴重な観光資源として牛久シャトーの活用を図る取組の充実が必要である。

## 雇用の創出に関する現状と課題

- ・県外への通勤者数が減少し、牛久駅乗降客数が減ってきており、近隣市町で働く人が増えている。本市をベッドタウンとして通勤していた世代のリタイアが進むと同時に、職住近接の暮らしやすさを重視する層が増えていると考えられる。
- ・市内企業が減少し、働く場が減ってきており、企業誘致などの働きかけにより雇用の場をつくる必要がある。
- ・働き始める若者世代の流出が多いことから、若者が働きやすい、働きたくなる職場が少ないことが考えられる。
- ・幅広い産業において、市内にある既存の中小企業への支援が必要である。
- ・農業従事者の高齢化が顕著になっており、担い手の不足が問題となっている。若者が魅力的に感じる就業機会の創出、マッチング支援などの具体策が必要である。



- 職住近接の環境づくりのため、働く場づくりが求められる。
- 市内の中小企業の経営基盤の強化を図り、市内の雇用の場を確保することが必要である。
- 建設・商業・サービス・観光など様々な分野の雇創出し、働き始める世代の若者の流出を抑制することが必要である。
- 若者や子育て世代、高齢者など、多様な働き手が働きやすい職場環境の充実支援が必要である。
- 誰もが新たな仕事にチャレンジできる支援の充実が求められる。起業や継業支援、マッチング支援など、若者が市内で働くための就業支援が必要である。

## 魅力的な地域づくりに関する現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少した観光客は、徐々に増加している。インバウンド需要などの社会的な背景も含め、重要文化財である牛久シャトーや牛久大仏などの地域資源を活用した観光産業の振興には市民からの期待が高まっている。
- ・駅周辺の活気がない。中心市街地の活性化については市民の期待も高い。
- ・「かっぱ号」、「うしタク」の利便性の向上が求められている。コロナ禍で減少していた「かっぱ号」利用者も増加しており、高齢化により免許返納が進めば利用者の更なる増加が見込まれる。
- ・災害が少ない地域であるため、危機感が希薄になっている。
- ・行政区などのコミュニティに関わらない人が増えており、コミュニティの活性化のための市民のネットワークづくりが求められている。



- 牛久シャトー、駅前を中心とした中心市街地の活性化を進める必要がある。特に、エスカートビルの空き店舗への対策は、市の顔となる駅前のにぎわいを創出するために重要である。
- 「かっぱ号」や「うしタク」を活用した公共交通の利便性向上に努め、交通弱者や移動困難者を出さないようにする取組が必要である。
- 地域防災、自主防災の強化が求められる。災害時に誰一人逃げ遅れることのない体制づくりが必要である。
- 地域で活動する人材の発掘とネットワークづくりによる地域活動の支援が必要である。

## 6. 総合戦略の施策体系

基本目標	基本施策	
1. 若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	1-1.牛久での出会いと結婚の支援	
	1-2.ずっとつながる子育て・教育支援	1-2-1.預かり支援
		1-2-2.相談支援
		1-2-3.経済的支援
1-2-4.保幼小中連携		
1-3.ワーク・ライフ・バランス*の実現支援		
2. 牛久とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる	2-1.持続的な人口流入の実現	2-1-1.良質な宅地供給による人口流入促進
		2-1-2.市内企業への就業促進
		2-1-3.空家の流通促進
		2-1-4.農業後継者、新規就農希望者への支援
2-2.地域産業を軸とした関係人口の創出		
3. 牛久に魅力ある「しごと」を増やす	3-1.活力ある産業の創出	3-1-1.企業誘致の推進
		3-1-2.市内事業者への支援
	3-2.チャレンジする起業・創業者への支援	
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	4-1.市民にも観光客にも魅力ある地域ブランディング*	4-1-1.観光まちづくりの推進
		4-1-2.文化のまちづくりの推進
	4-2.住みやすい便利なまちづくり	4-2-1.駅周辺地域における生活機能の向上
		4-2-2.集落地における生活利便性の確保
	4-3.安心して生き生きと暮らせる地域づくり	4-3-1.健康・医療・福祉サービス機能の充実
		4-3-2.地域コミュニティの維持・強化
4-3-3.自然環境の保全・地域循環型社会の推進		
横断的な目標	デジタルを活用した地方創生	
	シティプロモーション*	

## 7. 基本目標と施策

### 1. 若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

若者の出会いと結婚の支援、出生の希望をかなえるための妊娠・出産・子育て・教育に関する切れ目のない支援、仕事と家庭生活の調和を図りやすい働き方の支援などに取り組みます。

#### 数値目標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
婚姻届取扱件数	612件	612件
出生数	418人	376人
仕事と家庭生活のバランスが取れていると感じる市民の割合	34.5%	38.0%
子育てを楽しんでいると感じる子育て中の市民の割合	市民満足度調査により設定 (2025年度から)	38.0%

#### 施策 1-1. 牛久での出会いと結婚の支援

全国的な傾向と同様に若者の結婚への関心は低くなっています。結婚を希望する若者が求める出会いの場を提供していくことが必要です。茨城県が運営する「いばらき出会いサポートセンター」についての情報発信のほか、若者の多様な交流を促進することで出会いの機会の創出に取り組みます。

##### <取組内容>

- ① 出会いの場を提供する団体を支援し、結婚を希望する方を応援します。(4-3-(2)-①)
- ② 多種多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進します。(2-5-(1)-①)
- ③ 手軽に参加できるスポーツイベントを開催し、生涯スポーツに取り組むきっかけをつくります。(2-6-(2)-①)
- ④ まちづくり団体や商店会、商工会(青年部)等による自発的なイベントの開催支援などにより、市民主体のまちのにぎわいづくりを促進します。(5-3-(1)-⑤)

#### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
出会いサポートセンター登録者のうち牛久市民の結婚人数	10人	12人

## 施策 1-2. ずっとつながる子育て・教育支援

本市では、妊娠・出産・子育て・教育の各場面において、預かり支援、相談支援、経済的支援、保幼小中連携に取り組んできました。若い世代の移住定住につなげていくため、子育て世帯を支える支援を継続して実施していく必要があります。本市ではこども家庭センター\*を設置し、様々な関係部署が連携し子育て支援の体制を強化していきます。

一方で、市民の意向では、教育環境の充実への関心が高くなっています。教育環境を理由とした近隣市への転出を抑制するため、多様な学習支援のほか、本市の高い学力水準のPRや地域格差の解消に向けた取組を進めます。

これらの取組について、母親だけでなく、未婚者や男性にも周知を図り、子育て環境や教育環境を理由とした若い世代の転出の抑制を目指します。

### 1-2-1. 預かり支援

#### <取組内容>

- ① 保育需要に合わせて受入れ体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のための処遇改善に努めます。(1-3-(2)-①)
- ② 「病児・病後児保育」「延長保育」「一時預かり」などの保育サービスの充実により、仕事と家庭の両立や在宅保育者等を支援します。(1-3-(2)-②)
- ③ 放課後児童クラブの運営により、共働き世帯などを支援します。(1-3-(2)-④)

### 1-2-2. 相談支援

#### <取組内容>

- ① 「こども家庭センター」を設置し、子どもの健やかな成長を目指して、子どもやその保護者に寄り添った妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。(1-3-(1)-⑤)/(1-6-(2)-③)
- ② 子育て広場\*や保育施設における地域子育て支援拠点\*事業を運営し、身近な地域での交流や相談のできる機会を提供します。(1-3-(1)-②)
- ③ いじめ・虐待等に対しては、関係機関等と連携して早期発見に努めるとともに、学校及びスクールカウンセラー・スクールロイヤー\*(弁護士)等の専門家や、警察・児童相談所・市保健福祉部、教育センター等の専門機関と連携し、組織的な対応による早期解消を図ります。(2-1-(2)-⑥)
- ④ 行政、学校、児童相談所、警察などの関係機関や民生委員児童委員\*や地域等との連携などにより、ヤングケアラー\*の早期発見と早期把握に努めるとともに、適切な支援につなげます。(2-3-(2)-⑧)

### 1-2-3. 経済的支援

#### <取組内容>

- ① 医療福祉費支給制度(マル福)における小児の自己負担無償化、不育症に対する治療費の助成、子どもの予防接種自己負担費用の助成など、妊娠期から子育て期の経済的負担の軽減を図ります。(1-6-(2)-⑤)
- ② 妊婦のための支援給付金、出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当、医療福祉費支給などにより、出産・育児に関する経済的な負担を軽減します。(1-3-(1)-③)
- ③ ファミリー・サポートセンター\*事業の協力会員や市民ボランティアの育成などにより、子育て支援のネットワークづくりを促進します。(1-3-(3)-①)

## 1-2-4. 保幼小中連携支援

### <取組内容>

- ① 保幼小の幼児・児童の交流活動、教職員の相互参観、研修を通して、幼児期の遊びを小学校の学びへと円滑な接続を推進します。(2-3-(1)-②)
- ② 本市幼児教育センター\*の機能の強化を図り、保幼小教職員の情報交換や研修、保護者への学びの機会の提供等を通して、遊びから学びへつながる幼児教育を提供します。(2-3-(1)-①)
- ③ 他者を思いやる心や多様性を尊重する態度を育み、児童生徒が互いに支え合う学級経営に努め、全ての子どもの居場所づくり・絆づくりを推進した小中連携を図り、義務教育9年間の学びを支えます。(2-1-(2)-⑤)

### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
保育園待機児童数(国基準)	0人	0人
児童クラブ待機児童数	0人	0人
子育て支援が充実していると感じる子育て中の市民の割合	35.9%	38.0%

## 施策 1-3. ワーク・ライフ・バランス\*の実現支援

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識に捉われず、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、子育てと仕事を両立できる環境づくりを促進します。また、テレワークの普及による多様な働き方の導入を促進し、本市への移住・定住につなげます。

### <取組内容>

- ① 妊産婦が安心して働ける職場環境づくりや男性の育児・家事への参加を促進します。(4-3-(2)-②)
- ② 子育て中の親が、それぞれの能力を活かして活躍できるよう、デジタルツールを活用した子育て支援や多様な働き方への支援を推進します。(4-3-(2)-③)
- ③ 性別に関わりなく、誰もが育児休業や介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進します。(4-3-(2)-④)
- ④ ICT\*の活用能力向上支援などにより、就業機会の拡大を図ります。(3-2-(3)-③)

### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
Happy マタニティ講座のパートナーの参加率 (パートナー参加実数/妊婦参加実数)	86.1%	90.0%
男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない市民の割合	76.9%	80.0%
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が取れていると感じている市民の割合	35.5%	40.0%

## 2. 牛久とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる

教育、雇用、レジャーなど様々な側面から暮らしの魅力を高め、若者が住みたくなるまちづくりに取り組みます。

### 数値目標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
各種事業実施による移住者数	41人	50人
社会増減数	292人	420人
観光入込客数(牛久シャトー・牛久大仏・ポケットファームどきどき)	774,130人	812,000人

### 施策2-1. 持続的な人口流入の実現

本市においては、ひたち野うしく駅周辺の住宅地の開発が概ね完了しており、周辺市町の住宅開発が活発化している状況です。このことから、地区計画や土地区画整理事業などによる良好な住環境の創出、空家の活用などによる移住の受け皿づくりを進め、UターンやIターン希望者の流入を促進します。

また、本市では、10歳代から30歳代の女性の流出が多く、20歳代前半の就職のタイミングでの流入が少ない状況です。若い世代のための雇用の場と暮らしの場の両面から、人口流入を促進していくことが必要です。

さらに、市内企業だけでなく、後継者不足が深刻な課題となっている農業においては、就農を促進するため、住宅、農地、農機具の確保、技術指導、地域コミュニケーションなど多面的な支援に取り組みます。

#### 2-1-1. 良質な宅地供給による人口流入促進

##### <取組内容>

- ① 地区計画を活用した良好な街並みの誘導を図り、自然環境と調和した職住近接型の住宅地の整備を進めます。(5-1-(2)-②)
- ② 市街地に隣接する市街化調整区域においては、必要に応じて将来の市街化区域編入も視野に入れながら整備を検討します。(5-1-(2)-③)

#### 2-1-2. 市内企業への就業促進

##### <取組内容>

- ① 市内企業の就職フェアの開催や、ハローワーク、民間事業者等との連携により、市内企業の魅力発信と求人・求職のマッチング支援を強化します。(3-2-(2)-③)
- ② 商業地域の活性化並びにまちのにぎわい及び魅力の創出につながる企業の立地を促進し、特定のエリアにおいて、新規開業及びこれに伴う新規雇用を行う事業者に対し助成を行います。(3-2-(2)-②)

#### 2-1-3. 空家の流通促進

##### <取組内容>

- ① 空家・空地バンク制度の活用などにより、若い世代や本市出身者のUターンや田舎暮らし希望者のIターンへの空家等の流通を促進します。(5-1-(4)-①)

## 2-1-4. 農業後継者、新規就農希望者への支援

### <取組内容>

- ① Iターンなどによる新規就農希望者に対する空家の紹介や農地の仲介により、市内への移住定住を促進します。(3-4-(3)-②)
- ② 農業後継者や新規就農希望者に対する農地の紹介や技術指導など、就農から定着までのきめ細かな支援により、若手農業者の育成を図ります。(3-4-(3)-①)
- ③ 農業ヘルパー制度\*により、農業者の労働環境の改善を図るとともに、農業への参入に関心を持つ若者の増加を図ります。(3-4-(3)-③)

### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
各種事業実施による新規就農者数	0人	5人
空家・空地バンク成約件数(累計)	83件	110件
農業ヘルパー制度利用者数	35人	35人

## 施策 2-2. 地域産業を軸とした関係人口の創出

本市は、気候や土壌、豊富な水資源などから、多種多様な農産物が生産可能です。また、東京圏からの交通の便も良く、都市との経済的な交流を推進するには立地的な優位性があると言えます。このことから、農業、商業・工業・観光業など幅広い産業を軸とした関係人口の創出に取り組みます。市内外の人々の交流を増やすことによって、市外に居ながらも本市との関わりを持ち続ける「関係人口」の増加を図ります。

### <取組内容>

- ① 本市の農産物の魅力を消費者に直接伝えるために、農業体験など、地域資源を活かした体験型観光メニューの開発及び実施を支援します。(3-4-(5)-①)
- ② 首都圏立地の強みを活かし、観光農園や貸し農園としての農地活用を促進します。(3-4-(5)-②)
- ③ 牛久沼周辺や牛久シャトーを中心とする市街地、牛久大仏や牛久自然観察の森、本市に隣接するアウトレットモールなど、市内や周辺に立地する観光資源の回遊による相乗効果を高めるため、それらを結ぶ道路の整備や誘導サインの整備を図ります。(3-5-(3)-①)
- ④ うしくかっぱ祭り、うしくWaiワイまつり、うしく鯉まつり、うしく菊まつりなどのイベントの内容充実や広報活動の支援により、市内外からの集客増加を促進します。(3-5-(4)-①)

### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
農産物オーナー数	185人	185人
元気農園の利用者数	160人	160人
農業体験開催支援数及び参加者数	6件/315人	6件/315人

### 3. 牛久に魅力ある「しごと」を増やす

起業・創業・企業誘致などにより市内に魅力ある「しごと」を増やすこと、また農業や中小企業の意欲的な事業者支援により市内産業の「しごと」としての魅力を高めることを目指します。

#### 数値目標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
中小企業退職金共済新規加入者数	58人	70人
牛久市認定農業者数	96人	96人
牛久市認定新規就農者数	9人	9人

#### 施策 3-1. 活力ある産業の創出

雇用の場づくりにおいては、新たな企業の誘致による雇用の創出とともに、市内中小企業の活性化による雇用の確保が必要です。

本市においては、若者が働きやすい、働きたくなる職場づくりを促進し、近隣市町村との差別化を図ります。また、働く場と住まいの場の両面から人口流入施策を効果的に実行するため、住宅地の開発とともに、大きな雇用を生み出す企業誘致を推進します。さらに、市内の中小企業の経営基盤の強化を支援し、市内の雇用の確保を図ります。

##### 3-1-1. 企業誘致の推進

###### <取組内容>

- ① 土地利用方針との整合性を図りながら、企業の立地が円滑に進むよう、土地の取得や各種許認可のサポートを行うなど、企業誘致を推進します。(3-3-(3)-①)
- ② つくば牛久IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。(3-3-(3)-②)
- ③ 阿見東IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、既存の工業団地や、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。(3-3-(3)-③)

### 3-1-2. 市内事業者への支援

#### <取組内容>

- ① 牛久市商工会や金融機関との連携により、市内の事業者の緊急事態発生時の対応強化や、後継者不在で廃業を検討せざるを得ない経営者の事業承継等の支援を行います。(3-1-(2)-②)
- ② プレミアム付き商品券(ハートフルクーポン券)事業の支援など、物価高騰対策による市民の負担軽減と市内商業の活発化を促進します。(3-1-(1)-③)

#### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
創業支援対象者数	36人	39人
創業者数	20人	21人

### 施策 3-2. チャレンジする起業・創業者への支援

地域経済の活性化を推進するため、新たな仕事に挑戦できる土壌をつくる必要があります。行政、商工会、地域金融機関などと連携し、市内での起業・創業者への支援に取り組みます。また、空き店舗と創業希望者とのマッチング支援などを推進し、起業・創業に必要な環境づくりを支援します。

さらに、地域産業への新たな参入や就業、事業の拡大などを支援し、地域産業の活性化を図ります。

#### <取組内容>

- ① 創業塾を開催する牛久市商工会との連携などにより、創業希望者を支援します。(3-3-(1)-①)
- ② 市内の空き店舗と創業希望者のマッチングの支援を検討し、市内での起業・創業を促進します。(3-3-(1)-②)
- ③ 認定農業者や今後認定を受けようとする農業者などを重点的に支援し、農業の効率化・安定化による生産拡大と所得の向上を促進します。(3-4-(2)-①)
- ④ 施設園芸農家や露地野菜農家の作型・品種の改善による高収益化や、加工部門の導入による高付加価値化を支援します。(3-4-(2)-④)
- ⑤ 市内の農業生産の重要な担い手である、女性農業者等の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。(3-4-(2)-③)
- ⑥ 地元企業や市民団体等と農業者の連携などによる特産品の開発や、販路開拓、市内観光等での消費促進を支援します。(3-4-(4)-②)

#### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
農地の貸付件数	2,242件	2,466件
農産物の付加価値向上支援件数	0件	1件
牛久市認定農業者における女性農業者数	8人	8人
事業実施による特産品・食品メニュー開発数	0品	1品

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

それぞれの地域の生活利便性を確保し、にぎわいを創出し、子どもから高齢者まで、すべての市民が安心快適に暮らせる魅力的な地域社会をつくります。

数値目標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
市街地に生活利便施設が充実していると感じる市民の割合	34.7%	37.0%
牛久駅を中心とした市街地の活性化が進んでいると感じる市民の割合	13.4%	15.0%
安心快適に暮らせるまちだと感じる市民の割合	47.9%	50.0%

施策 4-1. 市民にも観光客にも魅力ある地域ブランディング\*

本市の観光は、まず、市民が楽しめるまちをつくること、そして、その楽しさが発信、拡散され、市外・県外の人や外国人が訪れて楽しむことで、持続的な観光消費が促進されることを目指しています。今後は、さらに牛久シャトーの文化的価値を地域資源として、市民や観光客両方に魅力的な地域ブランディングを進めます。

また、これまで牛久大仏の観光客が、市内を周遊することが少ないことが課題であったため、様々な文化的資源や地域資源を活かし、観光客が市内を周遊できる仕組みづくりを進めます。

4-1-1. 観光まちづくりの推進

<取組内容>

- ① 牛久シャトー内及び牛久駅・牛久シャトー周辺において、飲食店や小売店などと協力し、「歩いて楽しめるまちづくり」を推進します。(3-5-(1)-②)
- ② ワインや食に関するイベント等の開催支援など、「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進します。(3-5-(1)-③)
- ③ 観光案内所、物産展の運営支援により、観光客の滞在時間の増加と特産品等の消費促進を図ります。(3-5-(2)-④)
- ④ 市内の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究や、日本遺産\*認定牛久シャトー等の文化財の保存活用を推進し、地域活性化につなげます。(2-5-(3)-⑥)

## 4-1-2. 文化のまちづくりの推進

### <取組内容>

- ① 本市所有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携によって、市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築します。(2-5-(4)-①)
- ② 学校教育の場における文化財などの積極的な活用により、次世代への継承とともに子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。(2-5-(3)-③)
- ③ 市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどを活用し、文化芸術のコミュニティ創出を支援します。(2-5-(4)-④)
- ④ 地域に根ざしたプロスポーツ団体との連携を強化し、市民がトップレベルのスポーツ、競技や指導に触れる新たな機会の拡充を図ります。(2-6-(5)-①)
- ⑤ 近隣市町村の特徴、資源を最大限に活用した広域的な取組を推進します。(2-6-(5)-②)

### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
駅周辺地区で開催するイベントへの参加人数	8,700人	8,900人
観光入込客数(牛久シャトー・牛久大仏・ポケットファームどきどき)(再掲)	774,130人	812,000人
市の文化財が保存・活用されていると感じる市民の割合	21.5%	30.0%

## 施策 4-2. 住みやすい便利なまちづくり

まちの魅力を高めていくためには、住んでいる人の暮らしの質を高めていく必要があります。住環境、インフラ、にぎわい、利便性、コミュニティなど、暮らしに必要な要素の充実を図ります。

牛久シャトー、駅前を中心とした中心市街地の活性化に取り組みます。特に、エスカードビルの空き店舗への対策は、本市の顔となる駅前ににぎわいを効果的に創出することにつながるため、積極的に取り組む必要があります。

市内に点在する住宅地においては、インフラ整備、公共交通などの充実により快適なまちづくりを進めます。また、地域コミュニティの活性化、人のネットワークづくりにより、多世代が共に住み続けられるまちづくりを進めます。

### 4-2-1. 駅周辺地域における生活機能の向上

#### <取組内容>

- ① 本市の中心拠点として、また本市のにぎわい創出拠点として、牛久駅周辺に商業施設をはじめ、交流や福祉サービス等の集積を促進します。(5-1-(1)-①)
- ② 牛久駅周辺の空き店舗への商業機能等の誘致や開業支援の検討により、生活利便性の向上やにぎわい創出を図ります。(3-3-(2)-②)
- ③ 本市の北部の地域拠点として、便利で快適な生活を送るための商業等都市機能の集積を促進します。(5-1-(2)-①)
- ④ ひたち野うしく駅周辺へ商業・業務機能等を誘致することにより、住まいの近くで買物や仕事のできる環境づくりの促進やにぎわい創出を図ります。(3-3-(2)-③)

### 4-2-2. 集落地における生活利便性の確保

#### <取組内容>

- ① 小学校を中心とした生活圏のほか、店舗や集会施設など、一定程度の生活関連機能が集積し、周辺を含めた生活圏を形成している地域を地域コミュニティ拠点に位置づけ、都市計画制度を踏まえながら、周辺地域の生活利便性の維持・向上を図ります。(5-1-(3)-①)
- ② 市街化調整区域の集落地においては、小学校区単位でのコミュニティ拠点の形成、道路や公園等生活基盤の維持、駅周辺の拠点地域との交通ネットワーク構築などを図ります。(5-1-(3)-②)

#### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
牛久駅周辺地域の都市機能誘導施設の立地件数	38件	40件
ひたち野うしく駅周辺地域の都市機能誘導施設の立地件数	19件	21件
生活が不便だと感じる市民の割合(地域別)	42.4%(市街化区域) 57.4%(調整区域)	40.0%(市街化区域) 55.0%(調整区域)

## 施策 4-3. 安心して生き生きと暮らせる地域づくり

高齢者が住み続けていくためには、日常生活の様々な場面において、安心して暮らし続けられることが求められます。介護を受ける人、介護をする人、様々なニーズを包括的に受け止められる医療・福祉体制づくりに取り組みます。また、地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域コミュニティの機能の活性化に取り組みます。

自然環境の保全・地域循環型社会の推進に取り組み、環境面からも、暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めます。

### 4-3-1. 健康・医療・福祉サービス機能の充実

#### <取組内容>

- ① 家庭や個人の様々な相談を受け止め、制度・分野の枠を超えて対応する、又は関係機関につなぐ機能を整備します。(1-2-(2)-①)
- ② 高齢者と障がいのある人を対象とした共生型サービス\*の整備など、地域包括ケアシステム\*による支援対象の拡大を図ります。(1-2-(1)-⑤)
- ③ 医師会及び近隣市町村と協力し、夜間・休日などの診療体制、小児救急医療体制等の拡充を支援します。(1-2-(3)-①)

### 4-3-2. 地域コミュニティの維持・強化

#### <取組内容>

- ① 地域の集会所で、「地域コミュニティ活性化事業(たまり場\*活動)」を行う行政区を支援し、幼児から高齢者まで多世代の居場所づくりを促進します。(4-2-(2)-②)
- ② 地区社会福祉協議会\*を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。(4-2-(3)-①)
- ③ 行政区活動に参加しやすい環境づくりと行政区への加入を支援します。(4-2-(1)-③)
- ④ 空家等を地域資源と捉え、地域住民のコミュニティ活動などへの活用を図ります。(5-1-(4)-②)
- ⑤ 学校運営協議会を充実させることにより、学校が地域と一体となって子どもたちを育む教育活動を展開する地域とともにある学校づくりを推進します。(2-4-(4)-①)
- ⑥ 交通安全指導隊\*などの協力により、街頭指導や交通安全キャンペーンなどを実施します。(5-5-(1)-①)
- ⑦ 牛久市交通安全対策協議会による協議をもとに、啓発活動を実施し、施設の更新、カーブミラーや交差点マークの設置等、交通安全施設の整備を進めます。(5-5-(1)-④)

### 4-3-3. 自然環境の保全・地域循環型社会の推進

#### <取組内容>

- ① 市民・事業者・行政などが、生物多様性\*の価値についての知識を共有し、里山や農地、河川を守る取組を進めます。(6-1-(1)-③)
- ② 広報紙やホームページなどを活用し、市民や事業者に対するごみの減量、再資源化に関する積極的な情報提供と意識啓発を図ります。(6-3-(3)-①)

## 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
医療・福祉が充実していると感じる市民の割合	37.4%	38.0%
地域の中で異なる世代の人との交流がある市民の割合	26.2%	30.0%
地域づくり活動に参加している市民の割合	19.3%	22.0%
省エネ・再エネのための取組を行っている市民の割合	62.9%	90.0%

## 8. 横断的目標と施策

### デジタルを活用した地方創生

市民の誰もが享受できるデジタル化を推進するため、新たな技術を積極的に活用し、行政サービスや情報発信への展開を図ります。窓口業務のDX\*を推進するとともに、業務の効率化による市役所機能の充実を図り、市民サービスの更なる向上に取り組みます。また、デジタル人材の育成を推進し、デジタルをより効果的に活用できる体制の充実を図ります。

#### <取組内容>

- ① 必要な手続申請書類の一元化やオンライン申請、混雑状況の発信の充実と、予約システムの導入などにより、申請業務の効率化と申請者の負担軽減を図る自治体窓口のDXを推進します。(7-1-(1)-①)
- ② マイナンバーカードを活用したオンライン申請や証明書等のコンビニ交付など、来庁せずにできる手続の拡充による利便性の向上を図ります。(7-1-(1)-②)
- ③ 自治体DXを通じた業務の効率化により、市役所機能の高度化、専門化を進め、来庁者が満足できる体制整備を進めます。(7-1-(2)-①)
- ④ デジタルスキルを高める研修を推進し、広い視野と新たな発想を持って挑戦できる職員の育成を図ります。(7-2-(3)-③)
- ⑤ データ連携基盤の整備により、多様なデータ連携を活用したサービスの充実を推進します。(7-3-(1)-③)

## 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
市の情報発信においてインターネットが効果的に活用されていると感じる市民の割合	25.1%	28.0%
マイナンバーカード普及率	79.6%	100%
オンラインで申請可能な行政手続数	73件	86件

## シティプロモーション\*

シティプロモーションに対する職員の意識改革を進め、これまで以上に効果的な情報発信を進めます。また、様々な媒体を活用した効果的な本市のPRを展開することで、市外の人だけでなく、市民の地域への愛着を高めます。

### <取組内容>

- ① 本市の品質の高い特産品をふるさと納税(ふるさと牛久応援寄附)の返礼品として活用し、本市の農産品の認知度向上を図るとともに、返礼品の品質向上に向けた取組も進めます。(3-4-(4)-③)
- ② 広報紙、ホームページ、かっぱメール(牛久市メールマガジン)、コミュニティFMやSNSなど、情報に応じた適切なツールを活用し、市政に関する積極的な情報発信を行います。(4-6-(1)-②)
- ③ 歴史・文化や自然、イベントなどの本市の魅力となる資源については、SNSなどをはじめ、多様な媒体を活用した効果的なPR展開により、市民の地域への愛着と誇りを高めるとともに、まちに人を呼び込み、市内外の人々の交流を促進します。(3-5-(4)-③)
- ④ フィルムコミッション\*の推進により、本市の魅力を効果的に発信し、ロケ地などを訪れる観光客の増加を促進します。(3-5-(4)-②)

### 事業業績評価指標

指標	基準値(2023年度)	目標値(2028年度)
牛久市公式 SNS(X、Instagram、Facebook、LINE 等)総フォロワー数	18,830 人	22,000 人
ふるさと牛久応援寄附金受入れ額	777,193,065 円	1,200,000,000 円



# 資料編

## 目次

1. 用語解説
2. 統計データ詳細
3. 策定経過
4. 牛久市総合計画審議会
5. 牛久市総合計画策定委員会
6. 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議
7. 牛久市まち・ひと・しごと創生本部

## 1. 用語解説

### あ行

アウトソーシング	組織内で行っていた、又は新規に行う業務を、外部組織に委託すること。
アウトリーチ	英語で「手を伸ばす」という意味であり、社会福祉分野において、支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人に対して、公的機関や支援機関等が積極的に働きかけ、支援を届けることを意味する場合が多い。芸術文化におけるアウトリーチは、普段芸術に触れる機会のない市民に対して文化施設や芸術団体などが働きかけ、芸術を広める活動を指す。
茨城シニアマスター	元気シニアバンクに登録した個人又は法人。
ウェルビーイング	「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」や「多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念」のこと。
英語指導助手（ALT）	「Assistant Language Teacher」の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。
オープンデータ	商用・非商用を問わず、だれでも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができる状態で公開されているデータのこと。
小川芋銭	日本画家。生涯のほとんどを牛久沼のほとりで暮らした。農村風景を愛し、カッパの絵を多く描いたことから「カッパの芋銭」と親しまれ、素朴でユーモアのある作品や、幻想にあふれる多くの作品を残している。

### か行

カーボンニュートラル	人間が生活を行う中で、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素の量が同じである状態。
会計年度任用職員	地方公務員法の改正に伴い、2020（令和2）年4月1日から新たに設けられた非常勤の地方公務員。従来の非常勤職員と比べて、休暇制度や福利厚生等の拡充がなされ、勤務条件が改善されるとともに、正規職員と同様に服務規程（守秘義務や職務に専念する義務など）が適用となり、懲戒処分の対象となる。
学校サポーター	希望する市民から選出された人で、豊かな教育環境を作り出し、子どもたちの学習活動の充実を図るために、有償で学校での教育活動の支援を行う。
学校支援ボランティア	子どものために何かしたいと考える地域住民や保護者の協力によって学習活動や環境整備の支援を行うボランティア。
家庭教育学級	子育ての悩みや苦勞などを参加者とともに話し合い、子育てに関わっていくための、親自身の「学びの場」のこと。
カリキュラム・マネジメント	学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実状などを踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し改善していくこと。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
管理不全空家	適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある空家のこと。

基幹相談支援センター	地域の障がい者支援の中心的な施設のこと。障がい者や家族の相談を受けることに加え、成年後見制度利用支援事業の運営や、支援機関への指導や連携強化なども行う。
教育センター 「きぼうの広場」	家庭生活や学校生活でのさまざまな心配ごとや悩みごとについて相談を受け付けており、解決に向けた支援を行っている。また、同施設に設置されている適応指導教室では、不登校の児童生徒を対象に学習の援助や集団活動を通じて集団への適応能力を高め、学校復帰、社会的自立を目指した取組を行っている。
共生型サービス	介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、介護保険法と障害者総合支援法の二つの法律の改正により、2018（平成30）年4月から新たに創設されたサービス。
業務核都市	東京一極集中を是正するため、東京圏周辺部に業務機能の受け皿の核として整備を図っていく都市。多極分散型国土形成促進法で定められており、茨城県では土浦市、つくば市、牛久市、莖崎町（当時）が「土浦・つくば・牛久業務核都市」に位置付けられている。
緊急通報システム	独居の高齢者や障がい者など、緊急時に自力で通報することが困難である人々に、容易な操作で緊急通報を行なえる機器を貸与する事業。
グリーントランスフォーメーション(GX)	日本政府が掲げる2050（令和32）年のカーボンニュートラル実現に欠かせない取組であり、脱炭素社会に向けて再生可能なクリーンエネルギーに転換していく取組のこと。
ゲートキーパー	身近な人の自殺の危険に気づき、声をかけたり必要に応じて専門相談機関につないだりなどの適切な対応を図ることができる人。
元気シニアバンク	高齢者の方が長年にわたり培った豊富な知識・経験・技能を、地域のさまざまなニーズに積極的に活用し、地域貢献を進めるとともに高齢者の方の社会参加活動を通じた生きがいと健康づくりのため設置され、多彩な個人・団体が登録されています。
公共ライドシェア	自家用有償旅客運送のこと。バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
高次脳機能障がい	けがや病気などによる脳の損傷に起因する障がい。記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどがある。
交通安全指導隊	交通安全を保持するために設置される組織で、警察や交通安全協会等と緊密な連携を図りながら、交通安全の啓蒙や街頭指導、パトロールの実施などの活動を行う。
交通空白地	一定の距離に駅やバス停などの交通サービスがない地域のこと。
高度処理型合併処理浄化槽	合併処理浄化槽とは、水洗トイレからのし尿や台所・風呂などの生活雑排水を浄化し、河川へ放水するための設備のこと。その中でも、高度処理型では排水に含まれる有機物の分解に加え、水質汚濁の大きな原因である窒素やリンの除去が可能となっている。
合理的配慮	障がいのある人々の人権が、障がいのない人々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるように、障がい者から何らかの対応を必要としているという意思が伝えられたときに、負担が大きすぎない範囲で、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行う配慮。
行旅病人	外出中や旅行中に病気になってしまい、救護する人がいない人。
国保データベースシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」などの情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

子育て広場	就学前の子どもとその保護者が集う施設。子ども同士の遊び場であるとともに、保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で交流ができる。また、子育て支援アドバイザーによる情報提供や子育て相談も実施しており、孤立や不安といった親の精神的負担を軽減させる効果が期待されている。
こども家庭センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。
こども発達支援センター	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターと福祉型児童発達支援センターからなる、障害児通所支援施設。
子どもを守る110番の家	ボランティア活動の一つで、犯罪などの被害に遭遇した・遭遇しそうになった児童生徒の緊急避難場所として、児童生徒を安全に保護し、警察や学校などへの通報を行う。
コミュニティ・スクール	2004（平成16）年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入が可能になった仕組みで、「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。
コミュニティバス	地域共同体、もしくは、自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。
コンプライアンス	地方自治体や企業等が、法令や社会倫理、社会規範、組織内で決められた規則等に従って活動すること。

## さ行

再任用職員	牛久市を定年退職した職員で、退職後、任期を定めて任用されている職員のこと。
シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムで、多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこの拠点(ポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段のこと。公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化等に資するなど、公共的な交通として重要な役割を担っている。
資源循環型社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システム。いいかえれば、資源の循環利用をすすめ、環境への負荷を最少にして自然に戻す社会、将来世代のため、資源や地球環境を大切にす社会のこと。
自主防災組織	災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織。
実質公債費比率	1年間の収入総額に対する、1年間で支払った借入金返済額などの割合。数字が小さいほど借入金返済の負担が少ない。
シティプロモーション	地域活性化のための広報活動など、地方自治体が地域のイメージを向上させるために行なう活動の総称。
重層的支援体制	地域で課題を抱えている人に対して、その人の年齢や属性、相談内容にかかわらず相談を包括的に受け止め、高齢者支援や障がい者支援、児童支援、生活困窮者支援など複数の分野の支援を必要とする課題には、課題の解きほぐしや関係支援機関間の連携を行い、適切な支援へとつなげる体制。
住宅セーフティネット	セーフティネットは「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みをいう。社会保障の一種。住宅セーフティネットは特に在宅確保が困難な人（高齢者、障がい者、子育て世帯など）に対して、その居住を支援するもの。

重要業績評価指標(KPI)	KPIは「Key Performance Indicators」の略で、最終的な目標を達成するために必要なプロセスを管理するための指標のことを指す。
受益者負担	特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担（金銭など）を求めるものこと。
主権者意識	自らが国家の主権（国を統治する権力）を有していることを自覚し、主権を行使し社会の形成に参画していこうとする意識。
主権者教育	社会で起きているさまざまな出来事について、自ら考える力を持ち行動する力を養うとともに、政治や選挙への理解を深め、参加意識を向上させる教育。2016（平成 28）年に選挙権年齢が満 18 歳に引下げられたことにより、必要性がさらに高まっている。
主体的・対話的で深い学び （アクティブ・ラーニング）	生徒が受動的に授業を聞くのではなく、能動的に授業に参加する学習法。認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験といった能力の育成を目的とする。
首都圏近郊整備地帯	首都圏整備法に基づくもので、既成市街地の近郊の無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域。
循環型農業	米や野菜などの農産物を収穫した後のわらや収穫くずが家畜のえさとなり、その家畜のふんから堆肥が作られ、その堆肥で農産物が育つ。このように、有機資源を循環させながら農産物を生産する営みで、地力を維持し、持続性が高い農業。
消費者教育	自らの消費者としての権利と役割を理解し、意思決定や消費行動を通じて安全・安心な消費生活をするうえで必要となる知識や態度を育成するための教育。
新エネルギー	太陽光、風力、バイオマス等、再生可能エネルギーのうち、技術的には普及段階にあるものの経済性等の面での制約から普及が進展しておらず、普及のために支援を必要とするもの。広義の新エネルギーには、クリーンエネルギー自動車や燃料電池等の、新エネルギーの普及拡大等に資する「革新的なエネルギー高度利用技術」が含まれる。
スクールアシスタント	各学校の教育課題に対応するために地域から非常勤職員として派遣され、教職員と児童生徒を支援する人。学校生活において困難が生じている児童生徒に対して、担任の主たる指導のもとに、児童生徒一人ひとりの実態に応じた効果的な教育的支援を行う。
スクールロイヤー	学校で起こるいじめや保護者とのトラブルなどに対し、法的観点から助言を行うなどして解決を図る弁護士。
ストックマネジメント	長期的な視点で膨大な下水道施設（ストック）の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、下水道施設（ストック）全体を計画的かつ効率的に管理していくもの。
住井すゑ	小説家。1935（昭和 10）年に夫の故郷である茨城県稲敷郡牛久村城中（現在の牛久市城中町）に居を移し、執筆と農作物自給生活の拠点とした。代表作に『橋のない川』がある。
生物多様性	全ての生物の間に違いがあり、お互いにつながりを持っていることを表す。生物多様性は、地球上で長い時間をかけてつくられたもので、それ自体に価値があり、人間が生きていくうえで不可欠な基盤にもなっている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
ゼロカーボンシティ	2050（令和 32）年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指すことを首長自ら又は地方自治体として公表した地方自治体。

ダイバーシティ・エクイティ &インクルージョン	組織や社会において多様性を尊重し、公平性を担保し、包摂的な環境を整備する考え方。
タウンミーティング	主に地域住民の生活に関わる事項について、地方自治体の首長や地域住民等が直接意見交換をする場のこと。
多極ネットワーク型コンパクトシティ	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地する都市拠点を公共交通等によりネットワーク化し、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在するまちのこと。
脱炭素化	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指し、石油や石炭などの化石燃料から脱却し、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めること。
たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。
地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために、地域住民と学校との情報共有、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。2017（平成 29）年 3 月の社会教育法改正により、教育委員会による委嘱が可能になった。
地域活動支援センター	障がい者総合支援法に基づき設置される福祉施設で、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする。
地域共生社会	人口減少と高齢化が進み地域の課題やニーズも多様化する中で、制度・分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会のこと。
地域ケア会議	地域包括支援センター、又は市町村が主催し、高齢者個人への支援の充実や、それを支える社会基盤の整備を進めることを目的として、多様な専門職や関係団体により構成される会議。
地域経済循環	地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値が、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流するというような、地域の経済活動と資金の循環した流れのこと。
地域子育て支援拠点	乳幼児の子どもと保護者が交流を深める場。市区町村ごとに、公共施設や保育所、児童館などの地域の身近な場所で、子と保護者の交流のほか、育児相談や情報提供などを行う。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、2005（平成 17）年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。市町村事業である地域支援事業を行う機関で、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

地区社会福祉協議会	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力をあわせて地域福祉活動をすすめる支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特長にあった地域福祉活動をすすめている。
地方公会計基準	地方公共団体で行われる会計（公会計）における、財務書類の作成に関する統一的な基準。公会計が現金主義・単式簿記から、実質的な資産や負債を把握しやすい発生主義・複式簿記に切り替えられた際に、総務省によって財務書類の統一的基準が設けられた。本市では 2015（平成 27）年度以降は統一モデルで作成している。
調整池	集中豪雨などにより河川が増水し氾濫するのを防ぐために、雨水を一時的に貯水しておく池。
土浦・つくば・牛久業務核都市	土浦市、つくば市、牛久市が国際性を備え、科学技術関連の高度な集積を特色とし、茨城県南部自立都市圏の中心となる業務核都市になること、ゆとりと潤いのある職住近接型の居住環境づくりを進めることを将来像として土浦・つくば・牛久業務核都市整備推進協議会が進めている業務核都市構想
積立金残高比率	基金残高の標準財政規模に対する割合。
適応指導教室	不登校の児童生徒を対象に、学習の援助や集団活動を通じて集団への適応能力を高め、学校復帰、社会的自立を目指す教室。本市では教育センター「きぼうの広場」に設置されている。
出前講座	地域住民が開催する集会や会合などに行政職員等が出向いて実施する講座。
統合型校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有しており、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステム。
特定空家	特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。
特定農業団体制度	農業経営基盤強化促進法により 2003（平成 15）年に創設された制度で、担い手不足が見込まれる地域において農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として位置付けられた任意組織。
特定農業法人	耕作放棄地の発生や農地拡大の停滞などの課題解決のために、農業経営基盤強化促進法により創設された団体。担い手不足が見込まれる地域にあって地域の合意に基づき、農用地面積の過半を集積する相手方として位置付けられており、集落営農や農地等地域資源管理の担い手として期待されている。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

## な行

担い手3法	建設業界の高齢化対策や長時間労働の是正、生産性の向上などを目的に改正された法律（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正法（建設業法・入契法）」と「公共工事の品質確保に促進に関する法律の改正法（品確法）」）。
-------	--

日本遺産	文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定している。ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援している。本市は甲州市とともに「日本ワイン 140 年史 ～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」を申請し、日本遺産に認定されている。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民等が気軽に参加し、情報交換や相談等を楽しながら交流する場のこと。
認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ示しておくもの。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人。
認知症初期集中支援チーム	本人や家族などからの相談により、認知症が疑われる人・家族などを訪問し、適切な医療や介護を受けられるように支援を行う専門職のチーム。
ネーミングライツ	名前をつける権利。特に、球場や劇場などの施設に名称をつける権利。施設所有者が企業などに販売することが多い。命名権。
農業ヘルパー制度	農作業を手伝ってほしい農家と農業に携わりたいと考えている人とをマッチングさせ、農業者の労働力不足を補うとともに、農業に触れる機会の提供や市民の雇用機会の拡大を図る制度。

## は行

バイオディーゼル燃料	植物油脂や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料であり、その主な特長は、カーボンニュートラル、生分解性、再生可能なバイオマス燃料であること、軽油との混合によりディーゼルエンジンの排ガス規制値をクリアできることなどが挙げられる (Bio-dieselFuel : BDF)。
バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことを呼ぶ。
バイオマス産業都市	地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域。2013 (平成 25) 年度から、関係 7 府省 (内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) が共同で選定。
発達障がい	生まれつきの脳機能の障がい。自閉症、アスペルガー症候群や学習障がい、注意欠陥多動性障がい等がある。
ファイリングシステム	情報を効率的に管理するためのしくみ。情報の整理や活用の仕方、取捨選択方法なども含まれる。
ファミリー・サポートセンター	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。地域子ども・子育て支援事業の一つ。
フィルムコミッション	映画等の撮影場所の誘致や撮影支援をする機関。自治体や観光協会の一部署が事務局を担当することが多く、地域活性化や観光振興、文化振興に寄与している。
福祉的就労	障がいなどで企業等での一般就労が難しい場合に、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方。障がいなどを理由に企業で働くことが難しい場合、一般就労以外で働く場合の働き方として選択できる。

ブランディング	商品やサービスを他社の競合品と区別し、顧客の信頼性や好感、共感を得ることで商品価値を高める「ブランド」を確立する（ブランドの価値を高めていく）取組。 経済産業省では、「地域ブランド化」とは、(1)地域発の商品・サービスのブランド化と、(2)地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること」と定義している。
フリースクール	一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言う。
ブロックチェーン	情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、「ビットコイン」等の仮想通貨に用いられている基盤技術。
放課後児童支援員	2015（平成 27）年度より新設された、学童保育の指導のための専門資格。2015（平成 27）年 4 月以降、学童保育施設には 1 名以上の放課後児童支援員を配置することが義務付けられた。
防災士	社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、NPO法人日本防災士機構から認定を受けた人。

## ま行

学び直し (リカレント教育)	社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システムを指す。リカレント(recurrent)には、繰り返しや循環といった意味があり、回帰教育、循環教育と訳されることもある。
緑の少年団	林野庁所管の公益社団法人 国土緑化推進機構が国土緑化運動を推進する事業の一つ。次世代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的としている。
見守り台帳	一人暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯、寝たきりの人、障がいのある人など、災害発生時の避難等に支援を要する人を把握・支援するために、要支援者の情報をまとめた台帳。
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。「民生委員」と「児童委員」を兼任している。

## や行

ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
幼児教育センター	地域の幼児教育の拠点として設置されるもので、幼稚園教諭や保育士などに対する研修機会の提供や、幼児教育機関への助言や情報提供を行う。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。要保護児童等について、関係者間で情報交換や協議を行う。

ら行

ライフサイクルコスト	製品や構造物などの調達・製造から使用、解体・廃棄までに係る費用をトータルでとらえたもの。
リスキリング	リスキリング (re-skilling) とは、新しい職業や仕事の進め方に必要なスキルを獲得する、または獲得させることをいう。
リモートワーク	ICT (情報通信技術) を利用し、会社とは別の場所で働く勤務形態のこと。
レファレンスサービス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいは情報を得るために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

わ行

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活のバランスが取れる状態で、仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方のこと。
ワイン文化日本遺産協議会	甲州市と本市が共同申請した「日本ワイン 140 年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」が、2020 (令和 2) 年 6 月 19 日に日本遺産に認定されたことを受け、設置された協議会。「日本ワイン 140 年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」について、相互の連絡調整を円滑に行い、一体的な事業の展開を図ることを目的とする。

アルファベット

ALT	→「英語指導助手」参照
CEFR A1	「Common European Framework of Reference for Languages」の略で、ヨーロッパ評議会によって公開された言語の違いを超えた 6 段階の指標のこと。公開以来、言語教育政策や各種テストの指標として世界各地で注目されている。6 段階のうちの A 1 は、英検で言う 3 級相当となっている。
DV	→「ドメスティック・バイオレンス」参照
D2C (ダイレクト トウ コンシューマー)	「Direct to Consumer」の略で、自社で企画・製造した商品を、卸売店や小売店などを介さずに直接消費者へ販売するというビジネスモデル。
DX	「Digital Transformation (=Digital X-formation) (デジタル・トランスフォーメーション)」の略で、単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供などを通して、制度や組織文化なども変革し、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという概念のこと。
eL-QR	地方税統一 QR コード (eL-QR エル キューアール) のことで、地方団体から送付される納付書に付されている。eL-QR を読み取ると、eLTAX 内の特設サイトやスマートフォン決済アプリ、eL-QR 対応金融機関で地方税のキャッシュレス納付ができる。
E コマース	「Electronic Commerce」の略で、日本語では「電子商取引」と呼ばれる。インターネット上で商品やサービスの売買を行う取引のこと。
G I G A スクール構想	G I G A とは「Global and Innovation Gateway for All」の略。文部科学省が提唱する、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

GX	→「グリーン転換」参照
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、日本語では情報通信技術という。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。
IoT	「Internet of Things」の略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというものである。これにより、製品の販売にとどまらず、製品を使ってサービスを提供するいわゆるモノのサービス化の進展にも寄与する。
NPO (NPO法人)	「Non-Profit-Organization (非営利団体)」。「営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。NPOのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて法人格を取得し設立されたものはNPO法人(特定非営利活動法人)となる。
RESAS	「Regional Economy (and) Society Analyzing System」の略であり、地域経済分析システムとも呼ばれる。経済産業省と内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)が提供するシステムで、産業構造や人口動態、人の流れなどの可視化し、地方創生などの目的で効果的な施策の立案・実行・検証のためなどに用いられる。
SDGs	「Sustainable Development Goals (サステナブル・開発目標)」の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標のこと。
Society5.0	日本政府により閣議決定された科学技術政策の基本指針の一つ。人工知能・ビッグデータ・ユビキタス関連の情報技術を従来の技術と組み合わせ、社会のあらゆる分野で新しい製品やサービスを提供できるよう、研究や開発、投資を進めようとするもの。
STEAM教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)、Arts(芸術・教養)等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。

## 2. 統計データ詳細

### 第1章 すべての人が生き生きとした人生を送るまち【健康・医療・福祉】

#### 第1節 無理なく、ほどよく助け合える地域づくり〔地域福祉〕

【ボランティア登録状況】 (単位：団体、人)

	登録団体数	登録人数
福祉	35	628
地域福祉	71	945
子育て	28	328
環境	13	482
趣味芸能	32	728
市民活動	42	1,462
個人ボランティア	—	502
合計	221	5,075

2024年3月現在 資料：牛久市社会福祉協議会

#### 第2節 すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり〔地域福祉・地域医療〕

【介護サービス受給者数】 (単位：人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
施設	416	462	481	503	503	508	527	518	557
居住系	218	216	223	223	225	222	247	270	279
在宅	1,367	1,269	1,318	1,377	1,456	1,609	1,716	1,821	1,948
合計	2,001	1,947	2,022	2,103	2,184	2,339	2,490	2,609	2,784

各年12か月の平均 資料：厚生労働省（介護保険事業状況報告）

#### 第3節 すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり〔子ども福祉〕

【家庭児童相談における相談件数（対応実人数）】 (単位：人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
児童虐待	54	61	61	154	163	169	146	192	152
養護	362	329	361	353	334	400	365	383	373
自閉症等	4	0	3	8	12	7	3	0	5
知的・身体障害	33	16	6	14	10	13	5	0	1
非行	2	3	1	1	3	1	3	0	2
性格行動	50	44	17	50	63	17	46	28	26
不登校	79	74	41	20	12	2	1	1	9
適正	8	3	1	1	3	0	0	0	5
育児しつけ	36	30	19	2	4	1	20	2	4
DV	12	20	7	16	16	4	10	10	13
その他	66	51	12	78	73	59	38	28	40
合計	706	631	529	697	693	673	637	644	630

各年3月集計 資料：こども家庭課

第4節 すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり〔高齢者福祉・介護保険〕

【要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）】（単位：人）

	2015年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
要支援1	297	371	416	435	486	508
要支援2	320	351	357	390	387	432
要介護1	467	615	711	745	839	882
要介護2	541	613	570	595	638	676
要介護3	341	425	458	464	482	490
要介護4	275	338	377	383	393	437
要介護5	230	322	311	318	314	304
合計	2,471	3,035	3,200	3,330	3,539	3,729

各年3月末集計 資料：厚生労働省（介護保険事業状況報告）

第5節 すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり〔障がい福祉〕

【障害者手帳所持者数】（単位：人）

		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
身体障がい	視覚障がい	114	110	109	110	111	106	110	110
	聴覚・平衡機能障がい	164	175	170	170	169	164	162	170
	音声・言語機能障がい	25	24	24	26	29	28	27	32
	肢体不自由	966	968	966	954	944	927	905	880
	内部障がい	687	691	690	713	706	780	822	854
		1,956	1,968	1,959	1,973	1,979	2,005	2,026	2,045
	知的障がい	487	503	521	535	577	595	608	634
	精神障がい	430	475	518	531	602	659	724	814
	合計	2,873	2,946	2,998	3,039	3,158	3,259	3,358	3,493

各年度末現在 資料：社会福祉課

第6節 すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり〔健康・医療〕

【乳幼児健診・特定健診の受診率】

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
0～3歳 乳幼児健診	対象者(人)	2,278	2,140	2,095	1,968	1,815	1,464	1,806	1,442	1,372
	受診者(人)	2,237	2,123	2,059	1,950	1,762	1,432	1,762	1,439	1,347
	受診率(%)	98.2	99.2	98.3	99.1	97.1	97.8	97.6	99.8	98.2
40～74歳 特定健診	対象者(人)	15,693	15,095	14,810	14,230	13,739	13,510	12,857	12,086	11,393
	受診者(人)	6,486	6,108	5,914	5,447	5,411	3,156	3,756	4,343	4,331
	受診率(%)	41.3	40.5	39.9	38.3	39.4	23.4	29.2	35.9	38.0

資料：健康づくり推進課、医療年金課

## 第2章 未来を拓き、地域を担う人が育つまち【教育・文化】

### 第1節 「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ〔学校教育〕

【人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合（2023（令和5）全国学力学習状況調査）】（単位：％）

	牛久市	茨城県	全国
小学生	95.5	95.6	95.9
中学生	95.7	94.6	94.6

資料：教育支援課

### 第2節 多様なニーズに対応する教育の推進〔多様な教育ニーズ〕

【教育センターきぼうの広場を利用した児童生徒のうち学校に復帰した児童生徒の割合】（単位：％）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
学校に復帰した児童生徒の割合	39.0	48.0	65.2	58.0	52.7	55.0	64.6	73.9	56.0

資料：教育支援課

### 第3節 人格形成の基礎を培う就学前教育と家庭教育の推進〔就学前教育・家庭教育〕

【家庭教育学級の活動状況】（単位：人、％）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象学級生数(人)	4,019	4,666	4,029	3,332	3,170	3,221	2,836	2,066	2,351	1,395	1,433
参加者数(人)	2,942	2,543	2,139	2,019	2,158	2,094	1,776	2,066	2,359	1,669	2,417
家庭教育学級の総学級生数に対する延べ参加者数の割合(％)	73.2	54.5	53.1	60.6	68.1	65.0	62.6	100.0	100.3	119.6	168.7

資料：生涯学習課

### 第4節 一人ひとりが豊かに学び続ける生涯学習の推進〔生涯学習〕

【生涯学習施設の利用者数】（単位：人）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
学習 中央 センター I	講座室	124,641	117,015	121,782	125,963	108,909	33,177	44,335	98,813	88,263
	文化ホール	60,777	65,226	68,491	69,050	89,320	16,128	33,907	41,346	60,543
	多目的ホール	32,362	19,892	25,331	21,985	17,883	6,028	10,001	9,253	12,841
エスカード生涯学習センター		46,695	45,700	39,879	44,831	40,601	11,603	19,839	35,802	38,035
三日月橋生涯学習センター		48,186	48,791	53,304	58,623	59,224	25,026	26,049	36,805	36,740
奥野生涯学習センター		23,734	18,514	18,779	17,350	18,238	6,973	8,288	23,402	22,273
かつばの里生涯学習センター		8,362	7,659	8,240	7,700	7,202	2,811	3,273	7,288	5,576
合計		344,757	322,797	335,806	345,502	341,377	101,746	145,692	252,709	264,271

資料：生涯学習課

## 第5節 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり〔文化芸術〕

### 【牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数】

(単位：団体、人)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
加盟団体数	80	78	76	69	68	62	60	55	54	59	61
所属会員数	1,592	1,508	1,513	1,454	1,398	1,328	1,257	1,084	995	998	1,011

資料：文化芸術課

## 第6節 生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり〔生涯スポーツ〕

### 【牛久市スポーツ協会の加盟団体数と所属会員数】

(単位：団体、人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
加盟団体数	38	37	36	37	38	37	36	36	36
所属会員数	2,728	2,593	2,661	2,628	2,654	2,399	2,193	2,094	2,104

資料：スポーツ推進課

## 第3章 魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち【しごと】

### 第1節 若者等が働きたくなる「しごと」づくり〔商工業振興〕

#### 【市民の従業地】

(単位：人)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
市内で従業	12,427	13,703	12,311	13,129	12,930
県内他市町村で従業	13,539	14,648	15,764	16,998	17,354
県外で従業	10,762	9,869	8,500	7,659	7,347
合計	36,728	38,220	36,575	37,786	37,631

資料：国勢調査

## 第2節 すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり〔就業環境整備〕

### 【就業率】

(単位：％)

	男性			女性		
	2010年	2015年	2020年	2010年	2015年	2020年
15～19歳	11.8	11.1	10.8	12.5	12.4	13.1
20～24歳	55.5	60.8	54.6	61.1	63.2	58.5
25～29歳	81.5	87.8	75.3	68.2	75.5	69.4
30～34歳	86.6	91.0	77.1	61.9	69.1	64.1
35～39歳	87.8	91.4	80.5	61.2	69.9	65.9
40～44歳	87.3	92.4	81.6	64.9	72.1	68.5
45～49歳	91.2	91.8	83.4	68.5	75.9	71.5
50～54歳	91.8	93.3	82.7	65.5	72.6	70.6
55～59歳	89.9	91.8	84.8	51.6	63.6	67.0
60～64歳	71.5	78.3	79.0	35.5	42.0	51.0
65～69歳	42.6	45.6	54.0	18.6	23.0	31.4
70～74歳	25.6	24.6	32.7	10.5	11.9	16.5
75～79歳	13.5	16.0	15.9	7.1	7.3	9.1
80～84歳	8.8	8.7	9.6	4.4	5.0	4.9
85歳以上	7.1	5.0	5.2	1.5	1.4	2.1

資料：国勢調査

## 第3節 新しい「しごと」が生まれるまちづくり〔創業支援・企業誘致〕

### 【市内の企業数】

(単位：社)

	2009年	2012年	2014年	2016年	2021年
企業数	1,747	1,683	1,700	1,655	1,603

資料：経済センサス

## 第4節 未来へとつながる農業と担い手づくり〔農業振興〕

### 【基幹的農業従事者の年齢構成】

(単位：％)

	2005年	2010年	2015年	2020年
15～24歳	0.3	0.4	0.3	0.7
25～34歳	1.9	2.3	2.2	2.1
35～44歳	4.1	2.5	3.4	5.8
45～54歳	12.3	7.1	5.3	4.2
55～64歳	22.9	25.1	21.5	11.2
65～74歳	38.2	35.3	32.0	39.5
75歳以上	20.3	27.3	35.1	36.5

資料：農林業センサス

【経営耕地面積（総面積）】

（単位：ha）

	2005年	2010年	2015年	2020年
経営耕地面積	911.0	771.0	721.4	671.0

資料：経済センサス再編加工

第5節 市民も市外の人も楽しめるにぎわいのあるまちづくり〔観光振興〕

【観光入込客数（延べ人数）】

（単位：万人）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
牛久市	158.3	141.8	141.8	129.4	63.1	69.8	80.0	112.5
茨城県	5,584.5	5,585.5	5,655.5	5,840.6	3,357.9	3,411.5	4,394.1	5,277.4

資料：茨城県（観光客動態調査報告）

第4章 みんなの創意工夫で未来をつくるまち【市民共創】

第1節 すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり〔市民参加〕

【NPO法人数】

（単位：社）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
法人数	26	26	27	28	31	32	28	29

資料：市民活動課

第2節 多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり〔地域コミュニティ〕

【行政区加入率】

（単位：％）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
加入率	73.9	73.7	72.6	71.4	69.3	67.7	66.3	65.0	63.7

資料：市民活動課

第3節 誰もが個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり〔男女共同参画〕

【男女共同参画社会に関する市民意識】

（単位：％）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
男は仕事・女は家庭という考え方に同感しないと答えた市民の割合	69.7	68.0	69.4	70.3	72.6	75.7	81.4	75.2	76.9
家庭生活や仕事と地域活動等との両立がしやすい環境であると答えた市民の割合	39.2	37.9	35.9	38.4	37.2	38.0	35.3	35.3	35.5

資料：政策企画課（市民満足度調査）

#### 第4節 国籍や文化等の違いを認め合い個々の能力を発揮できる社会づくり〔多文化共生〕

【国別の外国人住民数】

(単位：人)

	2015年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
ブラジル	303	365	359	355	359	344
中国	219	233	229	224	234	257
フィリピン	139	180	204	206	238	275
ベトナム	25	162	156	181	274	287
タイ	70	90	92	91	107	110
韓国	80	68	74	72	79	78
その他	200	263	286	282	343	506
合計	1,036	1,361	1,400	1,411	1,634	1,857

各年3月末集計 資料：総合窓口課

#### 第5節 産学官連携による地域の将来を担う人材づくり〔産学官連携〕

【「市民共創」の政策について実感度（産学官連携）】

(単位：%)

	2021年度	2022年度	2023年度
実感する	1.8	2.1	1.6
どちらかといえば実感する	11.2	10.1	8.7
どちらかといえば実感しない	35.4	32.6	35.2
実感しない	21.1	25.4	19.8
政策について知らない	30.5	29.8	34.6

資料：政策企画課（市民満足度調査）

#### 第6節 市民の声が市政に生きるまちづくり〔情報共有・情報公開、市民参画〕

【市長選挙・市議会議員選挙投票率】

(単位：%)

	2003年	2007年	2011年	2015年	2019年	2023年
市長選挙	53.4	41.7	48.7	47.2	37.8	41.0
市議会議員選挙	52.3	53.9	46.0	48.1	42.2	42.0

資料：総務課

## 第5章 多様な世代が安心快適に住み続けられるまち【生活基盤】

### 第1節 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」による持続可能な都市づくり〔立地適正化〕

【「生活基盤」の政策について実感度（立地適正化）】（単位：％）

	2021年度	2022年度	2023年度
実感する	5.5	5.4	4.8
どちらかといえば実感する	27.4	26.4	27.8
どちらかといえば実感しない	35.5	36.9	34.5
実感しない	17.7	19.1	17.8
政策について知らない	14.0	12.3	15.1

資料：政策企画課（市民満足度調査）

### 第2節 まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり〔交通ネットワーク〕

【コミュニティバス「かっぱ号」の利用者数】（単位：人、円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数(人)	291,247	290,670	287,688	298,000	287,927	187,752	211,803	249,572	285,922
うち通勤ライナー(人)	43,109	44,496	42,675	46,316	42,812	30,731	32,621	34,313	38,276
運行経費(円)	77,485,483	79,354,177	84,322,433	83,546,149	89,432,619	104,641,655	104,223,995	105,205,703	106,455,406
運賃収入(円)	28,090,867	28,149,377	26,128,632	28,633,705	29,294,317	20,712,232	20,358,545	23,181,618	27,522,477
運賃収入(消費税除く)(円)	26,010,062	26,064,238	24,193,178	26,512,690	26,631,197	18,829,302	18,507,768	21,074,198	25,020,434
国庫補助(円)	13,245,000	11,448,000	10,461,000	7,301,000	7,638,000	9,320,000	10,677,000	8,464,000	6,864,320
補償金(市負担額)(円)	38,230,000	41,841,000	49,668,000	49,732,000	55,163,000	76,492,000	75,039,000	75,667,000	74,570,000
利用者一人あたり補償金(円)	131	144	173	167	192	407	354	303	261

資料：政策企画課

### 第3節 にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり〔中心市街地活性化〕

【「生活基盤」の政策について実感度（中心市街地活性化）】（単位：％）

	2021年度	2022年度	2023年度
実感する	4.5	4.2	4.0
どちらかといえば実感する	22.3	22.3	22.2
どちらかといえば実感しない	36.3	36.1	35.1
実感しない	23.4	25.7	25.6
政策について知らない	13.6	11.7	13.1

資料：政策企画課（市民満足度調査）

#### 第4節 すべての人が快適に暮らせるまちづくり〔生活インフラ〕

##### 【市道の整備状況】

(単位：m、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
道路実延長 (m)	769,769	771,424	772,728	773,459	773,964	774,301	774,556	774,458	774,658
舗装済延長 (m)	528,908	530,843	532,926	534,524	535,427	536,031	536,357	536,923	537,186
舗装率 (%)	68.7	68.8	69.0	69.1	69.2	69.2	69.2	69.3	69.3
改良済延長 (m)	448,623	451,075	452,772	454,387	455,503	456,251	457,046	457,927	458,589
改良率 (%)	58.3	58.5	58.6	58.7	58.9	58.9	59.0	59.1	59.2

資料：道路整備課

#### 第5節 事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり〔安全安心〕

##### 【交通事故発生件数】

(単位：件、人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
発生件数(件)	376	337	344	286	290	203	198	185	184
死者数 (人)	1	0	3	0	2	2	0	1	3
負傷者数(人)	502	428	428	359	368	254	242	208	226
人口千人当たり 発生件数 (件)	4.5	4.0	4.1	3.4	3.4	3.0	2.9	2.5	3.9

資料：地域安全課

#### 第6節 すべての人の命を守る災害に強いまちづくり〔国土強靱化〕

##### 【自主防災組織結成行政区域と消防団員数】

(単位：行政区、人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
行政区数	43	43	43	47	48	51	54	56	57
団員数	460	488	483	475	476	461	459	458	424

資料：防災課

## 第6章 豊かな自然を守り育てる優しさあるまち【環境】

### 第1節 多様な自然と人々が共に生きるまちづくり〔自然環境〕

【牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化】

（単位：mg/l）

	環境基準	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
小野川（東獺穴）	2mg/l 以下	2.2	1.9	1.8	1.6	1.7	1.7	1.4	1.4	1.7
小野川（小野川橋〔島田〕）	2mg/l 以下	1.9	2.1	2.1	2.0	1.8	1.9	1.6	2.2	2.8
稲荷川	3mg/l 以下	1.8	2.8	2.3	1.4	1.2	2.3	1.9	3.1	1.5
根古屋川	—	1.8	1.4	1.2	0.9	1.4	1.9	0.8	0.9	0.7

資料：環境政策課

### 第2節 市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり〔景観・公園〕

【「環境」の政策についての実感度（景観公園）】

（単位：%）

	2021年度	2022年度	2023年度
実感する	7.5	6.7	6.2
どちらかといえば実感する	39.0	34.0	33.5
どちらかといえば実感しない	27.9	32.7	32.3
実感しない	14.6	15.9	16.4
政策について知らない	11.1	10.7	11.6

資料：政策企画課（市民満足度調査）

### 第3節 資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり〔循環型社会〕

【バイオマスタウンに関する事業実績の推移】

（単位：ℓ）

事業	項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
廃棄食用油のバイオディーゼ化	BDF 製造量（ℓ）	62,800	82,600	93,790	73,700	70,800	59,180	50,070	45,770	37,900
耕作放棄地の再生による資源作物の栽培	菜種の栽培面積（ha）	4.0	2.5	2.7	0.0	1.3	—	—	—	—
食品廃棄物の堆肥化・バイオガス化	生ゴミ回収量（t）	85.8	83.9	79.1	75.5	—	—	—	—	—
木質バイオマスの利活用	剪定枝等回収量（t）	264.0	325.0	279.0	278.0	261.0	—	—	—	—
し尿汚泥の利活用	肥料生産量（t）	10.9	5.0	6.0	11.0	14.0	—	—	—	—

資料：環境政策課

#### 第4節 人と地球にやさしいまちづくり〔環境衛生〕

##### 【不法投棄発生状況と収集処理経費】

(単位：件、千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一般廃棄物〔家電品・タイヤ等〕建築廃材（焼却灰を含む）（件）	118	97	93	91	96	241	209	282	272
車両等（自転車・自動車）（件）	31	35	17	29	24	15	13	5	6
不法投棄発生件数合計（件）	149	132	110	120	120	256	222	287	278
不法投棄収集処理経費（千円）	3,261	2,636	2,766	2,856	3,431	5,034	3,839	2,861	3,146

資料：廃棄物対策課

### 第7章 行政が市民に信頼されているまち【行政運営】

#### 第1節 市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり〔窓口サービス〕

##### 【マイナンバーカード発行枚数と普及率 2023年度】

(単位：枚、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行枚数（枚）	2,384	2,021	1,998	1,493	1,685	1,018	243	209	205	171	268	281
発行総枚数（枚）	57,477	59,498	61,496	62,989	64,674	65,692	65,935	66,144	66,349	66,520	66,788	67,069
普及率（%）	68.0	70.4	72.8	74.7	76.7	77.9	78.2	78.5	78.7	78.9	79.2	79.6

資料：総合窓口課

#### 第2節 地域に密着した職員、コンプライアンス重視の組織づくり〔行政組織〕

##### 【市の職員数】

(単位：人)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市長事務部局	324	315	304	299	296	290	295	288	292	293	298	291	303	296
教育委員会	54	53	49	48	47	44	45	48	53	54	47	47	49	47
議会事務局	3	3	3	3	3	3	5	4	4	5	5	4	4	4
公営企業体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業委員会	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3
監査委員会	3	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
選挙管理事務局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	387	376	361	355	351	342	350	346	355	358	357	348	362	353

資料：人事課

#### 第4節 公共施設の整備による安定した行政サービスの提供〔公共施設〕

##### 【「行政運営」の政策についての実感度】

(単位：%)

	2021年度	2022年度	2023年度
実感する	3.7	4.4	3.0
どちらかといえば実感する	24.6	23.3	23.0
どちらかといえば実感しない	38.1	36.0	36.6
実感しない	15.2	16.3	15.2
政策について知らない	18.4	20.0	22.1

資料：政策企画課（市民満足度調査）

#### 第5節 課税や契約行為における公平性や透明性の確保〔課税・契約〕

##### 【市税収納率】

(単位：%)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
現年度分	97.4	97.6	97.8	98.0	98.1	98.3	98.6	98.8	98.8	98.7	98.8	98.9	99.1	99.0	99.1
過年度分	14.6	15.4	15.6	15.1	16.5	17.8	23.3	26.4	27.3	26.4	25.7	26.1	24.3	26.1	24.5

資料：収納課

#### 第6節 財政運営の透明性、納得性の確保〔財政運営〕

##### 【実質公債費比率】

(単位：%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
牛久市	2.4	1.7	2.1	2.1	2.4	2.5	2.4	2.6	3.0
茨城県平均	7.3	6.9	6.8	6.8	6.7	6.5	6.3	6.4	6.6

資料：財政課

### 3. 策定経過

時期	事項	内容
2024年（令和6年） 6月25日～27日	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野の団体における現状等について</li> <li>【市民共創】4団体6名</li> <li>【健康・医療・福祉】8団体8名</li> <li>【教育・文化】6団体7名</li> <li>【しごと】3団体4名</li> <li>【生活基盤・環境】3団体4名</li> </ul>
2024年（令和6年） 7月4日	牛久市総合計画策定委員会 （第1回）・ 牛久市まち・ひと・しごと創 生本部幹事会（第1回） 〔書面協議〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画・総合戦略の策定方針と基本構想の概要</li> <li>・基礎的調査報告（本市を取り巻く状況、市民満足度調査、達成状況調査）</li> <li>・牛久市人口ビジョンの検証</li> </ul>
2024年（令和6年） 7月17日～25日	各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期計画策定に向けた計画の変更点の確認、現状および課題について</li> </ul>
2024年（令和6年） 8月2日	牛久市総合計画審議会 （第1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画・総合戦略の策定方針と基本構想の概要</li> <li>・基礎的調査報告（本市を取り巻く状況、市民満足度調査、達成状況調査）</li> <li>・牛久市人口ビジョンの検証</li> </ul>
2024年（令和6年） 8月3日	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなが笑顔になれるまちを考える総合計画ワークショップ</li> <li>参加者21名</li> <li>協力者（団体ヒアリング参加団体より）7名</li> </ul>
2024年（令和6年） 8月5日	牛久市まち・ひと・しごと創 生推進会議（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画・総合戦略の策定方針と基本構想の概要</li> <li>・基礎的調査報告（本市を取り巻く状況、市民満足度調査、達成状況調査）</li> </ul>
2024年（令和6年） 9月26日	牛久市総合計画策定委員会 （第2回）・ 牛久市まち・ひと・しごと創 生本部幹事会（第2回） 〔合同会議〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種実施結果報告（団体ヒアリングとりまとめ報告、市民ワークショップ実施報告）</li> <li>・総合計画の策定に向けた課題の整理</li> <li>・牛久市人口ビジョン（案）</li> <li>・総合戦略の策定に向けた課題の整理と骨子案</li> </ul>

時期	事項	内容
2024年（令和6年） 10月16日	総合計画審議会 （第2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種実施結果報告について（団体ヒアリングとりまとめ報告、市民ワークショップ実施報告）</li> <li>総合計画の策定に向けた課題の整理</li> <li>牛久市人口ビジョン（案）</li> </ul>
2024年（令和6年） 10月21日	まち・ひと・しごと創生推進 会議（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種実施結果報告について（団体ヒアリングとりまとめ報告、市民ワークショップ実施報告）</li> <li>総合計画の策定に向けた課題の整理</li> <li>牛久市人口ビジョン（案）</li> <li>総合戦略の策定に向けた課題の整理と骨子案</li> </ul>
2024年（令和6年） 11月18日	総合計画策定委員会（第3 回）・ まち・ひと・しごと創生本部 幹事会（第3回） [書面協議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種素案について（牛久市第4次総合計画第2期基本計画、牛久市人口ビジョン、牛久市デジタル田園都市構想総合戦略）</li> </ul>
2024年（令和6年） 12月19日	総合計画審議会 （第3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種素案について（牛久市第4次総合計画第2期基本計画、牛久市人口ビジョン、牛久市デジタル田園都市構想総合戦略）</li> </ul>
	まち・ひと・しごと創生推進 会議（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告事項（パブリックコメントの実施について）</li> </ul>
2025年（令和7年） 1月17日	まち・ひと・しごと創生本部 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種素案について（牛久市第4次総合計画第2期基本計画、牛久市人口ビジョン、牛久市デジタル田園都市構想総合戦略）</li> </ul>
2025年（令和7年） 1月20日～2月19日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内7箇所及び市ホームページにおいて実施 意見提出者 5名</li> </ul>
2025年（令和7年） 2月27日	総合計画策定委員会・幹事会 （第4回）・ まち・ひと・しごと創生本部 幹事会（第4回） [書面協議]	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント実施結果と回答について</li> <li>各種原案（牛久市第4次総合計画第2期基本計画、牛久市人口ビジョン、牛久市デジタル田園都市構想総合戦略）について</li> <li>答申案について</li> </ul>

時期	事項	内容
2025年（令和7年） 3月18日	総合計画審議会（第4回）・ まち・ひと・しごと創生推進 会議（第4回） 〔合同会議〕 答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果と回答について</li> <li>・各種原案（牛久市第4次総合計画第2期基本計画、牛久市人口ビジョン、牛久市デジタル田園都市構想総合戦略）について</li> <li>・答申案について</li> </ul>
2025年（令和7年） 3月25日	庁議 兼まち・ひと・しごと創生推 進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種計画の決定</li> </ul>

## 4. 牛久市総合計画審議会

### 4-1. 牛久市総合計画審議会条例

昭和46年10月30日  
条例第27号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、牛久市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、牛久市計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般市民
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附則(昭和51年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和61年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和61年条例第29号)

この条例は、昭和61年6月1日から施行する。

#### 4-2. 牛久市総合計画審議会委員名簿

(◎は会長、○は副会長)

区 分	役 職	氏 名
学識経験者	筑波大学教授（都市計画審議会会長、公共交通会議副会長、行革推進委員会副会長他）	岡本 直久 ◎
学識経験者	弁護士、牛久市行政不服審査会会長	堀 賢介
学識経験者	環境審議会委員	浅野 明宏
市民	市区長会会長	大橋 澄子
市民	市商工会会長	野口 知重
市民	牛久市近代農業促進協議会会長、市農業委員	藤田 文男
市民	市教育委員	八木橋 晴美
市民	みらい子育てネットおひさま代表	佐藤 美代子
市民	牛久市障害者連合会会長	福田 進久
市民	民生委員児童委員連絡協議会会長	廣川 智一
市民	牛久市文化協会会長	種子田 孝子
市職員	副市長	鷹羽 伸一 ○

#### 4-3. 諮問

牛久市諮問第13号  
令和6年7月29日

牛久市総合計画審議会会長 様

牛久市長 沼田 和利

### 諮 問 書

牛久市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

#### 記

##### 1. 諮問事項

牛久市第4次総合計画第2期基本計画（案）の内容について

##### 2. 内 容

牛久市第4次総合計画第2期基本計画（案）の内容について意見を求める。

#### 4-4. 答申

令和7年3月18日

牛久市長 沼田和利 殿

牛久市総合計画審議会  
会長 岡本直久

#### 牛久市第4次総合計画・第2期基本計画 について（答申）

令和6年7月29日付牛久市諮問第13号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、本案を適切なものと判断し答申します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の点について特段の配慮のもと、着実に計画を推進していくよう求めます。

#### 記

- 第2期基本計画については、総合計画基本構想におけるまちづくりの将来像の実現に向けて、「牛久市人口ビジョン」及び「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」と一体的に、一元的な進行管理のもと、取り組まれない。
- 本計画の「7つの重点プロジェクト」については、全庁的な連携を図り、分野横断的に推進されたい。

## 5. 牛久市総合計画策定委員会

### 5-1. 牛久市総合計画策定委員会設置要項

平成元年 11 月 15 日  
訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 総合計画(基本構想、基本計画)の策定について必要な事項を調整・協議するため、牛久市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画に関する事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 牛久市部等設置条例(平成 16 年条例第 1 号)第 1 条に規定する部及び室の長
- (4) 牛久市議会事務局設置条例(平成 7 年条例第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する事務局長
- (5) 牛久市教育委員会事務局組織規則(昭和 57 年教委規則第 2 号)第 8 条第 1 項に規定する教育部長
- (6) 牛久市行政組織規則(昭和 54 年規則第 5 号)第 4 条第 2 項に規定する次長
- (7) 牛久市議会事務局規程(平成 7 年議会訓令第 1 号)第 3 条に規定する次長
- (8) 牛久市教育委員会事務局組織規則第 8 条第 1 項に規定する次長
- (9) 牛久市行政組織規則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項に規定する課の長
- (10) 牛久市議会事務局規程第 3 条に規定する課長
- (11) 牛久市監査委員事務局設置条例(昭和 62 年条例第 14 第 2 条第 1 項に規定する局長
- (12) 牛久市農業委員会事務局処務規程(昭和 52 年農委規程第 1 号)第 3 条第 1 項に規定する事務局長
- (13) 牛久市教育委員会事務局組織規則第 3 条第 1 項に規定する課の長
- (14) 牛久市立図書館条例(平成 5 年条例第 3 号)第 3 条に規定する館長  
(全部改正〔平成 17 年訓令 13 号〕、一部改正〔平成 19 年訓令 10 号・21 年 1 号・22 年 1 号・28 年 10 号〕)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、総合計画主管部(室)長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(追加〔平成 17 年訓令 13 号〕、一部改正〔平成 19 年訓令 10 号・28 年 10 号〕)

(牛久市総合計画策定サポートチーム)

第 5 条 策定委員会の補助機関として牛久市総合計画策定サポートチームを置く。

(全部改正〔平成 17 年訓令 18 号〕)

(会議の開催)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

(一部改正〔平成 17 年訓令 13 号〕)

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、総合計画主管課において行う。

(一部改正〔平成 15 年訓令 5 号・17 年 13 号〕)

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、他に定めるものを除き必要な事項は、委員長が定める。

(一部改正〔平成17年訓令第13号〕)

附則

この要項は、公布の日から施行する。

附則(平成13年訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附則(平成14年訓令第7号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成15年訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成16年訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成17年訓令第13号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成17年訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成19年訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成21年訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成22年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成28年訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## 5-2. 牛久市総合計画策定委員会委員名簿

副市長(委員長)		鷹羽 伸一
教育長		川村 始子
市長公室長		飯野 喜行
経営企画部長(副委員長)		糸賀 修
総務部長		野口 克己
市民部長		吉田 茂男
保健福祉部長		渡辺 恭子
環境経済部長		二野屏 公司
建設部長		長谷川 啓一
議会事務局長		大里 明子
教育部長		小川 茂生
市長公室	次長兼秘書課長	稲葉 健一
	営業戦略課長	池田 祐介
	広報広聴課長	山口 功
経営企画部	次長兼政策企画課長兼 公共交通対策室長	淀川 欽市
	デジタル推進課長	大町 泰介
	財政課長	池邊 喬一
総務部	次長兼人事課長	石野 尚生
	次長兼契約検査課長	門倉 史明
	総務課長	橋本 円
	管財課長兼車両管理室長	小林 浩子
	税務課長	晝田 典義
	収納課長	大和田 伸一
市民部	次長兼市民活動課長兼 男女共同参画推進室長	斎藤 正浩
	総合窓口課長	橋本 早苗
	地域安全課長	齊藤 孝順
	防災課長	北澤 徹
保健福祉部	次長兼社会福祉課長	石塚 悟
	次長兼医療年金課長	宮本 史朗
	障がい福祉課長	富田 香織
	保育課長	児玉 裕子

	高齢福祉課長	久米 健一
	こども家庭課長	長江 弘美
	健康づくり推進課長	野口 信子
環境経済部	次長	藤木 光二
	次長兼廃棄物対策課長	岩瀬 義幸
	未来創造課長兼消費生活センター長 兼企業誘致推進室長	椎名 弘文
	農業政策課長	後藤 勇雄
	環境政策課長	飯島 敦子
建設部	次長	野島 正弘
	都市計画課長	飯島 章友
	空家対策課長	柴田 賢治
	建築住宅課長	中山 晋一郎
	道路整備課長	加藤 大典
	下水道課長	田仲 俊久
部外	会計管理者兼会計課長	関 達彦
	議会事務局庶務議事課長	飯田 晴男
	理事兼監査委員事務局長	本多 聡
	農業委員会事務局長	榎本 友好
教育委員会	次長兼教育総務課長	吉田 充生
	次長兼スポーツ推進課長	高橋 頼輝
	教育施設課	北島 道夫
	教育支援課長	柴山 信一
	生涯学習課長	糸賀 珠絵
	中央図書館長	山越 義弘

## 6. 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議

### 6-1. 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例

令和2年3月24日  
条例第2号

(設置)

第1条 牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民で組織する団体の関係者
- (2) 産業分野の関係者
- (3) 教育分野の関係者
- (4) 金融分野の関係者
- (5) 労働分野の関係者
- (6) メディア分野の関係者
- (7) 副市長
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置き、牛久市副市長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により、牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、残任期間と同一の期間とする。

## 6-2. 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会委員名簿

(期間：令和4年3月28日～令和7年3月27日)

(◎は会長、○は副会長)

分野	所属等名 役職	氏名
住民で組織する団体	牛久地区区長会 会長	穴塚 謙輔
住民で組織する団体	岡田地区区長会 会長	大橋 澄子
住民で組織する団体	奥野地区区長会 会長	橋本 庄司
産業分野	牛久市商工会青年部 部長	柳沼 和真
教育分野	筑波大学システム情報系 教授	岡本 直久 ○
金融分野	筑波銀行牛久支店 支店長	岡部 和幸
金融分野	常陽銀行牛久支店 支店長	磯前 賢次
労働分野	龍ヶ崎公共職業安定所 所長	杉山 朋久
メディア分野	NPO 法人 牛久コミュニティ放送 部長	沖山 真智子
副市長	牛久市 副市長	鷹羽 伸一 ◎

## 7. 牛久市まち・ひと・しごと創生本部

### 7-1. 牛久市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成 27 年 3 月 11 日  
告示第 31 号

#### (設置)

第 1 条 少子超高齢及び人口減少社会の急速な進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力溢れる地域社会を継続していくため、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、牛久市まち・ひと・しごと総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生に関する施策の推進及び進行管理を図るため、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 牛久市人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の進行管理に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

#### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員には、牛久市行政組織規則(昭和 54 年規則第 5 号)第 4 条に規定する理事にある者をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副市長、教育長の順序とする。

#### (会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

#### (幹事会)

第 6 条 本部の所掌事務に関する協議及び調整並びに本部長が決定した事務の実施に関する必要な事項の調整を行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には副市長を、副幹事長には教育長をもって充てる。
- 4 幹事は、牛久市行政組織規則第 4 条に規定する理事にある者をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

#### (推進会議)

第 7 条 本部長は、本部及び幹事会において協議する事項について、広く関係者の意見を反映するため、本部に推進会議を置くことができる。

2 推進会議の設置、構成及び運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

#### (プロジェクトチーム)

第8条 幹事長は、幹事会において協議する事項について、調査及び検討を行うため、幹事会にプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの設置、構成及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、政策企画課において処理する。

(一部改正〔平成28年告示85号〕)

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成28年告示第85号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 7-2. 牛久市まち・ひと・しごと創生推進本部委員名簿

市長(本部長)	沼田 和利
副市長(副本部長)	鷹羽 伸一
教育長(副本部長)	川村 始子
市長公室長	飯野 喜行
経営企画部長	糸賀 修
総務部長	野口 克己
市民部長	吉田 茂男
保健福祉部長	渡辺 恭子
環境経済部長	二野屏 公司
建設部長	長谷川 啓一
議会事務局長	大里 明子
教育部長	小川 茂生
市長公室 次長	稲葉 健一
経営企画部 次長	淀川 欽市
総務部 次長	石野 尚生
総務部 次長	門倉 史明
市民部 次長	斎藤 正浩
保健福祉部次長	石塚 悟
保険福祉部次長	宮本 史朗
環境経済部次長	藤木 光二
環境経済部次長	岩瀬 義幸
建設部次長	野島 正弘
教育委員会次長	吉田 充生
教育委員会次長	高橋 頼輝

### 7-3. 牛久市まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会委員名簿

副市長(幹事長)	鷹羽 伸一
教育長(副幹事長)	川村 始子
市長公室長	飯野 喜行
経営企画部長	糸賀 修
総務部長	野口 克己
市民部長	吉田 茂男
保健福祉部長	渡辺 恭子
環境経済部長	二野屏 公司
建設部長	長谷川 啓一
議会事務局長	大里 明子
教育部長	小川 茂生
市長公室 次長	稲葉 健一
経営企画部 次長	淀川 欽市
総務部 次長	石野 尚生
総務部 次長	門倉 史明
市民部 次長	斎藤 正浩
保健福祉部次長	石塚 悟
保険福祉部次長	宮本 史朗
環境経済部次長	藤木 光二
環境経済部次長	岩瀬 義幸
建設部次長	野島 正弘
教育委員会次長	吉田 充生
教育委員会次長	高橋 頼輝





茨城県 牛久市

## 牛久市第4次総合計画第2期基本計画

---

発行日 令和7年3月

発行 茨城県牛久市

編集 経営企画部政策企画課

住所 〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1

TEL 029-873-2111